

平成30年第1回

名寄市議会定例会会議録目次

第1号（2月26日）

1. 議事日程	1
1. 本日の会議に付した事件	2
1. 出席議員	3
1. 欠席議員	3
1. 事務局出席職員	3
1. 説明員	3
1. 開会宣告・開議宣告	4
1. 日程第1. 会議録署名議員指名	4
1. 日程第2. 会期の決定（30日間）	4
1. 日程第3. 行政報告（加藤市長）	4
1. 休憩宣告	14
1. 再開宣告	14
1. 日程第4. 議案第1号 名寄市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する 基準等を定める条例の制定について	14
○提案理由説明（加藤市長）	14
○質疑（熊谷吉正議員）	14
1. 休憩宣告	18
1. 再開宣告	18
○原案可決	18
1. 日程第5. 議案第2号 名寄市個人情報保護条例の一部改正について	18
○提案理由説明（加藤市長）	18
○質疑（川村幸栄議員）	18
○質疑（熊谷吉正議員）	20
1. 休憩宣告	21
1. 再開宣告	21
○原案可決	23
1. 休憩宣告	23
1. 再開宣告	23
1. 日程第6. 議案第3号 名寄市介護保険条例の一部改正について	23
○提案理由説明（加藤市長）	23
○市民福祉常任委員会付託	24
1. 日程第7. 議案第4号 名寄市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指	

定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について	24
○提案理由説明（加藤市長）	24
○原案可決	24
1. 日程第8. 議案第5号 名寄市営住宅管理条例の一部改正について	24
○提案理由説明（加藤市長）	24
○原案可決	24
1. 日程第9. 議案第6号 名寄市企業立地促進条例の一部改正について	25
○提案理由説明（加藤市長）	25
○原案可決	25
1. 日程第10. 議案第7号 名寄市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について	25
○提案理由説明（加藤市長）	25
○原案可決	25
1. 日程第11. 議案第8号 名寄市肉牛繁殖センター条例の廃止について	25
○提案理由説明（加藤市長）	25
○質疑（熊谷吉正議員）	26
○原案可決	26
1. 日程第12. 議案第9号 名寄市第7期高齢者保健医療福祉計画・介護保険事業計画を定めることについて	26
○提案理由説明（加藤市長）	26
○議事延期	27
1. 日程第13. 議案第10号 平成29年度名寄市一般会計補正予算（第5号）	27
○提案理由説明（加藤市長）	27
○追加説明（中村総務部長）	27
○原案可決	28
1. 日程第14. 議案第11号 平成29年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	28
○提案理由説明（加藤市長）	28
○原案可決	29
1. 日程第15. 議案第12号 平成29年度名寄市介護保険特別会計補正予算（第2号）	29
○提案理由説明（加藤市長）	29
○原案可決	30
1. 日程第16. 議案第13号 平成29年度名寄市下水道事業特別会計補正予算（第2号）	30
○提案理由説明（加藤市長）	30
○原案可決	30

1. 日程第17. 議案第14号 平成29年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計補正予算(第2号)	31
○提案理由説明(加藤市長)	31
○原案可決	31
1. 日程第18. 議案第15号 平成29年度名寄市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)	31
○提案理由説明(加藤市長)	31
○原案可決	32
1. 日程第19. 議案第16号 平成29年度名寄市病院事業会計補正予算(第1号)	32
○提案理由説明(加藤市長)	32
○原案可決	32
1. 日程第20. 議案第17号 平成29年度名寄市水道事業会計補正予算(第2号)	33
○提案理由説明(加藤市長)	33
○原案可決	33
1. 日程第21. 議案第18号 平成30年度名寄市一般会計予算ないし議案第27号 平成30年度名寄市水道事業会計予算	33
○提案理由説明(加藤市長)	33
○予算審査特別委員会設置・付託	34
1. 日程第22. 議案第28号 平成29年度名寄市一般会計補正予算(第6号)	34
○提案理由説明(加藤市長)	34
○原案可決	35
1. 日程第23. 報告第1号 専決処分した事件の報告について	35
○提案理由説明(加藤市長)	35
○報告済	35
1. 日程第24. 報告第2号 名寄市国民保護計画の変更について	35
○提案理由説明(加藤市長)	35
○報告済	35
1. 休会の決定	35
1. 散会宣告	35

第 2 号（3 月 1 3 日）

1. 議事日程	3 7
1. 本日の会議に付した事件	3 7
1. 出席議員	3 7
1. 欠席議員	3 7
1. 事務局出席職員	3 7
1. 説明員	3 7
1. 開議宣告	3 8
1. 日程第 1. 会議録署名議員指名	3 8
1. 日程第 2. 一般質問	3 8
○質問（東川孝義議員）	3 8
○質問（山崎真由美議員）	4 8
1. 休憩宣告	6 0
1. 再開宣告	6 0
○質問（川口京二議員）	6 0
○質問（佐久間 誠議員）	6 9
1. 休憩宣告	7 9
1. 再開宣告	8 0
○質問（佐々木 寿議員）	8 0
1. 散会宣告	9 0

第 3 号（3 月 1 4 日）

1. 議事日程	9 1
1. 本日の会議に付した事件	9 1
1. 出席議員	9 1
1. 欠席議員	9 1
1. 事務局出席職員	9 1
1. 説明員	9 1
1. 開議宣告	9 2
1. 日程第 1. 会議録署名議員指名	9 2
1. 日程第 2. 一般質問	9 2
○質問（高野美枝子議員）	9 2
○質問（佐藤 靖議員）	1 0 3
1. 休憩宣告	1 1 4
1. 再開宣告	1 1 4
○質問（高橋伸典議員）	1 1 4
○質問（野田三樹也議員）	1 2 5
1. 休憩宣告	1 3 5
1. 再開宣告	1 3 5
○質問（塩田昌彦議員）	1 3 5
1. 散会宣告	1 4 6

第 4 号（3 月 1 5 日）

1. 議事日程	1 4 9
1. 本日の会議に付した事件	1 4 9
1. 出席議員	1 4 9
1. 欠席議員	1 4 9
1. 事務局出席職員	1 4 9
1. 説明員	1 4 9
1. 開議宣告	1 5 0
1. 日程第 1. 会議録署名議員指名	1 5 0
1. 日程第 2. 一般質問	1 5 0
○質問（奥村英俊議員）	1 5 0
○質問（川村幸栄議員）	1 6 3
1. 休憩宣告	1 7 4
1. 再開宣告	1 7 4
○質問（山田典幸議員）	1 7 4
○質問（熊谷吉正議員）	1 8 6
1. 日程第 3. 議案第 2 9 号 平成 2 9 年度名寄市一般会計補正予算（第 7 号）	2 0 0
○提案理由説明（加藤市長）	2 0 0
○質疑（熊谷吉正議員）	2 0 0
○原案可決	2 0 1
1. 休会の決定	2 0 1
1. 散会宣告	2 0 1

第 5 号（3 月 27 日）

1. 議事日程	203
1. 本日の会議に付した事件	204
1. 出席議員	205
1. 欠席議員	205
1. 事務局出席職員	205
1. 説明員	205
1. 開議宣告	206
1. 日程第1. 会議録署名議員指名	206
1. 松島市立大学事務局長の訂正発言	206
1. 日程第2. 議案第3号 名寄市介護保険条例の一部改正について	206
○市民福祉常任委員長報告（熊谷吉正委員長）	206
○原案可決	209
1. 休憩宣告	209
1. 再開宣告	209
1. 日程第3. 議案第18号 平成30年度名寄市一般会計予算ないし議案第27号 平成30年度名寄市水道事業会計予算	209
○予算審査特別委員長報告（塩田昌彦委員長）	209
1. 休憩宣告	210
1. 再開宣告	210
○原案可決	210
1. 日程第4. 議案第9号 名寄市第7期高齢者保健医療福祉計画・介護保険事業計画 を定めることについて	210
○質疑（佐久間 誠議員）	211
1. 休憩宣告	211
1. 再開宣告	211
○質疑（川村幸栄議員）	212
1. 休憩宣告	213
1. 再開宣告	213
○質疑（熊谷吉正議員）	213
1. 休憩宣告	216
1. 再開宣告	216
○原案可決	217
1. 日程第5. 議案第30号 名寄市国民健康保険税条例の一部改正について	218
○提案理由説明（加藤市長）	218
○原案可決	218

1. 日程第6. 議案第31号 名寄市立大学条例及び名寄市立大学の授業料等徴収条例 の一部改正について……………	218
○提案理由説明(加藤市長)……………	218
○原案可決……………	218
1. 日程第7. 議案第32号 名寄市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について……………	218
○提案理由説明(加藤市長)……………	218
○原案可決……………	219
1. 日程第8. 議案第33号 名寄市国民健康保険条例の一部改正について……………	219
○提案理由説明(加藤市長)……………	219
○原案可決……………	219
1. 日程第9. 議案第34号 名寄市病院事業の設置等に関する条例の一部改正につい て……………	219
○提案理由説明(加藤市長)……………	219
○原案可決……………	219
1. 日程第10. 議案第35号 平成29年度名寄市一般会計補正予算(第8号)……………	220
○提案理由説明(加藤市長)……………	220
○原案可決……………	220
1. 日程第11. 議案第36号 平成29年度名寄市食肉センター事業特別会計補正予 算(第2号)……………	220
○提案理由説明(加藤市長)……………	220
○原案可決……………	220
1. 日程第12. 意見書案第1号 地方公務員法及び地方自治法の一部改正における新 たな一般職非常勤職員の処遇改善と雇用安定に関す る意見書 意見書案第2号 生活保護世帯の子どもたちの大学等への進学に関す る意見書 意見書案第3号 「TPP11」に係る十分な情報公開と国内農業対 策を求める意見書 意見書案第4号 洪水回避等を目的とした流量確保のための中小河川 の河道掘削の予算の確保を求める意見書 意見書案第5号 地方路線問題調査特別委員会での徹底した審議を求 める意見書……………	220
○原案可決……………	221
1. 日程第13. 報告第3号 例月現金出納検査報告、定期監査報告について……………	221
○報告済……………	221
1. 日程第14. 議会改革調査特別委員会報告について……………	221
○議会改革調査特別委員長報告(山田典幸委員長)……………	221
○報告済……………	224

1. 日程第15. 閉会中継続審査（調査）の申し出について.....	2 2 4
○継続審査（調査）決定.....	2 2 4
1. 休憩宣告.....	2 2 4
1. 再開宣告.....	2 2 4
1. 和泉市立総合病院院長、病院事業管理者就任挨拶.....	2 2 4
1. 閉会宣告.....	2 2 5
1. 質問文書表.....	2 2 7
1. 議決結果表.....	2 3 2

平成30年第1回名寄市議会定例会会議録
開会 平成30年2月26日（月曜日）午前10時00分

1. 議事日程

- | | | | |
|-------|--|-------|---|
| 日程第1 | 会議録署名議員指名 | 日程第16 | 議案第13号 平成29年度名寄市下水道事業特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第2 | 会期の決定 | 日程第17 | 議案第14号 平成29年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第3 | 行政報告 | 日程第18 | 議案第15号 平成29年度名寄市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第4 | 議案第1号 名寄市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について | 日程第19 | 議案第16号 平成29年度名寄市病院事業会計補正予算（第1号） |
| 日程第5 | 議案第2号 名寄市個人情報保護条例の一部改正について | 日程第20 | 議案第17号 平成29年度名寄市水道事業会計補正予算（第2号） |
| 日程第6 | 議案第3号 名寄市介護保険条例の一部改正について | 日程第21 | 議案第18号 平成30年度名寄市一般会計予算 |
| 日程第7 | 議案第4号 名寄市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について | | 議案第19号 平成30年度名寄市国民健康保険特別会計予算 |
| 日程第8 | 議案第5号 名寄市営住宅管理条例の一部改正について | | 議案第20号 平成30年度名寄市介護保険特別会計予算 |
| 日程第9 | 議案第6号 名寄市企業立地促進条例の一部改正について | | 議案第21号 平成30年度名寄市下水道事業特別会計予算 |
| 日程第10 | 議案第7号 名寄市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について | | 議案第22号 平成30年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計予算 |
| 日程第11 | 議案第8号 名寄市肉牛繁殖センター条例の廃止について | | 議案第23号 平成30年度名寄市食肉センター事業特別会計予算 |
| 日程第12 | 議案第9号 名寄市第7期高齢者保健医療福祉計画・介護保険事業計画を定めることについて | | 議案第24号 平成30年度名寄市後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第13 | 議案第10号 平成29年度名寄市一般会計補正予算（第5号） | | 議案第25号 平成30年度名寄市立大学特別会計予算 |
| 日程第14 | 議案第11号 平成29年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算（第3号） | | 議案第26号 平成30年度名寄市病院事業会計予算 |
| 日程第15 | 議案第12号 平成29年度名寄市介 | | 議案第27号 平成30年度名寄市水道事業会計予算 |

- 日程第22 議案第28号 平成29年度名寄市一般会計補正予算（第6号）
- 日程第23 報告第1号 専決処分した事件の報告について
- 日程第24 報告第2号 名寄市国民保護計画の変更について

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 行政報告
- 日程第4 議案第1号 名寄市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について
- 日程第5 議案第2号 名寄市個人情報保護条例の一部改正について
- 日程第6 議案第3号 名寄市介護保険条例の一部改正について
- 日程第7 議案第4号 名寄市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について
- 日程第8 議案第5号 名寄市営住宅管理条例の一部改正について
- 日程第9 議案第6号 名寄市企業立地促進条例の一部改正について
- 日程第10 議案第7号 名寄市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第8号 名寄市肉牛繁殖センター条例の廃止について
- 日程第12 議案第9号 名寄市第7期高齢者保健医療福祉計画・介護保険事業計画を定めることについて
- 日程第13 議案第10号 平成29年度名寄市一般会計補正予算（第5号）
- 日程第14 議案第11号 平成29年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算（第3

- 号）
- 日程第15 議案第12号 平成29年度名寄市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第16 議案第13号 平成29年度名寄市下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第17 議案第14号 平成29年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第18 議案第15号 平成29年度名寄市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 日程第19 議案第16号 平成29年度名寄市病院事業会計補正予算（第1号）
- 日程第20 議案第17号 平成29年度名寄市水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第21 議案第18号 平成30年度名寄市一般会計予算
議案第19号 平成30年度名寄市国民健康保険特別会計予算
議案第20号 平成30年度名寄市介護保険特別会計予算
議案第21号 平成30年度名寄市下水道事業特別会計予算
議案第22号 平成30年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計予算
議案第23号 平成30年度名寄市食肉センター事業特別会計予算
議案第24号 平成30年度名寄市後期高齢者医療特別会計予算
議案第25号 平成30年度名寄市立大学特別会計予算
議案第26号 平成30年度名寄市病院事業会計予算
議案第27号 平成30年度名寄市水道事業会計予算
- 日程第22 議案第28号 平成29年度名寄市一般会計補正予算（第6号）
- 日程第23 報告第1号 専決処分した事件の報告

について
 日程第24 報告第2号 名寄市国民保護計画の変
 更について

1. 出席議員(17名)

議長	17番	黒井	徹	議員
副議長	14番	佐藤	靖	議員
	2番	山崎	真由美	議員
	3番	野田	三樹也	議員
	4番	川口	京二	議員
	5番	川村	幸栄	議員
	6番	奥村	英俊	議員
	7番	高野	美枝子	議員
	8番	佐久間	誠	議員
	9番	東川	孝義	議員
	10番	塩田	昌彦	議員
	11番	山田	典幸	議員
	12番	大石	健二	議員
	13番	熊谷	吉正	議員
	15番	高橋	伸典	議員
	16番	佐々木	寿	議員
	18番	東	千春	議員

参事	監	松岡	将君
市民部長		三島裕二君	
健康福祉部長		田邊俊昭君	
経済部長		白田進君	
建設水道部長		天野信二君	
教育部長		小川勇人君	
市立総合病院		岡村弘重君	
事務部長			
市立大局学		松島佳寿夫君	
事務局長			
こども・高齢者		廣嶋淳一君	
支援室長			
営業戦略室長		水間剛君	
上下水道室長		粕谷茂君	
会計室長		常本史之君	
監査委員		上田盛一君	

1. 欠席議員(1名)

1番 浜田康子 議員

1. 事務局出席職員

事務局長	久保敏
書記	倉澤富美子
書記	開発恵美
書記	長正路慶

1. 説明員

市長	加藤剛士君
副市長	橋本正道君
副市長	久保和幸君
教育長	小野浩一君
総務部長	中村勝己君

○議長（黒井 徹議員） ただいまより平成30年第1回名寄市議会定例会を開会いたします。

本日の会議に1番、浜田康子議員から欠席の届け出がありました。

ただいまの出席議員数は17名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（黒井 徹議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第87条の規定により、

2番 山 崎 真由美 議員
16番 佐々木 寿 議員

を指名いたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第2 会期の決定について、お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日より3月27日までの30日間といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日より3月27日までの30日間と決定をいたしました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第3 これより行政報告を行います。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） おはようございます。本日、平成30年第1回定例会の開会にあたり、これまでの主な行政事項について、その概要を御報告申し上げます。

平成30年度の予算編成について申し上げます。

本市の平成30年度各会計予算は、骨格予算となりますが、名寄市総合計画（第2次）の将来像の実現に向けて、継続事業を中心とした様々な事業を盛り込んだ予算を編成しました。

主な事業について、ハード事業では北斗・新北斗公営住宅建設事業、風連中央小学校校舎・屋内運動場等改築事業などを、また、ソフト事業では保育士等奨学金返還支援助成金などの待機児童解消緊急対策事業や、これからのまちづくりの方針を示す名寄市都市計画マスタープラン見直し及び立地適正化計画策定委託業務などを盛り込みました。

これにより、一般会計の予算案は、前年度比4.4パーセント減の211億6,612万4千円となりました。なお、参考として、平成30年度より特別会計となる名寄市立大学特別会計を、今まで同様、一般会計で計上した場合の予算規模は、218億2,553万6,000円、前年度比1.5%減となっております。

また、名寄市立大学特別会計を含む7つの特別会計予算案は98億5,593万2千円、企業会計予算案は131億6,632万3千円、全会計の総額で441億8,837万9千円となりました。

財源調整として、財政調整基金で7億4,875万5千円の取崩しを、また、老朽化した公共施設設備の更新などに係る事業の財源として、公共施設整備基金で4億円を取崩しましたが、今後の起債償還に備え、減債基金の積立を行い、将来の財政健全化を視野に入れた予算を編成しました。

今後、行財政改革に取り組むとともに、財政規律を遵守し、健全な財政運営に努めてまいります。

次に、男女共同参画社会の形成について申し上げます。

第2次名寄市男女共同参画推進計画に基づき、本年度新たな事業として、名寄市男女共同参画推進事業者等表彰を実施しました。男女共同参画の推進に理解と意欲があり、仕事と家庭の両立に配慮しながら、男女がともに働きやすく子育てしやすい職場環境づくりに積極的に取り組んでいる2事業所に対し、表彰状を贈呈しました。表彰式はなよろ雪質日本一フェスティバル会場で行い、広

く市民に周知することができました。

また、テレビやラジオで活躍中のお笑いコンビ「オクラホマ」の河野真也さんをお招きし、男女共同参画セミナーを開催しました。「仕事・家事・育児に追われてイラっとしたら笑えるチャンス～夫婦喧嘩を7割減らします～」をテーマにお話しいただき、会場内では終始笑いが絶えず、相手を思いやる気持ちの大切さについて御講演いただきました。

今後も市民に喜んでいただける事業を実施し、男女共同参画の普及と推進を図ってまいります。

次に、交流活動の推進について申し上げます。

東京都杉並区との交流については、2月11日から2日間、杉並区から代表団6人が本市を訪れ、「なよろ雪質日本一フェスティバル」と翌週に開催された「ふうれん冬まつり」のそれぞれの雪像コンクールに区長賞及び区議会議長賞を提供いただきました。

ふるさと会の交流については、旭川風連会の総会が2月4日に、さっぽろ名寄会の総会が2月17日にそれぞれ開催され、会員相互の親睦を深めつつ各種事業に取り組むことが確認されました。

また、東京なよろ会スキーツアーでは、5コースに約140人が参加される予定で、訪れていただいた皆様には、日本一の雪質やなよろ市立天文台「きたすばる」での星空観察、スノーシュー体験など、本市の魅力を堪能いただきました。

台湾との交流については、交流自治体中学生親善野球大会が台北市で開催され、本市から中学生16人が参加し、悪天候により訪台が1日遅れたものの、12月27日から4日間、台湾の中学生などと交流を深めてきました。

また、1月19日から8日間、台北市立中山国民中学の中学生ら17人が本市を訪れ、バドミントンの合宿や名寄中学校の生徒との交流を行ったほか、スキー体験や観光などを通じて、本市の冬の魅力を楽しんでいただきました。

次に、移住の推進について申し上げます。

首都圏でのプロモーション活動として1月21日に東京ビッグサイトで「JOIN移住・交流&地域おこしフェア」が開催されました。日本全国から455団体の出展があり、名寄市移住促進協議会も出展し、移住希望者の個別相談に応じてきています。

次に、広域行政の推進について申し上げます。

天塩川周辺11市町村で構成する「テッシ・オ・ペツ賑わい創出協議会」主催による「天塩川フォーラム」が2月4日に士別市民文化センターで開催され、関係者や地域住民約130人に来場いただきました。第1部では歴史小説作家の河治和香さんに幕末の探検家「松浦武四郎ってどんな人」と題して、北海道の名付け親である松浦武四郎の知られざる横顔について御講演をいただき、武四郎に関する認識を深めました。第2部では天塩川に関係の深い4人のパネリストにより、天塩川に関するこれまでの取組や今後の可能性について討議を行ないました。

今後は「テッシ・オ・ペツ賑わい創出協議会」の各地域において北海道命名150年にあたる本年の事業に向け準備を進めてまいります。

次に、定住自立圏について申し上げます。

2月15日には定住自立圏共生ビジョン懇談会を本市で開催し、圏域内各市町村の市民委員の皆様から、取組の実施状況について御意見をいただきました。

また、ヤマト運輸株式会社様から、本市との連携協定の取組を紹介いただくとともに、道北地域における物流の現状と課題について御講演いただきました。

今後とも、圏域全体としての必要な生活機能の確保、定住の受け皿形成のため、定住自立圏共生ビジョンの着実な推進を図ってまいります。

次に、病院事業について申し上げます。

市立総合病院の昨年4月から12月までにおける、患者取扱い状況については、入院患者数が延べ7万6,568人で前年比1,977人、0.3パーセ

ントの減少となっています。また、外来取扱い患者数は、16万9,126人で前年比2,147人、1.3パーセントの減少となっています。

入院収益については43億8,250万円で前年比1億6,182万円、3.8パーセントの増加となっています。また、外来収益は16億8,105万円で前年比379万円、0.2パーセントの増加となっています。この結果、収益の合計額は、60億6,355万円となり、前年比1億6,561万円、2.8パーセントの増加となっています。

次に、平成30年度の診療体制について申し上げます。

全国的に医師の偏在解消が課題となっていますが、当院の診療体制については、北海道医師養成確保修学資金制度による「地域枠」医師の配置により、呼吸器内科、皮膚科、産婦人科にそれぞれ1人増員し、加えて、新専門医制度における総合診療研修プログラムに登録した当院研修医が総合内科に1人増員の予定となっています。

また、初期臨床研修医については、1年次はマッチングシステムで決定された当院基幹型1人のほか、旭川医科大学から協力型3人を採用する予定で、2年次研修医と合わせて12人が当院で研鑽することとなります。

医師総数では減員となる診療科も一部ありますが、本年度同様の診療体制を確保できる見込みです。

次に、病院事業管理者の選任について申し上げます。

平成28年度に策定しました「新名寄市病院事業改革プラン」の重点項目である地方公営企業法全部適用への移行にあたり、新たな特別職として配置する病院事業管理者に、現病院長の和泉裕一氏を選任させていただくことを発表したところです。

和泉院長については、弾力的な病院経営に向けて、引き続き院長業務も継続していただくこととしています。

今後も道北第3次保健医療福祉圏の地方センター病院として、医療スタッフの人材確保に努めるとともに、圏域内の限られた医療資源を最大限に活用して、引き続き地域の病院や診療所と連携し、診療・看護体制の充実を図ってまいります。

次に、子育て支援の推進について申し上げます。

平成29年度新規事業の「認可外保育施設認可化等移行支援事業」については、本年度1所から小規模保育事業への認可化移行計画書の提出があり、補助金を支給し、移行支援を行いました。

今後も、さらなる子育て支援の充実に努めてまいります。

次に、高齢者施策の推進について申し上げます。

介護予防普及啓発事業及び認知症高齢者見守り事業として、昨年11月15日に国立研究開発法人国立長寿医療研究センターの進藤由美氏を講師に迎え、「今からでも遅くない！認知症の予防！～もの忘れがひどくなったと思ったら～」と題して介護予防・認知症講演会を開催しました。

市民の皆様をはじめ280人の参加をいただき、運動と計算・しりとりを組み合わせた「コグニサイズ」を参加者全員で行い、講演を通して認知症をいかに予防するか、どのような工夫をすれば症状が抑えられるかについて学ぶ機会となりました。

また、講演会に合わせて「地域包括ケアシステム構築に向けた医療・介護専門職向け研修会」や「地域包括ケアシステム構築に向けたワークショップ」を開催し、「どんな名寄だったら最後まで暮らし続けられるか～理想の名寄を語ろう～」をテーマに関係職員や高齢者・高齢者を支える市民などの参加をいただき、本市の地域包括ケアシステム構築に向け広く意見を聞くことができました。

次に、成年後見センターについて申し上げます。

認知症や知的障がい・精神障がいなどの理由から、十分な判断をすることができない方が、地域で安心して暮らすことができるよう、1月から名寄市社会福祉協議会に業務委託し、成年後見センター運営事業を開始いたしました。

これまでも市や関係機関において成年後見制度に係わる相談支援を実施してきましたが、今後は、成年後見センターを中核とし、関係機関との連携を進めるとともに、地域の権利擁護体制のより一層の充実に努めてまいります。

次に、消防事業について申し上げます。

平成29年中の火災件数は、8件で前年比4件の減となり、火災による負傷者が1人となっています。

火災種別では、建物火災7件、車両火災1件となっています。

救急出動件数は、1,099件で前年比33件の増となり、事故種別では、急病756件、一般負傷160件、交通事故59件、転院搬送75件、そのほか49件となっています。

救助出動件数については、39件で前年比8件の増となり、事故種別では、火災救助1件、交通救助24件、機械救助1件、水難救助1件、建物救助1件、そのほか11件となっています。

平成29年度の新規事業として、様々な救助事案に対応できる救助資機材・設備を積載した救助工作車が2月に導入されました。この車両は上川北部消防事務組合管内では初の導入となり、複雑・多様化する災害に迅速に対応し、これまで以上に市民の安心・安全を守る消防の使命を強固なものにできると期待しています。

予防行政については、住宅防火対策の推進として住宅用火災警報器の未設置世帯に対し、早急に設置することを一層促進するとともに、既存の住宅用火災警報器には、老朽化による機能劣化が懸念されることから、維持管理の啓発に努めてまいります。

また、住宅火災において、寝具類や衣類に着火して多くの死者が発生していることから防災品の普及推進を図ってまいります。

次に、防災対策の充実にについて申し上げます。

地震対策では、本年度、地震による崩壊を想定した忠烈布貯水池及び西風連ダムに関する「ため

池ハザードマップ」の作成を農村地域防災減災事業により実施しました。

今後は対象地区住民へハザードマップの配布を行うほか、市のホームページを活用し周知を行ってまいります。

水害対策では、昨年7月19日実施の「FIG-aなよろ課題を見つける避難訓練」、及び8月2日実施の「確実な避難のための防災セミナー」及び「なよろ夏休み防災科学スクール」の取組が評価され、総務省消防庁主催の「第22回防災まちづくり大賞」にて表彰されることとなりました。

今回の受賞により、本市の取組が全国に紹介されることから、地域防災力がより一層高まることを期待するとともに、自助共助の推進のため継続して取組を進めてまいります。

次に、住宅の整備について申し上げます。

北斗・新北斗団地建替事業では、昨年9月に着手した北斗団地の鉄筋コンクリート造2階建て1棟10戸の1月末現在の進捗率は約20パーセントとなっており、平成30年度建設分の実施設計については昨年8月に着手し、本年1月に完了しています。

長寿命化型改善工事に伴う風舞団地の平成30年度改修分の実施設計については、昨年7月末に着手し、本年1月に完了しています。

また、名寄市住宅マスタープラン第2次策定業務については、昨年6月末に着手し、本年3月完了予定となっています。

次に、水道事業について申し上げます。

安全安心な水道水を安定供給するための配水管網整備工事については、風連東4号南線配水管網整備工事ほか7路線、延長1,691メートルが1月中旬に全路線完了しています。

また、川西浄水場における機械及び電気設備更新工事は12月下旬に完了しています。

次に、下水道・個別排水事業について申し上げます。

本年度から2カ年で策定を予定している公共下

水道ストックマネジメント計画について、本年度は長期的な改築シナリオのシミュレーション及び調査点検計画の策定を行っており、3月上旬の完了を予定しています。

また、個別排水処理施設整備事業については、本年度10基の合併浄化槽の設置工事が完了しています。

次に、道路の整備について申し上げます。

社会資本整備総合交付金により整備を進めていた南1丁目右仲通その2工事については1月に工事を完了しています。

次に、市道の除排雪について申し上げます。

本年度の除排雪対策については、除雪延長438キロメートル、排雪延長150キロメートルを対象に進めており、排雪については、2月10日に生活道路の作業を完了しています。幹線道路では、降雪状況に応じて継続的に対応してまいります。

また、本年度は平年より降雪が若干多い年となりましたが、委託による排雪では最大4班体制の排雪作業を進めており、道路センター職員による作業では、本年度導入した除雪機械などにより、交差点のカット排雪や道路の狭い箇所での拡幅作業、雪山崩しなどの作業もあわせ、効果的な除排雪体制の確立を図ってまいりました。

引き続き、安全で安心な冬期間の道路交通網を確保するとともに、円滑な事業の推進に向けて努めてまいります。

次に、地域公共交通について申し上げます。

宗谷本線の維持・存続活動については、昨年12月23日に宗谷本線活性化推進協議会を開催し、事務担当者レベルで構成する幹事会がまとめた検討・分析の中間報告があり、北海道の経済・産業や道民の暮らしの安全・安心の基盤となる路線であることに鑑み、将来にわたって路線を持続的に維持していくための方策について、北海道とともに検討していくことが確認されました。引き続き、関係団体と連携し、議論を深めてまいります。

市内バス路線については、風連御料線の一部区間のデマンド化に向けて行っていた実証運行を1月31日に終了しました。今後は運行期間中に明らかとなった課題やアンケート調査などを通じた地域ニーズを踏まえ、運行プランの検討を行い本運行につなげてまいります。

また、そのほかの路線も含め、市内バス路線が利用しやすく効率的な公共交通となるよう、名寄市地域公共交通活性化協議会と連携し検討してまいります。

次に、農業・農村行政について申し上げます。

1月30日に市民文化センターで、名寄地域農業セミナーを開催し農産物の生産工程を管理する「GAP」の取組と、新たな農業共済制度となる「収入保険制度」についてそれぞれ講演を行い、生産者の皆さんが理解を深めることができました。

次に、米政策について申し上げます。

平成30年産の主食用米の生産については、需要に応じた生産を行えるようにするため、国による生産数量目標の配分が無くなり、これに代わって北海道農業再生協議会が需給見通しを踏まえ、生産の目安となる数量を示すこととなりました。目安となる数量としては、もち米が1万1,323トン、うるち米は1,675トン、合計で1万2,998トンと示されており、前年度と比べ153トン増加しています。

次に、有害鳥獣対策について申し上げます。

2月15日と16日に市内3カ所で、「アライグマ捕獲技術研修会」を開催し、捕獲に取り組む事が可能となる防除従事者登録の拡大を図りました。今後も捕獲体制の強化を図り農作物被害の防止に向けて取り組んでまいります。

次に、もち米文化の創生事業について申し上げます。

1月13日に駅前交流プラザ「よろーな」において、「2018輝け！新春なよろもちつき大会」を開催しました。もち米生産日本一のまちとして、市民の皆様と一緒に「もちつき」や雑煮を

ふるまい、もち米文化の普及と本年の豊作を祈念しました。

次に、森林保全と林業の振興について申し上げます。

昨年11月、北海道は森林づくりの担い手を育成する機関として、「道立林業大学校」を平成32年度に開設する考えを示しました。

これを受けて道内各地域で誘致の動きがあり、上川北部地域においては、下川町、美深町、中川町、音威子府村、本市の5市町村で、「北海道立林業大学校上川北部地域誘致期成会」を設立し、2月7日に北海道へ林業大学校誘致の要望を行いました。

上川北部は森林資源などの研修フィールドに恵まれており、今後も5市町村が連携し、誘致に向けた取組を進めてまいります。

次に、名寄市森林整備計画について申し上げます。

名寄市森林整備計画は、森林整備のマスタープランとなる計画で、5年ごとに今後10年間の森林整備のルールなどを策定することが「森林法」で定められています。

現在、平成30年度を初年度とする新計画の策定に向けて、関係機関、市内林業事業体、林業有識者との協議を経て、年度内の策定を目指します。

次に、商工業の振興について申し上げます。

北海道が実施している地域の景況などを調査した地域別経済動向調査によると、上川北部地域の昨年10月から12月の地域景況感は「横ばい」となっていますが、製造業・運輸業においては原油価格が上昇傾向にあることから収益低下が懸念されています。

個人消費動向についても回復の足踏み状態が予想され、今後においても全体的な景況の上向きは厳しい状況となっています。

市の融資関係では、12月末現在、経営資金、設備資金ともに融資件数は減少傾向で推移しており、経営資金については、融資件数で27件、融

資額は1億799万円となり、前年比11件の減、金額では1億1,837万円の減となっています。また、設備資金については、融資件数で24件、融資額は1億9,139万円となり、前年比4件の減、金額では5,094万円の減となっています。

次に、名寄市住宅改修等推進事業について申し上げます。

本事業における1月末現在の交付決定件数は223件で、うち事業完了は209件、改修に要した費用の合計は約3億3,234万円となっており、年度途中ではありますが関連業種に対して大きな事業効果があったと考えています。降雪期に入ってから事業申請件数は減少傾向にありますが、引き続き本事業の登録施工事業者と連携を図り、新年度に向け本制度の周知を行なってまいります。

次に、労働関係について申し上げます。

ハローワーク名寄管内における12月末現在の月間有効求人倍率は1.32倍で、24カ月連続で前年同月を上回っており、依然として高い水準を維持しています。

今春の新規高等学校卒業予定者の状況については、管内卒業予定者613人のうち、就職希望者は156人で前年比52人の減、うち管内就職希望者は81人となっています。12月末の就職内定者数は136人、就職内定率は87.2パーセントで前年同月比3.7パーセントの減となっています。一方、求人数では管内284人、道内125人、計409人となっており、求人と就職希望者の不均衡が大きくなっている状況が続いています。

次に、観光の振興について申し上げます。

名寄ピヤシリスキー場については、オープン直前に第4ロマンスリフトの動力機に不具合が見つかり、今シーズンの運行を休止したため、利用状況にその影響が心配されましたが、昨年12月9日にオープン以降稼働日数ベースでは前年を上回る利用があり、利用者の大きな混乱もなく営業できているところです。引き続き、安全で快適に御利用いただけるよう指定管理者とともに努力をし

てまいります。

冬の最大イベントである「なよろ雪質日本一フェスティバル」が2月10日から12日まで、「ふうれん冬まつり」が2月17日から18日まで開催され、多くの市民が会場を訪れて盛り上がりを見せました。「なよろ雪質日本一フェスティバル」では国際雪像彫刻大会ジャパンカップに6カ国8チームと、韓国の学生を含めた学生3チームの計11チームが出場し、雪柱の彫刻で芸術性を競い合いました。また、おらの雪像みてくれコンクールも行われ、南広場を素晴らしい雪像が埋め尽くしました。ふうれん冬まつりでは、全日本長靴飛ばし選手権などが行われ、子どもから大人まで楽しい冬のひと時を過ごしました。

なお、本年はなよろ雪質日本一フェスティバルと同時開催で「北の天文字焼き」が行われ、天の文字が厳寒の夜空を美しく彩りました。

次に、学校教育について申し上げます。

確かな学力を育てる教育の推進については、2月6日に名寄庁舎を会場として第4回名寄市教育改善プロジェクト委員会を開催しました。教育経営の充実に関する研究グループ、教育研究の充実に関する研究グループ、教育指導の充実に関する研究グループの3つの研究グループの研究の成果と課題を協議するとともに、寿都町で開催された文部科学省採択「外国語教育強化地域拠点事業」公開研究会や千歳市で開催されました北海道道徳教育推進校公開研究会への先進校視察について報告がなされました。

また、名寄中学校においては、校内の研究主題「高い感受性と自主性をもった生徒の育成」を目指した取組や道教委指定の「学校力向上に関する総合実践事業」、「ほっかいどう学力向上推進事業」における確かな学力や豊かな心を育む取組の成果が高い評価を得て、平成29年度上川管内教育実践表彰の学校表彰の栄誉に輝きました。

豊かな心を育てる教育の推進については、1月23日に市民文化センターEN-RAYホールに

おいて、名寄市小・中学校の全教職員など200人の参加のもと、全国WEBカウンセリング協議会理事長安川雅史氏を招き講演会を開催し、不登校児童生徒への対応についての理解を深めました。

健やかな体を育てる教育の推進については、教育改善プロジェクト委員会の教育研究の充実に関する研究グループが全国体力・運動能力調査の結果を分析し、成果と課題を明らかにするなど、次年度に向けた授業改善のあり方などを検討しました。

食育の推進については、栄養教諭が学校からの要望を踏まえ、児童生徒が将来にわたり食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身につけるため指導の充実に努めています。

また、卒業する中学校3年生を対象に本年度も献立のカラー写真を掲載した「かんたんお弁当レシピ」を配布し、栄養バランスの大切さについて啓発を行いました。

給食では、冬季の地場産物として寒締めほうれん草や越冬キャベツを給食に使用しています。また、例年3学期は児童生徒へのアンケートにより上位に入った献立を「アンコール献立」として提供し子どもたちに喜ばれています。今後も地産地消の推進と給食献立の充実に努めてまいります。

特別支援教育の推進については、2月23日に市民文化センターにおいて、第3回名寄市特別支援連携協議会専門委員会を開催し、特別な支援を必要とする子どもへの就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制について協議を深めました。

また、名寄市特別支援教育専門家チームについては、本年度、幼稚園、小・中学校などに49件派遣し、障がいなどのある児童生徒への望ましい教育的対応について、専門的な立場から協議を行いました。

信頼される学校づくりの推進については、教育改善プロジェクト委員会の教育研究の充実に関する研究グループが中心となって、新しい学習指導

要領についての啓発を行うため、保護者を対象とした道徳の教科化や外国語教育に関するリーフレットを作成し配布しています。

また、コミュニティ・スクール導入に向けた取組については、1月の名寄東小学校と風連中央小学校のそれぞれのコミュニティ・スクール推進委員会において、学校運営協議会の規則、人選方法、活動計画などを確認し、学校運営協議会を設置することを決定いたしました。今後は、4月上旬に第1回の学校運営協議会を開催いたします。

次に、安全安心な教育環境の整備について申し上げます。

風連中央小学校の校舎等の改築については、12月に降雪が続いた事と下請業者や作業員の不足などから、予定の工程から遅延状態にあります。受注者の創意工夫のもと、品質管理に努めながら現在も冬期施工にて工事を継続しており、本年度の出来高を確保するものであります。

次に、名寄市立大学並びに名寄市立大学短期大学部について申し上げます。

名寄市立大学では、平成28年度から3カ年事業として、地方創生推進交付金事業の採択を受けて、「地域ケア力向上プロジェクト」に取り組んでいます。

この事業は、圏域で不足している保育士などの専門職育成を図り、安全安心な地域社会、子育て・定住環境の充実に資することを目的としており、平成28年度は圏域の上川・留萌・宗谷管内の保育士・幼稚園教員を対象とした実態調査の実施、平成29年度以降は、各種研修会、講習会を開催し、専門職の資質向上やリカレント教育などを推進することとしています。

本年度は、これまで新規事業として保育士・幼稚園教員、小中学校教員を対象とした「特別支援教育コーディネーター養成セミナー」の開催や既存事業である「こどもセミナー」を活用した資質向上の取組を実施しました。

さらに本年3月には、公益社団法人北海道私立

幼稚園協会と連携して、大学を会場に幼稚園教員免許状更新講習を実施するほか、リカレント教育のための研修会の開催を予定しており、来年度も同様の取組を進めてまいります。

次に、施設整備について申し上げます。

保健福祉学部再編事業に係る大学新棟については、本年2月28日に完成予定となっています。

新棟には、学生増に対応した実習室、演習室などのほか、食堂と売店が整備されます。現在、備品などの購入や食堂などの運営事業者との協議を進めており、4月からの円滑なスタートに向けて準備を進めています。

また、地方創生拠点整備交付金事業の採択を受けて、整備を進めていた模擬保育室についても12月25日に完成しています。

今後、社会保育学科の講義のほか、地域の子育て支援や市内幼稚園、保育所などとの交流の場として有効に活用してまいります。

次に、生涯学習社会の形成について申し上げます。

市民講座では、本年度、11回開催予定の地域とまちづくりを学ぶ「なよろ入門」を10回目まで終えたところです。この講座では、座学だけではなく、公共施設の見学や農業体験を取り入れ、地域の魅力や課題などについて多くのことを学びました。最終講座となる3月1日には1年間を振り返るグループ討論を行い、市民のまちづくりへの参画意識の高揚を図ってまいります。

次に、市立図書館について申し上げます。

12月1日に、駅前交流プラザ「よろーな」において、名寄市教育研究所との共催により「名寄市小中学校読書感想文コンクール表彰式」を行い、各小中学校から推薦された111人の作品の中から27人の入賞者を表彰いたしました。

12月12日から22日にかけては、北海道立文学館の地域連携事業を活用し「ほっかいどうの短歌」をテーマに文学パネル展を開催しました。この展示会は名寄市立大学との連携により、企画

段階から大学生とともに準備を進めてきました。道内にゆかりのある歌人の作品のほか、大学生が詠んだ短歌も展示され、訪れた人の目を引いていました。

12月20日には、風連下多寄小学校で「学校ブックフェスティバル」を開催し、絵本の読み聞かせやブックトークの後に図書の貸出を行いました。児童は普段目にするものないしかけ絵本と昔話や童話が書かれた「おはなし迷路」に目を輝かせていました。

子ども向けの行事としては、12月21日に風連分館で「冬のおはなし会」を行い51人の参加がありました。また12月27日には本館で「冬休みの工作」を行い12人の参加がありました。

次に、なよろ市立天文台について申し上げます。

11月23日に「熟睡プラネタリウム」を開催し90人の参加がありました。この企画は、星空を見ながら熟睡してもらおうという取組で、勤労感謝の日に全国各地で同時開催されており、子どもから大人まで普段とは違ったプラネタリウムを楽しみながら安らいでいただきました。

1月31日には「皆既月食観望会」を開催し、市内外から65人の参加がありました。皆既月食の時には、天候が回復し赤い月を楽しむことができました。この皆既月食の様子は、相互交流協定を結んでいる台湾の「台北市立天文科学教育館」とインターネットで相互配信を行いました。また、観望会の前段では「星と音楽の集い実行委員会」が主催し、皆既月食プラネタリウムライブが行われました。

次に、スポーツの振興について申し上げます。

スポーツによる健康づくりについては、11月28日と29日に市民文化センターにおいて、日本スポーツ振興センターがスポーツ・運動と睡眠をテーマとして、スポーツへの参加促進と住民の健康的なライフスタイルの確立を目指した「アクティブ・フォー・スリープ事業」を開催しました。

また、小学校では阿部特別参与を中心に体育授

業の中で児童の体力向上を目的とした「学校連携事業」にも取組ました。

主な冬季スポーツ大会については、12月16日に開催された名寄ピヤシリジャンプ大会を皮切りに、全日本コンバインド大会、全国高等学校スキー大会、全農日本カーリング選手権大会などが開催され、延べ千人を越える選手・監督・コーチが本市を訪れました。

なお、3月16日から開催されるJOCジュニアオリンピックカップのスキー大会については、「小学生クロスカントリー」の種目を新設し大会規模を拡大して開催する予定です。

ジュニア育成の取組については、12月7日から11日にかけて、フィンランド共和国のヴォカティスポーツからトレーニングディレクターのユルキ・ウオテラ氏を招き、第5回ジュニア育成コーチ養成プログラム2017などを開催しました。

また、12月9日には「名寄市ジュニアアスリート育成シンポジウム」を開催して、北京、ロンドン、リオデジャネイロ五輪において、3大会連続でメダルを獲得した競泳の松田丈志選手を育てた、元日本代表コーチの久世由美子氏を招き、ジュニア育成とまちづくりをテーマにした御講演をいただき、参加者との意見交換を行いました。

スポーツ合宿の受入については、各種スキー大会の開催に合わせ直前合宿の選手や、ロシア連邦イルクーツクカーリング協会のジュニア選手など、国内外から多くの選手が訪れました。また、地元ジュニア選手との交流も行われました。

新たな取組として、慶應義塾大学大学院システムデザイン・マネジメント研究科の特任講師である富田欣和氏を招き、世界と日本のスポーツビジネスの現状について講話をいただくとともに、市内視察や経済団体の皆様との情報交換などを通して、本市におけるスポーツ産業の可能性を探りました。

今月行われた平昌五輪の期間中には、名寄市でクロスカントリースキーシーズンのロケが行われた、

みずほフィナンシャルグループのテレビCMが放送されるなど、「冬季スポーツのまち名寄」としての機運はますます高まっているところであり、引き続き、冬季スポーツ拠点化に向けた取組を進めてまいります。

次に、青少年の健全育成について申し上げます。

名寄市公民館では、12月26日に冬休み子ども料理教室を開催し、23人の児童の参加がありました。この講座では、名寄市立大学保健福祉学部栄養学科の講師と学生が子どもたちに料理を教えるとともに、試食をとおして交流を深めました。また、1月12日には新春こども書き初め広場、2月6日から20日までは冬休み児童・生徒作品展を市民文化センターで開催しました。

1月7日には、平成30年名寄市成人式が新成人や翌年成人となる方により組織された実行委員会の主催により開催され、189人の新成人を迎えて人生の大きな節目を祝いました。成人を迎えた皆様には、社会を支える一員として、誇りと責任を持ち、さらには思いやりの気持ちを持って、未来を切り開く原動力となることを期待するところです。

2月18日には、名寄市子ども会育成連合会の設立10周年記念事業と家庭教育支援講座を兼ねて、フリーアナウンサーの渡辺陽子さんを招き平成29年度名寄市子ども会育成指導者研修会・家庭教育支援講座を開催し、子育て世代を含む多くの市民に参加いただきました。

子ども会のリーダー育成事業「わくわく！体験交流会」は、昨年度までは年4回のプログラムでしたが、本年度はキャンプやカヌー、もちつき、ワカサギ釣りなど年8回にわたる幅広いジャンルの体験学習として実施しました。加えて、子ども会では文化・伝統交流事業として、この地域に古くから伝わる下の句かるたの体験会を8回開催し、1月27日に市民文化センターで開催した北海道子ども会かるた大会上川地区予選会に本市から小学生の部に2チームが参加してきました。

東京都杉並区との小学生名寄自然体験交流事業については、昨年12月26日から28日まで杉並区の小学生24人と引率者14人が本市を訪れる予定でしたが、猛吹雪に見舞われたため残念ながら中止となりました。しかしながらインターネットを利用して11月26日に事前交流を行い、2月3日には交流会を開催することができました。

次に、青少年センターについて申し上げます。

巡視活動については、青少年の健全育成と非行防止に向けて、冬休み期間中に一般巡視と名寄市児童生徒補導協議会との連携で特別巡視を行いました。

今後も、関係機関と連携しながら、青少年の問題行動の未然防止や指導に努めてまいります。

次に、放課後児童クラブについて申し上げます。

新1年生の保護者を対象に、小学校の1日入学に合わせて、放課後児童クラブについての説明会を開催しました。

今後も、就労されている保護者などが安心して預けることができ、児童にとって安全安心な居場所となるよう努めてまいります。

次に、地域文化の継承と創造について申し上げます。

2月25日に、市民文化センターENRAYホールを会場に名寄市少年少女オーケストラ第1回記念定期演奏会が開催され、現在50人で活動する子どもたちの演奏を多くの市民が楽しみました。

次に、北国博物館について申し上げます。

1月13日から2月11日にかけて、特別展「名寄ゆかりの冬季五輪選手と国体メモリアル展」を開催し、冬季スポーツ拠点化事業推進の機運を高めました。

また、博物館リピーター確保事業の取組として、新規映像番組「名寄とスキー～世界へはばたけ未来のアスリート～」を制作し、特別展の開催に合わせ公開しました。映像番組は、館内で視聴してもらうとともに、子どもたちに名寄とスキーの歴

史を伝えたり、冬季スポーツ拠点化事業のPRに活用するため、市内小学校や公共施設などに配布しています。

以上、主な行政事項について、その概要を申し上げ報告といたします。

○議長（黒井 徹議員） 以上で行政報告を終わります。

11時まで休憩をいたします。

休憩 午前10時46分

再開 午前11時00分

○議長（黒井 徹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第4 議案第1号 名寄市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第1号 名寄市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

本件は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律により居宅介護支援事業所に関する指定権限が都道府県から市町村に移譲をされることに伴い、指定基準を条例で定める必要があるため、本条例を制定しようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

熊谷吉正議員。

○13番（熊谷吉正議員） 3点ほどお尋ねを申し上げます。

1つは、条例制定の趣旨の後段の部分で、道条例、第7期の地方分権移譲の関連で道条例廃止して市町村にということであるわけですが、いつも

介護保険条例の改正に伴って、やっぱり全国の地方自治体は作業上大変困難をしているのではないかと考えています。この改正の基準省令が30年1月18日公布、それから北海道を通しながらということですから、当然利用者や、あるいは施設、事業者やら担当職員も含めて非常に忙しい思いをされて準備をされているのではないかと考えていますが、パブリックコメント手続について確認なのですが、したいけれども、できないという認識で私も受けたらいいのか、する必要がなかったのかどうか含めて、常任委員会でも一定の報告は聞いておりますけれども、改めて国の作業上の責任については大変な思いをされているのではないかと考えていますが、これの認識についてお答えをいただきたいと思っています。

2つ目は、道条例を廃止をするわけですが、現行道条例と今回の提案条例の差異について、これも名寄の動きというよりも全て国絡みなのですけども、この3年間道条例施行されて以降、特に変わったもの、名寄の独自基準の提案についてはごもつともで当たり前なのですけども、ほかに利用者や事業者にかかわるものについて変更点があったのかどうかお知らせをいただきたいと思っています。

それから、3点目については、しっかり私も読み切れていない反省はあるのですけれども、条例の第14条の（20）の関係で、新たな条例提案になっているのではないかと考えていますが、これも国の介護保険の改正、改悪の関連に大きく寄与しているわけですが、ちょっと読み上げますけれども、介護支援専門員は、厚労大臣が定める回数以上の訪問介護を位置づける場合、当該居宅サービス計画を市に届け出なければならないとあります。その目的についてお伺いをしたいと思いますし、附則ではこの条項関係だけはことしの10月1日施行というようになっているのですが、目的や利用についてお伺いをしたいと思います。

以上、3点について。

○議長（黒井 徹議員） 廣嶋こども・高齢者支援室長。

○こども・高齢者支援室長（廣嶋淳一君） 今3点について御質問いただきました。まず、1番目の部分でございますけれども、議員おっしゃるとおり今回国の省令が1月18日に示されたということで、都道府県から市町村に移譲される部分につきましては平成26年の法律の改正の時点で権限移譲というのは決まっていた部分でございますけれども、この省令につきましては3年に1回見直しがされるということで、省令が出るのを待っていたという状況にありまして、それぞれ名寄市も含めて全自治体のほうで準備を進めていたところでございます。

パブリックコメントの関係でございますが、もともと権限移譲の関係につきましては猶予期間というのがございまして、実は1年間あったのですけれども、通常でいきますと条例の制定ということでパブコメが必要かと思っておりますけれども、道の条例が4月1日で廃止になるということで時間的な余裕がなかったものですから、今回パブコメについては迅速または緊急を要するものということで適用除外をさせていただいたということでございます。

それから、2番目の道条例から名寄市の条例との差異ということでございますけれども、国の基準との変更点、従来の道の条例とも含めて今回変更点につきまして大きく2点ございまして、1点目が記録の整備ということで、サービスの提供に関する記録というのを作成を事業所のほうでいたしますが、その保存年限につきましては国の基準が2年ということになっております。名寄市の今回の条例の制定の中では、名寄市の基準を5年とさせていただきます。この5年というのは、事業者が不適正な介護給付の支給を受けた場合に介護給付費の返還請求をするということになりますけれども、返還請求の消滅時効につきましては地方自治法によりまして5年間というふうになって

おりまして、その整合性を図るものということで名寄市の基準につきましては5年にさせていただいております。もう一点がこれが暴力団等の排除という条項でございまして、国の基準ではこれは表記がないということで、名寄市暴力団排除条例に基づきまして市の各種規定に明記をされておりますので、当該条例においても規定を明記させていただいたということでございます。

この2点につきましては、従前同様権限移譲において制定をいたしました名寄市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業に関する基準等を定める条例及び名寄市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例においても同様の変更を行ってきているものでございます。

それから、3番目の議案のほうの9ページのほうにございます第14条の20号の部分でございます。これにつきましては、介護支援専門員、ケアマネさんが居宅サービス計画の中において訪問介護の利用回数を位置づける場合にはその妥当性を検討してということで、利用を記載することになっておりますけれども、訪問回数の多い業者への対応ということで、訪問回数の多いケアプランについては利用者の自立支援、重症化防止、それから地域資源の有効活用といった観点から市町村が確認をすると。必要に応じて是正をしていくことが適当であるということでございます。ケアマネージャーさん、介護支援専門員ですがけれども、統計的に見て通常のケアプランとかけ離れた回数、これは先ほど議員のほうからもありましたけれども、ことしの4月に国が定めまして、6カ月間の周知期間を設けて10月から施行するということで、この定める回数ですけれども、生活援助の全国平均利用回数と地域の偏りの差を基準として国が定めるというものでございます。先ほど言いましたけれども、ケアマネージャーが統計的に見て通常のケアプランとかけ離れた回数の生活

援助を位置づける場合には市町村に届け出るというところでございます。

以上でございます。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） 1番目の関係は、名寄市の責任でも何でもありませんし、責める気は全くございません。ただ、毎年、3年ごとのもう十数年、ことしが7期ですから15年以上たつ中で、介護保険そのものの利用者だとか事業者にとっても改良されたというよりも改悪される一方で、実際本当に利用の展望というのは非常に危惧される状況なので、丁寧に早く情報をおろした上で現場がしっかり対応できるようなことは廣嶋室長さんも恐らく共有できるのではないかと考えていますので、この繰り返しの改善を市町村や道と一緒に、しっかりそのあり方について改善を求めない限り、最終的には市民が問うこともできない。議会でも本当に理解されてこの条例を決めていくのかどうかという大変大きな課題だというふうに思っていますので、改めて道や全道市町会もそうですけれども、どのように対応されているのか、これ市長、市長のほうにお伺いをしたいと思っています。

それから、2つ目は、当然名寄市の独自基準は廣嶋室長がお答えいただいたとおり、妥当な提案だというふうに思っていますので、賛同したいと思うのですが、3点目の関係です。要するにケアマネさんが利用者の回数をしっかり市に報告をした上で、それは何のために使うか。特に利用数の多い人は、これお金払うわけだから、意図的に回数をふやしてヘルパーさんたちに来ていただくなんていうことは考えられないのですけれども、国も何か全国で100回以上も使っているというような例を引き合いにして、利用制限そのものに目的があるのかなという、大変全国の自治体でも大きな問題になっているのですが、名寄市の今の現状、利用状況だとかを考えたときにどういう状況にあるのか。あるいは、法律ですからケアマネさ

んから報告をいただいたものについて、それは意図的なものについては是正ということはあるでしょうけれども、多分多いというのは私の市民との接点の中で聞いているのはやっぱり独居の方だとか、あるいは認知症の高齢者方が1日に何回も必要になる利用者というのがほとんどかなという私の印象なのですけれども、名寄の現状を踏まえた場合にこの条項は本当に適正なのかどうか、目的によってはこれは極めて理解できない部分もあるのかなという感じなのですけれども、名寄市の現状について、あるいはどのようにこの条項を市が専門員やケアマネさんから報告を受けたときにどのようにこれを利用するというか、お使いになっていくのかということについてももう少し聞かせていただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 医療費、介護保険も含めた社会保障関係経費が日本全体の人口減少している中においても増加傾向が続いているという状況は、これ大変大きな問題でございまして、地域の実情に合った介護サービスをしっかりと担っていくということに一定の理解はするものの、しかしながら地域の実情に合ったしっかりとした支援、あるいは財政的な支援も含めてそうした制度設計をしてほしいということは、これまでも道や国に対して関係する市長会等を通じて提言はしているわけでありまして、今後ともそうした姿勢で臨んでいきたいというふうに考えています。

○議長（黒井 徹議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） 熊谷議員からの3番目の居宅サービス計画の部分でありますけれども、このような状況でケアマネージャーから当市にそのような状況報告がなされた場合に、その方個々の状況を十分勘案させていただきながら、本当に不適切な利用等については改善を求める場合はございますけれども、そもそも介護保険はその方が選択したサービスを使っただいて、自立支援につなげていくという制度でございまして

で、その方のさまざまな環境含めた、状態像含めた中で慎重に考えをさせていただきながら対応してまいりたいと考えております。

（何事か呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） 今正確な数字は持ち合わせておりませんが、それほど飛び抜けて介護保険を不適切に使われているというような状況はないとは認識しておりますが、正確な数字につきましては今後、後ほどお答えさせていただきたいというふうに思います。

（何事か呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 議員、追加質問とあわせて正式発言をしてください。

○13番（熊谷吉正議員） もともとこれは、国の動きとして要介護の2の人は軽度者であると。できるだけ介護保険事業から財源を外に出すために始まって議論になったのだけれども、全国でいろんな議論が生活援助用の縮減についてというのは反発があって、見送られたのですよね。そこからスタートしているのです、そもそもこの問題については。さっき言ったように、利用の多い人は一般的に金払わなければならぬのだから、うそついて月に何十回もという話ではなくて、必要だから、特に認知絡みだとか、高齢者あるいはひとり生活の関係も含めて数字は高いのは当たり前。1日標準3回ぐらいというような話だったらそれだけでも月90日になるわけで、それを超えても別に、基本的には利用者と事業者の契約行為ですよ。これは、市がケアマネや専門員から報告を受けて、具体的に行政が乗り出すという課題なのかどうかというのは、これもまたちょっと疑義が生じるのではないかと思うのです。適正な指導というのは非常に大切な言葉ですけれども、今の国、政府の求めるところは最後はやっぱり利用制限というところに目的が、議論の経過からすると、私は判断をしているのです。これは、私だけでなく全国の自治体や担当者の中からも声も出ている

というふうに聞いておまして、ですから名寄市においてはこの条例そのまま決めるとしても、この見解をしっかりと認識しなければ、受けた後どうするのですか。国に報告をするだけでとどまるのか、まさに必要なものは必要なものとして事業者や利用者の判断で尊重してやるのは当たり前の契約行為だから、行政がこれに絡むということについては非常に危ないなという感じがしておまして、十分その報告を受けた後の利用しやすい、事業者もサービスを提供しやすい、改めてこの基本のところの確認をしっかりといただければというふうに思います。それ抜きでこの条例についていいか悪いかという話はちょっと私も判断迷うなという感じがしておりますので、この14条の第20号の関係について改めて市の認識についてお答えをいただきたいと思います。

それと、道条例の中で先ほどお答えなかったですけれども、27なのですよ、この14条に絡む号数は、27。今回30なのですが、市の独自基準の問題、それは終わりましたけれども、特になくなって、ふえたのですよね、要するに。道条例の27のものを分割してふえているのなら変わっていないという認識にも立てるのですけれども、改めて大事なことがふえているかどうか再確認をさせていただきたいと思います。質問はお答えいただきますけれども、関連が残るとすればまた介護保険全体にもかかわることもございますから、最終日にもまた議論させていただきますけれども、一番大事なところの市の基本的な事業者に対する対応、あるいは利用者に対する利用しやすくサービスを提供しやすいという根本のところは不動のものだというふうに私も信じ切っていますけれども、改めて決意と考え方をお聞きをしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） 先ほども申し上げておりますけれども、その方個々の状態、また生活環境、そして介護度のぐあい等とそれらを十

分に参酌させていただきながら、その方が必要な状態で使えるようなことを考えてまいりたいというふうに考えています。

○議長（黒井 徹議員） 暫時休憩いたします。
休憩 午前11時21分

再開 午前11時31分

○議長（黒井 徹議員） それでは、再開をいたします。

廣嶋こども・高齢者支援室長。

○こども・高齢者支援室長（廣嶋淳一君） 大変失礼いたしました。

熊谷議員のほうからの追加質問の件でございます。この条例の条項が34条に2つふえているという分につきましては、国の基準でいくと例えば何条の何ということ条項を2つうたっている部分を当初制定ということで、何条の2ということではなくて第何条ということで1条ふやしたことと、それから先ほど暴力団排除条例の部分の条項をふやしたということで34ということ御理解いただきたいと思えます。

それから、14条のほうの号数ですけれども、これも今言いましたとおり、例えば国の基準では13の2、それから18の2、19の2というのがございましたけれども、これも全部条送りしまして3つふえたということになりますので、内容については変わっていないということで御理解いただきたいと思えます。大変失礼いたしました。

○議長（黒井 徹議員） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。
これより採決を行います。

議案第1号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。
よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第5 議案第2号 名寄市個人情報保護条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第2号 名寄市個人情報保護条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本件は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律が改正をされ、個人情報の定義の明確化や要配慮個人情報の取り扱い等について定められたことから、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言はございませんか。

川村幸栄議員。

○5番（川村幸栄議員） 2点ほどお尋ねをしたいと思います。

今提案されました条例の提案説明資料の中でいますと、個人情報の定義の明確化、個人識別符号の定義を追加したと。さらには、要配慮個人情報の定義を追加したと、このように説明資料の中にあります。このことが市民の皆さんにとってどのように影響されるのか、少し詳しくお知らせをいただきたいと思えます。

もう一点なのですけれども、マイナンバー、昨年総務省から住民税特別徴収税額決定通知書に当面マイナンバーを記載しないことを自治体に通知されているというふうに言われています。それが

どうしてかということ、昨年度の上半期で個人番号の漏えいが273件発生した。その前の年の4倍近くなっているということが個人情報保護委員会の発表で明らかになり、そしてそのうちの過半数の152件が通知書の誤った送付によることによる原因で漏えいしていたというようなことも含めて、記載をすることの見直しがされているわけです。今後今詳しく御説明をいただきたいと思うのですが、いろいろな情報が入った中でのマイナンバー、この取り扱いについて名寄市としてはどのようにお考えなのかお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 中村総務部長。

○総務部長（中村勝己君） まず、初めの今回の改正につきましては個人情報の定義の明確化ということで、これにつきましては1つには個人識別符号について明確に個人情報としてうたいましたということで、これにつきましては個人識別符号ということで、個人の身体特徴を電子化する。例えば声紋ですとか、指紋ですとか、DNAですとか、そういうものに関して個人を特定をできるということで個人情報の位置づけをしている。あるいは、個人に提供する、例えば基礎年金の番号ですとか、運転免許証の番号ですとか、旅券の番号ですとか、そういった番号、これも個人を特定をできるということで、これらについては個人情報の位置づけを明確にさせていただいたという内容でございまして、これは私どもはこういった内容につきまして個人情報という位置づけを明確にするということで、市民の皆さんにとりましては、市民の皆さんもこういうものがいわゆる個人情報なのだという認識を持っていただきたいというふうに思っているのですが、とりたててこれまでと手続上どうこうということでは決してないかないうふうに思っております。個人情報の内容を明確にさせていただいたというのが1つ大きな点だというふうに思っております。

あと、マイナンバーの関係についても質問がご

ざいまして、いわゆる税務の通知などを通じまして、一部誤って発送されたというようなことにつきまして全国的にも問題になったのかなというふうに思いますが、あくまでも個人を特定をできるような情報につきましては、これ案件としては税務の案件でございませけれども、ほかにも社会保障等の申請等含めて十分内部的に取り扱いについては注意をしていきたいというふうに考えているところでございまして、私ども総務としては従前同様しっかりと市民の皆さんにも機会があれば周知をさせていただき、あるいは広報等でも改めてお知らせをできる部分についてはさせていただきたいというふうに思っているところでございます。ちょっと答弁抜けた部分ありましたら、もう一度お願いします。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○5番（川村幸栄議員） 要配慮個人情報、この定義を追加したということだったのですが、このところも御説明をいただければと思っております。

今お話がありましたように、個人情報の中に身体特徴も含めてあらゆるものが含まれてくる。そして、今回の中にもありますように病気、病歴、これも入ってくるということです。本当に個人のあらゆる情報が情報として入ってきた。それがマイナンバーの中に含まれていくということです。マイナンバーが漏えいされていくということの不安が非常に大きくなっていることから、総務省のほうからも通知が出されて、行政、各担当の事務連絡という中では記載の一部見直しも含まれているというふうに私どもは調べさせていただいたところであります。こういう市民の皆さんの不安が大きくなっている中で、今までは必ずいろんなところに番号を書いていかなければならないというようなことだったのですけれども、書かなくてもいいというようなことがなされている。それを市民の皆さんにも、今確定申告しています。通知、確定申告してくださいというはがきの中にもマイ

ナンバーがわかるものをお持ちくださいというふうに書いてあったかというふうに思うのですが、それをまた落としてしまった、なくしてしまったということになってしまうと個人の大きな情報が漏れてしまう。大事、大きなことにつながりかねないということでもあります。その辺についての対応、引き続ききちっとしていくということでもありますけれども、記載しなくてもいいのだという情報を市民の皆さんにお知らせをしてほしいというふうに思うのですが、その点についてお知らせいただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 中村総務部長。

○総務部長（中村勝己君） 1点先ほど答弁が漏れていました要配慮個人情報関係につきましては、言われましたように従前から取り扱いについて一定程度制限をしていました。思想、信条あるいは宗教等の社会的差別の原因となるおそれのある個人情報について、これにつきましても今回改めて要配慮個人情報として定義をさせていただいたという内容になってございまして、従前よりも1つ明確化をしたということでもあります。また、議員からございましたとおり、病歴あるいは犯罪の経歴等につきましても追加をしているという内容になってございます。先ほどいろいろと個人識別符号の関係で声紋ですとか、指紋ですとか、あるいは思想、信条とかというお話をさせていただいたのですが、こういった情報が私ども行政機関の中で、では具体的にどこでそういう情報を持っているのかということといえば、実際に担当、担当のほうでしっかりとこういう個人情報について十分取り扱い注意なさいということも含めて確認をしていくことが大事かなというふうに思っております。先ほどございましたマイナンバーの関係も含めまして、改めて個人情報の関係通じて各部署に通知をさせていただいて、情報の管理しっかりさせていただきたいというふうに思っております。

また、先ほど言われましたように、マイナンバ

一にかかわっての記載が要らない等、改めて担当も含めて周知をさせていただきたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○5番（川村幸栄議員） 取り扱いを厳重に行っていたのは当然のことなのですが、今担当部署のところに記載をしなくてもいいというふうにおっしゃいました。業者さん等も含めてマイナンバーを記載しなければならないというふうに強くずっと言われてきているわけですから、そういった市民の皆さん方に今これを記載しなくてもいいのだということをやっぱり徹底してお知らせすることが必要ではないかというふうに思いますので、その辺を含めて市民の皆さんに安心してもらうためにも情報を提供させていただきたいと強く求めて、終わります。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷吉正議員。

○13番（熊谷吉正議員） 2点、今川村議員とほぼ同じことですが、違う視点からお聞きをいたしますけれども、いわゆる改正の個人情報絡みで、要配慮個人情報をとりあえず外に出したらだめですよということなのですが、今やりとりの中では幾つか具体的な個人情報、人種とか、信条だとか、社会的身分だとか、思想、信条なども含めてやりとりが言葉として出てきましたけれども、正確にちょっとこの機会に定義と要配慮個人情報に該当するもの、私の調査では18件にすることがあったり、あるいは労働組合への加盟、性生活だとかというようなこともあるのです。認識違ったら困りますけれども、当然これらは当たり前のように出ていないものというふうに信じ切れないのだけれども、実際にはいろんな社会的事件が起きているということですから、改めて要配慮個人情報に関する認識についてお聞きしたいのと現行名寄市が持っておられる、管理している、いわゆる要配慮個人情報というのは幾つあって、この私

が前段18と言ったことが全てその情報は管理されているという認識でよろしいのか、警察事件に絡むような独自情報収集は、これはまた改めてきょうは触れませんが、行政として今持っておられるものについて再確認させていただきたいと思います。

もう一つは、今川村議員のやりとり聞いていてちょっと理解できなかったというのは、マイナンバーを書く、書かない、名寄市において。これは、今私も確定申告している最中で、この間、先週か、担当の人にお世話になったのですけれども、夫婦の個人情報、マイナンバーを持ってきてくださいと、印鑑とという話だったけれども、これらも全て名寄市としてはしっかり、もともと私もこれはマイナンバーとんでもないという話の立場ですから、それは政府だとか、あるいは悪いことをする人たちに利用されたらかなわないので、今の総務部長のやりとり、2人のやりとりは名寄市においてはもう既に個人情報、マイナンバーを求めているのだということと職員にも徹底されているということでもいいのか、改めて確認させてください。

○議長（黒井 徹議員） 中村総務部長。

○総務部長（中村勝己君） 個人情報の関係で具体的に18というようなことで言われましたけれども、今回追加された内容も含めまして、実は正直私どもが持っている情報について、各部署のほうでどういったものを持っているのかも含めて少し判断できていないような状況もございます。これは、例えば個人を特定するものとしては氏名であったり、住所であったり、生年月日であったり、あるいは先ほど言いましたように声紋とか指紋というのは私ども通常でいえば余り行政としては持っていないですし、DNAなんかについても病院のほうでどういった情報管理になっているのか、私の段階ではちょっと把握をしていません。ただ、基礎年金番号ですとか、具体的に各部署でそれぞれ申請書に記載をいただくような内容につきましては当然個人情報の位置づけとしての確認はでき

るのですけれども、なかなかその個人の情報を持ちまして特定がされるというところについて、例えば住所、氏名があったから特定がされるのか、あるいはそこに違う情報が加わって特定がされるのか、非常に難しい案件かなというふうに思っています。議員が18ということをおっしゃいましたが、それは名前1つ、住所1つというようなことでの18なのか、ちょっと私と認識が違ったらお答えのほうが変わってくるのかなというふうに思っています。各部署においてしっかりと個人の情報にかかわる部分については管理がされているという認識がございますけれども、今回新たに追加をされた部分についてはそれぞれまた総務のほうから周知をさせていただいたということで考えているところでございます。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） ちょっと休憩。

休憩 午前11時50分

再開 午前11時50分

○議長（黒井 徹議員） 再開いたします。

三島市民部長。

○市民部長（三島裕二君） 窓口対応におきますマイナンバーの確認の関係で質問をいただきました。実際問題例えば国保の手続や何かで来たときには、端末によりましてマイナンバーが確認とれますので、そういう場合についてはこちらのほうで確認をとりますと。通知カードですとか、マイナンバーカード、これ実際に持参されるお客さんが少ないという実態もございます。こちらのほうで確認とれますかということで、御本人に確認をとった中で、こちらのほうで記載をさせていただいているというのが実態でございます。ただ、今税金の確定申告の時期なのですけれども、例えばこれ税務署のほうでやっている業務、こちらのほうはマイナンバーの個人カードあるいはマイナンバーカード、これの提示は求められております、税務署のほうでは。ただ、市役所のほうで受け付

けている段階の中では、こちらのほうでデータ残っておりますので、確認させていただいてよろしいかということで、こちらのほうで記載をするということで、申告書そのものにはマイナンバーを記載する欄がございますので、それは確認をとらせていただいた上で記入をさせていただいているという状況です。ですから、市役所のほうで受け付けている状況と国のほう、税務署のほうで受け付けている状況、若干違いがあるのかなというふうには感じています。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） 確定申告今本当に真っ最中なので、三島部長のお答えは市役所でも情報持っているの、それを確認させていただいていいですかということで、番号を持ってきてくださいというのは必要ない、本人確認も含めてなのでしょうけれども、という理解でいいのか、税務署は国なので、国全部、そもそも私市役所が悪いと言っているわけではなくて、たくさんの事件が新たな法律をつくって、国が管理しようとしているわけで、行く行く所得だとか金融関係も含めて全てそれにくっつけたいということでもう明らかにしていますから、本当に大問題なのですけれども、きょうは市議会なので、行政としては聞くとしても役所で押さえている個人ナンバー確認していいですかということで受けとめておきますが、そうするとだめですよと言うと税務署で、あとは税務署と個人との関係になるという理解になりますか、それとも、多分そうだと思うのですけれども、ダイレクトで税務署へ行く人ももちろんいますから、その辺のところ指さし確認だけさせてください。

あと、総務部長、恐縮なのですけれども、条例を定める以上、改正をする以上はやっぱり個人情報、特に要配慮個人情報、これはいい意味で絶対持ち出したらだめなのだよという条例なので、理解はするのですけれども、最低条例の内容につい

て多くの市民が理解をしなければ意味がないということになるものですから、名寄市が現在要配慮個人情報をどれとどれとどれと持っております。これは、もちろん絶対出さないための条例改正なのですということぐらいわかるように、単なるいわゆるチラシ等でお知らせをするということではいかなものなのかなという感じがしておりますので、担当部長総括ですけれども、たくさんの情報を仕事の関係で皆さん持っておられると思いますので、そこは私ども市民にも共通理解に立てるようにしっかり情報公開というか、説明をする機会を設けることは必要だというふうに思っていますので、その具体的な法の指針について確認をさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 中村総務部長。

○総務部長（中村勝己君） 要配慮個人情報の定義ということで追加をさせていただいた内容について、先ほど少しお話をさせていただいたとおり、これは思想ですとか信条、あるいは人種、あるいは病歴、犯罪等の経歴について、行政が持っている情報についてしっかりと管理をしていくという内容になってございまして、これらについて各担当のほうで、例えばいろいろなケースで申請をする際にあわせて記載をするような場面も出てくるでしょうし、市として思想、信条について何か申請をする際に必要な部分ってなかなか実はないのかなというふうには思っておりますが、議員おっしゃるとおり改めて今回追加をされた、定義をされた部分につきまして、これは担当のほうからということがいいのか、あるいは総務部として市民の皆さんにお知らせをするのがいいのか、少しそういったお知らせをするような手法について検討していきたいというふうに考えています。

以上でございます。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） これ以上お話はしませんけれども、中村総務部長なので、受けとめま

になりましたし、一般的には本人が申告したもの以外持っていることはないのですよね、もちろん。大変な内容なのです、これ。国が言っているのは、労働組合の加入、性生活、国籍とか本籍だとかというのは役所上で常識的なものも結構ありますけれども、病歴はもちろん病院に行けばあるでしょうし、さまざまなあるけれども、本当にたくさんあるのだなという理解があるので、そこは非公式な捜査のために収集しているものはあえてきょうは触れませんが、市民にわかるようにしっかり何と何を管理して、これはもう本人の意思がない限りは外へ出しませんというのは当たり前の話ですけども、改めてちょっと市役所全体、あるいは企業会計やら全ての名寄市に関するものについてしっかり総ざらいしていただいたほうがよろしいのかなと。特別なプロジェクトチームつくってもいいぐらいの感じもしますけれども、ぜひ市長、重要なポイントだと思っていますけれども、私どもの共通認識に立てることができるかどうか再確認させてください。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） それぞれ今個人情報、個人識別符号ということで、改めてこの条例によって定義がされているということでございますので、これを庁内でしっかりと管理をしていくように連携をして運用していきたいというふうに考えております。

○議長（黒井 徹議員） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第2号は原案のとおり決定することに御異

議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

13時まで休憩をいたします。

休憩 午後 0時00分

再開 午後 1時00分

○議長（黒井 徹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第6 議案第3号 名寄市介護保険条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第3号 名寄市介護保険条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本件は、介護保険法第117条第1項の規定に基づき名寄市第7期介護保険事業計画を定め、平成30年度から平成32年度までにおける介護保険料額を定めるとともに、関連法が制定されたことに伴い文言整理をするため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

第1号被保険者の保険料につきましては、高齢者人口及び要介護、要支援認定者の増加に伴う介護サービス給付費の増加が見込まれるため、保険料額の上昇は避けられない状況であります。国の基準の9段階の所得による負担段階を10段階に細分化し、所得に応じた保険料負担をいただくことにより基準額の上昇を抑え、低所得者層への負担軽減を図ろうとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

議案第3号は、市民福祉常任委員会へ付託をいたします。

ただいま市民福祉常任委員会に付託いたしました議案第3号については、3月26日までに審査を終了するよう期限をつけることにいたします。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号については3月26日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定をいたしました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第7 議案第4号

名寄市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第4号 名寄市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本件は、本年1月18日に厚生労働省令第4号として指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、省令に従うべき基準である本条例の一部を改正しようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第4号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第8 議案第5号

名寄市営住宅管理条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第5号 名寄市営住宅管理条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本件は、平成29年4月26日に第7次地方分権一括法が公布されたことに伴い、公営住宅法及び同法施行規則の一部が改正をされ、条項ずれが生じたために本条例の一部を改正しようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第5号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第9 議案第6号 名寄市企業立地促進条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第6号 名寄市企業立地促進条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本件は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律及び過疎地域自立促進特別措置法の一部改正により支援の対象となる産業、事業が変更となったことから、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第6号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第10 議案第7号 名寄市水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第7号 名寄市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本件は、砺波、曙地区を給水区域とする川西浄水場において今年度新たに建設をした取水施設を使用するに当たり、水道法第10条に基づく水道事業変更認可が必要となることから、給水人口及び1日最大給水量を変更するために本条例の一部を改正しようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第7号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第11 議案第8号 名寄市肉牛繁殖センター条例の廃止についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第8号 名寄市肉牛繁殖センター条例の廃止について、提案の理由を申し上げます。

名寄市肉牛繁殖センターは、肉牛の振興を図り

農業経営の安定に寄与するため昭和47年に建築をされた施設で、昭和60年からは市内の養豚経営の安定、規模拡大及び遊休施設の有効活用を図ることを目的に名寄市養豚組合に利用を許可し、平成28年9月まで利用をされてきました。平成28年10月からは養豚農家の減少等により利用が取りやめとなり、遊休施設となったため施設の有効活用を図るために市内畜産経営者への意向調査、ホームページで利活用について募集をしてまいりましたが、施設の老朽化、立地条件等により施設利用希望者がいないことから、本条例を廃止しようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

熊谷吉正議員。

○13番（熊谷吉正議員） 1点だけお尋ねしますけれども、いろいろ経過のある施設でしたけれども、廃止をすることによる管理というか、いわゆる林地に自然に変わっていくということで理解をしてよろしいのかどうかです。全くもう管理はしないということだと思いますけれども、お答えをいただきたいと思えます。

○議長（黒井 徹議員） 白田経済部長。

○経済部長（白田 進君） 今後の管理についてというふうな御質問だったと思えます。基本的に繁殖センター条例があるうちについては、繁殖センターとしての用をなすような形で管理をしなければいけないということではありますが、今回は条例を廃止させていただきましたので、現行の機能については維持する必要がなくなったということでもあります。基本的には、普通財産のほうに移管をさせていただきながら、普通財産としての市あるいは他の方の御利用について今後も探ってまいりたい、そのように考えているところであります。

○議長（黒井 徹議員） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第8号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第12 議案第9号 名寄市第7期高齢者保健医療福祉計画・介護保険事業計画を定めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第9号 名寄市第7期高齢者保健医療福祉計画・介護保険事業計画を定めることについて、提案の理由を申し上げます。

本件は、現在の名寄市第6期高齢者保健医療福祉計画・介護保険事業計画が本年度までとなっていることから、老人福祉法第20条の8及び介護保険法第117条第1項に基づき本計画を策定しようとするものでございます。

本計画の策定に当たりましては、市民アンケート、ワークショップ、福祉懇談会の開催など市民の皆様の御意見を初め有識者で構成をする名寄市保健医療福祉推進協議会において策定作業を進め、昨年12月21日に同協議会からいただいた答申をもとに本計画の最終案が整いましたので、名寄市議会基本条例第10条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し

上げます。

○議長（黒井 徹議員） お諮りいたします。

議案第9号については、質疑から採決までの議事を3月27日に延期したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第9号については質疑から採決までの議事を3月27日までに延期することに決定をいたしました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第13 議案第10号 平成29年度名寄市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第10号 平成29年度名寄市一般会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、年度末に当たり事業の確定に伴う事業費や人件費などの調整が主なものであり、歳入歳出それぞれ7億7,089万4,000円を減額をし、予算総額を217億6,531万8,000円にしようとするものでございます。

補正の主なものを歳出から申し上げます。3款民生費におきましてグループホーム整備事業補助金250万円の追加は、地域生活への移行を希望する障がい者の福祉向上を図るため市内社会福祉法人からのグループホーム改修に要する経費に対し補助申請に応じ予算を計上しようとするものでございます。

4款衛生費におきまして病院事業会計繰出金2,909万円の追加は、昨年12月の特別交付税の算定において精神科病床や救命救急センターの単価アップ等から繰出金を増額するものでございます。

8款土木費におきまして北斗・新北斗公営住宅建設事業のうち北斗団地集会場建設工事4,500

万円の追加は、国からの交付金の確保と北斗団地建てかえ事業の全体工期を考慮し、早期に着工する必要があることから予算を計上しようとするものでございます。

次に、歳入について申し上げます。各事業費の追加及び確定に伴う国庫支出金、道支出金、市債などの特定財源の調整を図ったほか、11款地方交付税におきまして普通交付税で2億1,180万4,000円の追加は、今年度の普通交付税額の確定に伴い予算を計上しようとするものでございます。

19款繰入金では、財政調整基金や公共施設整備基金など繰入金を減額をし、収支の調整を図ろうとするものでございます。

次に、第2表、継続費補正につきましては、北斗・新北斗公営住宅建設事業（7棟目）のほか3件の予算を変更しようとするものでございます。

次に、第3表、債務負担行為補正につきましては、設備資金利子補給補助金のほか1件の追加と変更をしようとするものでございます。

次に、第4表、地方債補正につきましては、農業農村整備事業のほか13件の変更、徳田18線緑丘連絡線道路改良舗装事業のほか1件の廃止をしようとするものでございます。

次に、第5表、繰越明許費補正につきましては、年度内に完了しない議会運営事業費のほか2件を追加をし、繰り越ししようとするものでございます。

以上、補正の概要について申し上げましたが、細部につきましては総務部長より説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） 追加説明を中村総務部長。

○総務部長（中村勝己君） 私からは、一般会計の補正予算につきまして市長より申し上げた分の重複を避けて追加説明をさせていただきます。

議案第10号の26、27ページをお開きくだ

さい。2款総務費、1項1目一般管理費、ふるさと応援事業費422万2,000円の追加は、ふるさと納税寄附金の増額に対応し、寄附記念品発送業務委託料などについて補正しようとするものであります。

30、31ページをお開きください。2款総務費、1項8目企画振興費、総合計画策定・推進事業費18万4,000円の追加は、第2次名寄市総合計画中期計画策定に向け、まちづくりに関する意見等の把握を目的としたアンケートの実施に要する経費について補正しようとするものであります。

次に、40ページ、41ページをお開きください。3款民生費、2項3目保育所費、子ども・子育て支援運営事業費1,192万2,000円の追加は、施設型給付費負担金などの増によるもので、財源につきましても国、道補助金で予算を計上しております。

次に、64、65ページをお開きください。10款教育費、1項2目事務局費、教育振興事業費、教育振興基金積立金1,000万円の追加及び68、69ページの10款5項1目、大学の学校総務費、大学振興基金積立金1,033万2,000円のうち1,000万円の追加は、いただいた寄附金を積み立てさせていただくため予算を計上しようとするものでございます。

以上、追加説明とさせていただきます。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第10号は原案のとおり決定することに御

異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第14 議案第11号 平成29年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第11号 平成29年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、保険事業勘定におきまして年度末における事業費の見込みによる調整を行うものであり、歳入歳出にそれぞれ4,669万1,000円を追加し、予算総額を36億6,519万2,000円に、直診勘定におきまして診療収入などが増額になったことから一般会計繰入金の減額など費目間の調整を行うものであり、歳入歳出それぞれ370万4,000円を減額をし、総額を1億9,326万円にしようとするものでございます。

補正の主な内容について、保険事業勘定の歳出から申し上げます。1款総務費では人件費の増に伴い218万1,000円、8款保健事業費では人件費、報償費等の増に伴い51万円、9款基金積立金では平成28年度決算剰余分として4,412万6,000円をそれぞれ追加をし、11款諸支出では直診勘定繰入金精算分として12万6,000円を減額しようとするものでございます。

次に、保険事業勘定の歳入について申し上げます。2款国庫支出金、5款道支出金では特別調整交付金と合わせて37万8,000円、7款財産収入では利子及び配当金として4,000円、8款繰入金では一般会計からの繰入金として218万8,000円、9款繰越金では前年度繰越金として4,412万1,000円をそれぞれ追加しようとする

ものでございます。

次に、直診勘定の歳出について申し上げます。

1款総務費では人件費等で35万2,000円、2款医業費では医療用消耗機材費で200万円、4款公債費では135万2,000円それぞれ減額しようとするものでございます。

次に、直診勘定の歳入について申し上げます。

1款診療収入では診療報酬収入等で650万円、3款道支出金では電源立地地域対策交付金の確定に伴い32万8,000円をそれぞれ追加をし、4款繰入金において1,053万2,000円を減額をし、収支の調整を図ろうとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第11号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第15 議案第12号 平成29年度名寄市介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第12号 平成29年度名寄市介護保険特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、保険事業勘定におきましては歳入歳出それぞれ4,240万2,000円を追加し、予算総額を25億326万6,000円に、サービス事業勘定・名寄におきましては歳入歳出それぞれ41万5,000円を追加をし、予算総額を2億2,624万9,000円にしようとするものでございます。

また、サービス事業勘定・風連におきましては、年度末の事業費の見込みにより歳出予算の調整を行うものであり、予算総額の変更はございません。

補正の主な内容について保険事業勘定の歳出から申し上げます。1款総務費におきましては、本年4月開始の制度改正に対応するシステム改修のほか人件費などの減額により825万3,000円を減額しようとするものでございます。

2款保険給付費におきましては、居宅介護サービス給付費及び住宅改修費、介護サービス計画費等の給付実績の増加に伴い1,190万円を追加しようとするものでございます。

3款地域支援事業費におきましては、通所型サービスの給付費の増加に伴い450万円を追加しようとするものであります。

4款基金積立金におきましては、基金利子及び平成28年度決算剰余金を介護給付費準備基金に積み立てるために3,425万5,000円を追加しようとするものでございます。

次に、歳入について申し上げます。保険給付費、地域支援事業費の追加に伴い4款国庫支出金、5款支払基金交付金、6款道支出金をそれぞれ追加しようとするものであります。

8款繰入金におきましても総務費及び保険給付費の増加に伴い事務費繰入金及び介護給付費繰入金をそれぞれ追加をし、人件費等の減額に伴い職員給与費等繰入金を減額しようとするものでございます。

9款繰越金におきまして平成28年度決算剰余金の繰り越し分として3,845万5,000円を追加しようとするものでございます。

続きまして、サービス事業勘定・名寄について申し上げます。歳出におきまして人事異動に伴う職員手当等の追加として施設管理費に41万5,000円を追加しようとするものでございます。

歳入におきましては、歳出と同額を一般会計の繰入金にて追加しようとするものであります。

次に、サービス事業勘定・風連について申し上げます。歳出におきまして1款総務費では職員手当等の不足分として4万3,000円を追加し、2款事業費では施設介護サービス事業費として4万3,000円を減額しようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第12号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第16 議案第13号 平成29年度名寄市下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第13号 平成29年度名寄市下水道事業特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、主に年度末における各費目の調

整を行うものであり、歳入歳出それぞれ1億1,503万6,000円を減額をし、予算総額を10億5,212万8,000円にしようとするものでございます。

補正の主な内容につきまして歳出から申し上げます。1款下水道事業費におきまして事業費の確定に伴う各費目の調整により総額で1億923万1,000円を減額をし、2款公債費で長期債償還元金で22万7,000円、長期債償還利子及び一時借入金利子で252万7,000円、3款諸支出金では消費税等で305万1,000円減額しようとするものでございます。

次に、歳入について申し上げます。1款分担金及び負担金では下水道事業受益者負担金の増加により338万1,000円を追加をし、2款使用料及び手数料では使用料の減少により457万4,000円、3款国庫支出金では事業費の確定により3,994万3,000円、4款繰入金では一般会計繰入金で2,809万8,000円、6款市債では事業費の確定により4,580万円をそれぞれ減額をし、収支の調整を図ろうとするものでございます。

次に、第3表、地方債補正につきましては、事業費の確定に伴い変更しようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第13号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。
よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第17 議案第14号 平成29年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第14号 平成29年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、年度末における各費目の調整を行うものであり、歳入歳出それぞれ596万6,000万円を減額し、予算総額を8,664万9,000円にしようとするものでございます。

補正の主な内容について歳出から申し上げます。1款個別排水事業費では事業費の確定に伴う調整により508万円、2款公債費では長期債償還元金で62万5,000円、長期債償還利子及び一時借入金利子で16万1,000円、3款諸支出金では消費税で10万円をそれぞれ減額しようとするものでございます。

次に、歳入について申し上げます。1款分担金及び負担金では27万7,000円を、2款使用料及び手数料では147万3,000円、3款繰入金では183万1,000円、5款市債では250万円をそれぞれ減額をし、4款諸収入では消費税の確定等により11万5,000円を追加をし、収支の調整を図ろうとするものでございます。

次に、第3表、地方債補正につきましては、事業費の確定に伴い変更しようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。
お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第14号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。
よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第18 議案第15号 平成29年度名寄市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第15号 平成29年度名寄市後期高齢者医療特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ150万1,000円を減額し、予算総額3億8,284万2,000円にしようとするものでございます。

まず、歳出について申し上げます。2款後期高齢者医療広域連合納付金では、納付金額の確定により150万1,000円を減額しようとするものでございます。

次に、歳入について申し上げます。2款繰入金では、広域連合共通経費負担分の確定のため150万1,000円を減額しようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。
お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第15号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。
よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第19 議案第16号 平成29年度名寄市病院事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。
提出者の説明を求めます。
加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第16号 平成29年度名寄市病院事業会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、年度末の各収支を見通し、必要な調整を行うものでございます。

補正の主な内容について収益的収入から申し上げます。1款病院事業収益では、医業収益におきまして入院患者数の減少等により入院収益で9,381万8,000円を減額をし、外来検査件数の増等により外来収益で4,997万9,000円を追加をし、小児救急医療への交付金算定額の減少等により他会計負担金で644万4,000円、その他医業収益で121万9,000円を減額しようとするものでございます。

次に、医業外収益におきまして周産期医療への交付金算定額の増加等により他会計補助金で1,552万1,000円、他会計負担金で2,623万3,000円をそれぞれ追加しようとするものでございます。

次に、特別利益におきまして過年度損益修正益

で3,777万円を、その他特別利益といたしまして退職手当引当金の戻入で1億3,593万円をそれぞれ追加をし、収益の総額を100億9,255万8,000円にしようとするものでございます。

次に、収益的支出について申し上げます。2款病院事業費用では、医業費用におきまして給与費で8,739万2,000円を減額をし、材料費で診療材料費の増加等により1億4,850万円を追加をし、経費で東病院診療交付金等の減少により4,182万4,000円を減額しようとするものでございます。

次に、医業外費用におきまして雑支出で控除対象外消費税の減少により651万6,000円を減額しようとするものでございます。

次に、特別損失におきまして過年度損益修正損で5,294万4,000円を追加をし、費用総額を102億8,994万4,000円にしようとするものでございます。

次に、資本的収入について申し上げます。3款資本的収入におきまして企業債で7,340万円を減額をし、総額を7億7,808万8,000円にしようとするものでございます。

次に、資本的支出について申し上げます。4款資本的支出におきまして資産購入費で5,695万円を、施設費で施設整備事業等で900万円それぞれ減額をし、総額を11億9,401万6,000円にしようとするものでございます。

なお、資本的収支の不足額につきましては、過年度損益勘定留保資金、当年度損益勘定留保資金及び一時借入金で補填をするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。
お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。
これより採決を行います。

議案第16号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。
よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第20 議案第17号 平成29年度名寄市水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第17号 平成29年度名寄市水道事業会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、年度末の収支を見通し、予算の調整を行おうとするものでございます。

まず、収益的収入について申し上げます。1款水道事業収益では、主に給水収益351万8,000円の減額やその他営業収益357万4,000円の増額、長期前受金戻入110万円の増額により収益全体で15万1,000円を追加し、総額6億8,493万7,000円にしようとするものでございます。

次に、収益的支出について申し上げます。2款水道事業費用では、事業費の確定に伴う各費目の調整を行い、費用全体で2,117万8,000円を減額し、総額を6億7,040万7,000円にしようとするものでございます。

次に、資本的収入及び資本的支出について申し上げます。事業の確定に伴う調整を行い、3款資本的収入では848万3,000円を減額し、総額を3億4,392万6,000円に、また4款資本的支出では1,173万1,000円を減額し、総額を6億3,698万5,000円にしようとするもので

ございます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。
お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。
これより採決を行います。

議案第17号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。
よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第21 議案第18号 平成30年度名寄市一般会計予算、議案第19号 平成30年度名寄市国民健康保険特別会計予算、議案第20号 平成30年度名寄市介護保険特別会計予算、議案第21号 平成30年度名寄市下水道事業特別会計予算、議案第22号 平成30年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計予算、議案第23号 平成30年度名寄市食肉センター事業特別会計予算、議案第24号 平成30年度名寄市後期高齢者医療特別会計予算、議案第25号、平成30年度名寄市立大学特別会計予算、議案第26号 平成30年度名寄市病院事業会計予算、議案第27号 平成30年度名寄市水道事業会計予算、以上10件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第18号 平成30年度名寄市一般会計予算及び議案第19号から議

案第27号までの各特別会計予算並びに各企業会計予算について、提案の理由を申し上げます。

各会計予算案は、平成29年11月1日付市長訓令に基づき、名寄市総合計画第2次で掲げた将来像の実現、事業の選択と集中の徹底、健全な財政運営の維持といった基本的な考え方に基づき予算を編成をいたしました。

一般会計予算案は、前年度比4.4%減の211億6,612万4,000円となりました。平成30年度は、市長選挙が行われる年度であることから骨格予算として編成をしたことや教育費のうち大学費が特別会計化されたことなどが主な減額要因でございます。なお、収支不足を補う財政調整基金の取り崩し額は7億4,875万5,000円を計上しております。

次に、特別会計について申し上げます。平成30年度国民健康保険特別会計外6特別会計の予算総額は、98億5,593万2,000円となっております。増減の大きなものとして、食肉センター事業特別会計では公債費の増により前年度比183.9%の増となりました。また、平成30年度から大学予算における収支の透明化を図ることを目的に名寄市立大学特別会計を設置しております。

次に、企業会計について申し上げます。病院事業会計及び水道事業会計の予算総額は、前年度比2.7%増の131億6,632万3,000円となりました。病院事業会計で医業収益及び費用の増並びに電子カルテシステム等導入事業の実施により3.9%増の119億5,363万2,000円、水道事業会計では川西浄水場改修など施設整備費の減により7.5%減の12億1,269万1,000円となりました。

以上によりまして、平成30年度全会計の予算総額は441億8,837万9,000円となりました。

地方自治法第211条及び地方公営企業法第24条の規定に基づき提出をいたしますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

す。

○議長（黒井 徹議員） お諮りいたします。

議案第18号外9件については、本会議質疑を省略し、全議員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査いたしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第18号外9件については、全議員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定をいたしました。

ただいまの決定に基づき、予算審査特別委員会の委員に全議員を指名いたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第22 議案第28号 平成29年度名寄市一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第28号 平成29年度名寄市一般会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、担い手確保・経営強化支援事業の採択に伴い必要な経費を補正しようとするものでございまして、歳入歳出にそれぞれ9,103万円を追加をし、予算総額を218億5,634万8,000円にしようとするものでございます。

まず、歳出について申し上げます。6款農林業費におきまして担い手確保・経営強化支援事業費9,103万円の追加は、10戸の農業経営者が実施をする農業用機械施設の導入に対し補助しようとするものでございます。

次に、歳入につきましては、16款道支出金において担い手確保・経営強化支援事業補助金で9,103万円を計上しようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第28号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第23 報告第1号 専決処分した事件の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 報告第1号 専決処分した事件の報告について申し上げます。

本件は、平成29年5月30日午前1時ごろ、名寄市西11条北1丁目55番地32の市営住宅栄町55団地1号棟の別棟物置にて発生をいたしました放火事件における市有物件損壊の損害賠償額119万8,800円を当事者に対し請求の訴訟を提起しておりましたが、本年1月16日の口頭弁論で和解が成立したものでございます。

以上、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第2項の規定により御報告を申し上げます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。報告第1号を終結いたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第24 報告第2号 名寄市国民保護計画の変更についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 報告第2号 名寄市国民保護計画の変更について申し上げます。

本件は、法定受託事務である国民の保護のための措置について、平成29年11月20日、北海道市町村国民保護モデル計画の変更に伴い本計画の変更を行いましたので、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第35条第6項に基づき御報告を申し上げます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。報告第2号を終結いたします。

○議長（黒井 徹議員） お諮りいたします。

議事の都合により、明日2月27日から3月12日までの14日間を休会といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、明日2月27日から3月12日までの14日間を休会とすることに決定をいたしました。

○議長（黒井 徹議員） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれもちまして散会といたします。

御苦労さまでした。

散会 午後 1時52分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 黒 井 徹

署名議員 山 崎 真由美

署名議員 佐々木 寿

平成30年第1回名寄市議会定例会会議録
開議 平成30年3月13日（火曜日）午前10時00分

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問

書 記 開 発 恵 美
書 記 長 正 路 慶

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問

1. 説明員

市 長 加 藤 剛 士 君
副 市 長 橋 本 正 道 君
副 市 長 久 保 和 幸 君
教 育 長 小 野 浩 一 君
総 務 部 長 中 村 勝 己 君
参 事 監 松 岡 将 君
市 民 部 長 三 島 裕 二 君
健康福祉部長 田 邊 俊 昭 君
経 済 部 長 白 田 進 君
建設水道部長 天 野 信 二 君
教 育 部 長 小 川 勇 人 君
市立総合病院 岡 村 弘 重 君
事務部長
市立大 学 松 島 佳 寿 夫 君
事務局長
こども・高齢者 廣 嶋 淳 一 君
支 援 室 長
営業戦略室長 水 間 剛 君
上下水道室長 粕 谷 茂 君
会 計 室 長 常 本 史 之 君
監 査 委 員 上 田 盛 一 君

1. 出席議員（17名）

議 長 17番 黒 井 徹 議員
副議長 14番 佐 藤 靖 議員
2番 山 崎 真 由 美 議員
3番 野 田 三 樹 也 議員
4番 川 口 京 二 議員
5番 川 村 幸 栄 議員
6番 奥 村 英 俊 議員
7番 高 野 美 枝 子 議員
8番 佐 久 間 誠 議員
9番 東 川 孝 義 議員
10番 塩 田 昌 彦 議員
11番 山 田 典 幸 議員
12番 大 石 健 二 議員
13番 熊 谷 吉 正 議員
15番 高 橋 伸 典 議員
16番 佐 々 木 寿 議員
18番 東 千 春 議員

1. 欠席議員（1名）

1番 浜 田 康 子 議員

1. 事務局出席職員

事 務 局 長 久 保 敏
書 記 倉 澤 富 美 子

○議長（黒井 徹議員） 本日の会議に1番、浜田康子議員から欠席の届け出がありました。

ただいまの出席議員数は17名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（黒井 徹議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第87条の規定により、

3番 野田 三樹也 議員

15番 高橋 伸典 議員

を指名いたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第2 これより一般質問を行います。

通告順に従い順次発言を許します。

職員の教育研修について外2件を、東川孝義議員。

○9番（東川孝義議員） おはようございます。議長より指名をいただきましたので、通告順に従い順次質問してまいります。

最初に、職員の教育研修についてお伺いをいたします。地域住民の方が快適に日々の生活が送れるようにサポートをする地方公務員、いわゆる市役所職員の方々の業務は年々高まる市民ニーズに的確に答えていくためにその業務内容は多岐にわたっていると思います。また、具体的な業務にはさまざまなものがあり、組織の内側に対する業務と組織の外側に働きかける業務に分けられ、その中であって職種は技術職と事務職の大きく2つに分けられると思います。組織の内側に対する業務としては、総務や経理、人事などがあり、これらは市町村に限らずどの企業においても共通していることと思います。一方、組織の外側に働きかける業務は、市町村ならではのものが多くあると思います。例えばその地域の魅力を広げる業務や経済的に活性化させるための地域振興に関する業務、

市民が快適な生活を送れるようにするための税金、公衆衛生、保健福祉に関する業務に加えて、市民の安全を守るための防災に関する業務や地域の情報を共有するための広報活動の業務、そして上下水道や道路のインフラ管理も大切な役割だと思います。このように職員の方々の仕事内容はさまざまですが、いずれも市民生活の維持向上になくてはならない重要な仕事であると言えます。また、具体的事業推進に向けては、継続事業に加えて新規事業も推進されていく中であっては業務量も増加し、個人のスキルアップはもとよりいかに効率よく仕事を進めるかが求められていると思います。

そこで、小項目の1番目、職員の採用実績と勤続年数の推移についてお伺いをいたします。一般企業も同様ですが、市の職員も定期的な採用ができれば技術、技能の伝承も引き継がれると思いますが、その時々々の事情により定年退職者の補充や業務の拡大に比例した採用には至っていないこともあると思います。そこで、名寄市の病院、大学の先生、消防職員を除いた過去5年間の採用実績、勤続年数の推移、平均年齢についてお伺いをいたします。

次に、小項目の2番目、職員の研修実績についてお伺いをいたします。毎年の決算時において主要施策の成果報告書の中で一般派遣研修、集合研修に分けての報告がなされております。初任者研修の対象者は理解できますが、中級、上級研修者はどのような方々を対象に行っているのかお伺いをいたします。

また、職員の派遣並びに受け入れについて、人事交流の目的と実績についてお伺いをいたします。

次に、小項目の3番目、研修成果の具体的な運用についてお伺いをいたします。先ほどの研修は、どちらかというとオフJTであり、庁内におけるOJTとして中級、上級、そして管理者研修後はどのように対応されているのかお伺いをいたします。

また、特別研修参加者への人選はどのように行

っているのかお伺いをいたします。

次に、大項目の2番目、工事施行成績の評価についてお伺いをいたします。当市で発注している工事は、公共施設だけではなく、日常生活や産業の基盤となっている道路や橋梁、上水道、下水道といったいわゆるインフラと呼ばれる施設についても公共施設と同様に整備が進められております。

そこで、小項目の1番目、工事施行後の現状の認定評価方法についてお伺いをいたします。工事施行後、項目別の具体的評定について評価項目を含めてどのように実施をされているのかお伺いをいたします。

また、土木、建築事業者の方は毎年経営規模評価結果通知書の報告が義務づけられております。いわゆる経審の評価に加えて当市の認定評価が格付にどのように反映をされているのかお伺いをいたします。

次に、小項目の2番目、平成29年度工事発注状況についてお伺いをいたします。29年度の年度末を迎え、建築、土木事業をメインとして今年度発注された新期工事、改修、解体工事の件数についてお伺いをいたします。

次に、小項目の3番目、改修、解体施工後の評価についてお伺いをいたします。公共施設の維持、更新に向けては、名寄市公共施設等総合管理計画で検討を進められていると思いますが、厳しい財政状況を踏まえると今後は長寿命化に伴う修繕、改修、解体工事が多くなることが予測され、新規事業の発注が減少するのだと考えられます。そこで、名寄市の総合数値の反映に向けて今後改修、解体工事後の評価をどのように進めていこうとされているのかお伺いをいたします。

次に、大項目の3番目、行財政運営の評価方法についてお伺いをいたします。昨年4月より名寄市総合計画第2次がスタートし、今年度は前期計画2年の折り返し時期であります。また、まち・ひと・しごと創生総合戦略は平成27年度から実施され、平成32年度が最終年度であります。そ

の中にあって平成29年度のローリング調書では9本の新規事業、277の継続事業について個別に評価をされております。

そこで、小項目の1番目、現状の評価方法についてお伺いをいたします。毎年実施されております行政評価、ローリング、次年度予算編成と進められておりますが、その中で単年度で一定の成果が見えてくる事業、また中期的な取り組みが必要な事業もあり、各作業工程における策定プロセスと重点ポイントについてお伺いをいたします。

また、新規事業の取り組みに向けて目的達成の効果的な企画として、特に部局間を横断する事業の必要性や有効性の抽出方法についてお伺いをいたします。

次に、小項目の2番目、PDCAサイクルが回る体制づくりについてお伺いをいたします。総合計画第2次実施計画ローリング、また中期計画などの説明資料にPDCAサイクル概念図が掲載をされております。そこで、従来のローリング作業と現状の策定作業の変更点についてお伺いをいたします。

また、事業推進の目的整理、数値目標の設定や評価の問題解決のステップにPDCAサイクルをどのように意識した取り組みを進めているのかお伺いをいたします。

次に、小項目の3番目、現状の課題と今後の取り組みについてお伺いをいたします。先日ある資料で、作業と仕事の違いについての記事を見る機会がありました。その中でマニュアルというのは、いわゆる手順書のことでありますが、特に新人を採用したとき、または職場間の異動においては大きな力を発揮をしてくれます。しかし、マニュアルどおりに従うだけの状態は作業ですが、マニュアルをつくる側になると仕事になるとの内容でした。組織においてマニュアルが全てではなく、それをどのように活用するのが重要であると言えます。そこで、企画力向上に向けて、いわゆる正しい問題解決のステップとしてPDCAサイクル

の教育研修についてどのように進められているのかお伺いをいたします。

また、中期計画第2次において部署を横断する重点プロジェクト計画が進められております。共通テーマの具体的推進に向けて、PDCAサイクルをどのように活用されているのかお伺いをいたします。

以上、この場からの質問といたします。

○議長（黒井 徹議員） 中村総務部長。

○総務部長（中村勝己君） おはようございます。ただいま東川議員から大項目で3点にわたり御質問いただきました。大項目1については私から、大項目2については建設水道部長から、大項目3については企画担当参事監からそれぞれ答弁となりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは初めに、大項目1、職員の教育研修についての小項目の1、職員の採用実績と勤続年数の推移について申し上げます。まず、職員の過去5年間の採用実績でございますが、病院の医療、看護、技術職、大学教員及び消防職員数を除きましてお答えをいたします。平成25年度では12名、平成26年度では20名、平成27年度では25名、平成28年度では16名、平成29年度では22名となっております。

なお、採用人員のばらつきにつきましては、退職者の人数によるものが主な理由であるというふうに考えてございます。

次に、勤続年数の推移についてでございます。平均勤続年数で申し上げますと、平成25年度では20.3年、平成26年度では18.9年、平成27年度では17.7年、平成28年度では17年、平成29年度では16.8年と年々短くなってきております。これは、ここ数年の急激な世代交代で若い職員がふえていることによるもので、平均年齢の推移を見ても平成25年度で41.2歳、平成26年度で40歳、平成27年度で39歳、平成28年度で38.5歳、平成29年度で38.5歳と年々下がっているのが現状でございます。このよ

うに全体的に職場が若返っていることから、管理職も含めた職員全体の能力向上が必要と考えており、この間職員研修の充実を図り、各種研修会の開催周知と参加促進に努めてきたところでございます。

続いて、小項目の2、職員の研修実績について申し上げます。毎年度の決算の主要施策成果報告書にて報告をさせていただいておりますが、平成28年度実績では北海道市町村職員研修センターを初めとする一般派遣研修で25種、延べ41名、年間を通じた外部機関派遣研修で3名、集合研修で30種、519名、各職場が開催する特別研修で11種、308名と延べ871名が参加してきております。このうち専門的な研修については、一般派遣研修で8種、27名、特別研修で4種、113名が参加してきておりますが、これ以外にも各職場で受講しているものや各自治体が集まって開催される実務担当者会議や研修会に参加し、法令や制度の解釈を学ぶとともに、課題や事例を挙げながら事務処理能力及び知識の向上に努めてきているところでございます。

また、研修の一環として実施している外部機関への派遣や人事交流については、職員の資質向上はもとより上部機関や先進地において得た経験や知識を職場で生かしていくほか、民間団体等との幅広いつながりを持つことで連携した事業展開が期待をでき、また互いの自治体に学び、きずなを深め、さらなる交流活動の推進とともに互いの自治体の発展に資するものと考えております。平成25年度以降の派遣実績としましては、東京都杉並区や一般財団法人地域活性化センター、北海道、北海道経済産業局、そして本年度からの山形県鶴岡市との交流派遣があります。これまでの派遣により民間や各省庁とのつながりから、ジュニアオリンピックなどの事業誘致のほか、杉並区との人事交流を通じて台湾交流事業に発展するなど研修の成果が上がっているものと考えております。

続いて、小項目の3、研修成果の具体的運用に

ついて申し上げます。先ほど申し上げました研修実績のうち集合研修については、採用から3年目までの職員必須の初任者研修、係長職以下を対象とした中級研修、管理職を対象とした上級研修、各施設の安全管理者を対象とした管理者研修に区分して各種研修に取り組んでいます。特別研修も含めて受講者については年齢層や職名で指名するものや特定の事務担当者を対象にしたもの、また広く参加者希望を募って開催しているものもございます。特に管理職や係長職には組織の活性化を目的に職員の意欲を引き出し、導く指導方法や統率力についての管理者マネジメント研修に力を入れているところであり、役職についてからの経験年数が浅い管理監督者を対象に開催しております。また、中級研修の中でも若手職員を対象に政策形成研修を開催し、グループワークにより互いの業務や行政課題を共有化し、課題解決策の模索と提案能力の向上を図ってきているところです。

このように研修の種類や受講の機会の充実に取り組んできたところではありますが、職員の人材育成は研修だけでは習得できないことも多々あります。各職場の実務や対応、仕事の仕方、また職場単位の目標については職員それぞれが共通認識を持ちながら業務を遂行する必要があります。上司から部下への指導については、単なる指摘ではなく導くことが大切であり、職場内で互いに教え合う中で知識や情報を共有化し、組織全体の認識を高めていくことが本来の人材育成の姿と考えております。各職場において十分に理解してもらい、互いに人材を育てる雰囲気づくりから組織の活性化につなげていきたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 天野建設水道部長。

○建設水道部長（天野信二君） 私からは、大項目2、工事施行成績の評価について、小項目1、現状の評価方法についてお答えします。

工事施行成績評価につきましては、平成22年度以降の請負工事から適用しており、入札参加資

格審査や毎年度の格付等に活用して、土木工事及び建築工事ごとに技術力について評価しているもので、具体的評価項目は8項目あり、施工体制、施工状況、出来形及びできばえ、工事特性、創意工夫、社会性など法令遵守等など、その他から構成されていて請負工事完成後に監督員及び検査員が100点中何点かを評価して請負業者に書面で通知をしているところです。

また、施工業者の格付については、市内業者及び準市内業者として認定された建設業者のうち土木及び建築に登録された建築業者を格付するもので、毎年3月の資格審査委員会において部門別にA、Bランクを決定していて、格付方法は客観的要素及び主観的要素の評定数値の合計が市の総合数値となっております。客観的要素とは、経営事項審査のことであり、建設業法で定める審査として経営状況、経営規模、技術力などについて数値化し、評価するもので、法では公共性のある施設または工作物に関する建設工事において政令で定めるものを発注者から直接請け負おうとする建設業者は、国土交通省令で定めるところにより、その経営に関する客観的事項について審査を受けなければならないと規定されていて、経営事項審査総合評価値のことを指し、評価は国交大臣または都道府県知事が行います。あわせて主観的要素とは、技術的要素として過去2年間の請負工事の評価の平均値と社会的要素として公共施設の愛護活動や地域奉仕活動などを回数に応じて数値化したものの合計であり、客観的要素の経営事項審査総合評価値と主観的要素の技術力などの数値の合計を市の総合数値と位置づけて、名寄市建設工事請負業者の格付を決定しています。

次に、小項目2、平成29年度工事発注状況についてお答えします。初めに、土木工事については道路排水整備が3件、河川改修が3件、公園施設整備が7件、駐車場整備が2件、橋梁長寿命化修繕が1件、その他が1件で、計17件となります。次に、建築工事については、公営住宅関連整

備が9件、小学校整備が3件、大学新棟外構整備が1件で、計13件となり、土木工事及び建築工事の合計は30件となります。

続いて、改修、解体工事発注件数についてお答えいたします。初めに、土木工事については、道路改良が6件、道路改築が1件、河川改修が1件で、計8件となっております。次に、建築工事については、公園関連改修が1件、大学関連改修が7件、その他が3件、解体工事が6件で、計17件となり、土木工事及び建築工事の合計は25件となります。

次に、小項目3、改修、解体等施工後の評価についてお答えします。土木工事につきましては、改修工事件数8件全て評価を行っており、また建築改修工事につきましては17件中6件について評価を行い、設備改修等の一部5件及び解体工事6件の評価は行っておりません。

続いて、修繕、改修、解体工事の評価の現状についてお答えいたします。土木工事においては、道路に関する改良や排水整備、河川改修、駐車場整備、公園整備などの評価を実施し、建築工事は新築工事及び改修工事の評価を実施しております。

また、本市の建設工事に係る競争入札参加資格付における総合数値への反映は客観的要素と主観的要素の評定数値の合計となっており、主観的要素として技術力を工事ごとに工事施行成績評価点として算出し、総合数値に反映させております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 松岡企画担当参事監。

○参事監（松岡 将君） 私からは、大項目の3番、行財政運営の評価方法について答弁いたします。

初めに、小項目の1、現状の評価方法について、小項目の2、PDCAサイクルが回る体制づくりについて申し上げます。総合計画の推進、進捗管理を行うため、例年施策、事務事業の成果や目標達成度の点検、評価を行う行政評価、実施計画事

業の改善、見直しの議論を行うローリングの作業を行い、次年度予算編成につなげることであります。この際、改めて事業推進の目的の整理、数値目標の設定評価を行うことでありますが、今年度より調書の様式を改め、よりこの点を重視したものとしております。また、新規事業の追加や既存事業の拡充につきましては、社会情勢の変化や市民ニーズの実現という観点から必要となってくるものでありますが、厳しい行財政運営の中でよりその必要性、有効性を明らかにすることが求められると考えられるところ、国の行政事業レビューシートの様式を参考に所管部局における事前点検項目を設けたところであります。

各プロセスの連続性という観点から申し上げますと、ローリングの際においては行政評価での指摘事項を踏まえた検討を行うことであります。予算編成の際におきましてはローリングにおいて指摘があった事項など、まず企画課において取りまとめまして各部局に対し予算編成までの検討事項として提示し、その結果を上部査定時までに提出させるということにすることでPDCAサイクルを回すことであります。

数値目標の設定につきましては、今後中期計画の策定プロセスにおいても庁内外で議論いただくことを考えておきまして、引き続きこの枠組みの中で各事業の改善、見直しに取り組むとともに、枠組み自体につきましても不断に検証、改善を図ってまいりたいと考えております。

次に、小項目の3番、現状の課題と今後の取り組みについて申し上げます。現在PDCAサイクルに特化した研修は行っていませんが、まずは総合計画を中心とした業務体系においてPDCAサイクルを位置づけ、職員が業務に取り組む中で理解を深めていただきたいと思います。また、総合計画を中心とした行政評価体系や目標管理型の自治体マネジメントなども含めまして地方創生に重要な概念、制度、事例等に関する講座をEラーニングにて提供している地方創生カレッジ

につきまして庁議等会議や庁内掲示板などで紹介をさせていただいているところであります。

重点プロジェクトの推進につきましては、設定した数値目標の達成に向けて各部局連携して取り組んでおりますが、引き続き各プロセスにおいて随時その進捗を確認しながら、検証しながら部局間の連携を密にしまして取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（黒井 徹議員） 東川議員。

○9番（東川孝義議員） それぞれ御答弁をいただきましてありがとうございます。答弁をいただきました中で、改めて何点かお伺いをさせていただきたいというふうに思います。

1番目の職員の研修について、先ほど職員の採用実績、基本的には退職者の補充であるというふうなことでの御答弁をいただきました。また、勤続年数についても年々若くなってきて、世代交代が進んできているというふうな御説明もいただいたところであります。私も事前にこの5年間資料をいただいて、ちょっと勉強させていただいたのですが、勤続年数を見ますと比率で平成25年度、1年から5年までの勤務の方が16.6%、これは先ほど言った人員の構成ですが、それが平成29年度は26%、10%増と。6年から10年までは平成25年度が8.1%、29年度が13.7%と。1年から10年までを合計すると平成25年度が全体の職員の24.7%、29年度が39.7%、約15%1年から5年までの人の人数の割合がふえているという実態にあります。

そこで、先ほどそれぞれの研修内容についての御答弁もありました。オフJ Tの研修について細かくまたそれぞれの説明をいただきましたが、いずれにしてもやっぱりO J Tの研修というのが非常にある面では重要になっていくのだ。今もいろんな形で進められているという御答弁もいただきました。しかし、O J Tというのは通常の業務を行いながらという中で、やはりメリットとデメリット、これがあるのかなというふうに思います。

今言ったように、メリットとしては通常の業務の中で学べるので、研修とは違って実際の仕事のずれが小さいということで、非常に効率のよいトレーニングができるのかなと。一方、デメリットとしては指導者の負担が非常に多くなる。あるいは業務の途中で習うので、体系的にずっと学ぶことができないというふうなことがあるかというふうに思います。上司の担当者が単発的なアドバイスではなくて、やっぱり業務マニュアル、あるいは評価軸を設定をしていくというのが非常に大切ではないのかなというふうに思います。改めて庁内各部署での教育システムについてお伺いしたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 中村総務部長。

○総務部長（中村勝己君） 今特に外部の研修ではなくて内部でということでお話ございまして、研修の主要施策の成果報告書の中でも報告をさせていただいておりますけれども、特に特別研修という形で、例えば運転技術講習ですとか、あるいは情報セキュリティの研修ですとか、ホームページのシステム講習、こういった特別研修にかかわってそれぞれ担当のほうで、新しいホームページが開設をするので、それについて職員を集めてという説明会ですとか、そういったものを実は内部的にはやっています。また、通年通しては会計のほうで会計実務の研修ですとか、これは毎年やらさせていただいているということで、先ほど言われましたように大変それぞれを担当する部署のほうで具体的な実務にかかわっての研修ということですので、どうしても日常の業務以外でそういう研修の準備も当然出てくるわけで、負担のほうも出てくるかなというふうに思いますが、これにつきましては特に新人の職員とかもおりますので、これからも毎年継続でやらさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

また、各職場においては、私も全て把握はしておりませんが、それぞれ受け付け業務あるいは税務業務、どういう形で利用しているかは詳

細には把握しておりませんが、それぞれの部署においてはマニュアルを担当者の中で共有をしながら、実務を進めているというふうに考えているところです。ちょっと足りない面もあるかと思えますけれども、答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 東川議員。

○9番（東川孝義議員） 十分にこれだけ年代層が若返っているという背景の中ではそれぞれの部署で取り組みは強化をされているという、改めて今お話のあった新人の方を含めた形の中で教育を推進をしていただきたいというふうに思います。

それで、先ほど研修成果の中で提案能力の向上というふうなことのお話もいただきました。今職員の自主研究グループというのが平成26年度に名寄市職員自主調査研究グループ道外視察研修助成金交付要綱というのが定められておまして、平成26年に定められたのですけれども、平成28年度までは3年間応募者がゼロで、平成29年度道外での利用が1件というふうなお話を聞いております。せっかくつくった制度なのですけれども、この制度を有効に活用していくためにどのように考えているのか、あるいは今の制度でいろいろな課題があって、さらにこういうふうな検討を加えているというふうな内容があればお伺いをしたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 中村総務部長。

○総務部長（中村勝己君） 今議員のほうからお話がありましたように、自主研究グループの道外視察助成制度を26年につくったわけですがけれども、なかなか利用がないということで、29年度に中堅、若手の職員の仲間構成をしたグループで道外研修ということで、行財政の関係で自主研究ということで視察に行ったというのがございます。この助成制度を使っただけの研修ということについては実績は1件ということでございますけれども、そのほかにもいろいろと職場のつながりですとか、その中で行っている研修もあるのかなと思っておりますが、この助成制度にかかわってはやは

り利用が少ないというのが確かに言われるとおりでございまして、詳細になかなか利用されない理由について調査をしてございませんけれども、これまで何度かアンケート等をとる中では、どうしても道外に限定をされている、あるいは助成の割合として、当然研修に一定程度の支出、お金がかかるわけですが、それに対する助成割合が低いですとか、対象となる調査研究内容や、あるいは帰ってきてからの報告の内容が相当レベルが高いのだというような、そんなような御意見がございました。私どももせっかくある制度ですので、ぜひこの制度を継続をしたいというふうに思っておりますけれども、いろいろと実際に研修を行った、あるいはこれから行こうとする方も含めて先ほど言いましたような意見もございまして、交付要綱の見直しなども検討をしてみたいというふうに考えているところであります。もちろん制度自体の問題もあるのでしょうけれども、組織全体が先ほど言いましたように少し若返っているという中で、ある一方では業務量の増加ですとかがございまして、休日のイベント等も当然職場によってはあるということで、とりわけ若手の職員がそこに従事するだとかということがあるのでしょうか、またそれぞれ町内会における市職員がお手伝いをする、あるいは役員をする、あるいはPTA、あるいは社会教育、スポーツ振興等地域活動にもかかわって多くの職員が活動しているというようなこともございまして、なかなか自主研修というところまで考えが及んでいないのかなというふうには思っているところでございますが、今後もこの制度でございますので、改めて制度の見直しも含めて職員にしっかりと周知をしながら、活用に向けて取り組みをしていきたいと思っておりますし、職員の意欲ですとか自主的な活動を促し、応援をするような制度を検討をしてみたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（黒井 徹議員） 東川議員。

○9番（東川孝義議員） 先ほど人事交流の目的と実績の中で、職員の派遣受け入れというふうな答弁の中で先進地でのいろんな取り組み、自治体との連携というふうな御答弁もいただいております。せっかくつくった制度ですので、今答弁をいただきましたけれども、できるだけ多くの方が利用できるような体制の中で、内容の検討も含めて利用できるような体制にさせていただくように改めて要望しておきたいというふうに思います。

この部門では最後、今年退職者の再任用制度が行われていると思うのですが、現状の実績についてどのようになっているのかお伺いをしたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 中村総務部長。

○総務部長（中村勝己君） 定年退職の再任用制度の利用実績ということでございますけれども、市の職員の再任用にかかわる条例については平成18年3月に施行されてございますけれども、市役所の職場の再任用の実績につきましては平成26年度で21名の退職に対して4名、27年度では11名退職に対して1名、28年度は10名退職に対しまして2名、平成29年度では5名退職に対しまして2名という実績になってございます。実績ということで報告をさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 東川議員。

○9番（東川孝義議員） 18年度から制度化された形のもので平成26年度から実際に運用が開始をされているというふうな形の中で、冒頭にもお話しさせていただいたように、答弁の中にもございました。職場が若返っているというふうな世代交代も進んでいるという現状の中では、再任用制度をまた十分に利用されて、非常に答弁にもあったように当然この部門においても重要な仕事でありますし、さまざまな仕事を今まで経験をされた方が若い人たちを成長させていくというためにも必要な作業というか、業務の部分かなというふうに思いますので、いろいろやりとりをさせていただきましたけれども、やはり教育研修制度、

より充実していただきますことを要望して、次の質問に移らせていただきたいと思いますというふうに思います。

時間が余りありませんので、工事施行成績の評価について2点ほどお伺いをしたいというふうに思います。先ほど29年度の工事発注の中で建築13件、土木17件、新規工事。改修、解体、建築が17件、土木8件ということでお伺いをしました。それで、評価をされているのが土木8件、これ全てを行っている。建築のほうは17件中6件という評価を行っているというふうな答弁をいただきました。それで、今工事施行の評価対象工事、これ契約金額がたしか130万円以上というふうにお聞きをしているのですけれども、これの根拠についてお伺いをしたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 中村総務部長。

○総務部長（中村勝己君） 130万円の根拠ということでございますけれども、名寄市の請負工事の施行成績要綱の3条に基づきまして評定の対象は1件の契約金額が130万円を超える請負工事としているところでございます。根拠といたしましては、入札に付する金額とする130万円を超える請負工事評価対象ということでございます。以上でございます。

○議長（黒井 徹議員） 東川議員。

○9番（東川孝義議員） この契約金額というのは、名寄市独自の金額であって、道とかというのは金額はどのようになっているのか、もしわかれればお聞きをしたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 天野建設水道部長。

○建設水道部長（天野信二君） 私のほうからちょっと申し上げさせていただきます。

道とか他の自治体とかもありますけれども、基本的に130万円というラインにつきましては国の地方自治法施行令の中で工事請負等については130万円の線というのはございまして、名寄市においてもそれを受けまして名寄市の契約規則で

130万円という金額をうたってございまして、それにのっとなってということでございますので、御理解いただければと思います。よろしくお願ひします。

○議長（黒井 徹議員） 東川議員。

○9番（東川孝義議員） ありがとうございます。

今回の工事施行成績の評価ということで、改めて今回質問させていただいた背景、先ほどの中でもちょっとお話をさせていただいたのですけれども、今後新規の工事というよりもやはり長寿命化という形の中では改修だとか解体、こういう形のものが多くなっていくのかなというふうに予測をされます。公平、公正という観点からすると、工事を行う業者、新規であろうが、改修、解体であろうが、やはり工事を同じ形で行うと。あるいは、担当者が評価をしやすいという体制づくりというのは今後必要なのかなと。当然今改修、解体に関して評価がないというふうなもの、言っているものに関しては、評価がないというのは実際答弁もいただきましたけれども、今後のことを考えるとやはりこの辺の整備というのも必要なのかなというふうに思いますので、ぜひ主体性を持った取り組みを進めていただくように要望して、次の質問に移らせていただきたいというふうに思います。

行財政の運営の評価ということで先ほど答弁をいただきました。現状の評価方法について、今までとは若干違う形の中で国のシートなり、あるいは社会情勢変化、市民ニーズをというふうなことでの御説明をいただきました。それで、今御説明があった中でPDCAサイクルというふうなことに重点を置きながら改めて質問させていただきたいのですけれども、特に新規事業、これに取り組むに当たってPDCAサイクルのどの部分、どれも必要な項目ではあるのですけれども、取り組みの一番中心的なものになるのは何が、当然プランからだとは思いますが、その辺の一番重要な点について改めてちょっとお伺いをしたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 松岡参事監。

○参事監（松岡 将君） 新規事業に取り組むに当たってのPDCAという観点からの重要な点ということでありましたけれども、当然新規事業の中でもその事業によって市側からの発案になるものですか、あるいは市民からの要望などを受けて取り組むことにしたのですとか、いろんなケースがあるかと思ひます。いずれにせよ、そういったものを総合的に判断して、今回チェックシートを設けた項目を挙げますと必要性ですか、効率性あるいは有効性、その他特定財源の使い方などありますけれども、そういったものをしっかりと事前に評価をしていただいて、その上で具体的な事業について検討結果をローリングの場であるとか、予算編成の場に持ってきていただくということでこういう評価項目を設けさせていただいたところであります。その後当然こういう総合計画の評価体系の中に入ってきますので、適切なタイミングで事業評価、行政評価、あるいはその翌年のローリングといったところ、そして予算編成においても継続事業として上がってくるのか、そういったところもあるかと思ひますけれども、そういったところで随時改善すべきところがあれば改善していただいて、最初に設定した目的、効果などが上がってこないのであればそれもやはりやり方を考えるのですとか、そういったところもしていくことが必要なのかなと考えております。

○議長（黒井 徹議員） 東川議員。

○9番（東川孝義議員） PDCAサイクル、ステップで取り組むというのは、非常にそれぞれの部門での課題なり問題点が明確になって次のステップに進むというふうなことでは有効な手段だというふうには思ひます。それで、よくPDCAサイクルで目標と目的の違いというふうな、これをきちっと理解をして進まないという課題が解決できないですよというふうなことがよく言われております。あくまでもPDCAサイクルで計画というのは目標を達成するために定めるものであって、目

標は目的を達成するために定めるといふふうに言われております。いわゆる目的はゴールであって、目標はたどり着くまでのルートといふふうにも言われております。今松岡参事監のほうからPDCAの今のサイクルの中での取り組みのお話をいただきました。それで、当然PDCAサイクル、個人で取り組むのは非常にある面では課題に対しても取り組みやすいといふふうには思うのですけれども、やっぱりこれを組織に定着をさせていくというための体制づくりのポイントはどこが重要なといふふうにお考えか、今の時点でちょっとお答えをいただければといふふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 松岡参事監。

○参事監（松岡 将君） PDCAサイクルを組織の体系として位置づけるということでありましたけれども、今初めに申し上げましたとおり名寄市においては総合計画を中心に施策ですとか事務事業の評価の体系などしておりますので、総合計画を中心に行政を行うという意味において総合計画に掲げる目標ですとか、あるいは個別の事業に今回目標などを設定していくわけですけれども、それが各部ですとか、あるいは各施策分野ごとの各部連携して行うものもありますけれども、その目標ということになってくるのかと思います。また、その中で各部の中でも個人単位におきましても掲げられた目標に向けて自分が行う業務というものを位置づけられておりますので、そういったところで明確に個人の目標として、あるいは組織の目標として、市全体の目標として位置づけられているといふふうに現在でもなっていると思いますし、それをより明確にわかりやすくしていった、その体系をしていくということが大事だと考えております。

○議長（黒井 徹議員） 東川議員。

○9番（東川孝義議員） 先ほども質問の中でちょっとお話をさせていただいたのですが、29年度のローリング調書、9本の新規事業、それから277の継続事業といふふうなことで評価

をされているといふふうな形で質問させていただきました。それで、今よくKPI、重要業績評価指標といふふうなもので数値化されております。これのいわゆるKPIを評価を数値化できるものと、それからできないものというのも正直言ってあるのかなといふふうに思います。その辺実際に戦術レベルできちっとKPI数値化してこの目標に取り組んでいきますよといふものと仮にできないものの評価というのは、業績評価の中でどういふふうな取り組みをされていくのかお伺いをしたいといふふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 松岡参事監。

○参事監（松岡 将君） KPIの設定についてということですが、こうしたことを取り組むに当たってよく言われるように、原則としてはやはり数値化していくと。数値化できるもので評価していくというのが大原則となっております。ただ、従来の行政ですとよくこういうKPI、PDCAの話、あるいはその前のパブリックマネジメントなどの話にもありますけれども、基本的には行政って数値化できないという前提で、例外的に数値化できるものを取り上げていったというのが基本だったと思うのですけれども、近年では基本的にもこの数値化、定量的な評価を行うというのを原則としまして、どうしても数値化できない、あるいは数値化がふさわしくない分野につきましては定性的な目標、それも客観的に状況がどう変わっているのか、好転しているのかというのがわかるような設定の仕方をしなさいということが行政評価などの指導で入っておりますし、またそれすらもできないという分野に関して言うと、それは当然にやらなければいけないことですが、法令で定められているとか、そういったところについてはある意味評価改善といふところから離れてくるのかなと思います。いずれにせよ、そういったものを基本的には評価になじまないといふところからスタートするのではなくて、原則としては数値化して評価すると、検証していくといふこと

ろを大前提に置いて、そこから例外として数値化がふさわしくないものとか、できないものといったものについては違う扱いをするというふうに整理をしていくことが大事なのだと思います。

また、先ほど目標、目的という話もありましたけれども、どうしてもこういう数値の目標をつくる時には従来アウトプット、つまり事業による産出物の数値を用いることが多々多かったわけですが、そうではなくてその事業の産出物によって市であれば市全体の、あるいは市のある分野のどういう成果が上がって、どういうふうにその分野が好転しているのかというのを、それを指標にしなさいと。アウトカムの指標を設けなさいということに、国ですとか道のほうでも徐々に徐々にそういう動きになってきておりますので、市としてもそういったところでしっかりと評価していくというのが行財政運営という観点でもそうですし、また数値で端的にあらわすということにはわかりやすく見える化するということにもつながってきますので、市が向かっている、あるいは市が今やろうとしている方向性を市民にわかりやすく示すというのも有効であると思いますので、そういった方法で進めていきたいというふうに考えております。

○議長（黒井 徹議員） 東川議員。

○9番（東川孝義議員） ありがとうございます。

時間ちょっとなくなって恐縮なのですが、松岡参事監におかれましては一昨年6月当市に着任をされて1年9カ月、今いろんな形の中で御答弁もいただいた形の中で業務に携わっていただいております。そこで最後に、当市の行財政運営の方法についてよい面、またこの部分はもっとこういうふうな形でというふうなことが今の時点でございましたら、ちょっと時間なくて恐縮なのですが、一言お答えいただいで、私の質問を終わらせていただきたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 松岡参事監。

○参事監（松岡 将君） 行財政運営のよい面、悪い面ということでありまして、必ずしも私もこの地方行政あるいはほかの自治体の分野に精通しているわけでもありませんので、この地方、ただ地方創生ということでした場合に従来の地方振興策とか、そういった政策との大きな違いとしてはKPIとかPDCAの概念を全面的に出して、この重要性を訴えていることだというふうによく地方創生の担当の政務などが説明をしているところであると思います。その中で名寄市においては、総合戦略を策定するに当たって、あるいはそれを策定後に新しく総合計画をつくっていたわけですが、こういった概念を十分理解して、包含する形で重点プロジェクトなどを設定をしまして進めてきているところであると思います。そういった面で地方創生という観点からもKPIとかPDCAという概念徐々に浸透してきているところだと思いますので、今後とも引き続きこういった取り組みについて進めていただきたいと思いますし、そうすることで市民生活が市民にとってよい行政になっていくと思いますので、引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（黒井 徹議員） 以上で東川孝義議員の質問を終わります。

住み続けられる名寄市を目指した取り組みについて外1件を、山崎真由美議員。

○2番（山崎真由美議員） 議長の御指名を受けましたので、通告順に従い順次質問をさせていただきます。

3月の年度末を迎え、市内各学校においては卒業式が挙行され、中には志を胸にふるさとを巣立つ方もおられることでしょう。名寄のまちで育んだ力を基礎に大いに羽ばたかれんことを期待するものであります。その一方で、どの地にあっても名寄市を身近に感じ、つながりを持ち続けてほしいと願うものであります。

北海道の北に位置する名寄市の豊かな自然とその恩恵は、常に言葉に上るところですが、反面冬

の厳しさも話題になるところであります。住み続けた名寄市がどの世代にとっても住みやすい名寄市となることを願い、大項目1、住み続けられる名寄市を目指した取り組みについてお伺いいたします。

最初に、小項目1、除排雪への対応についてお伺いいたします。昨年12月議会における一般質問でも除排雪について取り上げられておりますが、この冬も出口に近づいたことから改めて今シーズンの除排雪の状況についてお伺いいたします。

また、今回導入した直営班による成果、レンタル&ゴー事業についての成果及び福祉サイドから見た高齢者世帯向けの除排雪に対する助成についてもその状況をお伺いいたします。

次に、小項目2、子供の医療費助成拡充についてお伺いいたします。近隣自治体においては、子供の医療費無償化が実施されていますが、名寄市における医療費助成の考え方と現状、さらに今後の見通しについてお伺いいたします。

次に、小項目3、公共交通の確保についてお伺いいたします。昨年12月と本年1月の2カ月間、風連御料線におけるデマンドバスの実証実験運行が実施され、地域の公共交通確保に向けた取り組みが進んでいます。しかし、名寄市全体を考えたときに公共交通の確保は今後も引き続き重大な地域課題であります。空白地域をつくらないための方策についてお伺いいたします。

次に、大項目2、道の駅を活用したまちづくりについてお伺いいたします。最初に、小項目1、南の玄関口としての役割を意識した取り組みについてであります。一年を通して市内外の利用者でにぎわうもち米の里、道の駅なよろ。道の駅なよろは、いわゆる名寄市の南の玄関であります。特に夏期間においては、キャンピングカーが駐車場を埋めるなど多様な形での利用が見られます。その来訪者に対し、名寄市の魅力を発信することは多岐にわたり有益な状況を生み出すものと考えます。情報発信基地としての取り組み状況について

お伺いいたします。

次に、小項目2、物流の拠点としての取り組みについてであります。昨年度道北地方の物流システムの構築を目的とする名寄地域連携物流システム検討協議会が設立され、地域経済発展の可能性を探るべく取り組みが進められています。人と物が集まる道の駅を物流の拠点とする考え方について、その可能性についての見解をお伺いいたします。

小項目3、観光資源としての取り組みについてお伺いいたします。道の駅に集まる人の流れを一過性のものから一定時間滞在する形にすることができれば、一層観光資源としての付加価値が高まるものと考えます。道の駅周辺には田畑が広がっていることから、農業者との連携の中で観光農園を運営する、また公衆浴場を設置することで道の駅に立ち寄る機会をふやすなどの方策も考えられます。将来士別剣淵から高規格道路が延伸された後にももち米の里、道の駅なよろを選んで人が集うよう手だてを講じる必要があると考えますが、見解をお伺いいたします。

最後に、小項目4、市民生活に密着した取り組みについてお伺いいたします。道の駅は、旅行者のみならず、地域住民も大いに利用しています。特に新鮮野菜や花の直売所においては、販売する側でも購入する側でも地域住民がかかわっています。また、コンサートなどの催し物も開催されています。人々が集う道の駅をにぎわいの一つの拠点と考えたときに、市民生活の面からも公衆浴場の設置を望む声が上がっています。およそ2万8,000人の人口に対して公衆浴場が2カ所しかない名寄市であります。風連地区においては、望湖台自然公園センターハウスの取り壊しで公衆浴場がなくなりました。サンピラー温泉の改修も課題に持つ名寄市ですが、その方策を検討する余地はあると思っておりますが、お考えをお伺いいたします。

以上、壇上からの質問といたします。

○議長（黒井 徹議員） 天野建設水道部長。

○建設水道部長（天野信二君） 山崎議員からは、

大きな項目で2点御質問いただいております。大項目1の小項目1については私から、小項目2についてはこども・高齢者支援室長から、小項目3及び大項目2の小項目2については総務部長から、大項目2の小項目1と3については営業戦略室長から、小項目4につきましては市民部長からそれぞれ答弁申し上げますので、よろしくお願いを申し上げます。

大項目1、住み続けられる名寄市を目指した取り組みについて、小項目1、除排雪への対応についてを申し上げます。本年度の除雪については、前年度より約2週間契約を早め、本格的な冬到来に備えてまいりました。10月及び11月には降雪はあったものの、気温の上昇や天候に恵まれ、比較的穏やかな期間となりましたが、12月に入り急速に発達した低気圧や強い寒気の影響を受け、平年値よりも多い積雪となったところです。1月から2月にかけても雪は降りやむことなく降り続け、2月末現在で累積降雪量709センチで、前年度同月では594センチと約2割増しの降雪となっております。最大積雪深についても140センチ、前年度同月では97センチと4割増しの積雪に、平年値の86センチと比べても6割増しとなっております。

本年度の除排雪事業の特徴的な手法といたしましては、通常の除排雪の委託を初め本年度北海道から購入した小型ロータリー車及び凍結防止剤散布車、本市で新規で購入したダンプ車や除雪グレーダーの導入により機械力が向上したことに伴い、道路センター職員による直営班での機動力が増し、交差点の見通し確保のためカット排雪や雪山崩し、道路幅員の拡幅作業など前年よりも大幅に業務の量を拡張できたところです。これにより昨年と同様のペースでの排雪業務を実施することができ、直営班導入の一定程度の成果を残せたのではないかと考えているところです。

本年度の新規施策としての町内会連携事業、レンタル&ゴー事業につきましては、モデル町内会

として3町内会を公募して実施する予定でありましたが、複数の町内会から関心を寄せられたものの、最終的には旭栄区町内会の実施となったところです。生活道路の排雪時期と重複した関係上2月の実施となったところですが、道路の拡幅や町内会会館周辺の開設を実施いただきました。町内会のタイミングで排雪ができるといった御意見を寄せられた一方で、重機運転の免許は所有はしているものの運転にはふなれであるため、スムーズな運用とならなかったことなど課題も挙げられましたが、本年度の残り期間で再度実施する予定となっております。それらを踏まえ、今年度の課題をしっかりと検証した上で、引き続き利用しやすい事業とするため、課題解決に努めてまいります。

高齢者を対象とした除雪の支援制度につきましては、名寄市高齢者自立支援事業条例に基づく名寄市除雪サービス等助成事業を実施しております。この事業の対象者につきましては、70歳以上の高齢者世帯、障がい者世帯を対象とし、収入基準を設け、基準額以内の世帯を対象として実施しており、その収入基準につきましては就学援助制度を参考として生活保護費の1.3倍としているところです。助成の方法といたしましては、市が指定した事業者と利用者が除雪のシーズン契約を結び、支払いの際に市が交付する除雪助成券を利用することとなり、機械による除雪では1シーズン2万6,000円、風連地区のみではございますが、手作業による除雪は1シーズン9,000円として実施しているところです。また、生活保護世帯に対しましては市が除雪を委託しており、生活保護費から支給される除雪費を除く額について除雪サービス費として支給しております。

平成28年度の除雪サービス等助成事業利用者の実績といたしましては、除雪助成券の利用が名寄地区で153世帯、風連地区で86世帯、生活保護世帯に対する除雪サービスの利用件数が22世帯であり、合計で261世帯となっております。平

成29年度につきましても現在未確定ですが、前年度とほぼ同じ利用件数となっております。

また、今年度の新規事業といたしまして、高齢者等で福祉的支援が必要な方に対する屋根雪おろし助成券交付事業を開始しており、除雪サービス等助成事業の対象者に加え、認知症の方に対する要件を追加し、屋根雪おろし中の転落等による事故を未然に防止するために屋根雪おろしに係る費用の一部として1シーズン1万円を助成するというものであります。2月末現在で126世帯の利用申請を受け付けており、今後の降雪、融雪状況によりさらに申請があるものと考えております。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 廣嶋こども・高齢者支援室長。

○こども・高齢者支援室長（廣嶋淳一君） 私からは、大項目1、住み続けられる名寄市を目指した取り組みについて、小項目2、子供の医療費助成の拡充についてお答えいたします。

現在の名寄市における子供の医療費支援につきましては、平成26年8月診療分から北海道医療給付事業を活用した乳幼児等医療費の助成に加え、名寄市独自に就学前児童の入院、通院の全額助成及び小学生の入院に係る医療費の全額助成を拡大し、実施しているところでございます。これまでも本市は、市立総合病院において24時間小児科医を配置し、近隣市町村にない子育て世代への安心して暮らせる環境を維持してまいりましたが、平成26年4月の消費税増税に伴い、国は増収の一部について地方自治体へ社会保障制度への一定の配慮をした財政措置を実施するとの説明を受けまして、名寄市としてもその一部を子育て支援施策として乳幼児等医療費の助成の拡大に充てたものでございます。

子供の医療費助成の独自拡大につきましては、限られた予算の中、特に重篤化になりやすい就学前児童の入院及び通院と医療費負担が大きい小学生の入院に限らせていただいているところです。

子供の医療費無償化につきましては、対象となる子供の年齢や医療費の範囲、所得制限や一部負担の有無など自治体間においてさまざまな制度となってきたことから、地方自治体のみが負うべき課題ではなく、国において制度化されるべきものであることから、これまでも市長会等を通じ国や北海道に対して要望の実施をしてきておりますので、御理解願います。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 中村総務部長。

○総務部長（中村勝己君） 私からは、大項目1の住み続けられる名寄市を目指した取り組みについての小項目3、公共交通の確保について申し上げます。

名寄地区中心部と風連、日進地区を結ぶ風連御料線の一部において利用者が減少し、定時定路線のバス運行には適さない区間があることから、運行形態の見直しについての地域並びに名寄市地域公共交通活性化協議会における検討を行ってまいりました。それぞれの合意をいただきながら、効率性及び利便性に配慮し、必要なときに利用者の予約で運行する乗り合いバス、いわゆるデマンドバスを見直しの手法として選択し、2カ月間の実証運行を行ってきたところです。一部区間の見直しでもあることから、残されたバス路線を最大限活用いただくこととし、風連地区中心部でデマンドバスから路線バスへ乗りかえることを想定した実証となりましたが、乗りかえの方法にも問題はなく、全体的に良好な運行結果を得ることができたと考えているところです。今後正式運行に向けた詳細を固めていくこととなりますが、利用者アンケートや運行事業者からの聞き取りなどを素材とし、名寄市地域公共交通活性化協議会における検討並びに地域との連携も図りながら利用しやすい公共交通となるよう進めてまいります。

一方で、御質問で触れられていた名寄市内全体を考えた公共交通の確保については、地域の重要な課題であると認識しているところです。本市の

公共交通機関は、宗谷本線並びに名寄地区中心部を循環するバス路線3系統、自治体間及び市内地域間を結ぶバス路線9系統が市内や地域間の移動手段として配置されているほか、バス路線以外の交通手段としてデマンドバス、地域医療バスなども地域の実情に合わせて活用されている状況です。しかしながら、市内の一部には公共交通を活用することが難しい地域も存在しており、この解消も継続した課題であると受けとめているところです。さらには、人口減少や自家用車の普及などによる利用者の減少により、公共交通維持に対する市の財政負担も年々増加している状況となっております。これらの課題に対し、地域特性や利用者ニーズに応じた公共交通の確保を図るとともに、市内全体の交通手段を連携させ、効率性、利便性の高い公共交通網を形成することが必要であることから、名寄市地域公共交通活性化協議会と連携し、地域公共交通網形成計画の策定を検討しているところです。計画策定の過程において地域にとって望ましい公共交通のあり方を明らかにするとともに、地域全体を面的に捉え、地域の実情や既存バス路線等の利用状況などに応じた多様な交通手段の活用も含め、検討してまいります。

次に、大項目2の小項目2、物流の拠点としての取り組みについてお答えいたします。昨年12月13日に名寄商工会議所が中心となり、名寄地域連携物流システム検討協議会が発足しました。この協議会には、運送事業者、荷主となる事業者、行政も参画しての発足となりました。現在効率的な物流の構築が可能かを研究するため、実証試験の実施が可能か検討しているところです。その中継地点として道の駅も検討されることになると考えております。

国においては、昨年11月6日、本市におきまして北海道開発局主催による名寄周辺モデル地域圏域検討会が周辺市町村長及び経済界などが出席する中開催され、道北地域の生産空間を維持していくための取り組み、事例等の紹介がありました。

農畜産物等の流通において、道北地域の地理的条件から当市の果たす役割が今後重要になると着目されており、この具体化に向けて引き続き研究が行われていくものと考えております。以上のことから、生活を支えるインフラとして物流に注目が集まっておりますが、地理的優位性を生かし、当市が道北地域の物流拠点となり得る可能性について今後も積極的に研究してまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 水間営業戦略室長。

○営業戦略室長（水間 剛君） 私からは、まず初めに大項目2の小項目1の玄関口としての役割を意識した取り組みについて申し上げます。

道の駅なよろは、平成20年の開設、平成21年度には年間入り込み者数40万人、平成28年度は過去最高の52万人を超える大変多くの方々にお越しいただいております。市内外より多くの方が訪れる施設であり、特に本市を目的として来訪した方以外の方も多く立ち寄られることから、指定管理者である株式会社もち米の里ふうれん特産館と連携し、道の駅本来の役割である道路を利用する方への道路情報や交通情報の発信はもとより市内で開催されるイベントポスターの掲示や近隣市町村観光パンフレットなど観光情報の提供に努めているところであります。また、Airてっしのサテライトスタジオも併設されておりますので、旬な情報発信も行っており、さらには夏のひまわりの開花時期にはリアルタイムの開花情報を掲示する等の各種情報の発信に努めております。

続いて、小項目3、観光資源としての取り組みについて申し上げます。観光資源としての道の駅の取り組みとしては、来客が増加するゴールデンウィークやお盆時期に屋外売店、屋外遊具の設置や紅白餅の配布、ミチエキコンサートなど各種イベントを実施することにより来場される方々の満足度の向上に努めていただいております。また、先ほども述べましたが、市内観光施設、観光地点及びイベント情報等においては、道の駅よりパン

フレット、ポスター、チラシ等により情報発信に努めております。さらには、今年度新たな取り組みとして、夏のひまわり畑でアンケートに答えていただいた方に道の駅において大福割引券、なよろ温泉サンピラーの入浴割引券を372枚配布し、228枚御利用いただくという観光地点と施設までの動線を構築し、名寄市内での滞在時間を延ばすことを目的に実施いたしました。

高規格道路の延伸後につきましては、道の駅利用者へのアンケートを実施しており、アンケート結果は年度末に提出されることから、これらのデータを分析し、検討していくこととしておりますが、今後は市内観光施設等との連携した取り組みを拡大させていくとともに、道の駅そのものの魅力を向上させていくために指定管理者、関係団体等とともに協議を行ってまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 三島市民部長。

○市民部長（三島裕二君） 続きまして、大項目2の小項目4、市民生活に密着した取り組みについて、私からは名寄市における公衆浴場の確保対策を担当する立場で申し上げます。

初めに、公衆浴場の確保対策についての基本的な考え方についてですが、本市においては過去に市営住宅の整備において浴室の整備を行っていなかったことから、市営住宅に入居をされている方に公衆浴場の確保が必要なため、市内の公衆浴場施設に対する経営支援を行ってきた経緯があります。今では公営住宅の建てかえが進んでおりまして、現在公営住宅で浴室を備えていない住宅は存在しておりません。こうしたことから、本来的な公衆浴場の使命はほぼ終了していると考えております。ただ、一方では、公衆浴場には入浴をするだけでなく、利用者同士の交流の場ですとか、自宅にお風呂があっても公衆浴場を利用することによってエネルギー消費の削減にもつながるなど、メリットもあると考えております。こうした観点から、公衆浴場の安定的経営のために、市内に唯

一ある公衆浴場施設に対して経営支援を行っているところです。具体的には、浴場経営の安定化を図るための公衆浴場確保対策事業補助金、設備資金に要する借り入れ資金の利子を一部補填をする設備資金利子補給、設備改善に対する設備事業費補助金がございます。

平成29年度において市からの補助金交付実績は256万円でございます。公衆浴場利用者数においては、1日平均入浴客数で比較をすると平成19年度で66.1人、平成29年度では57.5人となっております。ここ10年間で1日平均8.6人の減少となっております。年々減少傾向にございまして、このように安定した経営状況を維持をしていくことは厳しい状態となっていることから、今後におきましても市内で唯一ある公衆浴場施設の安定経営に向けた必要な支援を継続をしてまいりたいと考えております。

議員からは、風連地区に公衆浴場を設置することについて検討する余地があるのではということと質問をいただいておりますが、公衆浴場確保対策補助金の交付を通じまして公衆浴場の極めて厳しい現状を認識をする立場からは、新たな公衆浴場設置につきましては困難であると考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 山崎議員。

○2番（山崎真由美議員） それぞれ御答弁いただきましたので、再度質問させていただきます。

最初に、除排雪についてお伺いいたします。先ほども今年度の実績等につきまして御報告いただきまして、本当に降雪の多い年でありましたので、担当の方の御苦勞を思いますと頭が下がる思いですし、その中で例えば経済建設常任委員会の取り組みも含めて、行政側も議会側もやれることをしっかり取り組んできた冬であったという認識をしてはございます。しかし、これほど市民の方から除排雪について御意見を頂戴した年もなかったというところが私の実感であります。

まず、何よりも地域からの声は市道の除雪の後間口に置いていかれるかたい雪についてのもう本当に悲痛な声と言いたいほどの御相談がたくさんございました。「なよろの除雪」ということで、広報紙でも丁寧な状況の説明をしていただいております。その「なよろの除雪」いつも見せていただいておりますが、そちらのほうも少しもう一度見させていただきましたときに、平成26年のものでありますけれども、ここに印刷して持ってきましたけれども、平成26年1月1日に出された「なよろの除雪」です。ここに除雪に関するQアンドAのところになぜ玄関や車庫の前に雪を置いていくのということに対してのお答えが書かれています。最後のところに、なお、高齢者や障がいのある方で玄関前の間口でお困りの方は下記連絡先に御相談くださいというのがあります。苦情と捉えるのか、相談と捉えるのかは別ですけれども、今年度かなりの件数の相談があったのではないかというふうに推察しますが、この点についての対応がどのようになされたのかについてお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 天野建設水道部長。

○建設水道部長（天野信二君） 今市民の皆さんから御意見賜る、どのような状況かということでございますけれども、手元に細かい数字の資料ございませんので、ちょっと私の記憶ということで、私ども承知しているのは2月末、この3月に入りました段階で、例年市民の皆様から御意見、ある面苦情等も含めてというのは当然記録をとりまして件数等も積み重ねてきているところでございます。私が承知しているところでは、今冬については約130件程度だったというふうに思いますけれども、御意見等々いただきまして、当然現場に駆けつけ対応するもの、また高齢者に対するお問い合わせであれば先ほどございました福祉サイドへの御案内だとかも含めてできるだけ丁寧な対応、そして現場等での課題があれば駆けつけての説明なり対応というような形でさせていただいている

ところでございます。その件数ですけれども、評価はいろいろあるかと思うのですけれども、前年度では幸い雪の少ないシーズンだったのでございますので、90件程度の件数だったというふうに思っています。それ以前、二十六、七年ごろは大変大雪の年もございまして、その年は約二百五、六十件程度というような状況だったというふうに思っております。今冬は先ほど申し上げました大雪の対策、私どもできる限りの手を尽くしてまいりまして、この130という数字がどのように御評価いただけるかというのは今後分析も必要かと思っておりますけれども、大雪の割には直接御意見等々いただいたのはやや少な目なのかなというふうに、ちょっとそういう実感を持っているところもございます。内容等については、今後精査して次期のシーズンについて少しでも生かせるよう努力してまいりたい、そのように考えているところです。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 山崎議員。

○2番（山崎真由美議員） 数の多い、少ないについては個人の主観も入ってくるかと思っておりますけれども、数はともかくとしまして、本当に困っていらっしゃる方が多くなっているというところではお伝えしておきたいと思っております。

そして、相談を電話でされたときに、確かに担当課の方が来てくださったと。けれども、家の前に残された雪の塊を見て、これは普通ですよという言葉がかけられたと。普通かどうかということについて、体力があるかどうかということについても個人の主観の入るところではありますけれども、本当に間口に置かれた雪に対してこの状況ではもうここで暮らしていけないという声が多くなってきていることは事実であります。間口除雪、門口除雪について求めたいという気持ちがとても膨らんできてはいますけれども、当然そこには予算が絡んできます。しかも、億単位のことになると推察しますので、その部分についてすぐにと

ということにならないということも想像はできるのですが、であればもっと細かく福祉サイドでの高齢の方に対しての間口、門口に対する助成の手だてというものについて考えていく必要があると思っていますが、この点に関していかがでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） 議員のお気持ち含めて市民の方の、特に高齢者、障がい者の方のお困りを重々存じ上げております。我々が行っております事業につきましては、高齢者、障がい者の方ということではなく、その中でも所得が一定程度の少ない方と申し上げますか、低所得の方を対象にやらせていただいている事業でありますので、本当の福祉的な施策としてやらせていただいているような状況でございます。今後その部分を拡大等する場合にはまた別途予算も必要となつてまいりますので、現状ではその部分を堅持させていただきたいというふうに思いますし、また今現在は生活保護の扶助の1.3倍ということにはなっておりますけれども、その部分についても今年度8月に生活保護の生活扶助が引き下げられるということも国では申しておりますので、その部分については平成25年の引き下げ前の数字をまた引き続き使わさせていただきたいというふうに考えております。そのような状況でございますので、ぜひ御理解をいただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 山崎議員。

○2番（山崎真由美議員） なかなか理解しがたいところでございます。これだけ名寄市の高齢化率が上がってきていまして、年齢70歳以上の方という、その大きなくくりの中で、今までの制度の中でやっていくということを市民の方が苦しいとこれだけおっしゃっているのに同じやり方を踏襲していかなければいけない名寄市というものに対して、やはり結果的にそういう状況をとらざるを得ないのであれば、そのことをきちっと市民の方がわかるように説明いただいて、そして別な方策を考える。町内会もなかなか全部の町内会員の

方を支えることが難しい状況になっているのではないかと思います。それは、町内会自体が高齢化しているからなのではないかと思います。その点についてやはりこれから国保の問題、それから介護保険の問題、相当市民生活に打撃を与えるであろうと思われる中で、来シーズンに向けての検討についてはぜひ求めたいと思いますが、その点いかがでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 橋本副市長。

○副市長（橋本正道君） 今貴重な御提言いただきましたありがとうございます。

全体の質問といたしまして、住み続けられる名寄市ということであります。その中で除雪の問題がクローズアップされているというふうに考えております。議員御指摘のとおり、門口除雪というのは非常にこれ大きな課題でありまして、家の前に雪が残っているということで、予算査定の中あるいはローリングの中でも門口除雪、家の前に残っている雪どうにかならないのかという議論は何回もさせていただきましたが、相当な金額がかかると。やり方はいろいろあろうかなど。例えば押しつめたものを後ろからロータリーで積むだとか、あるいはほかのどこかの空き地に寄せるだとか、そういうようないろんな方法もあるけれども、かなりお金がかかるし、人手もかかると。まず、人が足りないというのも1つ現状としてあると思っております。これ本当に大きな課題です。今福祉サイドのほう、それから除雪という観点でまちづくりのほうの両方の側面から見なければならぬと思います。限られた予算の中でどこにどういうふうに行くのが一番いいのか。除雪、高齢者が住みやすいまちづくりを特に冬の期間どうするかというのは、いろんな方策を考えなければならぬかと思っております。除雪がいいのか、それともレンタル&ゴーというような事業もさせていただきましたけれども、その検証も踏まえてどういうような政策が一番いいのか、30年度もう少し考えさせていただきたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 山崎議員。

○2番（山崎真由美議員） 考えさせてほしいと言ってくさいましたので、その言葉を前向きに捉えたいと思いますけれども、今までも大きなお金がかかるということで、ずっとこの議論についてはありながら踏み込むことができていないところだと思います。でも、本当に名寄市がこのまま進んでいくときに10年後にどれだけの人が残っているかということ、これは総合戦略でも、それから総合計画でも大きな課題になっての今があるわけですから、やはりそこについてはぜひとも具体的な手だて、そして検討を加えていただきたいというふうに思っています。

そして、同じくちょっと時間が気になりますので、次の再質問に移らせていただきますが、医療費の助成についてであります。これも名寄市にとっては大きな問題になっていると思っておりますが、子供たちの医療費の助成、それから先ほどの高齢者の方たちに対する除雪の問題、あわせて名寄市を今後どんな形で定住を含めて維持していくかという大きな課題になっているというふうに思いますが、名寄市の場合、先ほども部長から御答弁いただきましたように、小学校上がるまでの子供たちについては確かに入院、外来通院無料になっていますけれども、小学生に上がった場合はもう入院のみということになっています。調べましたところ、土別市も下川町も美深町もみんな小学生については入院、外来通院無料という形の中で対応されています。確かに国のほうに求める部分というのは大きいと思っておりますけれども、同じ状況の中でなぜ名寄市だけができないのか、そこのところについてはやはり市民は確固たる説明を求めたいと思っておりますので、これにつきましても橋本副市長からその件について御説明求めたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 橋本副市長。

○副市長（橋本正道君） 他の自治体におきましても議員御指摘のとおり医療費独自の助成、子供

の医療費支援ということをやっているということで、それは私どもも承知しております。年々ふえていっている状況にあります。この背景は何かということをもまず私ども考えておりますが、1つは定住政策というような側面もあるのかもしれないと思っております。ただ、そうしますとこれが本当に定住政策ということでは有効なものかどうかというのは私ども十分検討しなければならない課題だと思っておりますし、前段御答弁させていただきましたとおり医療費でありますから、やはり国の責任においてやるべき部分も相当程度あるだろうというふうに考えているところであります。

今名寄市立総合病院のほうで小児の救急医療、24時間受け付けということで、そのほうを十分やっているということでありますので、それに加えて小学生の部分で名寄市独自の医療費支援ということをやっております。この両輪でもってほかの市町村にも負けないような形でできないかということで今進んでいるところであります。今いろんな点で御指摘いただきましたこの医療費につきましても、先ほどの除雪と同じように住み続けられるまちということでありますし、御質問の中で後で公共交通の部分も出ております。全体としては限られた財源の中でどこが一番住み続けられるまちづくりに対して重点を置くべきか、これは本当に大事なことでありますし、この子供の医療費あるいは高齢者の除雪の関係、いろいろあります。違う政策で違う目的が達成できるというものもあるかもしれません。これは、名寄市の状況をつぶさに分析して、しかも早急に解決しなければならない問題ということは私ども認識しておりますので、今こういうような子供医療費の無償化、病院とあわせての政策ということで、また今後いろんな課題が出るかもしれません。それは、つぶさにまた検討してまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 山崎議員。

○2番（山崎真由美議員） 名寄市立総合病院の

小児科の体制については、本当にありがたいと思っていますけれども、若いお母さん方に聞きました。それと医療費無償化は別問題だというふうにおっしゃいます。それは、私もそのとおりだなというふうに思いますのは、みんながみんな名寄市立総合病院に駆け込むということではなく、かかりつけ医の中で子供たちが早目にひどい病気に進んでいかないようにする、そのことが大事だと思うからです。そして、例えば名寄市の進めております冬季スポーツの拠点化、スポーツジュニアアスリートの育成、そういうところにつきましても、元気な子供たちを名寄市から育てていかなければ、外から来ていただく、その有能な人材だけを育てることが名寄市の目的ではないと思っています。定住対策においてこのことはとても大きなことだと思ってございますので、小学生全体の6年間が難しいのであれば、せめて10歳までですとか細かいくりであっても早急に進めていただきたいというふうに思っておりますが、その点についていかがでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 子供の医療費無償化、貴重な御提言ありがとうございます。

今橋本副市長からもお話あったとおり、隣まちの事例もありましたが、確にかかりつけ医の存在というのは重要な存在ですけれども、一方でやはり小児科医が基本的にずっと常駐をしている名寄市立総合病院を利用する患者さんが非常に多いという現状があります。この体制をしっかりと維持しなければならないと。これは毎回言っているのですけれども、我々は小児科医を土別の病院にも派遣をさせていただいているということも含めて、この体制をしっかりと堅持しなければならないと。これは、いたずらにと言うとあれですけども、無償化を拡大していくことがお医者さんの働き方にどういう影響を与えるのか、あるいは病院に対して、病院というのは送っていただける医療病院に対してどういうメッセージを与えるのか

ということをずっと慎重に考えながら、この26年8月のときもやらせていただいた経過もあるということをまずぜひ御理解いただきたいというふうに思います。その上で、しかしながら全体がそのような状況になっているということも理解をさせていただきます。一方で、先ほど高齢者の話もありました。今回の話もこれ全て経常経費が数千万円、億とかかってくることの中で、今回の30年度予算も経常収支比率も相当今上がってきています。その中でやはりこれ精査を、厳選していかないと将来にわたって持続可能な自治体経営ができないという側面もありますので、しっかりと効果的な施策を厳選してやっていくということが求められていくのかなというふうに思います。この小児の医療無償化に関しては、先ほど消費税8%のときに財源確保はできたということもあります。今度10%になるというようなことになってくると、そこでまたそうした特定財源が生まれてくる可能性もありますので、そうしたことも注視しながら、あるいは今2次計画の中期実施計画を策定するに当たってさまざまなアンケートを徴取することにしておりますので、そうした市民の皆さんの御意見も改めて踏まえながら検討していきたいというふうに思いますので、ぜひ御理解いただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 山崎議員。

○2番（山崎真由美議員） 市長から御答弁いただきました。予算が限られた中でどこに重点を置くかというのは、もう本当に痛いほどわかっているつもりでございます。先ほどのお言葉の中のコンビニ受診的なそういう思惑の心配もひよっとしたらあるのかなというふうには思いますけれども、やはり保護者の側の意識の啓発ということも大事になってくると思います。家庭の中できちっとした子育てをしていただく中で、させていただいていると思っておりますが、病気にならない子育てをしていただく。そして、病気が発症してしまっときにはしっかりと自治体として責任を持って、名寄市

の人材として、そこに一定程度の予算も繰り入れながら育て上げて、そして市の永久的な存続を進めていくというところについてはやはり具体的に取り組みを進めていただきたいというふうに思っています。これは、もう私個人の意見ではなく、若いお母さん方が強く求めているところですので、それについてはぜひ伝えておきたいと思います。よろしくお願いします。

時間が少なくなってきました。公共交通のほうについて1点だけ確認させていただきます。先ほどデマンドバスのことについての御答弁いただきました。デマンドバス、これからいろいろな形で検討していただいて実証運行から本運行のほうに切りかえていただくと思いますが、それだけではなく名寄市全体を見たときに、デマンドバス、それから今ある公共バス、そしてスクールバスが運行されています。そのスクールバスをうまく利用する中での医療バスとしての運行ができないのか、もう一つの公共交通機関をこのことを目的としたという特化した形ではなく、相互乗り入れの形で何とか地域の公共の足を確保するというところで連携をとることができないのかということについて少しお考えを伺いたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（黒井 徹議員） 中村総務部長。

○総務部長（中村勝己君） デマンドバス以外ということでお話がございました。先ほども申しましたけれども、なかなか地域的には公共交通が十分整っていない地域もあるということは認識をさせていただきまして、今議員からお話がございました、スクールバスを利用してという提言であったかと思いますが、スクールバスも含めてということなのかもしれませんけれども、それにつきましては今後先ほども少しお話ししましたが、全体的なこの地域全体の公共交通網の計画をこれから策定をするということになってございますので、スクールバスあるいはほかの多様な交通機関も含めて、できるだけ空白地帯について、その中

で検討をさせていただきたいというふうに考えてございまして、今具体的に申し上げるものはないのですけれども、ぜひ交通網の計画の中、策定をする中で、また当然検討協議の議題にもなるかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（黒井 徹議員） 山崎議員。

○2番（山崎真由美議員） 引き続き別の場でも議論させていただきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

それから、大項目2のほうに移らせていただきます。道の駅を活用したまちづくりなのですけれども、やはり国道40号線を走ってきまして一番最初に名寄市に入ったところにある道の駅です。南の玄関という認識を持ったときに、やっていたいていると思うのですけれども、さらなる名寄市の情報発信というものが欲しいなというふうに思っております。例えば16日からジュニアオリンピック、子供たちのスキー大会が予定されていますが、そういうものも入ってきたときにこのまちでこんなことがあるというふうにすぐさま見て捉えて、そしてこんなふうに自分もかかわってみたいというようなところまで啓発をしていけるような取り組みというものは少しまだ検討の余地があるのかなというふうに思いますが、その点においていかがでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 水間営業戦略室長。

○営業戦略室長（水間 剛君） ただいま山崎議員のほうから道の駅の南の玄関口としての情報発信の手法等についての御質問をいただきました。確かに道の駅につきましては、多くの、先ほども御答弁させていただきましたように昨年は52万人の方々にお越しいただいているということで、たまたま休憩されている方とか、名寄に来るときにちょうど立ち寄った方とか、いろんなの方々にお越しいただいておりますので、そういった方々に名寄のさまざまな情報を目にさせていただくという

ことはいろんな可能性が高まるということで、名寄に興味ない方、興味ないというか、そういった名寄市の情報を知らなかった方が目にするによって名寄に立ち寄ってみようかなとか、今山崎議員がおっしゃったようにジュニアオリンピックの方々とか、そういった方々が来て、実を言うと名寄でこういう試合の様子が去年もあったとか、そういったさまざまな情報を目にする機会は貴重な場面だと思っておりますので、そういったことを含めて今後の検討課題とさせていただきたいと。まずは、取り組めることから一つ一つクリアしていきたいということで考えております。

○議長（黒井 徹議員） 山崎議員。

○2番（山崎真由美議員） 取り組めることからということでしたので、ぜひ検討いただいて、具体的に動いていただければありがたいというふうに思っています。

ちょっと細かいことで恐縮なのですが、国道、旭川のほうからずっと名寄に入ってきましたところ、道の駅を通り過ぎてカーブのところの右手、東側に名寄の看板がございます。あの看板はずっとひまわりが背景にあるのです。確かにひまわりは名寄市を代表する花であると思えますし、ひまわりイコール名寄市というふうに思っている方もいらっしゃるのですが、季節感ということからいうとなかなか厳しいものがあるやに思っているのですが、道の駅も、それからその沿線も含めてということで、営業戦略のほうでは何か考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 水間営業戦略室長。

○営業戦略室長（水間 剛君） 今設置させていただいています看板の部分について、当然それぞれの季節ごとに目にする方々がいらっしゃいますので、冬のときにそういった夏の状況を見るという部分については多少季節感がとれますか、名寄の冬に来たときにそうやって名寄の冬というときにこういったものがあるということを目にする機会が看板の部分についてはなかなか厳しいとい

うのが現実的にあると理解しております。ただ、先ほども御質問ありましたように、そういった道の駅の部分については各種モニターで季節的なものを流すということもいろんな取り組みできると思いますので、それらも含めて考えていきたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 山崎議員。

○2番（山崎真由美議員） モニターについては、大変有効であると思っております。名寄の美しさが十分伝わってくると思っておりますので、できればもう少し大きくなればよいとは思いますが、それはまたお金との関係もありますので、このまま発信を続けていただきたいと思いますと思っております。

そして、名寄市のよさを発信する上では、農産物の直売所というのは大きな効果を上げているというふうに思っています。でも、かなり手狭なのですけれども、小項目の4番にもかかわってはくるのですけれども、スペース的なものについて今後どのようにお考えでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 水間営業戦略室長。

○営業戦略室長（水間 剛君） 道の駅の直売所については、いろんな多くの方々に御利用いただいているということで、道の駅というか、指定管理の特産館のほうからも手狭になっているということの要望もお聞きしております。ただ、いろんな部分含めて用地の関係と、また効率的にどの部分をふやせばいいのかという部分を含めてもう少し協議させていただきたいということで考えております。

○議長（黒井 徹議員） 山崎議員。

○2番（山崎真由美議員） 道の駅のことにつきまして、物流システム等につきましても公衆浴場につきましても時間の配分がまずくて積み残してしまいましたので、改めてまた議論させていただきたいと思っておりますが、最後に1点だけお聞きしたいと思っております。

道の駅全体の構想を名寄市としてはどのように持たれていますでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 平成20年に名寄の道の駅はオープンをして、約10年が経過をするということですが、いろいろな雑誌等でも、あるいは利用者様からも非常に評価の高い道の駅になっているというふうに認識をしております。これまで指定管理者として運営していただいている特産館さんの御努力も大変大きなものがあるというふうに感謝をしていますし、立地要件等もそうした意味ではいいところに設置をさせていただいたのかなというふうに思っています。

一方で、先ほどからお話するように高規格道路が名寄まで延伸をするというのは、まだちょっと時期は明示されておりませんが、恐らくは10年、あるいはそれ以内ぐらいにできるのではないかと。そうなってくると、大きくまた車の流れが変わってしまう懸念があるというふうに思います。このことを受けて、今さまざまな社会実験をしていくということになっておりますけれども、改めて一方で名寄が東西南北の物流あるいは流通、交通の拠点として大きくまた注目をされているという現実もございます。こうしたことも鑑みながら、社会的な実験あるいは検証を重ねていく中で今後の道の駅のあり方というのを検討していくということになるかというふうに思います。いずれにしても、名寄は注目をされているという現状、そして今道の駅が非常に大きく機能をしている。この機能している状況をさらに地域効果が発現できるような形で進化をさせていくためにどうしていかなければならないかということをしつかりと検討してまいりたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 以上で山崎真由美議員の質問を終わります。

13時まで休憩をいたします。

休憩 午後 0時05分

再開 午後 1時00分

○議長（黒井 徹議員） 休憩前に引き続き会議

を開きます。

ピヤシリスキー場について外2件を、川口京二議員。

○4番（川口京二議員） 議長の御指名をいただきましたので、通告順に従いまして、質問をさせていただきます。

さて、先月末に平昌冬季オリンピックが終了いたしました。日本人選手団は大変な活躍をされ、冬季オリンピック史上最多の13個のメダルを獲得し、国中多いに盛り上がったところです。また、3月9日からはパラリンピックも開催され、早くも4個のメダルを獲得し、それぞれの種目で大変な活躍をされているところであります。テレビで観戦をしていて思うことは、改めてスポーツは夢と感動と希望と勇気を与えるものだと感じております。また、多くの選手の活躍により今後冬季スポーツがブームになるような予感さえ感じています。

しかしながら、国内のスキーリゾート地域を見てもみますと、スキー人口が減少し、1998年1,800万人だったのが最高で、2016年には530万人、ピーク時の29%まで減少いたしました。また、スキー場は1992年110カ所あったものが2013年には95カ所に減少しています。名寄のスキー場は閉鎖などにはならないと思っておりますが、大項目1点目はピヤシリスキー場について伺います。

小項目1点目は、まだシーズン途中ではありますが、今冬の利用状況をお知らせください。また、近年と比較した推移についてもお願いします。

2点目は、利用客増に向けてさまざまな取り組みを行っていると思いますが、その取り組みについてお知らせください。その効果についてもお願いいたします。

3点目は、今冬モーター故障により第4ロマンスリフトが運行停止となりました。どのようにリフトの点検整備を行っているのか、その状況についてお知らせください。

大項目2点目は、名寄一士別剣淵間高規格道路について伺います。士別剣淵一名寄間は、高速ネットワークの拡充による道北圏と道央圏の連絡機能強化を図り、地域間交流の活性化及び物流効率化等の支援を目的とした士別剣淵インターチェンジから名寄インターチェンジに至る延長約24キロの事業です。平成15年12月25日の国土開発幹線自動車道建設会議において、抜本的見直しが必要な区間とされ、平成18年2月7日の国幹会議への報告により士別市南町から士別市多寄町間の延長約12キロが緊急に整備すべき区間として整備に着手し、平成26年8月8日の整備計画変更により士別市多寄町から名寄市間の延長約12キロで整備に着手しているようですが、小項目1点目は進捗状況についてお知らせください。

小項目2点目は、今後の計画についてお知らせください。

小項目3点目は、完成時期についてお知らせください。

小項目4点目は、開通後の効果と影響についてお知らせください。

大項目3点目は、市道の排水整備について伺います。今冬の雪は、降雪量、積雪量ともに大分多いような気がしています。先週末の雨により融雪も少し早まり、また今週は最高気温も上がり、ようやく道北にも遅い春がやってきているように思います。例年この時期の市内を見渡しますと、道路の排水整備が余り進んでいないせいか、雪解けによる水の影響で玄関先まで水がたまっている箇所を見かけます。また、雨のときなども同じような光景を見ることがあります。

小項目1点目は、道路の排水整備をどのように行っているのか、道路排水整備の現状を伺います。

小項目2点目は、今後どのような計画をしているのかについて伺います。

以上で壇上からの質問を終わります。

○議長（黒井 徹議員） 水間営業戦略室長。

○営業戦略室長（水間 剛君） 川口議員からは、

大項目3点にわたり御質問をいただきました。大項目1につきましては私から、大項目2については総務部長から、大項目3については建設水道部長からそれぞれ答弁させていただきますので、よろしく願いいたします。

まず初めに、大項目1、ピヤシリスキー場について、小項目1、利用状況について申し上げます。本市では、第2次名寄市総合計画において重点プロジェクトとして冬季スポーツ拠点化プロジェクトを掲げており、この施策を推進するためにも名寄ピヤシリスキー場は重要な施設の一つとして位置づけられております。名寄ピヤシリスキー場は、市民に親しまれるスキー場として学校における体育授業やスキー学校、アルペン少年団などの地域の方々やスキー場の雪質や環境を求め市外からも多くの方々に利用いただいております。今シーズンは11月の降雪が少なく、昨シーズンと比べ5日遅い12月9日にオープンいたしました。強風などによるリフト運休が数回あったものの、子供たちの冬休み期間を中心に利用いただいております。リフト輸送人員数は2月末現在で37万4,152人と平成28年対比で99.8%と昨年とほぼ同数で推移しております。先月に開催されました平昌オリンピックにおいても、スキー競技やスノーボード競技の日本選手の活躍が見られ、当地においても全国で活躍する選手を輩出していることから、今後のスキー、スノーボード競技者の増加を期待しているところであります。

続いて、小項目2、集客増に向けた取り組みにつきましては、これまでもスキーこどもの日や市民スキーの日を設定し、スキー人口拡大へ向けた取り組みを行っております。今シーズンも既に4回のスキーこどもの日を開催し、多くの子供たちに利用していただいております。今シーズンは、第2ゲレンデにスノーボードの2つのキッカーを整備したことにより、スノーボードスロープスタイルの全日本スノーボード選手権北海道地区大会が2月24、25に新たに開催されました。また、

さっぽろ雪まつり会場で行われているスノーボードの白い恋人パークエアのジュニアの予選会も新たに行われております。また、スキーなどをしない方でも楽しめるようそり、チューブ滑りなどが可能なキッズパークの整備やスノーモービルが楽しめるスノーランドを開設しております。また、利用促進策として、昨年4月から日進ピヤシリ線バスの運行において日進地区での乗降者を対象に無料としております。この結果、スキー場やなよろ温泉サンピラーの利用者に好評いただいております。2月末現在で前年対比36%増の7,688人の増加となっております。このように新たな大会の誘致、全道規模大会の実施による市外からの誘客、バス無料化の取り組みなどが利用者増に効果があったと考えております。

小項目3、リフト等の点検整備については、シーズン前の整備点検により第4ロマンズリフトの主電動機、モーターに故障が見つかり、修理期間がシーズンに間に合わないことから今シーズンの運行を断念いたしました。これまでの点検整備につきましては、他のスキー場と同様に安全統括管理者、索道技術管理者によりシーズン終了後とシーズン前にリフト機器にかかわる点検を実施し、運輸局へ点検結果を提出しているところであります。リフトの整備については、リフトごとに年次的な整備計画を策定しておりますが、ゲレンデ整備、圧雪車などスキー場全体にかかわる整備の中で優先順位を決めております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 中村総務部長。

○総務部長（中村勝己君） 私からは、大項目2、名寄一土別剣淵間高規格道路について、小項目1、進捗状況について、小項目2、今後の計画について、小項目3、完成時期についてを一括してお答えいたします。

高規格幹線道路の整備状況につきましては、北海道開発局によりますと本年度から随時用地取得の進められていると伺っております。用地取得

に影響されない風連別川の橋脚工事につきましては、既に着工されているところでございます。今後の計画につきましては、まずは用地取得の進め、その中で効率的な整備工事を実施していくことと伺っているところでございます。完成時期につきましては、さまざまな状況の変化により予定よりずれ込む可能性があることから、混乱を避けるため現時点での公表は控えさせていただきたいとでございます。よろしく御理解をいただきたいと思っております。

続いて、小項目4、開通後の効果と影響についてお答えいたします。開通後の効果につきましては、高速ネットワークの拡充による道北圏と道央圏の連携、連絡機能の強化が図られ、地域間交流の活性化及び物流効率化なども図られるものと考えており、またこの地域で住民が安心して暮らしていくために必要な医療サービスにおいて救急搬送の安定性、向上が図られるものと考えております。旭川開発建設部の資料によりますと、上川北部、宗谷管内から札幌、旭川方面への救急搬送件数の推移では増加傾向にあり、当市から旭川赤十字病院までの救急搬送時間につきましては冬期間では7分の短縮が見込まれているところでございます。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 天野建設水道部長。

○建設水道部長（天野信二君） 私からは、大項目3、市道の排水整備について、小項目1、整備の現状についてを申し上げます。

市街地内における道路排水の整備につきましては、従来より交付金の活用による道路改良工事にあわせた排水整備と単独費を活用した排水のみの整備工事、維持補修費による部分的な排水の補修を実施してきております。道路改良を終えている路線については、道路両側に設置した雨水柵で集水し、道路内に埋設している雨水管により雨水処理を行っており、あわせて未整備の防じん道路については道路改良と同様に雨水管の埋設による整

備や道路の両側にコンクリート製のふたで覆われた側溝あるいは素掘りの側溝を配置し、整備しております。しかし、未整備道路においては側溝の土砂堆積や宅地造成に伴い側溝自体が埋まっていること、経年劣化における破損による閉塞などが原因となり、道路排水としての機能が失われている箇所も多くあることから、春先の融雪水や降雨により水はけが悪くなり、市民の皆様にご不便を来している現状であると認識しております。

また、平成19年度に未整備道路における水たまり等の排水のふぐあい箇所について現地調査を行ってきました。その調査結果をもとに地域バランスを考慮しながら排水処理において特に支障を来していると思われる路線から優先的に排水整備工事や部分的な排水処理、土砂さらいを実施してきたところです。これにより、最近では平成28年度に2路線の排水整備工事と1町内会の雨水枥設置工事を実施し、平成29年度につきましては3路線の排水整備工事と1路線の側溝土砂除去工事を実施しております。今後は、市民ニーズの高い案件であることから、引き続き少しずつではありますが、計画的に事業を進めていくよう努力してまいりますので、御理解をいただきたいと思っております。

次に、小項目2、今後の計画について申し上げます。道路排水の整備について、調査結果をもとに特に排水処理に支障を来している路線から優先的に工事を進めてまいりましたが、昨今大雨やゲリラ豪雨等の異常気象の増加により市民からの道路排水の解消に関する要望をいただく機会がふえてきております。今後の計画については、要望いただいた路線を最優先として整備できるよう計画的に進めてまいりたいと考えておりますとともに、住宅前の水たまり等の部分的な排水改修については従来と同様になりますが、引き続き修繕費を活用しながら補修を行ってまいりたいと考えております。今後におきましても限られた予算の中での整備とはなりますが、市民の皆様が安心して生活

できるよう努めてまいりますので、御理解願いたいと思っております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 川口議員。

○4番（川口京二議員） それでは、ピヤシリスキー場から再質問をさせていただきます。

無料バスの運行やさまざまな取り組みをされて集客に向けて努力をされていることはわかりました。今後いろいろな取り組みをされて、さらに集客増に向けて頑張ってくださいと考えています。

先ほど申しましたが、スキー人口は全体では大幅に減っています。しかし、外国人はふえているようです。オーストラリア、韓国、台湾、中国など大幅にふえています。私は、今後外国人をターゲットにしてはどうかと思っています。特に近年名寄市は、台湾との交流が盛んに行われるようになりました。私は、台湾人に向けた取り組みを行ってみてはどうかと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 水間営業戦略室長。

○営業戦略室長（水間 剛君） ただいま川口議員のほうから御質問がありました外国人の利用についてなのですが、当ピヤシリスキー場につきましては少数ながらも外国人の利用については若干増加傾向にあります。あくまでもスキーのリフト乗るときに目視で確認させていただいているのですけれども、平成27年度においては106人、平成28年度につきましては114人、今年度につきましては現在の段階で160人ということで、先ほども申し上げましたけれども、若干なのですけれども、増加傾向にあるということでもあります。

御質問にありました台湾をターゲットにしてはどうかということの内容でございまして、御承知のように本市につきましては平成25年度に台湾との交流がスタートしまして、教育旅行の誘致などを行っております。また、オリンピックのホストタウンの相手国も台湾としているなど台

湾との関係が深まりつつあるということでもあります。また、一昨年なのですけれども、観光庁による広域観光周遊ルートとして千歳から稚内、利尻、礼文までの広域的な北北海道全体を日本のてっぺん。きた北海道ルート。ということで認定されております。その対象国につきましても台湾と位置づけているところであります。これまでの取り組みによりまして、台湾から名寄を訪れている方々が増加することが期待されているところなのですけれども、台湾の方々にとっては雪がほとんど降らないということもありまして、雪が珍しく、今まで名寄を訪れた方も大変喜んでいただいているという光景を目にしているところであります。ただ、台湾からの観光客につきましても、スキーやスノーボードなどが初心者である人が大変多くということで、これらの方々に教える講習プログラムなどの充実が今後課題になってくるのではないかと考えています。また、スキーだけではなくてスキー場以外にもピヤシリ山やピヤシリシャンツェなどを活用したスノーシューの山歩き、雪遊びを体験できるプログラムなどもことし、今シーズンチャレンジさせていただいて、外国人ではないのですけれども、東京なよろ会の方方や御利用いただいている方々に大変好評いただいておりますので、今後もスキー場の整備をするとともに、アジア圏の外国人を含め、雪になれていない地域の方々でも楽しんでいただけるプログラムの開発に努めてPRしてまいりたいと考えております。

○議長（黒井 徹議員） 川口議員。

○4番（川口京二議員） 台湾のお話を伺いましたが、スキー、スノーボードは初心者ということなのですけれども、私はいきなりスキー、スノーボードではなくて、雪遊び程度でいいのではないかと考えているのです。それとあと、樹氷とか、そういうのを見せるような取り組み、私は余りスキー得意ではなくて皆様のように行かないのですけれども、夜のライトピラーを見せるとか、

そういうのだけでもすごく感動すると思うのです。ぜひ検討していただきたいと思います。

今冬第4ロマンスリフトが運行を停止しました。利用状況に余り影響はなかったと聞いていますが、その他に影響はなかったのでしょうか。例えばイースタンコースとか、ジャイアントコースとかの利用状況が変わったとか、ほかに影響がなかったか伺います。

○議長（黒井 徹議員） 水間営業戦略室長。

○営業戦略室長（水間 剛君） 今第4ロマンスリフトの運休に伴って具体的なコースということで、イースタンコースやジャイアントコースの利用の方々に影響はなかったのかという御質問でありますけれども、第4ロマンスリフトの東側に位置しているのがイースタンコースということで、リフトが運休したことに伴って、第1、第2ということで各リフトを乗り継がなければイースタンコースに移動できないということで、利用者については御不便をかけているということで認識しております。

また、今シーズンイースタンコースなのですけれども、新たな取り組みといたしまして未圧雪のコースとして開放して、名寄の雪質日本一というか、雪質を生かしたコースとしてパウダースノーを求めている方々に好評をいただいているということでお聞きしておりますけれども、昨年までイースタンコースにつきましてもアルペンの練習コースとしても一部御利用いただいております。今シーズンにつきましても、ジャイアントコースを中心に地元アルペン少年団やアルペンの合宿の方々に競技練習ということで御利用いただいているということになっております。現在のところ、宿泊を含めた合宿のキャンセルなどはなかったということでも伺っているのですけれども、本来的には積極的に合宿の誘致ということを今後も進めていかないといけないという点では、第4ロマンスリフトが運休したということにつきましてもPRの部分につきましてもマイナスの要素になってい

るということのお話もお聞きしております。これらのことを踏まえまして、今年度の実績を鑑みて、関係者などからさまざまな御意見をいただきながら、今後検証していきたいということで考えております。

○議長（黒井 徹議員） 川口議員。

○4番（川口京二議員） 第4リフト大分古いと聞いていますが、ほかのリフトも設置からかなりの年数が経過していると伺っていますが、どのくらい経過しているのか、現状をお知らせください。

○議長（黒井 徹議員） 水間営業戦略室長。

○営業戦略室長（水間 剛君） リフトの設置経過年数ということにつきましての御質問でありましたけれども、まず第1リフトが平成5年、第2リフトが平成6年、第3リフトが平成15年、第4ロマンスリフトが昭和61年ということで、第4ロマンスリフトにつきましては30年が経過しているということで、その他のリフトにつきましても第3リフトを除きまして20年が経過しているということであります。特に20年を経過したリフトにつきましては、使用機器の部品供給なども終了しているということもありまして、大がかりな故障となった場合についてはシーズン途中でのリフト運休といったリスクも考えられますので、計画的にリフト機器の修繕計画を立てて整備しているというところがございますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 川口議員。

○4番（川口京二議員） 年数はわかりました。

それぞれ耐用年数があると思うのですが、耐用年数が経過しているものというのがありますか。もしあれば更新を考えたほうがいいと思っておりますし、また時期が近いものも更新を考えたほうがいいのではないのでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 水間営業戦略室長。

○営業戦略室長（水間 剛君） リフトの耐用年数ということですが、先ほど申し上げましたように第4ロマンスリフトにつきましては3

0年を経過しているということで、リフトとしての耐用年数を迎えているということで、場合によってはリフトの新設など今後の検討が必要となっていると考えております。

また、第1、第2リフトにつきましても設置から20年が経過しているということもありまして、モーターや制御盤など使用機器の更新が必要となってきたということで考えています。今後は、リフト製造メーカーや索道協会などのアドバイスをいただきながら、計画的な整備を進めていきたいということで考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 川口議員。

○4番（川口京二議員） 現状の点検時期では、故障を発見し、修理に要する時間を考えると営業時期に間に合わない。もっと早い時期に点検をすれば間に合う可能性もあります。点検時期の見直しをする必要があるのではないかと考えています。今後の点検整備についてのお考えをお知らせください。

○議長（黒井 徹議員） 水間営業戦略室長。

○営業戦略室長（水間 剛君） リフトの点検につきましては、先ほども申し上げましたようにこれまでシーズン前とシーズン終了後に安全統括管理者や索道技術管理者などによる点検を実施してきたところであります。ただ、使用機器であるモーターや制御盤などにつきましては、リフト製造メーカーなどからお聞きしたところ、湿気による故障が最大の要因であるということも言われておりますので、今までは行われてはおりませんでしたけれども、夏場の換気や点検など他のスキー場の状況やリフト製造メーカー、索道協会などからアドバイスいただきながら点検方法の見直しを検討していきたいということで考えております。

○議長（黒井 徹議員） 川口議員。

○4番（川口京二議員） 最後に、第4ロマンスリフト運休により影響が心配されましたが、大きな混乱もなく営業ができたとのことで少し安心を

しているところでございます。しかし、利用者に迷惑をかけたのは事実であり、改善をしなければいけないと思います。これがシーズン中に故障したのであればもっと混乱を招いていたと思っています。年数のたったもの、あるいは老朽化したものは故障も発生しやすいでしょう。更新となれば大変な費用もかかるわけですが、私は必要なことだと思います。利用者の安全面などからも更新を含めた検討も行っていただきたいと思います。

また、名寄市は冬季スポーツの拠点化を目指していますので、環境や設備にも万全を期していただきたいと思います。振興公社の社長でもある久保副市長にお願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 久保副市長。

○副市長（久保和幸君） 川口議員から大変貴重な御提言をいただきました。ありがとうございます。また、このたびの第4ロマンズリフトの運休に際しましては、市民の皆様や利用者の皆さんに大変御不便をおかけいたしました。心からおわびを申し上げたいと思います。

スキー場施設につきましては、全般にわたって設置からかなりの年数がたっているということで、営業戦略室のほうからお答えをさせていただきましたが、長寿命化を含めてメンテナンスや点検にしっかり努めているところでありましたけれども、このような結果になったということでもあります。このたびの第4ロマンズリフトの稼働ができなかったことを教訓にいたしまして、今後は安全及びスムーズな運行、運営に向けてしっかりと対応していきたいというふうに思っているところであります。さらに、今回先ほども営業戦略室長からもお話ありましたが、点検整備の見直しと、それから点検時期については意を配してまいりたいというふうに思っておりますので、改めて私のほうからお答えを申し上げたいというふうに思います。

先ほど施設の更新を含めての検討ということで御質問ございました。冬季スポーツの拠点化を打

ち出して以降、雪資源やスキー場を利用しようという市民の機運も若干高まっているという感を感じているところであります。昨今のスキー利用の動向を見ていきますとスノーボードだとか、あるいは小さい子供を連れてスキー場にお越しになる親子連れの皆さんがふえているだとか、あるいはこれまで実施しておりますスキー教室だとか、これはスキー学校の皆さんやっぴらっしゃるのですけれども、あるいはコンテストなどもありますし、アルペンの合宿も一定程度確保できているということもありますので、先ほど質問のあった外国人もわずかではあります。増加しているという動向をしっかりと踏まえて、今後のスキー場のあり方を含めて検討していく時期に入っているというふうに考えているところであります。更新につきましては、議員御指摘のとおり多額な費用を要するというところもありますので、財源確保などの課題等々ありますけれども、スキー連盟やスキー学校、さらにはアルペン競技やスノーボードの関係者等々と協議を調べたり、あるいは教育委員会や振興公社の内部でもいろいろと議論を深めながら、第4ロマンズリフトのあり方も含めて将来を見据えての検討を今後加えていきたいと思っておりますので、この点お答え申し上げまして、御理解をいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） 川口議員。

○4番（川口京二議員） 御丁寧で前向きな御答弁で、ありがとうございました。

続きまして、高規格道路の再質問をいたします。JR北海道の問題は、テレビや新聞などで報道されています。また、一般質問でも何人かが伺っていますので、理解が深まってきているところですが、高規格道路については全く先がわかりませんでした。私もあと10年もすれば免許返納も考えなければいけないと思いますし、それまでに開通すれば利用してみたいなと思っています。何よりも命の道です。一日でも早い完成を願っているところですが、実は道の駅なよろの集客に大きな影

響があると思っています。現在大きな観光バスがとまり、毎年50万人ぐらいの来客数のある道内でも大変人気の高い道の駅ですが、開通することにより美深から旭川までつながるわけであり、観光バスの経路が変更される可能性が高いと思っています。そうなれば集客に大変な影響を受けることになると思います。それ以前、道の駅の誘導のためのインターチェンジも要望されていましたが、それも含めてどのようにお考えか伺います。

○議長（黒井 徹議員） 中村総務部長。

○総務部長（中村勝己君） 道の駅につきましては、現在の国道40号線を往来する皆様にとりまして大変喜ばれている施設かなというふうに思っています。特に名寄の特産品、モチ米も含めてPRをする大切な施設というふうに考えておりますし、また野菜も含めて旬な時期を生産者の方がしっかりと捉えて、直売所なども設けているという状況にあらうかというふうに思います。その直売所については、御承知のとおり多くの市民の皆さんが御利用いただいているという大変魅力的な施設でもございまして、名寄の農産物をしっかりと市民に知っていただく大切な場所かなというふうに思っております。

議員のほうから高規格道路が開通することによってということでお話ございましたけれども、現在私どもで影響等についてしっかりとしたデータ等というのは特に持つてございませんで、そういった開通後の影響等につきまして、実は本年度調査業務を委託をしているという状況でございまして、道の駅に関しましてのアンケートを実施をしているということで、今年度、年度末には一定の集約ができるのかなというふうに考えております。その後分析等をしっかりと行い、研究をさせていただきたいというふうに思っています。現在のところは、そういう考え方でございます。よろしく願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 川口議員。

○4番（川口京二議員） 道の駅だけではなくて、

名寄市全体が通過点になる可能性が高いと思っています。観光や買い物にも大変な影響を受けるのではないかと考えています。何か名寄市を通過させない施策を考えなければならないのかなと思っていますが、この点をどのようにお考えか伺います。

○議長（黒井 徹議員） 中村総務部長。

○総務部長（中村勝己君） 先ほども言いましたが、高規格道路が開通をした場合の影響についてはこれからデータ収集等ということでやらさせていただきますけれども、議員御指摘のとおり高規格道路が開通すれば美深まで高規格道路が続いて、道央圏とつながることになります。現状名寄市の周辺、この圏域におきましては医療環境等名寄市が中心的な都市機能を有しているのかなというふうに思っております。今後もこの都市機能につきましてはしっかりと維持をしていく、そういう必要があるというふうに認識をしているところです。

また、名寄市は物流の拠点として今後も発展を遂げることが必要かなと思っております。午前中にちょっとお話をさせていただきましたけれども、名寄商工会議所の青年部が中心となって名寄市の名寄インターチェンジの拠点化などの研究も進めているということでございます。こういった動きを引き続きしっかりと情報を収集をしながら、また共有をしながら議論を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（黒井 徹議員） 川口議員。

○4番（川口京二議員） わかりました。なるだけ早いうちに通過点とならないような対策をぜひ考えていただきたいと思います。

次、道路排水整備の再質問をさせていただきます。排水が悪くて困っているような箇所や整備を必要とする路線はどのくらいあるか把握をされておりますか。

○議長（黒井 徹議員） 天野建設水道部長。

○建設水道部長（天野信二君） 先ほど私の答弁で触れさせていただいておりますが、平成19年度に未整備の防じん道路の水たまりのひどい箇所につきまして実は現地調査を行わせていただきました。その結果として、数ですと90路線を確認してございまして、調査のほうからもう既に10年経過をしております、この間排水の整備を整えようということで、年数路線ずつ手をかけてまいりまして、現状では90路線のうち39路線まで工事等々を進めさせていただいてまいりました。特にただし、防じん道路につきましてはどうしても毎年のしばれだとかで、10年たっていますので、各路線相当状況も変わりつつあるのかなというふうに思っております、また改めてふぐあいがあるかなということも含めて再度把握する必要というのは当然あるかなというふうには認識してございますので、そういった作業も考えて取り組んでいきたいなというふうに思っていることとでございます。

また、先ほどちょっと繰り返しになりますけれども、宅地前の水たまりや何かについても私も日常的な幹線道路のパトロールだとか、そういった地先の方々から情報提供をいただくなどをしていまして、そういった中でできるだけ迅速な対応をできればなというふうにいつも心がけているつもりでございますが、先ほど言った路線としての対応、そして本当の地先の細かい情報をいただいた時点での対応といったようなことで運ばせていただいておりますので、御理解いただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 川口議員。

○4番（川口京二議員） 町内会とか、まちづくり懇談会とか、あるいは個人からとか、道路排水整備についての要望というのはどのぐらいあるのでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 天野建設水道部長。

○建設水道部長（天野信二君） 数でいいますと大変実は多く、いろんなそれぞれの立場の方々か

ら困っているだとか、詰まっているだとか、大変だといったお話は頂戴をさせていただきます。とりわけ各町内会長さん、例年7月になるかと思うのですけれども、町内会連合会の集まりに私どももお招きをいただきまして、意見交換をさせていただく場だとか、あと当然例年10月、11月ですか、まちづくり懇談会、そういったところでも直接情報提供をいただく場合も数多くございます。また、今年度、平成29年度からの私どもの都市整備課の取り組みといたしまして、年度当初に各町内会長さんをお願いをしまして、例えば道路の角が崩れているよだとか、道路排水がちょっと詰まっているよだとかといった、そういったところまでの含めての要望といいますか、情報提供をお願いをしております、できるだけ年度の早いうちに先ほど申し上げました手法で手をつけられるものは早い段階からやっていきたいなというふうに考えてございます。今年度初めての取り組みだったのですが、春の段階でそれぞれ町内会の会長さんからファクスや直接御連絡をいただきまして、道路排水関係では20件のこういった状況があるよということでの情報をいただきまして、今年度で対応できて修繕できたのは実は9件だったのですけれども、なかなか大がかりなものについてはちょっと時間がかかるなというような場合があるのですけれども、そういった形で町内会を通して情報をいただいたり、時には直接お電話をいただくといった場合での対応をさせていただいてございまして、御理解いただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 川口議員。

○4番（川口京二議員） 市全体として市道の排水整備の現状をどう考えていますか。

○議長（黒井 徹議員） 天野建設水道部長。

○建設水道部長（天野信二君） 現状については、先ほども答弁させていただきまして、数多くの市民の皆様、町内会からも御要望などをいただいて、私ども担当する職員も含めて本当に一つでも何とか解決をしていきたいなという気持ちはもう十分

あるところなのですけれども、基本的には本来道路がしっかりとした道路整備、これがされれば、当然道路排水がしっかりと整備されるということにつながるわけでございますけれども、いろいろな機会でご答弁させていただいていることで、国の交付金も含めて道路整備に対する交付金のつきぐあいがちっと厳しくて、なかなか歩みが予定どおり進まない、進捗率が上がらないというふうに思っています。片方では、現状で少しでも、当然これから春先、雪解けのシーズンを迎えてそれぞれの地先での方々がちょっと大変だなとか、大きな水たまりができてしまうなだとか、大変気にされている状況等々も十分私も承知しているつもりでございます。ただ、先ほどできる中で、やっぱり私どもは通報いただいた中でしっかり丁寧に対応していく。それがめぐりめぐって言えば安心して住める地域づくりといったことにつながるものだろうというふうに思いますし、昨今の大雨災害だとかゲリラ豪雨などのそういった冠水に対する対策の一つの方策でもあろうというふうに考えてございます。いただいた皆様からの情報については、やっぱりしっかりと一つ一つ場所を含めて確認をさせていただきながらできるところから対応していくという基本の考えに変わりないということでございますので、鋭意努力していきたいと思っておりますので、御理解いただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 川口議員。

○4番（川口京二議員） 最後になります。市民の要望やアンケートによると、御承知のように道路整備の要望が大変多いことがわかります。一刻も早く舗装道路にしていただきたいのですが、現状は10年で5%程度、距離にして約7キロぐらいしか改善されておりません。市全体の舗装率は70%ぐらいだと思いますので、全部を直すのに約60年かかるわけでございます。舗装になれば側溝もでき、排水も改善されるわけです。現状水はけが悪く困っている方もいらっしゃる。その

ような方々に今まで何十年も我慢をしていただいている。舗装が余り進まないのであれば、災害予防の観点からも道路排水整備にもう少し力を入れていただきたいと思っております。

以上で終わります。

○議長（黒井 徹議員） 以上で川口京二議員の質問を終わります。

公共施設等の整備に関して外2件を、佐久間誠議員。

○8番（佐久間 誠議員） ただいま議長から御指名いただきましたので、通告順に従いまして、大項目3点について質問いたします。

まず、大項目の1、公共施設等の整備に関して、小項目（1）、長寿命化計画に基づく橋梁点検の実施状況についてであります。名寄市内の224橋の望遠目視点検を終えて、平成26年度から5年に1度の近接目視点検ということで実施されていると思っておりますが、点検を終えた橋梁の健全性の判断区分はどのような状況か、また損傷度はどの程度のものであったかお知らせいただきたいと思っております。

小項目（2）、橋梁のかけかえ、修繕に関してであります。橋梁点検では、北海道開発局が管理する国道にかかる橋梁も同時に点検がされております。損傷度が明らかになった場合、市が管理する橋梁のかけかえ、修繕などの予算措置、予算要求と重複したとき、地方自治体管理のものは後回しにされるのではないかと心配があるわけですが、本市の修繕を必要とする橋梁に対する予算措置の見通しについてお伺いいたします。

また、本市の通行規制となっている橋梁のかけかえ、修繕に関して産業振興、経済振興、風連方面と名寄を結ぶ重要な幹線との観点から、早期の対策が求められます。工事の見通しについてお伺いいたします。

小項目（3）、公共施設13%削減目標の考え方について。平成28年3月、名寄市公共施設等総合管理計画が策定されております。人口減少と

超高齢社会の中で次世代にツケを回さないとの決意を共有し、産業振興、経済振興に係るもの、あるいは日常生活に欠かせないインフラの維持整備など、必要なものには投資をし、コンパクトにできるものはコンパクトに縮減していくことがこの管理計画の基本だと私は考えております。特に注意すべき点として、十分に市民理解の中で進めていかなければならないと思うところであります。そこで、管理計画に基づいた公共施設13%削減目標の今後の進め方についてどのように考えているかお伺いいたします。

また、個別施設に話が及ぶと総論賛成、各論反対となりがちだと思いますが、そのあたりの合意形成をどのように進めるか、さらに本市の13%という数値と将来の人口の流動化、増減に対する対応、市営住宅と学校施設で50%になるという本市の公共施設全体から見る構成、特に市営住宅は低所得者のセーフティーネットでありますし、学校施設は教育基本法にのっとった施設であります。そこら辺をどう考えるのかお尋ねいたします。

大項目の2、持続可能な地域介護システムのあり方について、小項目（1）、ふえる高齢者に対応するサポーター、ボランティアの現状と育成についてお伺いいたします。本市では、社協、町内会、企業との連携、提携などで努力され、ボランティアの運営委員会、各種研修会、児童生徒などへの普及、実践活動がなされているところでありますが、2025年は団塊の世代が75歳以上の後期高齢者になる年でもあります。日本は急速な高齢社会となっていますが、2025年度以降は全国でおおよそ2,200万人、4人ないし5人に1人が75歳以上という超高齢社会が到来することが予測されております。こうしたことから、医療、介護、福祉サービスへの需要が高まり、社会保障財源のバランスが崩れるとの指摘もあります。こうした中、公的福祉制度とともに地域福祉のより一層の強化が求められているところであります。そこで、本市におけるサポーター、ボランティア

の現状と育成、課題などについてお知らせいただきたいと思っております。

小項目（2）、買い物支援の取り組みについて。高齢者の通いの場事業の一環として、本市においても町内会で買い物支援を先進的に取り組んでいる事例があります。地域福祉のすぐれた実践例として、より積極的に推奨し、市内の町内会に広めていくべきと考えますが、所見をお伺いいたします。

小項目（3）、高齢者の運転免許自主返納の促進について、①、免許返納の環境整備について。2017年3月12日の改正道路交通法施行に伴い、大きな改正点の一つとして75歳以上の運転者に対する臨時適性検査の見直しと臨時認知機能検査、臨時高齢者講習制度が御承知のように新設となっております。また、75歳以上の運転手が信号無視、一時停止違反などの違反行為があった場合に認知症のおそれがあると判定された方も臨時認知機能検査として医師の診断が義務づけられ、認知症であることが判明したとき、運転免許証の取り消し処分となります。道内の65歳以上のドライバーが第1当事者となって起きた死亡事故は、平成27年度から29年度までに122件発生し、全体の4分の1を占める状況となっております。超高齢社会の中にあってもリスクを抱える高齢者が運転免許証を返納しても安心して暮らせる環境整備が必要だと思います。移動手段を整え、生きがいを持って暮らせる制度設計が必要であります。地域交通のあり方については、陸運局も絡む事案であることから、別な機会に取り上げることとして、ここではリスクを抱える高齢者の運転免許自主返納の促進のため、当面どのような制度を確立していくか伺いたいと思っております。

また、このことについては、平成27年の第4回定例会でも取り上げましたが、その際は免許を持たない方との不均衡が生じるとの回答でしたが、平成29年度の地方財政計画において高齢者の生活支援等の地域の暮らしを支える仕組みづくり5

00億円について措置され、同措置が高齢者移動手段確保の取り組みも対象としていることから、本市としても制度を検討すべきと考えますが、いかがでしょうか。

②、自動運転など技術の進歩を取り入れた事故抑止策について。近年の車の自動運転など技術の研究、進歩は目覚ましく、こうした観点からも考えることも一方で必要なことだと認識しております。経済産業省は、自動運転車と電気自動車の普及を後押しするための対策について方針をまとめ、茨城県つくば市にある日本自動車研究所の専用テストコースで走行実験を始めたことが伝えられております。また、北海道でも自動運転試験用のテストコースとして自動車など製造業が多い苫小牧市東部を候補地として挙げ誘致に動いております。豪雪寒冷地であり、ホワイトアウト現象も起きる本市も、例えば住友ゴム工業とともに自動運転試験用のテストコースの新設を働きかけてみてはどうかとも思いますが、いずれにしてもこうした事故抑止策も注目するべきものがあると考えます。こうした自動運転の研究が進められている中で、日高管内浦河町では自動ブレーキとペダル踏み間違え時の加速抑制装置を搭載した安全運転サポート車が現状可能な事故抑止策として、新車を購入する際に新年度から5万円の補助実施を決めております。事故抑止策の一手法として、また地域経済の活性化対策としても有効ではないかと考えますが、本市の考え方をお聞かせいただきたいと思っております。

大項目の3、新年度骨格予算の重点施策に関して、（1）、重点施策と予算編成について。新年度骨格予算の一般会計は、前年度比4.4%減、221億6,600万円余り、特別会計を含む総額予算は2.3%増の441億8,800万円ほどとなっております。また、今年度は総合計画第2次の前期の仕上げの年度に当たります。骨格予算ではありますが、総額予算では前年度当初予算を上回る予算となっております。政策的な予算を組む肉づ

け予算に向けて、伸び代は少ないようですが、このあたりの考え方についてお聞かせください。

また、本市の財政健全化判断比率について、道内各自治体と比較したときどのあたりに位置するかお尋ねいたします。

（2）、産業育成の視点からの予算編成の検証について。骨格予算の中で特に産業育成の視点から盛り込んだ事業、工夫した点についてお知らせいただきたいと思っております。

以上、壇上からの質問といたします。

○議長（黒井 徹議員） 天野建設水道部長。

○建設水道部長（天野信二君） 佐久間議員からは、大きな項目で3点御質問いただきました。大項目1の小項目1及び2については私から、大項目1、小項目3及び大項目3については総務部長から、大項目2の小項目1と2についてはこども・高齢者支援室長から、小項目3は市民部長からの答弁となりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

初めに、大項目1、公共施設等の整備に関して、小項目1、長寿命化計画に基づく橋梁点検の実施状況について申し上げます。名寄市橋梁長寿命化計画については、高齢化した橋梁の修繕に伴う膨大な費用を軽減するために、従来の事後的な修繕から予防的な修繕へ転換し、橋梁の延命を図ることを目的として、平成21年度から平成24年度の4カ年で橋梁の遠望目視点検を実施し、その点検結果から平成25年度に策定をいたしました。当初は、国より遠望目視点検による点検方法で認可されておりましたが、その後平成26年度に5年に1度の近接目視点検が法律化し、義務づけされました。このことにより、同年度から本市においても近接目視点検を実施する運びとなり、平成26、27年度に開発局の支援を受け、7橋の点検を実施し、平成28年度は52橋、平成29年度は161橋の点検を終える予定となっており、残ります24橋については平成30年度に実施する予定です。

なお、平成30年度で244橋全ての点検を終えることにより1巡目が完了し、平成31年度から2巡目を開始する予定です。また、点検結果については市のホームページに掲載し、公表しており、年度末に更新を行う予定です。

現在点検を終えている220橋のうち平成29年度末に結果が判明する131橋を除く89橋の点検調査より、健全な状態であるⅠ判定は19橋、措置を講ずることが望ましいⅡ判定が64橋、早期に措置を講ずべき状態であるⅢ判定が6橋、緊急に措置を講ずべき状態であるⅣ判定の橋梁は該当がない状況となっております。ただし、Ⅲ判定の6橋については定期的な経過観察を行い、対応していく考えであります。また、損傷度については、第三者に影響を及ぼす損傷のある橋梁はない結果となっております。

次に、小項目2、橋梁のかけかえ、修繕に関して申し上げます。橋梁長寿命化事業は、点検、修繕に限り社会資本整備総合交付金の活用により事業を行っていますが、国の重点政策と位置づけられていることから、地方自治体の予算要望額に対しての配当率も高く、本市においては平成29年度の要望額1億4,600万円に対し約9割の配当となっており、事業の進捗のために優先的な配分をいただいている現状を踏まえると、適正な予算措置が今後においても継続されるものと認識をしています。一方、社会資本整備総合交付金の活用により事業を実施しております道路事業や公園事業については、予算要望額に対しての配当が低い現状なことから、本市におけるインフラ整備全体との予算バランスを考慮し、橋梁事業の予算措置に努めてまいりたいと考えております。

現在平成25年度に策定を終えました名寄市橋梁長寿命化修繕計画により、修繕工事が必要となった橋梁244橋のうち25橋について、平成27年度から平成36年度にかけての10カ年の計画で、交通量の多い幹線道路にかかる橋梁や早急に修繕を行うことにより延命効果が発揮できる橋

梁を優先とし、実施設計、長寿命化修繕工事を実施してきており、平成27年度は中名寄の七線橋、平成28年度は曙、共和地区にかかる南大橋、平成29年度につきましては智恵文の東恵橋の修繕を完了し、残り22橋の修繕を予定しているところであります。また、先ほど説明させていただきました近接目視点検についても平成26年、27年度は開発局支援を受け、平成28年度からは交付金事業として実施してきております。

議員から御質問ありました通行規制となっている橋梁は、現在本市において唯一規制をかけている18線橋でございますが、豊栄地区から曙地区をつなぐ路線であり、下川方面から上川ライスターミナルへ抜ける最短のルートでもある産業経済振興上において重要な路線であることや平成23年度から通行規制をかけ、18線近隣にお住まいの方々に御迷惑をおかけしていることに関しても認識をしております。18線橋を含む近接目視点検業務が今年度3月末に完了し、より詳細な結果が判明することも踏まえ、再度方針立てをしてみたいと考えておりますが、橋梁長寿命化事業においては継続的な点検による修繕計画、予防的な修繕工事を行うことによりかけかえまでの費用の縮減を図り、地域の道路網の安全性を確保することを目的としています。しかし、当該橋梁が補修ではなくかけかえとなった場合には多額の事業費を要することとなります。修繕により延命効果が発揮できる残り22橋の工事はもちろん、全体の近接目視点検結果とあわせて名寄市内の高速道路を含めた将来的な道路交通網整備、老朽化が課題である公共施設のインフラ整備の総体予算とのバランスを総合的に鑑みて、事業の執行の判断をしなければならないことから、工事实施の具体的な状況については現段階ではめどが立たないことについて御理解願いたいと思います。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 中村総務部長。

○総務部長（中村勝己君） 私からは、大項目1

の公共施設等の整備に関して、小項目3の公共施設13%削減目標の考え方について申し上げます。

名寄市公共施設等総合管理計画は、計画期間を20年間とし、公共施設の総延べ床面積13%縮減を目標値に掲げ、中長期的な視点から公共施設やインフラの更新、統廃合、長寿命化などを計画的かつ効率的に実施するため、平成27年度に策定いたしました。今後の財政展望を考えると、人口減少や高齢化の進展により公共施設のあり方や維持管理等は非常に重要な事項として捉える必要があります。そのためには本計画の着実な推進が必要だと考えております。しかしながら、管理計画の目標値に向けやみくもに施設を縮減したり、統廃合するのではなく、必要な機能は維持していく必要がありますし、議員御指摘のとおり日常生活に欠かせないインフラ施設については維持、整備していかなければなりません。公共施設等総合管理計画は、平成32年度までに個別施設計画の策定を実施しなければなりません。個別施設計画の策定に当たり今後の公共施設等の適正配置、統廃合、複合化などの検討が必要であり、このことは庁内議論のみならず、市民や地域、施設を利用される各団体や関係機関などともしっかりと議論を深めていかなければならないものと認識しております。新年度においては、名寄市のまちづくりの方向性を示す名寄市都市計画マスタープランの見直しとともに、立地適正化計画の策定を進めていく予定ですので、多くの議論と理解を得ながら名寄市全体の共通認識として共有化を図り、管理計画の目標値に向け、さらには個別計画の策定に向け進めてまいりますので、御理解願います。

次に、目標値13%と人口流動化への対応についてですが、本計画のフォローアップの方針では、計画内容について今後の財政状況や環境の変化に応じて適宜見直しを行うこととしており、必要に応じて目標値についても見直しを考える必要があるものと認識しております。また、議員御指摘のとおり、本市の計画において市営住宅と学校施設

で公共施設全体の52.3%と大きな割合を占めておりますが、他の自治体においても比較的同様の状況にあります。今後は、公営住宅等長寿命化計画や小中学校施設整備計画等を基本としながら、本計画との整合性を図り進めていく必要があるものと考えております。

次に、大項目3、新年度の重点施策に関して、小項目1、重点施策と予算編成について申し上げます。平成30年度各会計予算案は骨格予算となりますが、名寄市総合計画第2次の将来像の実現に向け、継続事業を中心にハード事業では風連中央小学校校舎・屋内運動場等改築事業、ソフト事業では保育士等奨学金返還支援助成金などの待機児童解消事業やこれまでのまちづくりの方針を示す名寄市都市計画マスタープラン見直し及び立地適正化計画策定業務などを盛り込みました。これにより一般会計予算案は前年度と比較して9億8,323万7,000円、4.4%減の211億6,612万4,000円、特別会計、企業会計を合わせた総額では前年度比9億7,630万3,000円、2.3%増の441億8,837万9,000円となりました。ただし、名寄市立大学の予算が特別会計に移行することに伴う繰越金の影響を加味した普通会計では、前年度比3億2,382万5,000円で、1.5%減の218億2,553万6,000円、普通会計、特別会計、企業会計を合わせた総額では3億756万2,000円、0.7%減の429億451万4,000円となっております。

お尋ねの政策的予算、いわゆる肉づけ予算の規模ですが、今後新市長による予算査定等の実施により決定となりますが、現段階においては平成29年度の決算状況も考慮しなければなりません。事業費ベースで2億円から3億円程度と考えているところです。

次に、財政健全化判断比率についてお答えいたします。直近の値である平成28年度決算に基づく数値では、本市の実質公債費比率は8.2%、将来負担比率が28.6%となっており、道内35市

の中では実質公債費比率が13番目、将来負担比率が5番目となっております。道内他市と比べますと比較的良好な数値ではありますが、引き続き財政規律を遵守し、健全な財政運営に努めてまいります。

続きまして、小項目2、産業育成の視点からの予算編成の検証について申し上げます。さきにも述べたとおり、平成30年度予算は骨格予算編成となっておりますので、継続事業を基本に予算編成しておりますが、お尋ねの産業育成の視点として中小企業の育成に関しては経営基盤の強化を目的に各種助成制度、融資制度についてこれまでどおり予算化をしております。また、市民の消費喚起を目的とした販売促進にかかわる事業につきましても当初予算で計上させていただきました。住宅改修等推進事業におきましても建設関連産業の振興も目的の一つとして実施しており、民間での需要掘り起こしの観点からも今年度同様の当初予算を計上させていただいたところです。また、こちらも継続事業となりますが、各産業活動の基盤、基礎となります人材育成に関しては、この地域において大きな役割を果たしている上川北部地域人材開発センター、また労働者の通年雇用化の促進を目的に名寄地区通年雇用促進協議会の運営を支援をする中で多岐にわたる資格の取得を図り、人材の育成や確保につなげていく施策を引き続き講じてまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 廣嶋こども・高齢者支援室長。

○こども・高齢者支援室長（廣嶋淳一君） 私からは、大項目2、持続可能な地域介護システムのあり方について、小項目1、ふえる高齢者に対応するサポーター、ボランティアの現状と育成についてお答えいたします。

本市におけるサポーター、ボランティア活動の状況でございますが、名寄市社会福祉協議会が運営します名寄市ボランティアセンターでは、ボラ

ンティア活動に関心がある、参加してみたい、ボランティア活動を必要としているなどボランティアに関する身近な相談窓口として活動を支援し、ボランティアを受けたい人とボランティアを提供したい人のマッチングや啓発活動を中心に行われております。主なものとしましては、ふれあい広場やふれあい家族交流会でのボランティアの皆さんの活動のほか、年末からは除雪のボランティア活動として名寄高校野球部の皆さんによる徳田区、豊栄区など名寄高校周辺の町内会の高齢者世帯などへの除雪やそれ以外の地区の高齢者や障がい者世帯などへ名寄市技能振興推進協議会、連合名寄の皆さんにより除排雪に当たっていただいております。

名寄市ボランティアセンターに対しましては、毎年講演会開催や講師謝礼等相当額をボランティアセンター事業に対して助成を行っているところでもあります。同じく名寄市社会福祉協議会が独自に運営しております住民参加型在宅福祉サービスを行うほのぼの倶楽部では、要介護などの認定になっていない高齢者、障がい者、子育て中の方などがさまざまな理由により介護や日常的な生活援助などのサービス提供を受けるものですが、市民相互の助け合いが主であり、利用会員と提供会員の協力によって会員相互でサービスをし合い、家庭生活の安定が図れるものです。会員登録には年1,200円、利用料金が1時間800円となっております。利用の可能性のある利用会員は3月1日現在20人と利用会員は増加が見込まれておりますが、提供会員が同じく3月1日現在で8人という状況で、応募される方が少なく、利用会員の人数に応えられる提供会員の確保が課題となっております。

議員御指摘のとおり、2025年には団塊の世代が75歳に、それ以降も高齢化が急速に進行していく中、高齢者福祉サービスの事業に各制度が応え切れないことも予想され、地域支援事業における生活支援体制の整備が急務となっていること

から、生活支援等サービスネットワーク会議における地域課題や地域資源の把握に努め、先進的に行っておりますほのぼの倶楽部の活動への支援やボランティア等による生活支援の担い手の養成、発掘に努めてまいりたいと考えております。

次に、小項目2、買い物支援の取り組みについてお答えいたします。本市における買い物支援につきましては、介護保険法における地域支援事業の一つである介護予防・日常生活支援総合事業の中の地域介護予防活動支援事業の一環として、昨年6月に要綱を制定し、住民主体の通いの場に付随する形で事業を開始したところです。現在通いの場での買い物支援に取り組んでいただいている団体は1団体であり、市広報への掲載や問い合わせのあった団体や個人の方へ説明に伺うなど周知に努めてまいりましたが、事業の拡大が見られていないのが現状です。介護保険法にのっとった事業であり、補助金の支給要件として事業実施の回数等に制限があることなど取り組みがしづらいことが要因の一つであろうと分析しているところがあります。今後につきましては、住民主体の通いの場とそれに伴う買い物支援について、各町内会やボランティアサークル、個人などに周知を進めていくとともに、現在事業を行っている団体の意見等も取り入れながら、より使いやすい制度にするよう努めてまいります。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 三島市民部長。

○市民部長（三島裕二君） 私からは、大項目2の小項目3、高齢者の運転免許自主返納の促進について申し上げます。

初めに、免許返納の環境整備について、名寄市の運転免許証返納の状況につきましては、名寄警察署調べによりますと平成27年には39名、平成28年には41名と40名前後でありました。道路交通法改正に伴いまして、平成29年には64名と約1.5倍となっております。本市における免許証返納者に対する支援につきましては、平

成21年から独自の取り組みといたしまして運転免許証にかわる身分証明書として住民基本台帳カードを無料で交付をしておりましたが、平成28年からマイナンバーカードを当面の間無料で交付を受けることができることから、この制度については廃止をいたしました。これにかわる支援といたしまして、平成29年8月からの名寄市交通安全運動推進委員会事業で、交通安全教育の推進を図る目的で、運転に自信がないなどの理由に加え、平成29年3月に高齢者講習制度が改正をされたことにより、高齢者の運転免許証自主返納者や免許取り消しとなる運転者がこれまでよりもふえることが予想されたことから、名寄警察署と連携をして、運転免許返納者に対し歩行時の交通安全を推進するために夜光反射材やライトなど交通安全グッズの配付に取り組んできております。今後におきましてもさまざまな啓発グッズや広報等を活用しながら、運転免許証返納者を含めた全市民を対象に交通安全啓発を関係団体と連携して推進していきたいと考えております。

続きまして、自動運転など技術の進歩を取り入れた事故抑止策についてですが、加齢に伴う高齢者の身体的特性として、加齢による動体視力の低下、複数の情報を同時に処理することが苦痛になる、瞬時に判断する力が低下するなど身体機能の変化により、ハンドルやブレーキ操作がおくれたり、アクセルペダルの見間違いなども見られます。また、加齢に伴う認知機能の低下も懸念をされており、高齢運転者による交通死亡事故が相次いで発生をしていることから、国は平成28年1月に高齢運転者による交通事故防止対策に関する関係閣僚会議を開催をし、高齢運転者の交通事故防止対策に取り組んでおります。その取り組みの一つとして、国土交通省、経済産業省、金融庁及び警察庁は高齢運転者の安全運転を支援する自動ブレーキなどの先進安全技術を搭載をした自動車の普及啓発を図ることとし、平成29年1月に「安全運転サポート車」の普及啓発に関する関係省庁

副大臣等会議を設置をし、同年3月に今後の取り組みについて中間取りまとめを行っております。その中間取りまとめでは、安全運転サポート車のコンセプトを自動ブレーキ及びペダル踏み間違い時加速抑制装置の搭載された自動車と定義をし、愛称をセーフティ・サポートカーと決めました。また、自動ブレーキ等の先進安全技術は高齢者全般に限らず、全ての運転者、交通事故防止、被害軽減に資することから、今後自動ブレーキの新車乗用車搭載率を2020年までに9割以上とするの普及目標を設定をし、官民でさまざまな取り組みを進めているところであります。

安全運転サポート車の購入助成につきまして質問いただきましたが、これらの安全装置が目標年度までに標準装備となるのか、自動運転などの新たな安全装備の開発が進むのかなど、その動向を注視するとともに、交通安全啓発において実用化されている先進技術について交通安全関係機関と連携をし、情報提供等に取り組んでまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 佐久間議員。

○8番（佐久間 誠議員） それぞれお答えいただきました。余り時間ないようですので、今三島部長からお答えいただいた自動車運転免許返納者に対する市の助成制度についての御質問をしたいと。ここからしたいと思います。

それで、先ほどお答えいただいたのですが、市としては現状これは前回私が質問したときと全く変わらないマイナンバーカードの無料ということで、実は私ども議会報告会でいろいろ質問いただきまして、やっぱり名寄市は高齢者の運転免許返納に対する支援策を何も取り組んでいないのかということで聞かれたわけです。それで、残念ながら前回お答えいただいたマイナンバー制度関係の啓発も含めて、こういうカードが無料になりますと言ったのですが、少しがっかりされておりました。それで、近隣の各自治体の例ちょっと拾ったのですけれども、既に前回私が質問して以降、北

海道内で運転免許の返納に対する支援というのがこれだけで30自治体あるのです。そして、道内の各自治体が全市民的ないわゆるサービスを取り入れているから、特に運転免許返納したからといってこれを広める必要がないという自治体がまだそのほかにたくさんあるわけです。私は、前回言われた免許持っている人と持っていない人との間に不均衡が生じる、そういうお答えに対していろいろ考えたのですが、今全道的にこれだけの機運が盛り上がり、そして運転免許返納者に対するさまざまな動機づけをしているわけです。動機づけです。そのときに、車ですからこの名寄の方でリスクを持っている方がほかの市に行って事故起こす可能性もこれまたあるわけです。そうすると、全道的にいろいろ努力をしているところ、ここに対して私はやっぱり一緒にこれはその啓発に力を入れるべきではないかというふうに思うのです。そして、確かに免許持っている人と持っていない人の不均衡もあると思いますが、今ここまできたらこれは地域間の不均衡、これが発生するのではないかというふうに思うのです。例えば倶知安町、これは65歳以上で運転の経歴証明書1,000円を町が負担をし、70歳以上で自動車のない世帯、介護段階に応じてですが、1万1,000円から1万6,500円と。これのハイヤーチケットの助成をしていると。それから、東川町では65歳以上、自動車のない世帯、免許を持っていない返納した世帯1世帯当たり1万5,000円から2人以上の世帯は2万2,000円、ハイヤー助成、バス利用も振りかえも可能だということで、いろいろやっています。一番すごいと思うのは新篠津村です。ここは、65歳以上で公共交通利用券6万円分を支給すると。この近くでいえば雨竜町、北竜町、ここもそれぞれ商品券3万円だとか、あるいは北竜町あたりはタクシー券5万円掛ける3年間とか、いろいろやっているわけです。それで、私はぜひ高齢者の方々の理解を得て運転免許の自主返納を促すきっかけづくりということで、やっぱりタク

シーチケットだとか、そういうものを一過性であっても考えるべきではないかと。それと、日常生活を支える移動手段の確保として、この後もう少し触れたいと思いますが、買い物支援だとか通院支援、こういったものにもやっぱりこれ広げていく必要があるのではないかと。

それと、安全運転サポート車の話も先ほどありましたけれども、これは自然に広がっていくのを待つという感じですよ。積極的に何かしようという感じではないですものね、お答えは。ですから、やっぱりそういうことをちゃんと取り組んだほうがいいのではないかと。

それと、ソフト面からの支援ということで聞きたいのですが、北海道は実はシルバーアドバイザーの店という道が登録する店を推奨しているわけです。ここのシルバーアドバイザーの店になりますと、交通安全に対する声かけだとか、登録店にはステッカーを配付すると。そして、加入してくれたところは北海道のホームページでお店の名前を掲載するというので、全道で道内1,793店が加入しているわけです。上川総合振興局の中を見たら、南富良野だったかな、そこがちょっと取り組んでいるぐらいで、これまで全く名寄はこれは聞いたこともない。調べてみてここに行き当たったのですが、やっぱり何らかの努力もするべきではないかというふうに思っています。

そしてあと、地方財政の関係でもこちら辺に対してさまざま支援なんかも、これは事業化した場合にあるのではないかというふうに思っておりますが、今国土交通大臣なんかのコメントとして、安全運転サポート車の拡充に努力して、踏み間違い、事故をなくすということをやっていますので、こちら辺についてまずお聞きをしたいなと思います。

○議長（黒井 徹議員） 三島市民部長。

○市民部長（三島裕二君） 先ほど高齢者の運転免許の自主返納者に対する支援制度につきましては、夜光反射材ですとかライト、交通安全グッズ

の配付に取り組んでございました。この取り組みにつきましては、交通事故により犠牲となられた方のうち、65歳以上の高齢者がその半分以上を占めていると。さらには、歩行中の事故で犠牲となられた方がおおむねまたその半数を占めていることから、自動車運転者から認知をされることが大切でありまして、夜光反射材あるいはライトなど交通安全グッズを身につけることで歩行中の事故に遭わないための対策ということになります。

議員からは、改めて全市民的な、あるいは不均衡の生じることのない制度のあり方について質問をいただきました。議員からもありましたけれども、北海道環境生活部からの提供資料を参考にさせていただいた中では、今申しあげました交通安全グッズの配付にあわせる形で運転経歴証明書の交付手数料の助成制度、こちらのほうは名寄市交通安全運動推進委員会の新たな事業として取り入れてまいりたいと考えておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（黒井 徹議員） 佐久間議員。

○8番（佐久間 誠議員） 前進的なお答えでは、全然なかったような気がします。それで、これはちょっと時間ないので、私も余り、事業そのものを組み立てた場合に地方交付税としてどれだけ額があるのか、これは少し制度を研究する必要があると思うのです。そして、やっぱり全道でやられている、他の自治体、この運転経歴のものだけでももう30自治体はありますから、ここは少しさらに引き続き研究を重ねていただきたいというふうに思います。

それで、公共施設等の整備に関してそれぞれお答えいただきました。それで、特に橋梁の関係、かけかえの関係でお答えもいただいたのですが、なかなかお金がかかることだということで、これは通行規制が平成23年から続いているわけですが、今後の推移、めどが立たないというような形でお答えいただいたのですけれども、私は実は平成27年の第2回の定例会で質問させていただ

たときに南大橋と18線橋の両方の橋梁が通行どめになることは避けたいと。南大橋の修繕を先に工事着工して、しかる後、私は18線橋の工事に手をかけていくものだというふうに思ったのです。それで、確かにお金もかかります。しかし、今の長寿命化計画の中で、これは手をかけていかないとずっとこのままの状態になってしまうのではないかなというふうに感じているところです。多額の事業費を必要とするというのは私は十分承知なのですけれども、特に土地と土地をつなぐのがこれ橋梁の役目でありまして、本来は風連との合併後に有利な財源が担保されていた時期に早々にこれは手がけるべき事業だったのではないかと、このように思うわけでありまして、それで、合併特例債が一回5年間延長ということで、合併後に一度延びたのですが、さらに合併特例債の5年間再延長の動きも国のほうではある模様であります。ぜひこちら辺も少し検討していただきたい。

それとまた、定住自立圏の事業にのせられないのかも含めて研究していただきたいというふうに思っています。特に定住自立圏構想の中では、結びつきやネットワークの強化で道路等の交通インフラの整備がうたわれているわけでありまして、そして、下川方面からの上川北部のモチ米専用の、これは上川ライスターミナル名寄工場を結ぶ貴重な動線だというふうに私は思っていますから、産業振興の視点から、先ほどの答えと一緒になるのかもしれませんが、もし今後の動き等々について何かのタイミングをつかんでということであればもう一度天野部長のほうからお答えをいただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 天野建設水道部長。

○建設水道部長（天野信二君） 橋梁の関係で、とりわけ18線の橋のことに集中して御意見賜りまして、基本的に18線の重要性については議員御指摘のとおり私どもも大変大事なところでございますし、南大橋とのお話もございましたけれども、28年度に南大橋をさせていただくというこ

とで、曙地区から共和地区、そして風連地域へというそのラインというか、交通網確保、そして18線、仮に双方が交通を規制しなければならぬということになりますと相当遠回りをしなければならぬということで、とりわけ南大橋につきましては基礎部分というよりも橋の上部の部分での傷みがひどかったということでの急ぎでございましたので、こういった形でその交通網を安全に南大橋を通過できる形での確保が25年度当時の長寿命化の中でも取り急ぎ大事な役割だったというふうに思っております。決して18線橋後回しでいいということではなくて、今現在の長寿命化計画の中では先ほど申しあげました点検の業務と、そしてそれに追いかける形で先ほど申しあげましたように毎年のように橋の修繕の南大橋と同じように取り組んでいくという業務をしております。ただし、かけかえになりますと、財源確保も含めて極めて適当なと言うとちょっと誤解があるかもしれませんが、これは全国的にも同じような状況で通行を規制する橋梁等々もあるというふうにお聞きをしておりますけれども、具体的な即効性のある手だてというか、現在見出せないという現状でございます。財源確保については、できるだけ国の動向等々も含めて交付金を初めさまざまな起債やほかいろいろあるかもしれませんが、私どもは財源議論もありますけれども、名寄地域における南、西と言ったらちょっと語弊あるかもしれませんが、その交通網、できるだけ安全性を中心に交通等々に支障のない形を確保していくというのが橋梁ではありますけれども、道路等々の一体的なものでもあるというふうに考えてございます。先ほど答弁でなかなかめどが立たないということで、大変心苦しい点でございますけれども、現状等々については改めて御理解等々賜ればと思っております。

以上でございます。

○議長（黒井 徹議員） 佐久間議員。

○8番（佐久間 誠議員） 地域の人たちがやっぱり困らない程度に、直せるものだったら直して、ある程度の重量のものは通せるような方策ができれば一番いいと思っているのですが、ぜひこれはまた何かのタイミングをめぐってやっていただきたいというふうに思います。

それで次に、公共施設の13%の関係なのですが、特に公共施設13%削減に関する本年度の予算づけはされているのかどうか、本年度に考えている計画についてももしありましたらお答えいただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 中村総務部長。

○総務部長（中村勝己君） 公共施設の管理計画に基づくというよりも、これまで普通財産として今後活用の見込みのない施設について解体の予算ということで、例えば職員住宅の解体ですとか、それと済みません。活用が見込めないとはいましたけれども、一部新北斗団地あるいは北斗団地の解体をして改めて改修をする、あるいは新築をするといったことによって施設の面積が減るといったこともございますし、風連のほうでは西町団地の解体によりまして、あそこは現在のところ使用ということでは考えてございませんので、その面積については減ってくるというようなことで、30年度の予算についてはそのような計上を考えてございます。

以上でございます。

○議長（黒井 徹議員） 佐久間議員。

○8番（佐久間 誠議員） わかりました。暫時解体もお金かかりますが、少しずつ進めて将来の若い世代、次の世代が苦勞しないような観点から、計画は進めていかなければならないというふうに思っています。

それと次に、買い物支援の取り組みについてなのですが、大変すぐれた取り組みをしている町内会の事例をやっぱり今後ぜひDVDにおさめて知ってもらえとか、あるいは仕組みや概要の説明をきちんとかいうふうにやっているだとか、そ

れから協力者をこれは町内会とともに探す手助けを行政も行う必要があるのではないかと、こういうふうに思っていますので、こういったことで地域福祉を前進させることができるのではないかと、この辺について考え方あったらお答えいただきたい。

○議長（黒井 徹議員） 廣嶋こども・高齢者支援室長。

○こども・高齢者支援室長（廣嶋淳一君） 議員より貴重な御提言をいただきまして、まことにありがとうございます。

通いの場に係る買い物支援につきましては、それぞれ各町内会等への周知を行っておりますけれども、今言われたように先進的に今年度実施しました団体の協力を得ながら、DVDだとか映像を直接見てもらうことによってやってみたいけれども、どう進めていいかわからないという方もそれを見ることによって事業の実施方法だとか概要について細かくお伝えできるのではないのかというふうに考えておりますので、そういった資料の作成に努めながらPRしていきたいと思っております。

また、新年度から生活支援コーディネーターを配置を予定しておりまして、各町内会、それから老人クラブ等、その他団体を回っていただきながら、各地域のニーズを把握しながら事業の詳細を伝え、それから支援を要する人、また支援する人とのマッチングができるような体制づくりを開始することとしております。地域での互助が広がることで住みなれた地域での生活を続けることにつながることから、今後とも事業の拡大を図ってまいります。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 以上で佐久間誠議員の質問を終わります。

15時まで休憩をいたします。

休憩 午後 2時48分

再開 午後 3時00分

○議長（黒井 徹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

まち・ひと・しごと創生総合戦略について外3件を、佐々木寿議員。

○16番（佐々木 寿議員） ただいま議長より御指名をいただきましたので、さきの通告順に従いまして、質問してまいります。

まず、第1点目は、まち・ひと・しごと創生総合戦略について伺います。人口減少を克服し、将来にわたって成長力を確保するため、引き続き都会一極集中を是正、若い世代の就労、結婚、子育ての希望を実現、地域の特性に即して地域課題を解決するという基本的視点から、人口、経済、地域社会の課題に対して一体的に取り組むとして、国はまち・ひと・しごと創生総合戦略について昨年12月に改定いたしました。本市としてもまち・ひと・しごと創生総合戦略が策定されてから3年目に入り、人口減少を抑制するために自然減対策、社会減対策に取り組んでいるところであり、地方創生の取り組みの効果が少しずつ出てきていると思料しております。

そこで、次の4点について考え方を伺います。初めに、仕事の創生について伺います。国は、地域に根づいたサービス産業の活力、生産性の向上、雇用のミスマッチに対する経済の状況や変動に応じた円滑な対応など、雇用の質の確保、向上に注力し、特に若い世代が地方で安心して働くことができるように、また将来に向けて安定的な雇用の量の確保、拡大を実現するとしておりますが、本市としてどのような状況で、将来どのように進めていけるのか、特に若い世代が安心して働ける仕事の創生における評価と今後の進め方について伺います。

次に、新しい人の流れの創生における現状と今後について伺います。国は、地方への新しい人の流れをつくるため、仕事の創生を図りつつ、若者を初めとして暮らしの環境を心配することなく地

方での仕事にチャレンジでき、安心して子供を産み育てられるよう、結婚から妊娠、出産、子育てまで切れ目のない支援を実現するとしております。本市として新しい人の流れの創生における、特に市内外の優良な人材を積極的に確保、育成について強化と今後の進め方について伺います。

次に、観光業を強化するDMOの設立の考え方について伺います。本市には、誇れる自然、施設、食、芸術、芸能、風習、風俗など観光資源があると思っております。これをいかに活用して人を呼び込むかが課題となります。これまでも観光事業は行政と観光協会あるいは観光業界が中心となっており、さらには踏み込んだDMOの設立についての考え方について見解を伺います。

次に、公共交通の再構築について伺います。これは、さきの山崎議員と重複しますが、改めて質問させていただきます。本市としても高齢化社会、免許返納、観光、生活援助、通院、通学等に将来便利で安全な市民の足であるべき公共交通機関が重宝されるように、公共交通網再構築を初めとする周辺等の交通ネットワーク形成の推進、広域的な機能連携についてしっかり議論を深め、形成すべきと考えますが、見解を伺います。

2点目は、自殺対策の推進について伺います。国内では、いまだに自殺が死亡原因の多くを占めており、最新の自殺対策白書によれば自殺者数は減少傾向にあるものの、15から39歳では最多の死因となっております。そこで、平成29年7月25日、「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」が閣議決定されました。見直し後の大綱では、地域レベルの実践的な取り組みのさらなる推進、若者の自殺対策、勤務問題による自殺対策のさらなる推進、自殺死亡率が先進諸国の現在の水準まで減少することを目指し、平成38年度までに平成27年度比30%以上減少させることを目標とすることを掲げております。本市の対応について伺い

ます。

3点目は、子供の困難解決について伺います。子供の家庭を支援するソーシャルワーカーの実情と今後の考え方について伺います。福祉の専門家として教育現場を回り、学校や日常生活で困難を抱える子供や家庭を支援するソーシャルワーカーの導入が道内において進んでおり、状況に応じて児童相談所や警察などと連携して子供の問題行動や不登校、家庭内の虐待、貧困などの解決に当たり、一定の効果を上げているとの記事がありました。本市の実情と今後の考え方について伺います。

次に、北海道いじめ防止基本方針の改定に伴う本市の対応について伺います。改定の趣旨としては、平成29年3月、文科省の国のいじめの防止等のための基本的な方針が改定されたのに伴い、道教委も改定いたしました。本市の対応について伺います。

4点目は、介護職員の援助について伺います。介護助手、介護補助の実態と今後の考え方について伺います。介護の現場が人手不足なのは周知の事実であります。団塊の世代が全て75歳以上になる2025年には、約38万人の介護人材が不足すると見込まれております。このため厚生労働省も地域と二人三脚で介護人員確保に尽力していくとしております。また、介護離職ゼロの実現を考えても2020年当初に向けて約25万人の介護人材確保をする必要があると言われております。厚生労働省は、介護助手職の導入を積極的に進めております。国家資格を持つ介護福祉士などには、より専門的な介護業務に専念してもらい、部屋の整備などは介護助手、介護補助が担い、これによって介護現場で働く人の総数を確保し、介護サービスのレベルも上げようという考え方です。そこで、本市の介護助手、介護補助の実態と今後の考え方について伺います。

以上で壇上からの質問といたします。

○議長（黒井 徹議員） 水間営業戦略室長。

○営業戦略室長（水間 剛君） 佐々木議員から

は、大項目4点にわたり御質問をいただきました。大項目1、小項目1と3につきましては私から、小項目2につきましては企画担当参事監から、小項目4につきましては総務部長から、大項目2は健康福祉部長から、大項目3は教育部長から、大項目4はこども・高齢者支援室長からそれぞれ答弁させていただきますので、よろしく願いいたします。

まず初めに、大項目1、まち・ひと・しごと創生総合戦略について、小項目1、仕事の創生について申し上げます。名寄市まち・ひと・しごと創生総合戦略において、地域の農産物や加工品のブランド化を図り、それらの販路拡大、それらを原料とした製造業の誘致、起業支援を行い、雇用の創出につなげていくことを目指しております。それらを進める中で、雇用の質、また量がバランスよく整っていくことが理想であると考えております。本市では、起業、創業に対する助成や商工団体、金融機関と連携する中で事業承継支援、また新規学卒者の就職希望者向けの地元企業見学会や説明会の実施、市内に就職する市立大学の卒業生に対する各種支援など若年層の地元定着への取り組みを行ってきております。若年者が地方で安心して暮らしていくためには、雇用の質を高めていくこと、また職種の選択肢が潤沢であることが重要となります。農業、商業、観光など各分野での新たな取り組みは個別に起きておりますが、現在はそれぞれが点で、今後それらの熟度が高まり、点が線になることで新たな産業、雇用の場が生まれてくると考えております。仕事だけではなく、若い世代が安心して本市に住み続けていけるよう、生活環境の整備につきましても総合戦略でも定められております具体的施策の着実な推進を図ってまいります。

続いて、小項目3、観光業を強化するDMO設立の考え方について申し上げます。人口減少、少子高齢化に直面する日本にとって最重要課題である地方創生において、観光は旺盛なインバウンド

需要の取り込みによって交流人口を拡大させ、地域を活性化させる原動力となります。こうした取り組みを進めるため、地域の稼ぐ力を引き出すとともに、地域への誇りと愛着を醸成する観光地経営の視点に立った観光地域づくりのかじ取り役として役割を果たす日本版DMOの設立を観光庁が進めております。現在日本版DMOとして全国では41法人、道内では4法人の登録がされており、道北では旭川市、東川町、上川町などによる大雪カムイミンタラDMOがスキー場を活用した外国人の長期滞在観光に向けた事業を進めております。

観光庁が進めるDMOの支援事業の一つとして、広域観光周遊ルート形成促進事業があります。新千歳空港から道北への誘客ルートとして、札幌市、千歳市、旭川市、稚内市や本市を含む日本のてっぺん。きた北海道ルート。が平成28年に認定され、平成32年度までの5カ年にわたり外国人観光客を対象とした事業を進めております。本年度は、日本のてっぺん。きた北海道ルート。において台湾をターゲットとした名寄、美深道北小型観光周遊ルート事業として地域観光関係者を対象としたワークショップ、台湾の専門家によるルート検証、旅行商品の造成、販売を実施しております。旅行プランでは、本市の地域資源である雪を生かしたスキー、スノーボード、スノーシュー、雪遊び等が組み込まれております。そのほかにも開発局による自転車観光ルートとして、本市を含む和寒町から宗谷岬までのサイクリング、きた北海道ルートが認定され、標識なども整備するなど広域で連携し、外国人を誘客する取り組みを進めております。

DMOの設立につきましては、法人化を行い、行政、文化、スポーツ、農業、交通など幅広い分野の関係団体が参画し、各種データに基づき、明確なコンセプトに基づいたブランディングの策定、KPIの設定、プロモーションなどが必要となります。設立へ向け解決しなければならない課題も多く、観光事業にかかわっている行政、観光協会、

観光関係事業者などと今後の観光振興を検討する上で設立の目的、必要性、効果などを協議してまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 松岡企画担当参事監。

○参事監（松岡 将君） 私からは、大項目の1、まち・ひと・しごと創生総合戦略について、小項目の2番、新しい人の流れの創生における現状と今後について答弁をいたします。

本市における市内外からの新しい人の流れの創生の観点からは、名寄市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく施策を推進する中で、冬季スポーツ拠点化の取り組みに伴いまして名寄産業高校への進学者があったこと、同じく産業高校につきましては道外からの進学者確保のため、市長、校長による東京でのトップセールス、名寄市立大学におきましては地元定着の取り組み、また農業支援員としての地域おこし協力隊制度の活用や退職自衛官等の地元再雇用の促進など、少しずつその成果があらわれてきているものと考えております。引き続きこれらの施策等推進する中で、人の流れの好循環を生み出すことができるよう取り組んでいくとともに、現在国において検討されている地方生活の魅力発信やUIJターンの拡大、関係人口の創出等の施策の動向も注視しながら、必要に応じた総合戦略の見直し、改定も含め取り組んでまいりたいと考えております。

私の答弁は以上となります。

○議長（黒井 徹議員） 中村総務部長。

○総務部長（中村勝己君） 私からは、大項目1の小項目4、公共交通網の再構築について申し上げます。

地域の生活基盤を守っていくための要素として、公共交通網の確立は重要な課題であると認識しています。公共交通に求められる役割は、高齢化への対応も含め、通院、通学、買い物など市民生活を維持するための身近な移動手段であることはもちろんですが、地域医療や観光、物流など広域的

な観点において地域の生活や経済活動を支える上でも重要なものとなってきています。この役割を果たしていく上では、南北を縦断する宗谷本線、市内の移動及び周辺自治体間を結ぶ路線バス、さらには都市間を結ぶ高速バス等、既存の交通機関を効率的かつ利用しやすい公共交通として連携させていくことが必要であるとともに、地域事情や利用者ニーズ、既存バス路線等の利用状況などに応じた多様な交通手段の活用なども視野に効率性、利便性の高い公共交通網を形成することが必要であると認識しているところです。名寄市地域公共交通活性化協議会と連携し、今後策定予定である地域公共交通網形成計画の検討過程において、地域にとって望ましい公共交通のあり方を明らかにするとともに、各公共交通機関との連携も含め、市内全体を面的に捉えた交通ネットワークの形成、さらには路線の重複や利用者が減少している路線を見直すなど効率性向上の観点も含めた協議を進めてまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） 私からは、大項目2の自殺対策の推進について、小項目1の自殺防止対策についてお答えします。

自殺防止対策につきましては、これまでは北海道が自殺対策行動計画を定め、名寄保健所管内和寒以北中川の保健、医療、福祉、警察、消防、自治体などの関係機関で構成する上川北部地域自殺対策連絡会議とその作業部会が両輪となり、効果的な自殺予防対策の検討や事業推進を図ってきており、各関係機関との情報交換、自殺予防週間に合わせ地元新聞に自殺予防コラムを掲載、なよろ健康まつり会場における啓発、自殺予防啓発、自殺予防相談窓口の情報提供を行うなど、自殺防止対策の推進を図ってきております。名寄市における自殺対策につきましては、現在健康増進計画第2次の健康なよろ21において、心の健康の課題に対応する取り組みといたしまして、自殺等の原

因となる内容に応じて法的な問題は消費者協会や法テラス、ひきこもり、不登校、いじめの問題は教育委員会、生活困窮の課題を抱える方は生活相談支援センター、精神疾患のある方は基幹相談支援センター事業づけ、女性、妊婦等の健康上の相談は保健師が、高齢者の相談は地域包括支援センターなどとの情報を共有して、密接に連携を図ってきておりますが、引き続き関係機関との有機的な連携を強化して、生きることの包括的な支援を進めてまいりたいと考えております。

平成28年4月に自殺対策基本法が改正され、市町村に平成30年度までの自殺対策計画の策定が義務づけられ、平成29年7月には国の新たな自殺総合対策大綱が閣議決定されました。この大綱では、誰もが自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指すことを自殺総合対策の基本理念とし、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの生きることの阻害要因を減らし、自己肯定感、信頼できる人間関係、危機回避能力などの生きることの促進要因をふやすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させることを掲げております。大綱では、年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はいまだ続いているとし、高齢者の自殺死亡率については低下が顕著であるが、若年層では20歳未満は自殺死亡率が横ばいであるのに加え、20代や30代における死因の第1位が自殺であり、自殺死亡率も他の年代に比べピーク時からの減少率が低いことと分析しております。

地域自殺実態プロファイル2017による名寄市の平成24年から平成28年の5年間の自殺実態は、人口規模が小さいことや自殺者数が少ないこと、年度によるばらつきがあるため一概には分析できませんが、全体では男性が78.4%、女性が21.6%となっており、特に男性の自殺割合が高いことが特徴となっています。年齢別では、60歳以上の方が59.5%、次いで40代、50代の働き盛りの方が29.7%となっております。な

お、20歳未満から30代については10.8%と低い割合となっています。

市町村が策定する自殺対策計画は、国から示された自殺総合対策大綱、自殺実態プロファイル、政策パッケージ、北海道の自殺対策行動計画などを参酌し、地域の実情を勘案して計画を策定していく必要があります。自殺対策は、さまざまな関係機関に広くかかわるため、計画策定には町内外での自殺対策に関係する部局や関係団体、民間団体と連携しながら、平成30年度中の計画策定作業を進めてまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） 私からは、大項目3、子供の困難解決についてお答えいたします。

初めに、小項目1、子供や家庭を支援するスクールソーシャルワーカーの実情と今後の考え方についてですが、近年全国各地でいじめや不登校、暴力行為、児童虐待など学校だけでは解決が困難な事案が発生しているところでもあります。このような喫緊の問題に対応するため、心理カウンセリングや精神医学的な助言をするスクールカウンセラーのほかに当該児童生徒や保護者の置かれた生活状況や経済状況、社会保障、友人関係等の環境の問題への働きかけや福祉等の関係機関と連携調整して支援を行うスクールソーシャルワーカーの役割が一層重要になっております。しかしながら、スクールソーシャルワーカーは社会福祉士や精神保健福祉士等の福祉に関する専門的な資格を持っている者、福祉や教育の両面に関して専門的な知識、技能や活動経験等がある者を任用することとしており、人材確保が難しい状況にあります。道教委は、平成20年度から文部科学省の委託を受け、スクールソーシャルワーカー活用事業を実施し、平成28年度には道内の28市町村に延べ43名のスクールソーシャルワーカーを配置するとともに、道教委も5名を任用しました。さらに、7名のエリアスーパーバイザーを全道に配置し、

市町村教育委員会やスクールソーシャルワーカー、道立学校からの相談を受け、必要に応じて支援を行う体制が構築されています。

本市においては、スクールソーシャルワーカーを配置しておりませんが、いじめ、不登校の問題に対応するため、学校への定期的訪問、ケース検討会議のコーディネート、関係機関との情報の共有や連携等の業務を担う教育推進アドバイザーや当該児童生徒やその保護者の相談等に対応する教育専門相談員を名寄市教育相談センターに配置しています。これまで教育推進アドバイザーには、地域や学校の実情に精通し、豊富な経験と知識を有する退職校長が職務につき、スクールソーシャルワーカーと同様の業務を推進しております。今後教育委員会といたしましては、教育推進アドバイザーや教育専門相談員を中心に関係機関との連携も深め、情報の共有により児童生徒が抱える問題の解決に向けた取り組みの充実を図ってまいります。さらに、道教委と連携し、必要に応じてスクールソーシャルワーカーの活用を推進していきたいと考えております。

次に、小項目2、北海道いじめ防止基本方針の改定に伴う本市の対応についてですが、いじめの問題は心豊かで安心、安全な社会をいかにしてつくるかという学校を含めた社会全体に関する国民的な課題であり、社会総がかりでいじめの問題に対峙するため、平成25年6月にいじめ防止対策推進法が成立いたしました。この法律の中には、国の基本方針、地方いじめ防止基本方針、学校いじめ防止基本方針を策定することが規定されています。これを受けて北海道においては、平成26年4月に北海道いじめの防止等に関する条例が制定され、いじめの防止に向けた取り組みを推進しており、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために平成26年8月には北海道いじめ防止基本方針が策定されております。施行後3年目をめどとする条例の見直し、規定に基づく北海道いじめ問題審議会における審議を経て、

この北海道いじめ防止基本方針は平成30年2月に改定され、名寄市教育委員会にも通知されています。

その改定の主な内容は、まずいじめ防止等の基本的な考え方として、けんかなど交友関係から生じたトラブルを解決することなどを通して、子供に自立し、粘り強く、たくましく生きていくことができる力を育むとといったいじめ防止の基本理念やいじめの小さなサインを見逃さないためにいじめの定義を明確化すること、いじめの解消の判断基準を明確化することです。次に、学校と保護者の責務及び地域の役割として、学校の教職員がいじめを抱え込まない組織的対応について、また保護者自身が意識を一層高めていくことやいじめを受けている児童生徒へ適切な対応をとることです。さらに、学校が実施すべき施策として、学校における取り組み目標の設定と学校評価への位置づけにより、取り組みの改善を図ることや児童生徒の意見も取り入れ、学校いじめ防止基本方針をわかりやすく策定、見直しすること、保護者、関係機関等への説明により共通理解を図ることとなっております。

これら北海道いじめ防止基本方針改定の方針を受け、教育委員会としても平成26年4月に定めた名寄市いじめ防止基本方針の点検、見直し作業を進めたところであります。今後教育委員会といたしましては、改定した名寄市いじめ防止基本方針の内容をまとめたリーフレットを作成し、新年度の初めに市内の小中学校の保護者へ配布し、周知を図ります。また、市内の全小中学校で年度内に改定名寄市いじめ防止基本方針に基づいて学校いじめ防止基本方針の点検、見直し作業を行い、全ての教職員がその内容を理解し、自校の方針に基づいた具体的な取り組みを行うことができるよう校内体制を整備することや新年度の初めに方針を児童生徒や保護者、関係機関に説明するなど適切な対応をお願いし、名寄市におけるいじめの防止等の取り組みの一層の充実を図ってまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 廣嶋こども・高齢者支援室長。

○こども・高齢者支援室長（廣嶋淳一君） 私からは、大項目4、介護職員の援助について、小項目1、介護助手、介護補助の実態と今後の考え方についてお答え申し上げます。

消費税増収分を財源とした地域医療介護総合確保基金を活用し、いわゆるシニア世代を介護助手として養成するという事業につきましては、平成27年度に三重県の老人保健施設協会において実施されており、その後北海道においても平成29年度から北海道老人保健施設協議会が地域人材を活用した介護労働改善促進事業として帯広市や北見市で実施しているとお聞きしております。三重県での取り組みから、元気な高齢者を介護助手として導入することで介護職が専門職として機能すること、新たな高齢者の就労先ができること、働きながら介護の現場を知ることで介護につながるといった3つの狙いが報告されております。また、介護助手となる地域の元気高齢者に社会参加、地域貢献の機会を提供できるという役割も期待されているところです。北海道による地域医療介護総合確保基金を活用した当該事業につきましても一定の成果が報告されてきていることから、次年度以降も事業継続の方向で検討しているとのことでありますが、現行の事業実施主体が介護事業所団体となっておりますので、今後も国、道の動向を注視し、介護保険事業所等への情報提供等を進めてまいります。

一方、若い世代への対応といたしましては、平成28年度から行っております介護人材確保緊急対策事業におきまして無資格で介護助手等として介護保険事業所で勤務されている方などに対し、介護職員初任者研修受講費用の助成を行っております。この事業を活用し、介護職員初任者研修を受講され、介護職員として勤務されている方は平成28年度は7名、平成29年度につきましては

3月5日から31日まで介護職員初任者研修が開催されますが、3月5日現在受講費用助成の申請に来られた方が9名となっており、介護職員確保の一助となっているものと考えております。

本市におきましても現在提案中の第7期高齢者保健医療福祉計画・介護保険事業計画策定に係る資料の一つとして、平成29年10月に市内介護保険事業所に対し人員状況に関するアンケート調査を行ってきておりますが、介護職員が不足していると回答した事業所が半数以上あったことから、今後も介護人材確保に向けた施策を継続してまいります。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木議員。

○16番（佐々木 寿議員） それぞれ御答弁をいただきましたので、何点か時間のある限り質問させていただきます。

まず、1点目のまち・ひと・しごと創生総合戦略について伺いたいと思いますが、その中でいろいろ御説明がありまして、やっぱりこれからどんどん新しい施策を踏まえて進めていくというようなことだったと思います。いずれにいたしましても、地方創生というのは人が中心だと思っております。長期的にはやっぱり地方で人をつくらせて、その人が仕事をつくる。今度はまちをつくる。こういうような根本的なシステムになっていると思いますので、まず基本的には人をつくることから始まるということになると思いますので、今後ともしっかりと進めていただきたいなというふうに思います。特に経済の動向というのは、名寄は本当にほかの地域よりも人口減少が少ないわけでありまして、今までいろんなことを国でもやってきているのですけれども、やっぱり大分回復してきている部分というのはかなりあります。例えば失業者が減少したとか、あるいは有効求人倍率が上がったとか、あるいは一時時間単位での割合の賃金が上がったとか、雇用と所得環境が変わってきているなという中で、これは高齢化と人

口減少が進んでいるために経済の環境が厳しい状況にあるということはこの名寄でも決して同じではありません。したがって今後ともやっぱり仕事人が人を呼ぶ、そして人が仕事を呼ぶというような環境になると思いますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

次に、再質問ですけれども、DMOについてちょっと伺いたいと思いますけれども、先ほどの御答弁によりましていろいろと北海道のルートとの関係や、あるいはそれぞれの北海道の観光の基礎がある程度でき上がってきているなというふうに思っております。そして、今後とも各業界といろいろと今までの課題を対策をしっかりとやって、協議していきたいということでありました。そこで、名寄市でも名寄市の観光振興計画をつくっているわけなのですけれども、これを正確に進めるためには先ほどのDMOはちょっと厳しいのかなというふうな言葉があったのですけれども、この観光振興計画を進めるためにもやっぱりDMOを設定すべきではないかなというふうに思います。いずれにしても、DMOは全体的な各国と国とか各県とかというレベルもありますけれども、市町村と市町村、あるいはその市内だけの、市だけのDMOというものがあるのではないかなと思うのですけれども、これやっぱりそれに似たような感じで名寄市もつくったらいいのではないかなというふうに思います。やっぱりそれなりの核をつくっておかないと、本当に今までせっかくいい、そういう観光協会であれ、そういうちょうど、ある程度でき上がってきているような感じもしますので、それについて再度お伺ひしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 水間営業戦略室長。

○営業戦略室長（水間 剛君） 今DMOに関して御質問がありました。観光振興計画を策定させていただいておりますけれども、具体的にはDMOという記述については今のところ入れてはおりません。ただ、先ほども御答弁させていただきましたように、今観光庁でもDMOを推進しろとい

うことで各地域でもDMOが設立されている動きがあります。当然のことながら、今まで観光という部分についてはその地域によっては産業として成り立っているところもあります。また、そういったところだけでなく、観光というところで市民向けのイベントとか、市外から人を呼び込むためのそういった取り組みとか、いろんな取り組みをしているところがあるのですけれども、観光振興計画の中でも定めておりますけれども、具体的な目標の数値というものを達成するためには、やはり地域の稼ぐ力というものを市内外のさまざまな人材と連携しながら取り組んでいくということをしなないと、なかなかそういった具体的な目標達成というのは難しいのかなということで考えております。

先ほども答弁させていただきましたけれども、昨年旭川市のほうで旭川市を中心として、旭川市の場合についてはスキー場というキーワードの中で広域のDMOというものを設立しました。名寄の部分につきましては、観光協会等も含めてこの周辺については道北観光連盟という広域的な観光組織もあるのですけれども、先ほど佐々木議員がおっしゃったようにDMOは広域的な取り組みのDMOか、市町村単位のDMOとか、いろんな形式がありますので、今観光団体のほうもそういったDMOの設立に向けてどういったハードルを越えていけばいいのかということ具体的に検討する動きもありますので、行政といたしましてもそれらと連携してどういったものをハードルを乗り越えていけばDMOというものができるといった部分を含めて連携して取り組んでいきたいということで考えております。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木議員。

○16番（佐々木 寿議員） 前向きに検討していただきたいと思います。名寄市にせっかくいい資源がありますので、やっぱり核となる人あるいは団体をしっかりと取り上げてやっていただきたいというふうに思います。

そこで、今観光振興計画のことについてあった

のですけれども、26年度は開花期、そして次に収穫期を経て、29年度から33年度まで完成期となっているのですけれども、これはどのように評価して、この到達目標の現状をちょっと伺いたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 水間営業戦略室長。

○営業戦略室長（水間 剛君） 今の観光振興計画の計画の目標値ということで御質問ありました。観光振興計画につきましては、平成23年に新たに観光振興計画を策定させていただいて、具体的な目標ということで観光入り込み客数ということを目標に設定させていただいたところであります。当時の観光振興計画を策定したときは、風連町と名寄市が合併してさまざまな観光的要素の施設、道の駅とか、天文台のきたすばるとか、そういったものとか、あとソフト的な要素として映画「星守る犬」の映画ロケとか、毎年毎年いろんな要素がありまして、当時観光の入り込み客数の毎年度の対前年比が約10%ずつふえていっているという状況の中で、観光振興計画を策定させていただいたときには当時の平成22年度の入り込み客数をベースに毎年5%ということで目標を設定させていただきました。ただ、実際はその映画の公開効果とかがそれほど長く続かなかったこととか、ひまわりの天候不順などにより現実的な入り込み客数の部分については目標が達成できなかったということが現状であります。昨年5年たったということで観光振興計画の見直しを図らせていただいて、そのときには観光振興計画の策定当時は外国人のインバウンドということが現実的な名寄のところでは考えることがなかったのですけれども、現状としては先ほども申し上げましたようにきた北海道周遊ルートの認定等を受けて、この北海道にもインバウンドが来る可能性が高くなってきたということで、観光振興計画の見直しのときに外国人の宿泊延べ数の部分についても目標として設定させていただいていくということで、また改めて目標を再設定させていただいて、今後も取り

組んでいきたいということで考えておりますけれども、先ほども言いましたDMOも含めて、その目標を達成するためにはどうしたらいいのかも含めて検討していきたいということで考えております。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木議員。

○16番（佐々木 寿議員） こういう名寄だからこそあるものがあるから、観光についてはやっぱりしっかりと進めていってほしいなというふうに思います。それで、新たな到達目標も考えられると思います。ぜひそれに向かって進めていただきたいというふうに思います。

次に、公共交通の再構築について伺いたいと思いますけれども、先ほど山崎議員のほうからも質問があったようですけれども、この地区ではやっぱりバス離れが多いと。これは何でかということ、通院とか通学とかに時間帯が合わないとか、あるいは買い物の、生活の条件にちゃんとなっていないとか、やっぱりマイカーがふえてきたとか、あるいは乗務員が少なくなったとかと。会社の都合もあるのですけれども、いろんな条件が重なって離れているとは思いますが、先ほど部長からの説明だと名寄市の地域公共交通活性化協議会、これで補助金をやって検討するというのが予算の説明書にも出ておりましたけれども、さらには地域交通網形成計画を策定するというふうなこともありまして。そこで、私が考えるのは、やっぱり名寄市地域の公共交通の活性化協議会、これは大体どういうことを考えて、あるいはどういうメンバーで取り組まれるのか、今の段階での構想をお知らせいただきたいなというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 中村総務部長。

○総務部長（中村勝己君） 地域公共交通の活性化協議会については既に組織しておりまして、これは市民代表の方ですとか、あるいは交通事業者、バスの事業者の方ですとか、国あるいは北海道、そして公安委員会などの関係の皆さんと組織を構成をしてございます。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木議員。

○16番（佐々木 寿議員） 設置されている割には、何でおくれているのかちょっとわからないのですけれども、やっぱり話し合いの場とか、地域のモチベーションというのがしっかり反映されていないのではないのかなというふうに思っているのです。だから、今後これからのあれでしょうけれども、やっぱりその辺をしっかりと議論していただいてやっていただきたいなというふうに思います。ある程度名寄あたりだと広範囲なので、人口密度が少ないところとか、あるいは過疎地帯とか、そういうような部分というのは結構どういうふうに回っていくのか、それらやっぱり先ほど言ったデマンドとかで活用して、いろんな交通機関を活用してやるようなしっかりとした構築をしないとだめだと思うのですけれども、それについては見解があれば伺いたいと思います。

それと、計画についてですけれども、これはいろいろと予算見積書によると結構工程が書いてあるのですけれども、いつごろまでに大体この計画をつくり上げるという計画でございませうか。

○議長（黒井 徹議員） 中村総務部長。

○総務部長（中村勝己君） 前段のほうのデマンドも含めた、十分まだまだ協議会も含めて公共交通についての議論が市民の皆さんも含めて目に見えてこないというような御意見かというふうに思いますが、それぞれ市民の皆さんから御意見をいただく場合ですとか、課題も掲げながら取り組みをしているということで、今回は公共交通網の形成計画ということで、この活性化協議会のほうに今年度補助金として委託をするという形で、計画につきましては31年につくるという計画になっているところでございます。活性化協議会の中では、それぞれ専門部会なども立ち上げながらやっております、市民の皆さんに活動状況を含めてお知らせをする機会が少し足りなかったのかなというふうに反省もしているところでございます。

以上でございます。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木議員。

○16番（佐々木 寿議員） いずれにしましても、この公共交通網は非常に重要だと思っております。したがって、やっぱり路線バスであれ、デマンドであれ、コミュニティバスであれ、あるいはタクシー、あるいはJRも含めて、本当にここに、JRに来たらすぐ乗り合いバスに乗れるというような、こういうふうなシステムがしっかりとつながっていないと本当の交通の体系にならないのではないのかなというふうに思いますので、ぜひその辺を検討されて進めていただきたいと思っております。公共交通というのは、やっぱり市民の皆さんがまちに出かけるという、そういう機会のための投資だと思っておりますので、ぜひしっかりと進めていただきたいというふうに思っております。それがひいては地域づくりにもなるというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたしますと思っております。

次に、時間がなくなりましたので、自殺については質問は特にないのですが、神奈川県座間市でやって、SNSでなったのですけれども、今国はそれを考えて、先月の27日に厚労省がSNSなどを使った相談事業の窓口を発表しております。それで、市民にこれをしっかりと広報していただきたいなというふうに思っております。その辺について何か見解があれば短くお願いしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） 若者の方は、自発的に相談だとか支援になかなかつながりにくい傾向があるということで、インターネット、SNS上で例えば自殺をほめかしたり、また自殺の手段を検索したりというような傾向もあると言われております。そのようなため、支援を必要としている人が簡単に適切な支援策の情報を得ることができるようにするためにインターネットを活用した検索の仕組みづくりを国が、厚労省が3月の自殺予防強化月間に始めたということがございます。この相談事業の一環として、無料通信アプリ、

ラインを利用して相談を受けているということで、若者の皆さんにとってはかなり使い勝手がいい、なれた情報の収集の方策だと思います。名寄市といたしましてもこれまでの自殺予防対策とあわせて、このような取り組みについても積極的に情報提供を行って、若い方たちが相談しやすい体制を構築してまいりたいと考えております。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木議員。

○16番（佐々木 寿議員） よろしく申し上げます。

次に、子供の困難の解決について伺いたいと思っておりますけれども、先ほどの御答弁だとソーシャルワーカーは配置をされていないけれども、それに相当するようなアドバイザーがあるということで、国としても文科省はやっぱり19年度で全国の約1万の公立中学校区にソーシャルワーカーを配置をするという計画を積んでおりまして、それで18年度は7,500人分を計上しているということでございます。名寄にもそういうような部分があるのではないのかなというふうに思っておりますが、今後とも非常に大事だと思うので、ソーシャルワーカーというのはスクールカウンセラーとはちょっと違う部分があって、スクールカウンセラーはやっぱり心のケアだと思っております。ソーシャルワーカーは、学校以外での部分で団体といろいろと相談したり、やっぱりそれで子供の困り事を一緒に解決するというような部分もあるのだと思いますので、ぜひその辺を前向きに考えていただきまして、よろしくお願いいたしますと思いません。

それから、いじめ方針についても質問したかったのですが、一番学校と家庭、保護者の責務及び地域の役割という部分があるのですが、これは特に先生方とか教職員とか学校側というのは大体学校で処理すればいいのですけれども、保護者はやっぱり保護者自身の意識を一層高めることが必要なこと。必要に応じてみずから範を示すなどをして、基本的な生活習慣、社会生活上の

ルールやマナーを児童生徒に認識させる、こういうふうに言っているのですけれども、なかなか保護者に対する対策、これは結構厳しいのかなというふうに思っているのですが、リーフレット等で新年度から保護者等に配布するということなのですけれども、この辺の考え方について1点だけお伺いしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） 議員からありましたように、いじめに限ったわけではありませんけれども、家庭、保護者と学校との連携は大変重要な位置づけであります。これまでも家庭で取り組む7つのポイント、教育改善プロジェクトで作り上げましたけれども、これ子供たちの生活習慣やいじめの部分も入っております。家庭でしっかり子供に教えてもらおうと。そういったことも常日ごろから学校から発信をしながら、保護者をお願いをし、保護者とともに子供たちを育てようという、そういった視点で取り組みを継続して進めているところであります。今回改めまして改定したいじめ基本方針につきましては、保護者に説明をさせていただきたいというふうに考えておりますし、子供たちをいじめから守るといいますか、早期発見、早期解消についてはやっぱり何にしても保護者との連携が大事ですので、今後とも保護者からの情報提供なり保護者の理解、意識を高めていく、そういった取り組みを十分充実しながら対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木議員。

○16番（佐々木 寿議員） ちょっと一言だけ。これやっぱりいじめ……いいですか。からかいか、いじめかちょっとわからない部分というのは、判断が非常に難しいと思うのですけれども、やっぱりその辺をしっかりとやっていただきたいなというふうに、その対応の仕方についてもよろしくお伺いしたいと思います。ありがとうございます。

○議長（黒井 徹議員） 以上で佐々木寿議員の

質問を終わります。

○議長（黒井 徹議員） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれもちまして散会といたします。

お疲れさまでした。

散会 午後 4時01分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 黒 井 徹

署名議員 野 田 三樹也

署名議員 高 橋 伸 典

平成30年第1回名寄市議会定例会会議録
開議 平成30年3月14日（水曜日）午前10時00分

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問

書 記 開 発 恵 美
書 記 長 正 路 慶

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問

1. 説明員

市 長 加 藤 剛 士 君
副 市 長 橋 本 正 道 君
副 市 長 久 保 和 幸 君
教 育 長 小 野 浩 一 君
総 務 部 長 中 村 勝 己 君
参 事 監 松 岡 将 君
市 民 部 長 三 島 裕 二 君
健康福祉部長 田 邊 俊 昭 君
経 済 部 長 白 田 進 君
建設水道部長 天 野 信 二 君
教 育 部 長 小 川 勇 人 君
市立総合病院院長 岡 村 弘 重 君
市 務 部 長 岡 村 弘 重 君
市 立 大 学 局 長 松 島 佳 寿 夫 君
こども・高齢者 廣 嶋 淳 一 君
支 援 室 長 廣 嶋 淳 一 君
営 業 戦 略 室 長 水 間 剛 君
上 下 水 道 室 長 粕 谷 茂 君
会 計 室 長 常 本 史 之 君
監 査 委 員 上 田 盛 一 君

1. 出席議員（16名）

議 長 17番 黒 井 徹 議員
副議長 14番 佐 藤 靖 議員
2番 山 崎 真 由 美 議員
3番 野 田 三 樹 也 議員
4番 川 口 京 二 議員
5番 川 村 幸 栄 議員
7番 高 野 美 枝 子 議員
8番 佐 久 間 誠 議員
9番 東 川 孝 義 議員
10番 塩 田 昌 彦 議員
11番 山 田 典 幸 議員
12番 大 石 健 二 議員
13番 熊 谷 吉 正 議員
15番 高 橋 伸 典 議員
16番 佐 々 木 寿 議員
18番 東 千 春 議員

1. 欠席議員（2名）

1番 浜 田 康 子 議員
6番 奥 村 英 俊 議員

1. 事務局出席職員

事 務 局 長 久 保 敏
書 記 倉 澤 富 美 子

○議長（黒井 徹議員） 本日の会議に1番、浜田康子議員、6番、奥村英俊議員から欠席の届け出がありました。

ただいまの出席議員数は16名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（黒井 徹議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第87条の規定により、

4番 川口京二議員

11番 山田典幸議員

を指名いたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第2 これより一般質問を行います。

通告順に従い順次発言を許します。

豊かな自然を生かしたまちづくりについて外3件を、高野美枝子議員。

○7番（高野美枝子議員） おはようございます。議長から指名を受けましたので、通告順に従いまして、順次質問をいたします。

ことしも長い冬が終わりに近づき、ようやく春の兆しを感じられる季節になりました。澄み切った青い空、春を待つばかりの山々、豊かな大自然の中に私たちの生活があります。

大項目1、豊かな自然を生かしたまちづくりについて質問いたします。道北地域や名寄市には、広大で豊かな森林が広がり、美しい景観を見せておりますとともに、重要な産業として植林を施した時期もあり、そのころ植林をした森林が伐採適齢期を迎える時期となりました。市有林整備の今後の考え方についてお聞きいたします。

また、近年森のようちえんや森の学校など、木育に向けた取り組みが進んでいるところでございます。特に健康の森ではたくさんの市民の方や親子連れでにぎわい、市街からはもちろん道内外か

らも訪れる方が多く、名寄の観光地として有名になっている状況でございます。健康の森にあるものの学び舎などを活用とした健康の森における木育教育についてお聞きいたします。

一方、全国的に林業の担い手不足により林業大学校が開設されているところでございます。北海道も2020年をめどに林業の担い手育成を目指しているところでございます。それを受け、上川北部に設置を働きかける北海道立林業大学校上川北部地域誘致期成会が設立されました。道立林業大学校誘致に向けた取り組みについてお聞きいたします。

大項目2、高齢者が活動しやすい文化活動について質問いたします。高齢者が元気に生活する環境づくりとともに、高齢者の社会参加により地域の活性化が図られているなど高齢化時代を迎え、高齢者の健康や活動範囲を広げ、人間関係や交友関係の拡大など大学への期待は高まっているのは御家族の方を初め皆様御承知のところでございます。そこで、多くの方の参加により高齢者大学がさらに活性化するよう効果的な学生募集や活動を進めていただきたいと考えます。学生の募集や活動についてどのように進めていく考えをお持ちであるのかお聞かせください。

名寄地域にはピヤシリ大学、風連地域には風連瑞生大学、智恵文地域には友朋学級と3地域に高齢者大学が設置されております。また、東小学校コミュニティスクールには、コミュニティカレッジが設置されているところでございます。それぞれの高齢者大学が独自性を発揮し、すばらしい取り組みをしていますが、学級間の交流を行うことでより高齢者の学ぶ意欲が向上し、さらに交友関係の広がり、生きる喜びなどが期待できるものと考えますが、高齢者学級間の連携や交流をどのように進めていくのかお考えをお聞かせください。

名寄市文化センターEN-RAYでは、市が実施する事業だけではなく、市民企画による事業など多くの催し物が開催され、市民の文化への関心

が高まっているところでございます。一方、市街地から離れた地域に居住する市民からは、ホールに行きたくてもなかなか行くことができないとの声や市街地に居住する市民からも夜の催し物に行く際にはコミュニティバスを利用できるが、帰りはバスの運行時間が終わっていることから利用できないとの声が寄せられているところでございます。市が主催する事業について、来場者が利用できる交通手段を用意することで市民がよりホールを利用しやすく、また市民文化の向上が図られものと考えているところでございますが、市としてのお考えをお聞かせください。

大項目3、労働者が働きやすい環境づくりについて質問いたします。国では、働き方改革の議論が盛んですが、当市において職員の働き方、また働かせ方についてはどのように考えて進められておられるのかお聞きいたします。

また、北海道では今年度女性の就業への参加を支援する事業に取り組みます。これは、全国平均に比べて低い道内の女性就業率を引き上げ、深刻な人手不足の緩和を目指すことが目的でございます。総務省の労働力調査によると、2017年度の道内の女性就業率は71.4%と全国平均より低く、女性が仕事と家庭を両立できる環境が整っていないと指摘されているところでございますが、当市での女性が働きやすい環境づくりについてどのように取り組まれているのかお聞きいたします。

今年度もたくさんの臨時職員、嘱託職員、非常勤職員、いわゆる非正規労働者が採用されました。職員全体に占める非正規労働者の割合と仕事内容についてお聞きいたします。

また、御承知のとおり2017年5月11日、地方公務員法及び地方自治法の一部改正が成立し、新たな一般職非常勤職員である会計年度任用職員は非常勤職員を法的に位置づけるとともに、職務給の原則に基づき常勤職員との均等待遇を求めているところでございます。2020年4月の法改正に向けて任用実態の調査、把握、関係条例、規

則の制定、新たな予算の確保などを行う必要がございますが、当市のお考えと状況についてお聞きいたします。

大項目4、地方自治体における健全な財政運営について質問いたします。財政については、先輩議員から毎回質問があり、また市民の関心が深いところでもございます。国では、地方財政対策関係の記者会見の場で概算要求で地方交付税は0.4兆円の減で、大変厳しい状況からのスタートになったこと、地方団体の基金の増加についても財政制度等審議会や経済財政諮問会議等においてさまざまな議論もあったことにも触れています。今後どうなるのか心配されるところでございます。市として健全な財政運営について取り組まれていることについてお聞きいたします。

また、今後に向けた考え方についてもお聞きいたします。

以上、壇上からの質問といたします。

○議長（黒井 徹議員） 白田経済部長。

○経済部長（白田 進君） おはようございます。ただいま高野議員からは、大項目で4点にわたり御質問をいただきました。大項目の1につきましては私のほうから、大項目の2につきましては教育部長から、大項目の3及び4につきましては総務部長からそれぞれ答弁となりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、大項目の1、緑豊かな自然を生かしたまちづくりについて、初めに小項目の1、市有林整備の今後の考え方について申し上げます。本市の総森林面積は3万3,455ヘクタールで、名寄市の総面積5万3,520ヘクタールに占める割合は62.5%となっております。御質問のありました市有林の面積ですが、2,482ヘクタールで、森林面積全体の7.4%となっており、このうち市では主に人工林であります約1,500ヘクタールを対象として整備を行う予定としてございます。

森林整備の進め方につきましては、市有林及び私有林など森林整備方針となります名寄市森林整

備計画を定めており、この計画に基づいて森林所有者などが森林経営計画を作成することにより、皆伐以外の施業が補助事業の対象となりますので、この補助制度を有効に活用しながら森林施業に取り組んでおります。主な施業内容といたしましては、補助対象となる施業では補助対象事業費の範囲内を基本としながら、年平均で植林が約5ヘクタール、間伐で約60ヘクタール、下刈り、枝打ちなどで約30ヘクタール、合わせまして140ヘクタール程度の施業を実施してございます。また、皆伐につきましては補助対象となりませんので、市の単費により年間約5ヘクタール程度を実施しているところでございます。戦後の復興事業拡大を目的として植林された人工林につきましては、皆伐適齢期を迎える森林が平成29年度時点で95ヘクタール程度ございまして、第2次総合計画が終了します平成38年度までの推移といたしましては年間で10から40ヘクタール程度増加しますので、315ヘクタールとなり、皆伐を現状どおり年間約5ヘクタールといたしますと平成38年度には265ヘクタールの伐採適齢期森林が残ることとなります。このため、平成30年度より現在の年間約5ヘクタールの皆伐を10ヘクタールから20ヘクタールまでふやし、平成38年度の伐採適齢期森林面積を約150ヘクタールとして管理してまいりたいと考えているところでございます。

なお、皆伐した森林につきましては2年以内の植林が義務づけられておりますので、植林面積につきましても皆伐面積の増加に合わせて年間10から20ヘクタール程度を予定しているところでございます。

次に、小項目の2、健康の森における木育の推進について申し上げます。木育につきましては、平成16年から北海道で木育という言葉が使われ始め、あわせて木育推進プロジェクトがスタートをしてございます。国におきましても平成18年度に閣議決定をされた森林・林業基本計画の中で

市民や児童の木材に対する親しみや木の文化への理解を深めるため、多様な関係者が連携、協力しながら、材料としての木材のよさやその利用意義を学ぶ木育というべき木材利用に関する教育活動を推進すると明記がされたところです。

本市におきましては、平成10年になよろ健康の森が開園をされ、現在は北海道から移管を受けたもりの学び舎を核とするトムテ文化の森も市の施設として公園内に広がっております。なよろ健康の森は、散策路や森林内を自由に御利用いただくことで自然に触れ、森林浴を楽しみながら木のぬくもりなどを感じていただく施設だと考えておりますし、もりの学び舎には昆虫やクルミ、カラマツの実など森の標本が展示されておまして、無料の休憩所としても御利用いただけることから、小さなお子様連れなどにも御利用いただいているところでございます。健康の森におけるこのような活動、体験などが市内外の御利用される皆さんの木育につながりますことから、今後とも散策路や遊具など含めて健康の森を安全、安心して御利用いただける環境整備に努め、木育を推進してまいりたいと考えております。

次に、小項目の3、道立林業大学校誘致に向けた取り組みについて申し上げます。道内では、人工林が利用期を迎え、伐採や植林などの林業生産活動が活性する中、林業労働者の約3割が60歳以上と高齢者の割合が高く、次世代を担う人材確保が急務でありますことから、平成29年11月27日に北海道の森づくりを担う人材育成機関のあり方に関する基本的な考え方が北海道から公表され、林業大学校など人材育成機関の設立などに関する基本的な考え方が示されました。北海道が開設を予定している林業大学校につきましては、卒業後に道内の林業関係企業などに就職を希望する高卒または同等以上の学力を持つ40歳以上を要件に募集を行い、1学年の定員は40人程度、修学期間は2年となっております。1年目は林業の基礎知識や技能の講義、実習や資格の取得、

2年目は1年目に習得した基礎的な知識や技能をもとに全道各地での地域実習が行われ、林業事業者の即戦力となる人材、さらには北海道における森林づくりの中核を担う人材を育成することとしております。

この林業大学校の設立に当たっては、道内各地で期成会が設立されるなど、誘致に向けた活動が行われてございます。当上川北部地域におきましては、昨年11月に下川町から当市を初め美深町、音威子府村、中川町の4市町村へ誘致に向けた広域での取り組みについて意向が示され、当圏域におきましても林業の担い手不足は大きな課題であり、林業大学校が上川北部地域に設立されることは担い手の確保や人口の増加につながるため、誘致は圏域にとって有効との統一した認識のもと、12月25日の準備会において上川北部5市町村による期成会設立を確認し、本年2月5日には上川北部5市町村及び森林組合、林産協同組合を構成員とする北海道立林業大学校上川北部地域誘致期成会を設立し、2月7日に北海道へ北海道林業大学校誘致に関する要望書を提出したところでございます。要望書には、上川北部地域が国有林、道有林、市長村有林などの豊かな森林資源を活用した林業、林産業を中心に先駆的なバイオマスエネルギー利用や森林環境教育などを実施していることから、北海道の森づくりを担う人材の拠点並びに学習のフィールドとして適応していることなどを盛り込み、この地域への設置を強く要請したところでございます。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） 私からは、大項目2、高齢者が活動しやすい文化活動についてお答えいたします。

初めに、小項目1、高齢者大学の活動と連携についてですが、市では高齢者大学として名寄地区に名寄ピヤシリ大学、風連地区に風連瑞生大学、智恵文地区に友朋学級を開設し、それぞれ独立し

たカリキュラムにより授業や行事、クラブ活動を通して高齢者が自己の能力を開発し、長期的に幅広く学習する中で生きがいのある人生観の確立と地域ボランティアの育成を図っているところであります。高齢者大学の募集については、各学級においてポスター掲示やチラシの配布、町内会への回覧に加え、インターネットや公共施設に設置されている掲示モニターなどの活用により周知の工夫を図っているところです。現在のところ各高齢者大学ともに新入生の申し込みは多くない状況にあります。今後も高齢者が充実した大学生活を送れるよう魅力ある大学づくりに努めるとともに、各会合での宣伝など効果的なPRを進めてまいります。

高齢者大学同士の連携としましては、毎年開催される上川管内高齢者学びのつどいにおいて名寄ピヤシリ大学と風連瑞生大学が合同で芸能発表を行うとともに、本番に向けた合同練習を通じた交流を行っているところであります。今後においてもそれぞれの学級で開催している公開講座や大学祭などの事業において相互PRを強化するとともに、人数や年齢層などの違いなど学級ごとの実情も踏まえつつ、交流事業について検討を進めてまいります。

次に、小項目2、文化施設への交通手段についてですが、名寄市民文化センターEN-RAYホールはオープンしてから3年を迎え、これまでに市が主催、共催する事業を含め、鑑賞型から市民参加型まで幅広い事業が開催されるとともに、日本最北のオーケストラ、名寄市少年少女オーケストラが誕生し、先月には第1回記念となる定期演奏会が開催されるなど、市民文化の向上に大きな役割を果たしているところであります。

文化センターへのアクセスについては、コミュニティバスが施設敷地内への乗り入れも行いながら運行しているところですが、最終便が午後6時台の運行となっており、夜間に利用することはできないのが現状です。市主催事業への来訪者に対

するアンケート調査結果では、ホールへの来訪時にバスを利用している方は1講演平均3.6人、うち夜の講演では平均3.2人となっており、バスを利用される方の昼と夜の講演への来訪に大きな影響はないと考えております。

また、夜間の利用に対応するためには便数をふやすなどの見直しを行うことが必要となりますが、夜間の講演時などを想定した公共交通を常設することは講演の状況や費用負担の面からも難しい課題であると考えているところであります。一方、ホールにおいて事業を開催する際に専用バス等を用意することは、費用の面やタクシーなど既存の交通機関の活用などの面からも困難であると考えておりますので、御理解をお願いいたします。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 中村総務部長。

○総務部長（中村勝己君） 私からは、大項目3、4について申し上げます。

初めに、大項目の3、労働者が働きやすい環境づくりについての小項目1の働き方改革を受けての市としての考え方について申し上げます。国は、一億総活躍社会の実現に向け多様な働き方を選択できる社会を実現し、働く方一人一人がよりよい将来の展望を持てるようにすることを目指しています。主な項目としては、正規、非正規労働者の格差の是正、賃金引き上げと労働生産性の向上、長時間労働の是正、子育てや介護をしながらも働くことのできる環境の整備、女性や若者が活躍しやすい環境の整備などが挙げられており、多くの企業や団体などで取り組みが進められております。本市職員の働き方については、平成28年度に策定をいたしました特定事業主行動計画の中で取り組んでいるところでございます。具体的には、仕事と子育ての両立、ワークライフバランス、女性の職業生活における活躍を推進するため各職場に業務改善を促しながら時間外勤務の縮減や休暇の取得促進などの取り組みのほか、仕事と子育て、または介護との両立を支援する各種制度を周知し、

弾力的な勤務がしやすい環境整備にも努めているところです。このため、所属長等の役割として制度を十分に理解し、職員が制度を利用しやすい職場の雰囲気づくりを初め、休暇等を取得する職員とその周辺の職員両方への配慮が必要であることなどについて周知しております。また、これらは管理者マネジメントの一つであり、管理監督者には研修やその他の機会を通じてさらに認識を深めてもらうとともに、部下への教育指導においても指摘だけで終わらすのではなく、正しく導くことや職場内においてお互いに教え合い、知識や情報を共有化していくことが個々の能力を高め、同時に組織の活性化につながっていくものと考えており、改めて全体の周知を図っていこうと考えております。

続いて、小項目2の女性が働きやすい職場づくりについて申し上げます。総務省の労働力調査による道内の女性就業率が全国平均より低いという結果は認識しているところですが、女性が仕事と家庭を両立できる環境が整っていないと指摘される状況については官民において差があるものと考えております。公務員職場においては、子供の出生や育児を初め、親の介護などに対応した各種休暇や弾力的な勤務ができる制度を設けており、本市においても女性が働きやすく、男性が育児に参加しやすい職場環境の整備に努めております。また、女性が仕事を続け、能力を発揮するためには、育児を含む家庭での男性の役割が大きいことから、職場だけでなく、家庭における男女共同参画意識の向上に向け今後も第2次名寄市男女共同参画推進計画及び名寄市特定事業主行動計画の意義について研修やその他の機会を通じて周知を図っていこうと考えております。

続いて、小項目の3、非正規労働者の今後の考え方について申し上げます。初めに、現在の職員全体に占める非正規職員の割合と仕事内容についてでございますが、大学と消防職場を除いた数値で報告をさせていただきます。今年度の一般行政

職場における全職員数649名のうち非正規職員数は319名と率にして49.2%を非正規職員が占めています。同じく市立総合病院職場においては、全職員数731名のうち非正規職員数は270名と36.9%を非正規職員が占めている状況です。一般行政職場と病院職場を合計した数値では、全職員数1,380名のうち非正規職員589名と率にして42.7%を非正規職員が占めている状況でございます。

なお、勤務内容につきましては、職場により異なるため一概には言えませんが、正規職員がフルタイム勤務なのに対して臨時、非常勤職員については短時間勤務の職員も多いことから、常にこの割合で勤務されているものではございません。

次に、2020年4月に施行されます会計年度任用職員制度について申し上げます。法律の施行に伴い本市においても平成32年4月から施行されることとなりますが、総務省から導入に向けた事務処理マニュアルの改定版の提供や必要な技術的な情報提供があるとのことで、制度設計などについては今後これらをもとに順次準備を進めていきたいと考えています。国から示されているスケジュールとしましては、今年度から平成30年度にかけて臨時、非常勤職員の実態把握、その後任用勤務条件等の検討を行い、職員団体等との協議を経た上で関係条例を提出し、平成32年度の任用に間に合うよう募集手続をすることとされています。本市としましては、平成31年第2回定例会には関係条例の提案が必要と考えており、平成32年4月からの制度開始に向けて諸準備を進めていきたいと考えております。

なお、制度導入により現在の非常勤職員については会計年度任用職員として、また臨時職員については会計年度任用職員として採用される方と現在と同じ臨時的任用職員として採用される方に分類されることとなります。待遇面の詳細は今後検討していくこととなりますが、会計年度任用職員については期末手当の支給対象となるほか、休暇

等の勤務条件などの概要について総務省から示されております。

次に、大項目の4、地方自治体における健全な財政運営について、小項目1、健全な財政運営に向けて取り組んでいることは、小項目2、今後に向けた考え方について、一括して申し上げます。本市の財政状況は、財政健全化の判断指標である実質公債費比率、将来負担比率の数値では直近の平成28年度決算でそれぞれ早期健全化基準を下回り、他自治体と比較して比較的良好な数値となっております。また、基金についてもこれまでの良好な決算状況により財政調整基金を初め減債基金や各特定目的基金に今後の財政運営を見据えて一定程度の積み立ても実施してきたところでございます。

しかしながら、本市の歳入においては市税を中心とする自主財源の割合が低く、地方交付税などの依存財源への割合が高い状況にあります。御存じのとおり、地方交付税、とりわけ普通交付税については合併算定がえの縮減が進行していることから、普通交付税については今まで同様の交付額の確保は難しいものと想定しているところです。また、老朽化が進んでいる公共施設への対応、少子高齢化を背景とし、社会保障施策に対する経費の増加など本市には多くの財政課題が山積みしており、決して楽観視できる状況ではございません。こうした状況から、本市が将来にわたって持続的な財政運営ができるよう平成28年11月に3点の財政規律を設定させていただきました。規律の1点目は実質公債費比率、将来負担比率の目標値の設定、2点目は市債残高を抑制し、後年度の公債費負担の軽減に向けた市債発行額の設定、3点目は財政調整基金と減債基金の残高の確保でございます。こうした財政規律をしっかりと遵守するとともに、限られた財源の中、適切な事業の選択、基金や公債費の適正な管理のもと、後年度に大きな負担を残すことのないよう持続可能な健全な財政運営に今後も努めてまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 高野議員。

○7番（高野美枝子議員） 答弁いただきましたので、順次再質問させていただきます。

一生懸命森林保護に努めているという回答でございますけれども、地域で地域材を使っていく、そういう取り組みも全国各地で行われているところでございまして、直近では当麻町が庁舎に町の木材を使っているとか、今年度から中学校入学時に自分の机をみずから組み立てて、3年間その机で勉強するなど町の木材を積極的に活用し、また木育にも取り組んでいるところでございますけれども、このような取り組みについて名寄市としてどのようにお考えなのかお聞きいたします。

○議長（黒井 徹議員） 白田経済部長。

○経済部長（白田 進君） 今地域材の利用についてということで再質問いただきました。それに先立って、先ほどの答弁の中で林業大学校の学生の募集要件のところで、高卒または同等以上の学力を持つ40歳以上を要件と申しましたけれども、40歳以下の誤りでございましたので、おわびを申し上げ、訂正をさせていただきたいというふうに思います。

地域材の関係についてです。ここについては、各自治体でさまざまな取り組みやユニークな取り組みが行われているということで私どもも認識をしているところでありますけれども、市内を見渡しますと名寄市におきましては林産関係ではチップを製造する施設であったり、あるいはこん包材、簡易な板材を製造する施設はございますけれども、残念ながら建築用の製材または加工する業者が今ないような状況にございまして、市有林から搬出された木材については工場の関係等もあって主にチップやこん包材などと利用されている状況でありまして、このため名寄産の材を製材として建築材として使うというのには少し難しい状況にあるのかなというふうに考えてございます。しかしながら、これは広く考えると道産材の活用というと

ころがあるわけでありまして、ここは名寄市におきましても地域材利用方針というのを定めておりまして、公共施設等の整備に当たって道産材の活用について可能な範囲で進めるというような方針も定めておりますので、この中で努めているところであります。特徴的な施設としますと、南児童クラブなどでは木をふんだんに使わせていただきまして、利用いただいている方にも好評いただいている、そんな状況にあるということで御理解をいただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 高野議員。

○7番（高野美枝子議員） 今現在ハードルが高いということなのだとすることは理解いたしましたけれども、こういう状況になっておりますので、やはり名寄の木を名寄の庁舎で、名寄の施設で、またこれから公共施設の建てかえもあると思いますので、十分に使っていただくことを希望いたします。

それで、今森林大学校ということで出てきたのですけれども、非常に十勝地方とか根室管内では早くから誘致協議会、期成会ができて、取り組んでいるところなのですが、名寄地域といいますか、この地域は何か遅いように思うのですけれども、その点についてお聞きしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 白田経済部長。

○経済部長（白田 進君） 林業大学校の誘致については、昨年2月でしたか、知事が林業大学の設置に向けて前向きな答弁をしたという経過がありまして、ここから活動が急になったというふうに私ども認識しているところであります。しかしながら、学校整備については30年度からスタートをさせるということでありまして、そのスケジュールには私どもの要請についても十分に合っているものだというふうに認識をしているところでございます。

○議長（黒井 徹議員） 高野議員。

○7番（高野美枝子議員） 私がお聞きしたところによりますと、下川町とか美深町のほうで市長

に働きかけというか、情報提供があったというふうにお聞きしているのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 白田経済部長。

○経済部長（白田 進君） この林業大学の誘致の経過ということになるかと思えます。先ほどの答弁の中でも申し上げましたけれども、ここは森林のまちづくりを進めている下川町さんのほうから広域でぜひこの誘致を取り進めたいのだという意向が示されたのが発端でございます。その意向を示されたのは、先ほど申し上げた名寄市を初め美深、中川、音威子府ということであります。この中で協議をさせていただき、やはりこの圏域の中に誘致ができるとするといろんな面で効果があるだろうという、そういった統一した見解のもとにこの間期成会を設置し、さらには誘致の活動をさせていただいたということであります。

さらに、今現在取り組み中でありましてけれども、この期成会の市町村あるいは森林組合、林産企業だけではなくて、これ以外の上川の市町村ですとか、あるいは森林組合にも賛同いただいて、後押しをしてもらおうということで今活動を展開しているところでありまして、そういった部分も含めてぜひ御理解をいただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 高野議員。

○7番（高野美枝子議員） 市長は、これでよろしいでしょうか。

（何事か呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 高野議員。

○7番（高野美枝子議員） ぜひ森林については貴重な名寄の財産でございますので、しっかり森林大学の誘致に向けても取り組んでいきたいというふうに思っておりますけれども、今後誘致活動についてはどのようにしていくのかお聞きいたします。

○議長（黒井 徹議員） 白田経済部長。

○経済部長（白田 進君） 今後の誘致活動ということでありまして。北海道では、2月に仮称であ

りますけれども、北海道立林業大学校基本構想案というのを策定してございまして、現在パブリックコメント中ということでありまして。これらによりますと、今後講義や実習などの学校運営に係るカリキュラム作成、講師の選定、施設整備などを進め、32年度の開校予定というふうになっておりますので、私どもも期成会として前向きに検討させていきながら、必要な要請活動を今後も行っていききたいと、そのように考えているところであります。

この誘致の方法については、学校そのものの誘致というのもありますし、道の構想では道内を6地域に分けて、2年目の研修のフィールドとしての構想もありますので、校舎の誘致とあわせて研修フィールドとして上川北部の地域を活用していただけたところもあわせて要望してまいりたいと思っておりますので、御理解をいただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 高野議員。

○7番（高野美枝子議員） 頑張ってくださいというふうに、誘致に向けてしっかりと取り組んでいっていただきたいというふうに考えております。

また、名寄市に北海道大学北方生物圏フィールド科学センター森林圏ステーション北管理部、また北海道水産林務部林務局との連携ということもこれから木育の点とか考えていかなければならないと思えますし、大学の件についても連携が大切だというふうに思いますが、その点についてどのようにお考えでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 白田経済部長。

○経済部長（白田 進君） 北海道もこの林業大学の設置に当たっては、林業大学校単独というよりはそこの地域に存在するさまざまな教育資源であるとか実習資源、これを有効に連携しながら活用したいという考え方でありまして、当圏域に設置がなかったとするならば、市内あるいは圏域にあるさまざまな研究機関あるいは実習フィー

ルドを活用しながら、即戦力になる人材の育成確保に努めていきたい、そのような考え方をさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 高野議員。

○7番（高野美枝子議員） 私市民の方からお手紙いただきましたので、ちょっと読ませていただきます。

私の望みです。多くの小学生、児童たちが健康の森を活用してほしいのです。市内の学校や保育園は、もっと子供たちにその機会を与えてほしいのです。そして、子供たちに自然学習をさせてほしいのです。生き物たちやいろいろな自然に出会ったとき、発見したとき、子供たちは心からの叫びを上げ、仲間と抱き合い、体全身で大きな感動として表現します。心の成長が育まれていることを感じ、長い間多くの子供たちと自然観察を体験するたびに心が洗われるような感動を受け、そのときから子供たちにその機会をとの思いが強くなりました。ここで、少し森の様子を、姿を、四季を自分で感じて、短い命を生きる昆虫やリスやウサギ、野鳥たち、そして芽出しの春、花や緑の夏、実りの秋、冬の準備、植物、樹木も、短い命を子孫を残し生きる、これらの生き物たち、その不思議な営みのすばらしさに、その姿を知ったときに子供たちの心に尊厳な心が、優しい心が生まれるのだと私は感じました。小学生、児童たちに森に入り、自然を見て、触れて、その営み、姿を知る機会があればと思います。この市民の方のお手紙をどのように捉えるか、お考えをお聞きいたします。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 貴重な御意見を承りました。名寄市は、本当に自然が豊かで、自然に恵まれた中で我々はその恵みを受けて生活をしている。このことが地に足ついた学びをしていくということで、地域愛にもつながっていくというふうに思います。こうした自然を体験していく環境を整え、またその機会を多様に提供していくという

ことは我々大人の責務なのかなというふうに思います。小中学校あるいは幼稚園と今多様なプログラムも提供していますけれども、一方で学校教育もかなりカリキュラムがタイトになってきているということもありますので、学校教育だけでなく北国博物館やさまざまないろいろなところでメニューが提供されているというふうに思いますけれども、今後ともさらにそうしたメニューを強化、あるいはこういうことをやっているのだよということをしつかりと発信を強くさせていただいて、こういったことに皆さんが触れていただける機会をよりたくさん提供できるように努力をしてまいりたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 高野議員。

○7番（高野美枝子議員） 市民の方は期待をしておりますので、よろしく願いいたします。

次に、第2項目、高齢者が活動しやすい文化活動についてですけれども、先ほどアンケートの結果ということでおっしゃいましたけれども、アンケートの結果ということにつきましては、そこに来ている方はバスや公共交通で来られない方たちが書いているアンケートではないかというふうに思いますが、その点についてどのようにお考えでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） アンケートにつきましては、公共交通で来ていない方というよりも何かの講演等へ来ている人に対するアンケートということです。議員おっしゃいますとおり、あそこで行っていますイベント、事業に実際に来ている方のアンケートということで、何かで来れなかったり、興味がなかったり、いろんな、来ていない方に対してどうなのかということも含めての御質問なのかなというふうに思っているところですが、これまでさまざまな場面で広く市民の方から御意見をいただいていますけれども、例えば地域的な部分で遠方だから行けないとか、そういったことはちょっと耳に入っていないところはあ

ります。個々の状況によって行けない、来られないという部分もあるのかもしれませんが、行政として主催事業について、そういった大々くりの地域的な部分での対応という部分であれば考える必要があるのかもしれませんが、そういった個々の個別の対応についてはなかなか厳しい状況があるのかなというふうに思っているところであります。

ただ、これは美深とか、そういったところにつきましては地域連携の中で名寄からバスを出して、市でバスを用意していくという、そういった手法等もとりながら、多くの市民の方が文化活動、事業を鑑賞できる、そういった機会もとれるように対応してきていますし、今後においても広く多くの市民の方がEN-RAYホールなり、風連でいけば地域交流センターのほう、風っ子ホールのほうの事業に参加できる、そういった仕組みというのはどういうふうにできるかというのは今後の検討課題だというふうに思っているところであります。それが地域での連携なり、親しい人同士での乗り合わせだったり、いろんな方で参加する体制というのはとれるのかなというふうに思っていますので、広い意見をいただきながら、多くの方が利用できる、参加できる、そういった仕組みについては今後もいろいろ御意見を賜りながら進めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 高野議員。

○7番（高野美枝子議員） 今多くの方が参加できるというふうにおっしゃいました。文化は市民に平等に届くように配慮してほしいと私は願っているところですが、その点についてどう思いましたら。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） 当然全ての事業におきましては、市民全体に提供されたり、市民の皆様ができる環境でなければならぬというふうに思っています。ただ、それぞれスポーツが好きだ

ったり、文化ですとか、いろんな人がいるかというふうに思っていますので、そういったニーズに応えながら対応を考えていきたいというふうに思っていますし、進めるに当たって全ての市民の方に対応できるかということこれは難しい状況がありますので、そういった面でどういったやり方が効果的なのか、効率的に市民の方にサービスが提供できるのかを含めて、今後御意見をいただきながらいろいろ検証をしていきたいというふうに考えているところであります。

○議長（黒井 徹議員） 高野議員。

○7番（高野美枝子議員） せっかくEN-RAYホールができた。合併して、名寄のEN-RAYホールに行ってみたい。遠い。つつましく暮らしている年金の方、野菜をつくりながら本当につつましい生活をしている方にとって、タクシー代を払うということがどれだけ大きなものであるか、やはりそこに思いをはせていただきたいというふうに思います。それでもEN-RAYに行ってみたい、そんな思いを共有できるような、そんなことを思って質問したのですけれども、そういう思いは届かないということでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） EN-RAYに特化されて言われましたけれども、いろんな公共的な部分での利用だったり、そういった部分について、遠方で自家用車がなかったり、免許がなかったり、行くのに交通機関がなかったり、行けないという方が多くいられることは認識をしています。ただ、それを全てにおいて対応できるかということ難しさがあるというのも御理解をいただきたいところでありますし、公共交通もいろんな形で利用者のニーズにおいてこれまで対応して利便性を図るような取り組みをしてきている状況もありますので、またタクシーのお金がないとかということであれば福祉的な部分も絡んでくるかもしれません。市全体としてどういった提供ができるかというのはやっぱり考えていかなければならないし、そうい

った思いがあるということは受けとめさせていただきながら、今後よりよい方法があれば考えていきたいと思ひますし、そういった具体的な意見も聞かせてもらえれば、別の機会にいただければ対応の方法も検討できる余地もあるかもしれませんので、今後ともよろしくお願ひしたいというふうに思ひます。

○議長（黒井 徹議員） 高野議員。

○7番（高野美枝子議員） では、別な機会によろしくお願ひいたします。

第3項目、男女平等社会が進んでいますが、名寄市も男女共同参画推進条例、特定事業主行動計画など条例、計画はつくられておりますが、まだまだ育児、介護、家事は女性が担うところが多く、子供が熱を出すたびに預け先から電話があり、職場の状況を考えると迎えに行くことも言い出しづらい。ましてや年休をとることも言い出しづらい。子供看護休暇が整備されていても休暇をとりづらい。こんなにもつらい思いをするなら、仕事をやめてしまいたいという相談を現職のときにはたくさん受けていました。当市においてはどのような状況かお聞ひいたします。

○議長（黒井 徹議員） 中村総務部長。

○総務部長（中村勝己君） 今議員がおっしゃったのは現職のときというようなことでございましたけれども、当市におきましては細かく各職場について状況の調査をしているということではございませんけれども、先ほども言ひましたけれども、私たちの市役所の職場につきましては一定程度休暇制度等は制度化されているという状況がございます。今具体的に子供が熱を出したというような事例も含めてお話がございましたけれども、制度が整ってございますし、職場の皆さんに事情をお話しすれば十分理解をいただけるのではないかと、いうふうに考えておまして、休暇がとりづらいということについてはいろいろな職場の状況もあるかと思ひますが、この点につきましてはぜひ職場の管理者に対しての特定事業主の計画ですと

か、そういったものをしっかりと周知をさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 高野議員。

○7番（高野美枝子議員） 一般職の本庁舎と、また大学とか病院とかとは違うと思うのですが、病院の看護師さんはどうなのでしょう。

○議長（黒井 徹議員） 岡村病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（岡村弘重君） 看護師のそうした子看休暇ですとか、そういう育児休暇ということでございますが、基本的に制度活用でいきますと産前産後休暇、育児休暇、これにつきましての利用率は看護職場のほうが多いと。長期間休暇を取得されているケースが多いというふうには理解しております。その復帰後の短時間勤務の状態における突然の子供の発熱等による休暇という部分については、これは一般職よりは明らかに取得はしづらいというふうには考えております。やはり看護現場で患者さんに対応していたりですとか、手術をしていたりですとか、そういうようなケースの中で離脱するということについては非常に厳しいものがあるかというふうに思っておりますが、必要に応じて皆さんそれぞれ御家族の援助を得たりしながら休暇を取得されているケースもあるかというふうには認識しております。

○議長（黒井 徹議員） 高野議員。

○7番（高野美枝子議員） 女性がやはり子供を育てているということは命をかけて育てているわけですから、その期間、小学校4年生ぐらいになればまあまあ何とかできるので、その間はぜひやめないように努力していただきたいというふうに思ひますし、職場の方も配慮していただきたいというふうに考えております。今なかなか地域に親御さんがいらっしゃらない、そういう方も多く働いているところでございますので、貴重な人材でございます。本当に職員は名寄の宝だというふうに私は思っておりますので、皆様の御配慮、女性職員に対しても温かい目で、子供が熱

を出したと、仕方ないね、帰っていいよという、そういう雰囲気にしていただきたいというふうなことを要望しておきます。このことについては、非常勤職員につきましても次回にまたしっかり議論いたしたいと思っております。

大項目4の地方自治体における健全な財政運営について再質問させていただきます。やはり基金の先行きが心配ということなのです。せっかく涙ぐましい努力で積み上げた基金が交付金削減の対象になるのではないかと心配しているところでございますけれども、その点についてお考えをお聞かせください。

○議長（黒井 徹議員） 中村総務部長。

○総務部長（中村勝己君） 今基金にかかわって御質問いただきましたけれども、平成30年度の地方財政対策に向けた議論の中で基金の取り扱いについていろいろと議論があったというふうに記憶をしてございまして、今回の30年度に向けた地方財政の対策における基金の増加の理由として、交付税、基金が増加をしたのでということで地方交付税を減額をするということを行われませんでしたけれども、今後また同じように引き続き継続的な基金の議論がされるのではないかとというふうに思っております。しっかりと国の動向を注視をしてみたいというふうに思っています。

以上でございます。

○議長（黒井 徹議員） 高野議員。

○7番（高野美枝子議員） 野田総務大臣は、基金残高を理由とした地方財政余裕論の反論として、地方での見せ方やプロモーションを考える必要があるとの認識を示しております。このことについて市の考え方をお聞かせください。

○議長（黒井 徹議員） 中村総務部長。

○総務部長（中村勝己君） 基金につきましては、これまでも基金の残高ですとか今後のあり方、動向について広報ですとか、あるいは議会においても御質問をいただいたり、お話をさせていただいております。今後も地方交付税の歳入の減少によ

りましてこれまで以上に基金に依存をするような行政運営になるものと考えてございまして、基金の活用ですとか今後の積み立ての目標など、目的などしっかりと丁寧な説明を議会含めて市民の皆さんにもしていかなければならないというふうに認識をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（黒井 徹議員） 高野議員。

○7番（高野美枝子議員） 今後ともしっかりと財政運営に取り組んでいただきたい。そしてまた、このことは継続して質問させていただくこと、今回は時間がなくなりましたので、これで終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（黒井 徹議員） 以上で高野美枝子議員の質問を終わります。

名寄市の定住対策にかかわって外2件を、佐藤靖議員。

○14番（佐藤 靖議員） 議長の御指名をいただきましたので、通告順に従い順次質問をさせていただきます。

1点目は、名寄市の定住対策にかかわってであります。私は、昨年12月の平成29年第4回定例会一般質問において合併以降11年間で60歳以上の転出者が総転出者数の7.89%に当たる1,473人に達し、特に平成25年度以降は年間150人前後の転出となっている実態を指摘し、安心して住み続けられるまちを目指した定住対策の必要性を強調させていただきました。今回は、合併後の名寄市統計資料から事業所数、商店数などについて調査したところ、統計調査時期の差異はありますが、事業所数は平成18年10月時点の1,624事業所から26年7月1日時点では1,254事業所、商店数は19年6月1日時点で395店から26年7月1日時点では363店、商品販売額は19年6月1日時点の607億8,800万円が26年7月1日時点では476億5,700万円、名寄市の基幹産業である農業を支える農家数は17年2月1日時点で専業309戸、兼業5

31戸の計840戸が10年後の27年2月1日時点は専業421戸、兼業172戸の593戸となっています。

そこで、橋本副市長にお伺いします。名寄市は、合併以降過疎債や合併特例債など、いわゆる有利な起債を活用しながら大型社会資本整備に取り組んできましたが、結果的には人口流出に歯どめがかからない状況であるとともに、市内経済の活性化にも至っていません。それが直接的ではないにしろ、数字上は市民の定住になっていないと受けとめられますが、統計上に見られる各種動向の受けとめについてお伺いします。

過疎化防止、人口定着対策として、高度経済成長時代以降常に地方自治体では企業誘致をその特効薬として掲げてきました。名寄市にあっても精密機械メーカーや縫製工場などの誘致に取り組んできましたが、結果的には多くが名寄から撤退し、近年は時代の趨勢もあってか、議会の場でも企業誘致の声が聞かれることも少なくなりました。行政報告にもあったように、ハローワークなよろ管内の12月現在の月間有効求人倍率は1.32倍で、24カ月連続で前年同期を上回る高い水準を維持しています。特に新規高卒者の状況は管内卒業予定者613人中就職希望者は156人、うち管内就職希望者は81人である一方、求人数は管内284人、道内125人の計409人で、不均衡が大きくなっている実態が明らかになりました。

そこで、臼田経済部長にお伺いします。名寄市は、合併以降店舗支援事業、創業支援事業、新規開業資金支援、さらに経済産業省創業支援事業補助金などによる新規創業企業の状況と雇用状況、加えて名寄市における働く場の現状と課題についてお伺いします。

生活の場である居住地を変えること、一定の場所に住居を構え、そこに住みつくこと、文献によれば前者が移住、後者が定住の定義となっております。ところが、移住も3つに分類される。それは、今まで住んでいた地域を去って新しい居住地

を求め永久的な家庭をつくること、一時的に住居を変えることでセカンドハウスをつくり、避暑に出かけ、そこで一定期間生活すること、住居の変化が不定期的ないし気まぐれに行われ、定住地を持たず転々と生活の場を変えることだそうです。

そこで、臼田経済部長に今回の行政報告もそうですが、名寄市が各種計画などに活用する移住及び定住の定義と認識についてお伺いします。

次に、市は平成30年度予算案に都市計画マスタープランの見直し及び立地適正化計画策定業務予算を盛り込みました。国土交通省のホームページによると「コンパクトシティ・プラス・ネットワークの推進」とサブタイトルのついた同計画は、都市全体を見渡したマスタープラン、都市計画と公共交通の一本化、都市計画と民間施設誘導の融合、市町村の主体性と都道府県の広域調整、市街地空洞化防止のための選択肢、時間軸を持ったアクションプラン、まちづくりへの公的不動産の活用7つの要素が含まれていると定義されています。

そこで、橋本副市長にお伺いします。名寄市では、徳田地区に大型店の出店計画が浮上し、市内を二分する議論が行われた際、行政はコンパクトなまちづくりを掲げ、出店措置にかじを切り、結果的に出店に至りましたが、その後コンパクトなまちづくりが具現化に至っていない今、立地適正化計画やコンパクトシティーの目的、意義についての認識をお伺いします。

また、中村総務部長には、立地適正化計画の策定スケジュール、名寄市総合計画第2次、住宅マスタープラン、都市計画マスタープラン、公共施設管理計画など、この間名寄市が将来のまちづくりに向けて策定した各種計画との整合性についてお伺いします。

最後に、加藤市長が名寄市の財産と位置づける名寄市立総合病院及び名寄市立大学の将来像にかかわってお伺いします。行政報告によりますと、今年度の病院事業については昨年4月から12月

までで患者取り扱い数は入院が前年比197人、0.3%減の7万6,568人、外来も同2,147人、1.3%減の16万9,126人と述べられましたが、収支については入院、外来とも収益のみの報告で、同1億6,561万円、2.8%増の60億6,355万円とするだけで、支出については一言も触れておりません。また、平成20年度の診療報酬改定について厚生労働省は1月18日に方針を示しました。

そこで、岡村病院事務部長にお伺いします。公営企業法の全部適用、病院事業管理者移行前の重要な年度収支見込み及び病院経営状況について、さらに診療報酬改定の影響についてお伺いします。

自治体病院を初めとする公共的な立場に位置する地方病院にとって、地方の人口減少は病院経営にもさまざまな影響を与え、このままでは共倒れを懸念する声もあります。改めて岡村事務部長に、現在上川北部区域地域医療構想調整会議も継続的に開催されていますが、上川北部地域における将来の地域医療像についてお伺いします。

私たちは、北北海道で唯一の公立大学を持つまちとして、幼児教育から大学教育までの連携のもと学校、家庭、地域が手をつなぎ合い、豊かな心と知性を育み、生涯にわたって生き生きと学ぶため、ここに教育都市を宣言します。名寄市は、御案内のとおり4つの都市宣言を行っています。新規学卒者が減少時代を迎える今こそ、改めて教育都市宣言の意義を实践する時期と考えます。

そこで、小野教育長、松島大学事務局長にお伺いします。名寄市立大学において高大連携は実践されていますが、国立大学法人秋田大学では小中高大連携を掲げて実践しています。学部、学科構成に差異はありますが、小学生対象の英語体験学習事業、中学生対象の不登校、ひきこもり等の経験者との懇談、化学教室、高校生対象の英語や介護福祉事業などに取り組んでいますが、名寄市立大学における小中高大連携の可能性についてお伺いし、この場からの質問とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 橋本副市長。

○副市長（橋本正道君） 佐藤議員から大項目で3点にわたって御質問をいただきました。大項目1の小項目1及び大項目2の小項目1については私のほうから、大項目1の小項目2及び小項目3については経済部長から、大項目2の小項目2については総務部長から、大項目3の小項目1から3については病院事務部長から、大項目3の小項目4については教育長及び大学事務局長から答弁となりますので、よろしくお願いたします。

それでは、大項目1、名寄市の定住対策にかかわって、小項目1、各種動向の受けとめについてお答えいたします。旧名寄市と旧風連町が合併し、現在の名寄市が誕生した平成18年以降、再開発事業、公共施設の廃止や統合に伴う建てかえ、老朽化した学校校舎など各種建設事業を実施してまいりました。これら事業の多くは、御質問にありましたとおり国や道の補助金と特例債などの起債を財源にそれぞれの自治体の長年の課題であった事業に市民生活における利便性の向上、将来の投資など優先順位をつけながら計画的に事業を実施してきております。

御質問の前段にありました商業分野での事業所数、売上金額、また農家戸数など各種統計的には大変厳しい現状と捉えておりますが、一方で商工業においては新規創業者が22件あるほか、農業においても新規就農やトウキ栽培などのこれまでにない取り組みなど新たな兆しもあらわれております。しかしながら、総合戦略にもあるとおり人口減少対策は喫緊の課題と認識しており、少子高齢化による自然減や転入よりも転出のほうが多い、いわゆる転出超過による社会減が相まっていることが大きな要因となっております。社会減については、2017年中において上川管内でも転出超過が旭川市に次いで2番目に多くなっており、本市の産業構造にも要因はありますが、福祉、医療、教育施策の充実を初め市内と都市部との雇用環境の差を改善していかなければ根本的な解決にはな

らないと考えております。これまでも経済はもとより子育て支援施策を初め各担当部署においてハード、ソフト両面からさまざまな施策を推進してきましたが、人口流出に対し十分に効果が発揮されていない現状があることから、今後におきましても生涯安心して住み続けられるまちを目指し、総合戦略の点検や見直しを含めて定住施策の取り組みを進めてまいります。

次に、大項目2、立地適正化にかかわって、小項目1、目的及び策定スケジュールについて申し上げます。国は、平成26年8月にコンパクトシティ化や都市機能を初めとした都市再生特別措置法の改正を行い、従来の都市計画マスタープランの高度化版として居住機能や都市機能の誘導によりコンパクトシティプラスネットワークの形成に向けた取り組みをより推進するために立地適正化計画制度を創設しました。本制度では、おおむね20年後のあるべき都市の姿を展望して、まちづくりの理念や目標、目指すべき都市像を設定し、一定の人口密度の維持や生活サービスの計画的配置及び公共交通の充実を図ることとしております。既に名寄市のまちづくりの方向性を示す都市計画マスタープランの基本理念でも市街地の拡大抑制、都市機能の集積、中心市街地の活性化などコンパクトなまちづくりを掲げており、風連本町地区での市街地再開発事業や駅前交流プラザよろーな、市民文化センター西館の整備による都市機能の集約化やコミュニティバス運行による公共交通の機能の充実を図ってまいりました。しかし、近年急激に進む少子高齢化、人口減少、老朽化した都市施設の維持、修繕コストの増加などの危機的状況に対して、10年後、20年後の将来を見据えた持続的な都市経営を維持するためには、今後もよりコンパクトシティ化への推進が必要であり、一定の人口密度を保ちながら都市経営のコストを抑え、望ましい都市機能を維持するために平成30年度、31年度の2カ年間で立地適正化計画の策定に取り組むことが最善の策と考えてい

るところです。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 白田経済部長。

○経済部長（白田 進君） 続きまして、大項目1のうち小項目の2、働く場の現状と課題について申し上げます。

平成18年の合併以降における本市の支援施策による創業の実績につきましては、店舗支援事業が13件、昨年度新たに創設した創業支援事業は1件で、現在も1件の交付決定を行い、開業に向けた準備が進められております。また、本市の特別融資制度のうち新規開業資金につきましては3件の御利用となっております。さらに、平成27年度には本市並びに旭川市を含む道北6市が連携をして、国から道北地域創業支援事業計画の認定を受けたことに伴いまして、創業時における国の支援施策の活用に向けて新たに創業相談窓口を設けたところでございます。その結果、創業に係る相談件数は延べで27件、そのうち実際に創業された件数が9件で、創業予定者が2名と増加してございます。

雇用の状況につきましては、ハローワークなよろ管内における平成19年度の平均有効求人倍率は0.53と非常に低い水準での推移でございましたが、平成25年度より上昇傾向となりました。平成28年度平均で1.14倍、平成29年度も4月から1月の平均で1.25倍と非常に高い水準で推移をしており、仕事不足から人手不足へと逆転した状況となっております。また、新規高卒者の求人、求職者状況におきましても平成24年卒業生で管内求職者が73名に対し求人数が119名で、求人倍率1.63倍、46名の労働者不足に対し平成29年卒業生では求人倍率2.31倍、162人の労働者不足、平成30年卒業生見込みでは求人倍率3.58倍、206名と若年労働者についても人手不足が大きな課題となっております。職業別では、建築、土木、測量技術者及び作業員、ホームヘルパー、ケースワーカーなど福祉関係、

看護師、保健師などが特に不足している状況にございます。

また、一方で若年労働者の離職者数が増加しており、新規高卒就業者が3年以内に離職する割合が全国で40.9%、北海道では48.7%となっており、事業所が小さいほど離職率が高い傾向にございます。本市におきましても平成28年度に実施をしました名寄市労働実態調査により、個人の都合で離職をされた20代、30代の離職者数が74名と全離職者171名の約45%を占めている状況となっておりますことから、労働者不足に係る対策の一つとして、新規学卒者などの職場定着化を促す施策も重要となっており、来年度から関係団体と連携し、これらの課題に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、小項目の3、移住、定住の認識について申し上げます。本市の移住、定住施策につきましては、第2次総合計画、市民と行政との協働によるまちづくりを基本目標とし、交流活動の基本事業として移住の促進を掲載し、重点プロジェクトとして位置づけてございます。また、名寄市まち・ひと・しごと創生総合戦略におきましても人の流れを呼び込み、ここに行きたい、ここで暮らしたいと思われるまちを基本目標に移住、定住を推進しており、これら総合計画、総合戦略に基づき、移住に係る事業を実施してございます。

御質問のありました移住及び定住の定義についてでございますが、一般的な定義に加えて移住につきましては完全移住、シーズンステイ、2地域居住などの区分がございしますが、私どもはその区分を問わず包括的に名寄市へ移り住んでいただくことと捉えており、定住につきましては名寄市に住まいを定めて住み続けていただくことと認識し、取り組んでいるところでございます。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 中村総務部長。

○総務部長（中村勝己君） 私からは、大項目2の小項目2、各種計画との整合性について申し上げ

げます。

立地適正化計画策定に当たっては、本市の最上位計画である第2次総合計画に即しながら策定することはもちろん、居住機能や都市機能の立地、公共交通の充実、公共施設の再編、医療、福祉、空き家対策などさまざまな関係施策と連携を図ることが必要であることから、各部局において策定されている各計画との関連性を総合的に検証することが必要と認識しております。今後の計画策定に当たって平成30年度では、現状の課題整理、分析、住民意向の把握、まちづくりビジョンや都市構造の検討を図るとともに、市民議論を深めるため策定委員会や庁内作業部会を設置し、課題への分析調査を実施してまいります。また、平成31年度では、都市機能や居住誘導区域の方針決定や分野別の方針実現に向け協議を進める中で各種計画との整合性を図りながら計画策定を進めてまいりたいと考えてございます。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 岡村病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（岡村弘重君） 私からは、大項目3、名寄市立総合病院及び名寄市立大学の将来像にかかわってのうち小項目1から3までについてお答えいたします。

初めに、小項目1、市立総合病院の平成29年度の収支見通しについてであります。本年度12月末の医業収支実績からの決算推計では平成28年度の決算額と比較しますと医業収益では入院、外来ともに患者数は減少しておりますが、診療単価の伸びなどにより前年比約2億1,000万円の収入増となっております。一方で、医業費用では給与改定や定期昇給などから給与費で7,000万円、循環器領域の検査や手術件数の大幅な伸びなどから診療材料費で約1億5,000万円の増加を見ており、前年比約2億4,000万円の支出増となっております。その他の項目を合わせた収益的収支としては、全体で前年度と同程度の1億9,000万円程度の赤字決算を見込んでいるところで

あります。

なお、今年度の収益には特別利益で約1億3,000万円の退職給付引当金の戻し入れを見ていることから、実質単年度収支では約3億2,000万円の赤字と推計しており、昨年度決算からは約1億3,000万円程度収支が悪化している状況であります。その主な要因につきましては、さきに述べた給与費や診療材料費等のほか、燃料費の単価増などが影響していると見ております。当院としましては、これまでもさまざまな増収対策に取り組んでいるところでありますが、次年度以降も診療報酬改定や消費税増税が控えており、厳しい経営状況が数年間継続することになると予測しております。

次に、小項目2、平成30年度の診療報酬改定についてお答えいたします。改定内容は、診療報酬本体でプラス0.55%、薬価でマイナス1.36%、材料価格でマイナス0.09%となっており、改定率では0.9%のマイナス改定と捉えることができます。また、薬価制度の抜本改革で薬価がマイナス0.29%、大型、門前薬局に対する評価の適正化で調剤報酬がマイナス0.06%となるのを合わせると全体で1.25%のマイナス改定となっております。今回の改定では、地域包括ケアシステムの構築に向けて医療機能の分化、強化、連携と医療と介護の役割分担や医療従事者の負担軽減、働き方改革、医療の効率化の推進が求められ、全体を見ても質の高い在宅、訪問看護、医療連携に向けられている印象があります。

当院にかかわるポイントとしては、一般病棟入院基本料が7対1と10対1に分けられていたものが急性期一般入院基本料となり、入院料1から7までに細分化されました。現在は7対1入院基本料を届け出ていますが、改定後は急性期入院料1を届け出る見込みで、現状と同額の入院料となり、伸びは見込めません。実績部分としては、重症度、医療、看護必要度が判定の見直しも含めて25%から30%に引き上げられましたが、過去

1年間のデータを用いたシミュレーションの結果では平均3.16%と基準値をクリアしておりますことから、この点は問題ないものと考えております。

次に、関連するDPC制度につきましては、2月の当院への通知で機能評価係数Ⅰはまだ未定ですが、機能評価係数Ⅱは0.1369となっており、本年と比較して0.053上昇しており、本年度と同様のDPCの総得点数から試算しますと3,600万円程度の増収が見込めます。また、平成29年度での機能評価係数Ⅱが高い病院のランキングでは、DPC病院Ⅲ群の中で全国29番目に位置しております。この係数が高いほうが高度な医療機能を有する病院とみなされており、道内では市立函館病院、苫小牧市立病院に次いで3番目となっております。今回の診療報酬改定に係る全体の施設基準の取得やそれによる影響額については、関連する部署を中心に現在調査、分析を行っているところでございます。

次に、小項目3、地方センター病院としての名寄市立総合病院が目指す名寄地方の地域医療像についてお答えいたします。まず、地域医療構想について概要を説明させていただきます。医療法では、各都道府県が厚生労働大臣の定める基本方針に則して、かつ地域の実情に応じて医療提供体制の確保を図るために医療計画を定めることとされ、その量と質の評価を行い、地域完結型医療の推進が図られております。地域医療構想は、医療計画の一部とする位置づけで、平成26年6月に公布された医療介護総合確保推進法に基づき示された地域医療構想策定のためのガイドラインにより北海道では21の2次医療圏ごとに作成されております。構想の推進に当たって地域の実情を考慮しながら医療提供体制を確保していくために、自治体の首長や医療系団体、主たる病院の代表者などで構成される地域医療構想調整会議が設置され、議論を進められているところであります。この会議での結果を受けて、必要な施策には北海道にお

ける基金からサポートがなされる構造となっております。さきの調整会議においては、細部の方向性を定める推進シートが示され、協議されたところでありますが、市立総合病院が担う主な役割は救命救急センターを中心とした急性期医療の機能を維持していくこととしております。

次に、将来の地域医療像についてはとのことでありますが、市立総合病院として圏域の医療行政全般に係る方向性を示すということではできませんが、調整会議で示された役割を担いつつ、中心的な施設としての役割はより強化していく必要があると考えております。さらに、圏域全体の人口が減少していく将来においては、地域医療構想の枠を超える当院の実質的医療圏内で医療機関や介護施設等との連携による広域的な包括ケアシステムを構築していくことが求められてくるものと感じております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 小野教育長。

○教育長（小野浩一君） 私からは、大項目3、小項目4の名寄市立大学を核とする小中高大連携の可能性について、特別支援教育の観点からお答えいたします。

本市におきましては、北北海道で唯一の公立大学であります名寄市立大学を核といたしまして、特別支援教育において幼保小中高、地域が連携した取り組みを推進しております。例えば名寄市特別支援連携協議会及び専門委員会におきましては、幼稚園、保育所、認定こども園、小中学校、高等学校、関係機関、団体等で組織しておりますが、名寄市立大学の先生方におきましても委員として活動の中核を担っていただいているところでございます。名寄市特別支援連携協議会が主催し、年2回行っております幼保小中高の先生方対象の名寄市特別支援教育研修会におきましては、大学の先生を講師として子供たち一人一人の困り感に応じた支援のあり方や学校の体制づくりについて多くの御示唆をいただいているところでございま

す。専門委員会では、幼保、認定こども部会、それと小中部会、それと高校、就労部会の3つの部会において発達段階に応じた支援のあり方や各部会相互の連携のあり方について具体的なアドバイスをいただいております。

また、本市の特別支援教育専門家チームにおきましては、本年度小中学校、幼稚園、保育所、10の校園に71回の巡回相談を実施していただきました。6名の大学の先生方には、相談内容に応じてそれぞれの専門性を生かした指導、助言をいただいているところでございます。

さらに、名寄市におきましては現在文部科学省の指定事業でありますインクルーシブ教育システム事業を受けております。特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目のない支援体制を構築するために、名寄市特別支援連携協議会の体制の整備、名寄版個別の支援計画「すくらむ」を効果的に活用するための取り組みなどを推進しているところでございます。その際、大学の先生方に事業推進についての指導、助言をいただくことはもとより、名寄市立大学コミュニティケア教育研究センターの課題研究、上川北部地域の子供の発達の支援の充実に関する研究との連携を図りながら推進しているところでございます。

以上のように、本市におきましては幼保小中高と名寄市立大学との連携により特別支援教育の組織体制の整備、学習指導の充実等が図られ、多くの成果を上げているところでございます。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 松島大学事務局長。

○市立大学事務局長（松島佳寿夫君） 私からは、大項目3の小項目の4、名寄市立大学を核とする小中高大連携の可能性について、主に大学からの取り組みについて申し上げます。

大学と高校との連携については、名寄高校生徒の進路選択支援を目的とした大学授業体験を1年生を対象に実施しておりますが、授業内容につい

ては毎年度高校の担当教員と大学側で調整を図りながら進めておりまして、今後も内容充実に向けて高校側と協議を進めながら継続して実施してまいりたいと考えております。

次に、小中学校との連携に関しては、教育委員会との連携により特別な教育的ニーズのある児童生徒にきめ細やかな支援を行うため、学生支援員を派遣しております。今年度は、5月から12月の間に市内7小学校、1中学校に延べ203人の学生を派遣しており、この取り組みが学生にとって教育の実践の場となり、資質の向上に寄与しているものと考えております。また、あわせて子供の学習支援事業を市の依頼を受けて学生が主体となって実施をしております。今後も各学校からの大学に対する要望に応える事業と地域社会をフィールドとした学生教育の一環とする取り組みを進めてまいりますので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 佐藤議員。

○14番（佐藤 靖議員） それぞれ基本的なお考えあるいは現状について御答弁をいただきました。大学と市立病院の将来像については、予算委員会で佐古学長や、あるいは和泉院長が出席されるということですので、そのときに再び議論をさせていただきたいと思っておりますけれども、1点だけ小野教育長に、特別支援教育の観点からということの御発言がありましたけれども、小中学校を管轄するのは教育委員会でありますので、松島局長のほうからも御説明ありましたけれども、やはりうちに名寄大学があるということをお中学校ともっと緊密に連携をする必要があるのではないかなんかという事は思いますので、改めてその点だけについてちょっとお伺いしておきたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 小野教育長。

○教育長（小野浩一君） 今御指摘にありました小中学校との連携のあり方についてでございます。先ほど答弁申し上げましたように、名寄市におき

ましては特別支援の観点から連携を深めているという、このことにつきましては上川北部地区の全ての学校からも非常に注目を浴びている取り組みでありまして、今後上川北部地区の特別支援教育の拠点として名寄市の存在感を高めていくことができるのではないかと考えているところでございます。

小中高との連携につきましては、進路指導の観点から若干お話をさせていただきたいと思っております。小中学校の義務教育の段階におきましては、児童生徒がみずからの生き方を考えて主体的に進路を選択できるような、学校教育活動全体を通じて計画的、組織的な進路指導を行うということが求められているところでございます。とりわけ名寄市立大学や名寄高校あるいは名寄産業高校を持つ名寄市といたしましては、将来小中学校の児童生徒にさまざまな生き方や進路の選択があることを理解させたり、みずからの意思と責任で自己の生き方、進路を選択できるようにするためにも進路指導を通じて児童生徒に地域の高等学校や大学の学科の内容や授業の様子などについて理解を深めさせることは極めて重要なことかと、そんなふうに考えているところでございます。したがって、例えばでございますけれども、小学校や中学校の進路指導の時間に大学生を招聘して、大学で行っている教育活動やサークル活動、これらを紹介していただいたり、逆にもし大学が可能であれば小学生や中学生が大学での授業やサークル活動などを参観したりするなどの啓発的な体験活動を行うことは大変有効なことではないかと、そんなふうに思っているところでございます。このように児童生徒が大学生とのつながりを深めることによって大学生の姿に憧れを抱いたり、名寄市立大学に親しみを持って将来進学への思いを高めることができれば、名寄市立大学の果たす役割はこれまで以上に大きなものになるのではないかなんかと考えているところでございます。教育委員会といたしましては、ぜひ進路指導の観点から小中学校

と大学との連携のあり方について、今後大学とともに考えていきたいなど考えているところでございます。

○議長（黒井 徹議員） 佐藤議員。

○14番（佐藤 靖議員） 今教育長からお話をいただきましたけれども、私もまた全く同じ思いでありますので、ぜひその同じ思いを佐古学長のほうに予算委員会でお伝えしたいというふうに思いますので、松島局長、よろしくをお願いします。

それでは、定住対策のほうに移らせていただきますけれども、橋本副市長からそれぞれ御答弁をいただきましたけれども、社会減という言葉だけでは片づけられないような状況に至っているのではないかと。私も久しぶりに民間の会社のほうに行きましたけれども、何ともいかんともしがたいぐらいの状況、人がいなくなるということはやっぱり相当会社の経営あるいは運営についても厳しい状況が生まれてきますので、そこでそれぞれお伺いをしたいと思います。3月5日の部・次長会議で市長は3月定例会予算委員会については政策に対する明確な根拠及び数字的裏づけをもって議論し、政策を前へ進められるような議会となるような準備をお願いしたいということで、各部次長の皆さんにお伝えしたと思いますので、まず定住にかかわって、市民の経済動向を把握できる税務課長、市民の動向を見守る市民部長、あるいは市内の建設業界や住民生活環境向上に努める建設水道部長を務めて現在はもう財政、総合計画を初め名寄市の将来構想を把握する立場にある中村総務部長は、定住対策にどういう認識を持ち、30年度予算案に反映されたのかをまずお答えをいただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 中村総務部長。

○総務部長（中村勝己君） 定住対策に向けて総務部としての考え方ということなのかもしれません。私ども総務におきましては、全体的な総合計画を一步でも推進をするという立場で30年度予算につきましても予算計上させていただいている

ということでございます。具体的にそれぞれの担当におきまして予算化はされている部分がございます、私どもでいえば農業の支援員の皆さんの関係ですとか、そういった部分での予算化をさせていただいているということで、なかなか定住対策というのは、議員お話しのとおり人口が減っていく中で何とか名寄市に定住をしていただきたいという中の一つの施策として農業支援員さんをぜひ名寄にということでの、そしてまたその農業支援員さんが地域の中で、これは郊外もあるいは含めた全体の地域の中で活躍をいただくというようなことでの移住対策の一つであるというふうに私は考えてございまして、総務部の中では少し具体的な施策としてはそういったことになるのかなというふうに理解をしております、今後もこの対策につきましても推進をする考えでございまして、

以上でございまして。

○議長（黒井 徹議員） 佐藤議員。

○14番（佐藤 靖議員） それでは、市民の動向や空き家状況の把握に造詣が深い三島市民部長はどのようなふうにご定住対策というのを押さえていらっしゃるでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 三島市民部長。

○市民部長（三島裕二君） 定住対策ということで、改めて質問をいただきました。市民部として、さらには税金を担当している立場で考えはあるのかという質問だと思いますけれども、いずれにしても自然の動向、こちらのほうは人口が減少している中でも人口の減少率以上に減っていないと。思ったよりは数字が落ちていないという傾向にございます。総合的な定住対策含めて職場の関係、これがなければ税収に結びつかないという実情はあると思いますので、税の対策という観点でいえば収納率をしっかりと上げながら対応していかなければならないという考えでおりますので、よろしくをお願いします。

○議長（黒井 徹議員） 佐藤議員。

○14番（佐藤 靖議員） 次に、市内の高齢化

率が急速に高まっている中、福祉面、子育て面などを把握している田邊健康福祉部長は、この3月で御退任ということになると思いますけれども、定住対策についてどういうふうにお考えですか。

○議長（黒井 徹議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） 少子高齢化、そして生産年齢人口が毎年減っていて、そのスピードを含めてとまらない状況でございます。その意味において市外から確実に名寄市に定着していただけるような取り組みが必要だと考えておりますが、まずもってそのためには市内において確実に働ける場所が必要ではないかというふうに考えております。名寄市には各種人材が不足している福祉分野ほかさまざまな業態でございますけれども、そういったところで必要な人材を確保するという意味においても、そういった方の誘致と申しますか、そういったことが必要になってくるのではないかと考えております。

○議長（黒井 徹議員） 佐藤議員。

○14番（佐藤 靖議員） 次に、除排雪を初めとして市民生活の環境維持に努められている天野建設水道部長はどのようなふうにお考えですか。

○議長（黒井 徹議員） 天野建設水道部長。

○建設水道部長（天野信二君） 今定住というテーマで御質問いただきまして、私ども建設水道、基本的にはインフラの整備ということで、それに私どもスタッフ含めて全力を傾注しているというのが現状でございます。私が考えますに道路であれ、橋梁であれ、さまざまな上下水道の施設も含めて、もちろん名寄に長くお住まいの方々もその提供できるものにはできる限り長期で、そして変わらぬ形でしっかりと提供できるというのが基本だというふうに思っています。また、さまざまな条件で名寄のほうへ、例えば転勤でいらした方、そういった転入された方々も、こう言うとなんですが、ほかの住まわれていた自治体と比較される

ことが多いかもしれませんが、決して遜色のないと言ったら語弊があるかもしれませんが、私どもでしっかり提供できるインフラ整備、生活を守るための基盤となるものだというふうに思っておりますので、そこに十分力を注いでいくというのが安心してお住まいいただける、名寄で暮らしをしていただける、お仕事に励んでいただける基本を支えるものになるのだろうというふうに思っております。人口減は、こういったインフラの施設を守っていく上で大変厳しい条件が重なってきているのが現実でございますけれども、その中でできる限りの努力をしていくというのが基本だというふうに思っておりますので、御理解賜ればと思っております。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 佐藤議員。

○14番（佐藤 靖議員） それぞれ部長に御答弁いただきました。また、基本的な考えをお伺いしましたので、予算委員会でさらに議論していきたいと思っておりますけれども、松岡参事監はこの2年間名寄にいらして、名寄市の総合計画、2次計画の策定を含めて御尽力をいただきました。ある意味で名寄市の現状をつぶさに見詰めていただいたというふうに思いますけれども、この名寄市の定住問題、あるいはこれからの姿、どうあるべきかということについて何か見識を持たれていると思っておりますので、御発言あればお願いしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 松岡企画担当参事監。

○参事監（松岡 将君） 名寄市の定住に関する今後ということでもありますけれども、もうすぐ2年間になりますけれども、させていただいて、私は大体この名寄市に来るまでで、暮らした市区町村の数でいうと9か10程度あります。それで、いわゆる転勤族なわけですし、いろんな自治体で暮らしながら、また今回こうして市役所の業務ということで携わらせていただいているわけですが、名寄市、人口3万人弱という中であって

はいろいろと商業施設ですとか、あるいは文化的な環境を含め資源がたくさんありまして、非常に魅力的なまちであるという一方で、ただ人口減少はずっと深刻に続いているという現状がこの間議論があったとおりでありまして、名寄市に限った話ではありませんけれども、地方創生という取り組みにおいては従来の地方、先ほど企業立地の話もありました。あるいは公共事業なんかの話もこの間ありますけれども、従来の手法だけではなかなかこの事態を改善することはできないということで、まず地域において自分たちの地域の持つ資源のよさですとか、強み、弱み、そういったものをしっかりと分析しながら、総合戦略というものを立てて、その強みを生かし、また弱みをどう補っていくかというところを戦略的に取り組むということが大事なのだと思います。その中で、例えば除雪の話もありましたけれども、冬の寒さ、雪というのは基本的にはマイナスにとられることが多いと。私もここまで雪深い地域に暮らしたのは初めてですので、驚いておりますけれども、一方でただこの3月においてもまだこれからスキーのジュニアオリンピックなどありますけれども、こういったものが開けるといのは名寄にしかない強みであるというところを生かして、ではどういうことができるのかというようにところで戦略に取り組んでいくのか、そういったところが徐々に徐々に評価されつつあるという現状であると思います。引き続きこういう、結構名寄でいろいろ話を聞くと、名寄市というのには観光の資源もないまちであるとか、何か余り特徴がないまちとか言う方も市内の方でおられるのですけれども、いろいろ見てきた中で、あるいは私この間北海道のいろんなところも見ておりますけれども、その中でも特に暮らしの面あるいは魅力の面でそういうものが無いまちとはとても思えませんので、そういった強みを引き続き生かしつつ、定住対策ということも魅力の発信というところも含めて、まず市役所初め、行政あるいは議会で取り組むこともそ

うですけれども、市民の皆様方もこの名寄のよさというところを見詰め直していただくというのが一番大切なのかなというように感じているところでもあります。

○議長（黒井 徹議員） 佐藤議員。

○14番（佐藤 靖議員） 御答弁いただきました。時間の関係もありますので、また経済部営業戦略室の予算の委員会の中でお伺いしたいのですが、市長に1点だけ確認をさせていただきたいのですけれども、ことしの商工会議所の新年交社会の市長の挨拶、久保副市長も白田経済部長も議員も多く出ていましたけれども、その挨拶の中で、これちょっと聞き間違いもあるかもしれない、メモをとっていたわけでもありませんので。定住、転出防止よりも名寄をPRすることが大切だというようなお話をされていましたが、その真意をまずお伺いをしておきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 定住に対して名寄のPRが大事だというお話をされていたということで、そのとおりでと思います。今松岡参事監からも名寄のいろんな特色を言っていたいただいて、例えば雇用は不足しているけれども、そこに人材がいないと。ここは、地域の魅力だとかというのをもっと体系的に、あるいは効果的に発信をしていくことで人を集めていく必要があるということも含めて、名寄市そのもののブランディングというか、そういうものを高めていく必要があるのではないかという意味でお話をしたのかなというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 佐藤議員。

○14番（佐藤 靖議員） ニュアンス的には定住あるいは転出防止よりもという、そのよりもがちよっとひっかかったものですから、確かに市長がおっしゃるように名寄をPRして、さらに名寄をアピールして名寄の魅力を発信したいという思いだったのだと思うのです。そのとおりの答弁だったと思うのです。そのときのニュアンスはちょっと違ったものですから、聞き間違いかもしれま

せんけれども、そういうふうに取り扱ったので、今確認をさせていただきました。

定住対策については、いずれにしても私どもの任期はあと1年ということでありますので、何とかどれが特効薬かわかりませんが、この1年間私自身の自分のテーマにしてやっていきたいと思っておりますし、また機会があれば御議論をさせていただきたいと思っております。

立地適正化計画についてもこれから建設部の予算審査もありますけれども、ちょっと確認をさせていただきたいのですけれども、答弁の中にもありましたけれども、この立地適正化計画にかかわっては公共施設総合管理計画についても出るので、昨日中村総務部長は佐久間議員の答弁で必要に応じ目標値を見直すという答弁をされていますけれども、これは13%というのはどういう状況の必要に応じた場合に目標値を見直すということになるのかお答えをいただきたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 中村総務部長。

○総務部長（中村勝己君） この計画につきましては、平成28年から20年間ということで、47年までの長きにわたる計画なものですから、この20年間にわたって全くその計画自体を見直しもしないということではないというふうに思っています。今具体的にこういう基準で見直すというところまでは考えてございませんけれども、基本的にはこれからの進捗状況、13%の縮減に対する進捗状況ですとか、そういったものを勘案をしながら、適宜計画については見直しの必要性があるということのお話をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（黒井 徹議員） 佐藤議員。

○14番（佐藤 靖議員） 必要に応じ目標値を見直すというと、例えば人口が減ったら13%が公共施設が多いということで15になるのか、20になるのか、そういう意味の必要に応じという意味ではないということで、進捗状況を見据えて

この数字が変わるという見解なのですか。どうもそこが理解ができないのですが、改めて橋本副市長からお伺いをして、終わりたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 橋本副市長。

○副市長（橋本正道君） 13%削減については、人口のほうから必要な床面積ということで出ておまして、それが1つであります。当然今後人口の減少、それからもう一つあるのは建てかえに要するライフサイクルコストの関係ありますね。それは、複合化するなりなんなりするによってまた変わってきますので、一定のパッケージができた段階で改めてまた御議論させていただき、そういうような意味だと捉えていただいて結構だと思います。

○議長（黒井 徹議員） 以上で佐藤靖議員の質問を終わります。

13時まで休憩をいたします。

休憩 午後 0時01分

再開 午後 1時00分

○議長（黒井 徹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

小中学校での心肺蘇生教育の普及と危機管理体制の整備について外3件を、高橋伸典議員。

○15番（高橋伸典議員） 議長の御指名をいただきましたので、通告順に従いまして、質問をさせていただきます。

大きい項目第1、小中学校の心肺蘇生教育の普及推進と危機管理体制の整備について質問いたします。突然の心停止から救われる、命を救うには心肺蘇生、AEDの知識と技能を体系的に普及する必要があります。学校での心肺蘇生教育はその柱となるものであります。我が国では、平成16年に市民によるAEDの使用が認められて以降急速に設置が進み、AEDの使用によって救命される事例が数多く報告されております。しかしながら、いまだなお毎年7万人に及ぶ方が心臓突然死で亡くなっていると同時に、学校でも毎年100名近

くの児童生徒の心停止が発生をしております。その中には、平成23年9月にさいたま市での小学校6年生の女子児童の事故によってAEDがあるのに活用されず、救命できなかった事例の報告もされております。

そのような状況の中、既に学校において心肺蘇生教育の重要性について認識は広がりつつあります。平成29年3月に公示されました中学校新学習指導要領保健体育科の保健分野では、応急手当を適切に行うことによって傷害の悪化を防止することができること、また心肺蘇生法などを行うことと表示されているとともに、同解説では胸骨圧迫、AED使用などの心肺蘇生法、包帯法や止血法としての直接圧迫法などを取り上げ、実習を通して応急手当ができるようにすると明記されております。しかしながら、全国における教育現場での現状を見ると、全児童生徒を対象にAEDの使用を含む心肺蘇生教育を行っている学校は平成22年度の時点では小学校で4.1%、中学校で28.0%、高校では現在昨日新聞に出ておりました71.7%と非常に低い状況にあります。小中学校におけるAEDの設置状況についてお伺いいたします。

また、教職員へのAEDの講習の実施状況など、具体的な取り組みの状況についてお伺いをいたします。

また、児童生徒と教職員に対する心肺蘇生法、AEDに関する教育への普及推進の状況についてをお伺いいたします。

また、小中学校における児童生徒への心肺蘇生教育の現状と今後の方向性についてをお伺いし、理事者の御見解をお願いいたします。

大きい項目2番目、青少年のインターネット依存の対策についてをお伺いをいたします。厚生労働省は、中高生によるインターネット依存に関する調査を全国の中高生を対象に実施しております。2012年10月から2013年3月まで、中学生3万9,000人、高校生約6万2,000人から

回答を得、8月に回答結果が発表されました。調査では、問題や不安から逃げるためネットを使うかなど8問中5問以上に当てはまると依存の疑いが強いという調査であります。それを分類されるそうです。その割合は、中学生6%、高校生9%、中高生全体で8%となり、全国の中高生全体の計算にすると約52万人と推計されるとされており、男女別では女性が10%、男性が6%で、女子の高い理由はチャットやメールを多く使うためとされており、

また、先日朝日新聞の内閣府調査では2017年度青少年インターネット利用実態調査で青少年のインターネット利用時間、増加傾向にあると記され、平日約5時間以上ネットを利用する高校生26.1%、また小中高生の児童生徒全体で1日当たり平均利用時間、2017年は159.3分で、前年より5分増加、小学生は97.3分、中学生は148.7分、高校生は213.8分で、利用目的は小学生がゲーム78%、中学生は動画視聴80%、高校生がSNSなどコミュニケーションに90%と最も多かったそうです。日常生活や健康への影響は、睡眠の質が悪い59%、依存がない人の2倍近く、午前中に勉強だとか何かの調子が悪い24%、依存のない人の3倍近く、ネット依存の問題は昼夜逆転などによって不登校、欠勤、成績低下、ひきこもりなどばかりではなく、睡眠障がいや鬱病等々、また精神面でトラブルを引き起こすほか、視力の低下、長時間動かないことによる筋力の低下、また骨粗鬆症といった身体症状の悪化のおそれもあるとされており、ネット依存の本市の実態についてをお伺いをいたします。

また、保護者や教職員へのネット依存の啓発についてお伺いをいたします。

また、ネット依存への児童向け安全対策について理事者の御見解をお願いいたします。

大きい項目3点目、生活困窮者への支援についてをお伺いいたします。平成27年4月からさまざまな困難の中で生活に困窮している人を包括的

に支援していくための生活困窮者支援制度が始まり、働きたくても仕事がない、家族の介護のために仕事ができない、再就職に失敗して雇用保険が切れた、あるいは社会に出るのが怖くなった方々、自立相談支援事業の住宅確保給付等々があり、一人一人に合わせた、状況に合わせた支援プランを作成し、解決に向けて行っていると思われております。これまで福祉制度は、高齢者、障がい者またはひとり親で子供がいる、働けない状況の特定の対象に分野ごとに展開をされてきましたけれども、近年は暮らしに困っている人々の抱える課題、または経済的な課題、またはいじめ等で孤立して働けない等々、社会的孤立など複雑に絡み合っている状況にあります。名寄市での生活困窮者自立支援制度の現状について理事者の御見解をお願いいたします。

現在生活保護を受給していないが、生活保護に至るおそれのある人で、高齢で体の弱った親がいるため2人暮らしを続けるうち地域から孤立をしてしまった、また家族の介護のために時間はあるが、時間のとれる仕事につけなく収入がない、または離職後求職が望めない、また子供が幼いため就職が難しい、いじめなどの中退があり、引きこもって社会に出ることが怖い等々の方が家計管理がうまくいかないだとか、借金の連鎖がとまらない方々、このような方々を自立が見込まれるまで救済していくこの生活困窮者自立支援制度の今の名寄市の課題、または今後の対策について理事者の御見解をお願いいたします。

最後に、大きい項目4点目、災害支援協定についてをお伺いをいたします。平成7年、阪神・淡路大震災、平成23年の東日本大震災、関東、東北、北海道豪雨など我が国ではこれまで地震、津波、台風による風水害、さらには爆弾低気圧に伴う暴風雪等によって風水害、暴風雪など多くの災害を発生してきております。このような経験から、国を初め各自治体では防災、減災に対する意識が高まり、各地でもその対策、防災訓練などを講じ

られてきております。

このような中、被災時にはその初期段階及び避難所において飲料水を確保することが最も重要であると言われております。近年飲料自動販売機の中には、災害時に被災者に対して無料で飲料を提供する災害支援型自動販売機があり、各地の自治体において災害時に被災者に飲料水を提供することを目的に飲料メーカーとの災害支援協定が進められている自治体が多くあります。本市の災害支援協定の現状について理事者の御見解をお願いいたします。

中でも東日本大震災の経験から生まれた災害型紙コップ式自動販売機は、災害時においてお湯、水等々、特にお湯が無料で提供できるため、赤ちゃんの粉ミルク調乳、アルファ米の調理などにおいて大きなメリットがあると言われております。主な実績として、常総市での鬼怒川決壊におきまして避難所では約1カ月間、8,000杯のお湯が提供されたそうです。熊本地震では、1日最大500杯の提供をされているそうです。現在では、各地で派遣されているDMAT隊にはこのお湯の提供は大変助かるというふうに現地で言われていたそうです。本市においてもこのような災害時に、まだ災害は少ないですけれども、避難所や病院においてお湯、飲料水の提供のできる災害型自動販売機の設置及び災害協定の締結の検討を進めるべきと思いますが、理事者の御見解をお願い申し上げます、この場での質問を終わらせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川 勇人君） ただいま高橋議員からは、大項目で4点にわたり御質問をいただきました。大項目1及び大項目2は私から、大項目3は健康福祉部長から、大項目4は総務部長からの答弁となりますので、よろしく願いいたします。

大項目1、小中学校での心肺蘇生教育の普及と危機管理体制の整備についてお答えいたします。初めに、小項目1、小中学校におけるAEDの設置状況についてですが、文部科学省が行っている

学校安全の推進に関する計画に係る取り組み状況調査によると、平成27年度実績で全国の93.9%の学校がAEDを設置しております。本市におきましても12校全ての小中学校に設置しております。その設置場所は、職員室や体育館前廊下、玄関など多くの人が不測の事態に接した場合に利用しやすいところになっております。

次に、小項目2、教職員へのAED講習等の具体的な取り組み状況についてですが、文部科学省は学校安全推進事業として教職員等を対象としたAEDの取り扱いを含む心肺蘇生法実技講習会の実施を支援しています。加えて教職員の研修用のDVDの活用により、AEDの使用を含む心肺蘇生法に関する正しい理解を深めるとともに、技能の向上に努める取り組みを推進しております。これらの取り組みにより、平成28年度に教職員を対象としたAEDの使用を含む応急手当て講習を行っている学校は全国で91.4%に上り、本市においても全ての小中学校で消防署等との連携による研修が実施され、多くの教職員が講習を受けております。また、今年度上川北部消防事務組合による応急手当普及員養成講習を受講し、学校で教職員を対象とした普通救命講習の指導や小学校高学年以上に応急手当ての導入講習としての救命入門コースを指導できる応急手当普及員の認定を受けている養護教員も在籍しております。

次に、小項目3、AEDに関する教育の普及推進についてですが、日本学校保健会の平成29年度保健学習推進委員会報告書においては、AEDは誰でも使うことができることを問うアンケート調査の結果、正答の割合が小学校5年生で約30%、中学校1年生で約50%、高校1年生で80%と学年が進むに従って高くなっております。これは、現行学習指導要領では中学校保健体育の保健分野において応急手当ての中で心肺停止に陥った人に遭遇したときの応急手当てとしては、気道確保、人工呼吸、胸部圧迫などの心肺蘇生法を取り上げ、実習を通して理解できるようにする、必

要に応じてAEDに触れるようにしていることから、中学校で取り組みが行われた成果のあらわれと考えております。実際児童生徒を対象としたAEDの使用を含む応急手当ての実習については、平成27年度に全国の49.5%、特に中学校では71.2%で行われています。本市においては、既に全ての中学校で主に2年生において救命講習が行われ、心肺蘇生法、AEDの使用法などの学習を行っております。また、名寄小学校や名寄東小学校でも高学年でAEDの使用法や人工呼吸蘇生法の実習を消防署と連携して行っております。

次に、小項目4、小中学校における心肺蘇生教育の現状と今後の方向性についてですが、本市の小中学校におきましては現行の学習指導要領の内容に基づき積極的に心肺蘇生にかかわる学習が行われ、理解が進んでおります。平成32年度から完全実施される中学校学習指導要領の保健体育解説では、胸部圧迫、AED使用などの心肺蘇生法、包帯法や止血法としての直接圧迫法などを取り上げ、実習を通して応急手当てができるようにすることが2年生に位置づけられており、手当てができることが求められております。また、小学校学習指導要領の体育の解説では、心肺蘇生法については直接触れてはいけませんが、保健のけがの防止の中でけがの手当てとしてけがの種類や程度などの状況を速やかに把握し、処置すること、近くの大人に知らせることが大切であることを理解させると示されております。このように学校における救命講習を実施することや学習を通して児童生徒が応急手当ての正しい知識、技能を持つことはこれら社会に出て応急手当てをみずから行う場合に居合わせる可能性が高くなる児童生徒の迅速な対応につながるものと考えております。教育委員会といたしましては、適切なAEDの使用や心肺蘇生法の活用で命を守ることができるよう消防署など関係機関と連携を図りながら、各学校に対して教職員と児童生徒に対して積極的な救命講習の

実施をお願いしてまいります。また、学校がAED機器の設置場所や動作確認などの点検、見直しを行い、不測の事態が生じたときに子供たち等の大切な命を守ることができるよう努めてまいります。

次に、大項目2、青少年のインターネット依存対策についてお答えいたします。初めに、小項目1のネット依存の本市の実態についてですが、近年スマートフォン等の急速な普及に伴い、多くの児童生徒がSNS、ソーシャルネットワーキングサービスや通信可能なゲーム等を手軽に利用できる環境となり、インターネットは子供たちの生活に欠かせないものになっております。一方、ネットの長時間利用による生活習慣の乱れから、実生活に悪影響が出る、いわゆるネット依存やスマホ中毒と呼ばれる問題が指摘され、携帯、スマホが手元にないと不安な気持ちになり、片時も手放すことができないといった状態や日常生活や健康への悪影響など青少年への被害が懸念されているところであります。

本市におきましては、名寄市小中学校生徒指導連絡協議会が平成28年6月に小学5、6年生と中学生を対象に行った携帯、ネットに関するアンケート調査結果から、自分専用の携帯電話やスマートフォンなどの端末機器を所有している割合が小学生で28%、中学生で54%という現状にあります。インターネット利用に関する家庭のルールがあるかの回答では、小学校5、6年生が52.5%、中学生が34.1%と年齢が上がるにつれて家庭のルールや約束事が低下する傾向が見られました。また、平成29年度に実施した全国学力・学習状況調査の児童生徒質問紙の1日当たりどのぐらいの時間携帯電話やスマートフォンで通話やメール、インターネットをしますかの問いの回答状況では、2時間以内と回答した小学校6年生が66.7%、中学校3年生が82.8%と全国に比べて少ない状況です。平成26年度の調査結果と比較しますと、メールやインターネットに触れる時

間が2時間以内の中学生は10%程度ふえ、改善の傾向にありますが、小学校児童は逆に10%減少するなど情報モラルを身につけることや望ましい生活習慣を確立することが強く求められております。

一方で、道教委においては道内の中高生のインターネット利用に関する実態や依存傾向について把握するため、平成26年に中学生、高校生のインターネット利用実態調査を実施しました。その結果、ネット依存傾向については中学生の16.6%、高校生の28.7%の生徒が自分はネット依存だと思うと回答しています。

なお、インターネットを利用するために睡眠時間や勉強の時間を犠牲にしている生徒が中学生で30%、高校生で40%程度いることから、健康面、学習面への影響が心配されています。さらに、インターネットの利用が原因で友達や家族と関係が悪化したり、健康を損ねて病院に行ったりするなど日常生活への影響がある生徒がいることも明らかになっております。

次に、小項目2、保護者や教職員へのネット依存の啓発についてですが、青少年のネット依存を防ぐためには保護者や周囲の大人がモラルやマナー、危険を回避するための情報や知識を持ち、安全に安心してインターネットが利用できる環境をつくる必要があります。各学校においては、道教委が保護者、教職員向けの啓発資料として毎月発行しているリーフレットを活用してネットトラブル等の危険性や情報モラルについての授業における指導はもとより、家庭、地域と連携した指導の充実に努めています。また、青少年センターにおいては、子供たちのインターネット利用が家庭生活の中にあることから、ネットトラブルに巻き込まれないためのポイントなどを掲載した注意啓発用チラシを全戸配布し、親子で守るべきルールや大人の見守りの重要性を広く周知しております。今後は、青少年を有害情報やアクセストラブルから守るためのフィルタリング制度についてパンフ

レットを作成し、保護者や地域で開催される安心会議、各種協議会に情報提供してまいります。

次に、小項目3、ネット依存に対する児童向け安全対策についてですが、ネット依存を防ぐためにはインターネットやゲーム等の使用時間を制限するなど家庭における親と子のルールづくりや友達同士のルールづくりが重要となっています。また、日常において生活習慣の乱れにつながらないように、大人がスマホやネット利用の様子をしっかりと把握し、子供たちの安全対策に努めなければなりません。このため、学校においては情報機器の正しい使い方や情報モラル教育の充実が求められており、市内全ての小中学校で授業の指導や保護者、関係機関と連携し、携帯電話やスマートフォンについての研修会等を実施しております。具体的に小学校では、総合的な学習の時間においてインターネットや携帯電話の使い方を指導したり、学級活動の時間においてネットトラブル等の危険について指導しております。中学校では、これらに加えて技術・家庭科の技術分野において著作権や発信した情報に対する責任を知り、情報モラルについて考えさせる指導をしております。また、名寄警察署や名寄市消費生活センター、携帯電話キャリア会社等との連携を図り、児童生徒や保護者を対象としたネットトラブルの怖さやインターネット上のルールなどを学ぶ研修会等を実施しております。教育委員会といたしましては、今後も青少年が情報機器についての正しい利活用と的確な判断力を習得できるよう学校や地域、家庭と連携を図りながらネット利用を含めた望ましい生活習慣の定着に努めてまいります。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） 私からは、大項目3の生活困窮者への支援について、初めに小項目1の生活困窮者自立支援制度の現状について申し上げます。

生活困窮者自立支援制度は、平成27年4月よ

り必須事業の自立相談支援事業と住居確保給付金事業を実施、平成28年4月からは任意事業の家計相談支援事業、平成29年4月からは同じく任意事業の子供の学習支援事業を実施しております。自立相談支援事業の新規相談件数は、平成27年度は77件、平成28年度では59件、平成29年度についても平成28年度とほぼ同数の相談件数があるものと見込んでおります。相談内容は、各年度にかかわらず、収入、債務などの金銭に関する相談が多く、相談件数の約半数を占めており、具体的には生活資金の貸し付けや債務の整理などではありますが、相談を受ける中で生活が窮迫しているため生活保護が必要な場合には確実に生活保護につないでおります。自立相談支援事業は、相談を受け、課題を分析し、ニーズを把握して、ニーズに応じた支援が計画的かつ継続的に行われるよう自立支援計画を策定しますが、支援計画に基づく支援については平成27年度は3件、平成28年度は10件、現在は12件となっております。また、相談者本人が自立支援制度に消極的である場合などでも見守りが必要と判断された場合は、支援計画策定前であっても支援を行っており、それぞれ平成27年度は4件、平成28年度は7件、現時点では9件となっております。このうち平成29年度で支援が終了する件数については、就労による自立が2件、生活保護受給が1件、そのほか3件となっております。

計画相談支援事業は、自立相談支援事業と重複するものも含み、平成28年度では8件、平成30年2月末現在で11件、このうち支援によって収支のバランスを把握することができるようになり、平成30年度に自立が見込まれている方が1名おります。

子供の学習支援事業は、名寄市立大学と連携し、学生ボランティアの確保や支援内容を協議しながら進めております。対象者を生活保護世帯、就学援助や児童扶養手当などの受給世帯の困り感を抱える児童生徒とし、平成29年7月に教育委員会

の協力を得て市内の小中学校生がいる全世帯を対象に学習支援事業の参加意志の有無を含むアンケートを実施しました。また、その後もプライバシーに配慮しながら、就学援助や児童扶養手当の通知の際に学習支援事業の案内を同封し、対象世帯への広報に努めているところですが、8月から2月にかけて計14回実施しましたが、4人、延べ15人の子供たちの参加となりました。今後は、実施時期や時間、実施場所に考慮しながら、より参加しやすい環境を提供していきたいと考えております。

次に、小項目2の生活困窮者への課題と対策について申し上げます。相談があっても本人に困り感が少なく、支援を必要と感じていないことも多く、特に相談が本人からではない場合は相談支援事業の利用や自立支援計画の策定の同意を得るのが困難なことがあります。将来的に生活が窮迫することが見込まれると判断できる場合は、支援計画策定前においてもつながりはとても重要であるため、定期的な見守りが必要であると考えております。また、生活相談支援センター以外の関係機関から相談へつながった件数は平成27年度から現在まで59件あり、3分の1が関係機関の連携により支援につながっている状況がありますので、今後とも支援が必要な潜在的対象者の方全てに制度の情報を届けるためにも、定期的な広報活動のほかに市役所の各窓口や相談部署、民生委員児童委員を初めとする関係機関との連携の強化が必要と考えております。今後につきましても多くの市民の皆様がこの制度を理解していただき、支援を必要とする方を早期に支援できる体制を構築してまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 中村総務部長。

○総務部長（中村勝己君） 私からは、大項目4、災害支援協定について申し上げます。

初めに、小項目1、災害協定の現状についてお答え申し上げます。御質問の災害支援協定の現状

についてでございますが、当市において北海道及び各市町村と災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定のほか、各機関、事業者等と24本の協定を締結しており、全体で計49の組織及び団体と協定を締結している状況となっております。協定の内容としましては、災害等の発生時に必要な応急対応や復旧活動から被災者や避難者に対する物資の調達や供給、燃料供給、救援輸送、非常事態等における緊急放送、自治体相互の援助協定などさまざまな内容の協定を締結しております。また、名寄市災害時における相互支援に関する条例に基づく支援では、東京都杉並区ほか9自治体で構成する自治体スクラム支援会議があり、杉並区、南相馬との協定のほか、同会議を構成する基礎自治体が被災した場合を想定して、被災自治体の受援及び基礎自治体の支援が相互に円滑に行われるよう連絡体制の訓練なども行ってきているところです。災害時における対応につきましては、応急対応や復旧対応、被災者や避難者への対応などさまざまな観点で迅速な判断と対応が求められますので、平常時から協定している団体との連携を確認し、防災、減災に向けて取り組みを進めてまいりたいと考えております。また、今後も新たな団体との災害協定のお話などがあれば、地域におけるリスクを考慮した連携に取り組んでまいります。

続きまして、小項目2、避難所、医療機関との災害支援協定についてお答え申し上げます。避難所と医療機関での自動販売機による飲料の供給についてでございますが、議員も御承知のとおり飲料水の提供等に係る協定につきましては、通常は物資供給のほかに民間事業者による災害対応型自動販売機の設置協定を締結しており、この自動販売機については平常時には自動販売機の電光掲示板を活用したPRを行えるほか、災害時には自動販売機の中の飲料を無料で提供いただくことが可能となっております。現在名寄庁舎、風連庁舎のほか市内3カ所に設置され、設置場所につきまし

ては協定当時に市と相手先で協議して決めているものであります。

御質問の各避難所への設置につきましては、協定先での設置となり、事業者の負担なども生じることとなりますので、新設することは難しいと考えていますが、現在設置している自動販売機の災害対応型への入れかえにつきましては協議によっては可能性があると考えております。いずれにしても、事業者での負担を伴うものでございますので、難しいかもしれませんが、議員のおっしゃるとおり各避難所など多くの場所に設置ができれば万が一被災した場合にも飲料の供給体制が強化されますので、今後災害型対応への入れかえについて協議を進めてまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 高橋議員。

○15番（高橋伸典議員） 大変ありがとうございます。再質問をさせていただきます。

まず、小学校の心肺蘇生またはAEDの普及ということで、名寄としては全小中学校に設置をされているというふうに答弁をいただきまして、大分安心しております。先生のほうもある程度講習を受けて、AED等々心肺蘇生はできるような状況になっているということでしょうか。その中で、小学校5年生が30%、そして中1で50、高1で80%ぐらい。全国ですか、これは。進められているという部分みたいですがけれども、名寄は27年で49.5%、小学校ですか。中学校で71.5%だった……

（何事か呼ぶ者あり）

○15番（高橋伸典議員） 全国で。名寄自体は……

（何事か呼ぶ者あり）

○15番（高橋伸典議員） 小中学校で行われているのですね。それで、行われているのはいいと思うのですが、私も救急救命の講習、何回も受けて心肺蘇生、そしてAED操作はある程度もうできます、2年に1度やっていますので。し

かし、DVDで見たり、ただやっている人を見たってきつと緊急時にはできないと思います。先ほど小学校には大人を呼べというふうに言っていましたけれども、私は本当に26年に小学校の女の子が亡くなったときを考えると、先生もAEDできなかった。そして、心肺蘇生もできなかったという中においたら、やはりそれではちょっと厳しいのではないかなと思うのです。先生だけできればいいのだよというのなら、それで先生呼んでくるのに10分かかったらその人はアウトなので、脳にまで酸素が行かなくて。そこまでの状態になってしまう中で、もうちょっと具体的に、先生はできます。小学校5年生からこれ進められているのですよね。5年生も今やられているという形、名寄小学校で言われたのですけれども、これ全校、小学校、ほかの市町村では亡くなられたことによって教育委員会、そして各学校も含めて連携して、小学校5年生になって、中学校2年生になったときに、その学校で必ずAEDの訓練と、そして心肺蘇生ができる講習を受けているようなのです。それは、学校だけではなく、もし自分が家に帰って母親が、お父さんがそうなったときにすぐお父さん、お母さんも助けられるようにというふうに進められているみたいなのです、その市では。私はそこまでやることはないと思うのだけれども、小学校の5年生なって、中学校1年生になったら、この心肺蘇生、AED、先ほど言ったように学習指導要領では来年ぐらいから入れなければなど書いてあるのですけれども、しっかりとそれを推進していくというのが大事なと思うのですけれども、その点いかがでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） 議員からありましたように、AED講習を受けていても不測の事態になった場合、いかに受けていてもなかなか大人でも対応するのは難しいというのは現実のことだと思います。ただ、講習を継続してやっていくことが大事だと思っていますので、今後も引き続き対

応していきたいと思っております。

先ほどちょっと述べました32年からの実施される学習指導要領の体育の解説の中では、小学生、心肺蘇生法については直接触れてはいませんがということになっていて、ただけがの状態なんかを見きわめて、すぐ近くの、学校でいえば先生、大人に知らせて処置をしてもらうような、そういった迅速な対応をなささいという指導をしているわけです。小学校5、6年、高学年の方がAEDを実際に使ってやるのかどうかという、すごく危険性もありますし、もしそのことによって倒れた方に何かあった場合に子供に精神的な影響もいろいろ想定されることから、やっぱり速やかに大人の方を呼んで対応するのが一番望ましいのかなというふうに思っています。先ほど申し上げましたとおり、学校においては職員室であったり、体育館の廊下とか、すぐ持ち運び、出せるような場所に置いてあるという状況がありますので、そういった指導を徹底していきたいというふうに今考えているので、御理解をお願いしたいというふうに思っています。

中学校においては、そういった学校でのそういう中でも触れることになっていきますので、きちんと認識、それは当然大人に向かって、社会にあってもそういった教育を受けることによって対応できるようになっていくようになりますので、しっかりした学習をしていきながら、将来にわたってそういった対応をできる、応急処置、手当ても含めてできるような大人に育っていくように今後とも教育を進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 高橋議員。

○15番（高橋伸典議員） お願いいたします。本当に学校の中で2時間の講習を入れるというのは大変厳しいというのはわかります。非常にわかるのですが、突発的な部分が出たときにどう対応できるかというのは、私はその子たちが大人になったときに、そういう人たちを見たときに

どう対応しているかという人間教育にもかかわってくるのかなというふうに思いますし、もしそういう部分がとれるのであればぜひ進めていただきたいというふうに思います。

小学校では、安全教育副読本という中で「命を守る心肺蘇生・AED」というのが出ているというふうな部分で見たのですが、名寄のほうにはこういうもの、副読本というのは来ているのでしょうか、小学校。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） 大変申しわけありません。ちょっと今把握できておりませんので、また調べてみたいというふうに思います。申しわけありません。

○議長（黒井 徹議員） 高橋議員。

○15番（高橋伸典議員） よろしく願いいたします。

次、小学校5年生または中学校1年生になりましたら、この心肺蘇生法をしっかりと子供たちができる体制つくり上げていただくことをお願いいたします。

次に、青少年のインターネット依存についてをお聞きしたいというふうに思います。先ほど名寄は全国よりも低く、約28%、小学校で。中学校で54%で、全国よりも若干低いという状況ですが、低くてもこの部分というのは大変厳しいかなという部分があると思います。私はもうガラケーの携帯しか持っていませんので、やれないのですけれども、うちの孫の話して悪いのですけれども、5歳の孫が母親のスマートフォンをとって、こうやって開いてゲームする姿を見ると、どこの子供もそうなのです。お母さんの携帯をとって、こうやってもうやってしまうのです。すごいなど。すごくはないのですけれども、高校生、小学生、中学生も皆さんやっぱりどこに座っていてもスマートフォンをこうやってずっと見ている状況があるのです。そして、先ほど言ったように5時間以上やられている方が26%、全国です

よ、最新の内閣府の調査のもので、4分の1がもう5時間以上、きっと8時から4時ぐらいまで学校に行って、クラブ1時間か2時間やって、家に帰って5時間といったら12時ぐらいまでもうスマートフォンをやっているのかなという状況の中で暮らしていて、やはり一番重要なのが先ほどルールをつくったり、親がある程度見てあげるといいうのも大事なのですけれども、もうちょっと学校のPTA総会だとか、クラスの参観日だとか、そんな中で具体的な方策というのはいけないのでしょうか。今ある程度やられているというのは、紙を配布しているというのをお聞きしましたけれども、具体的にもう少し踏み込んだ部分というの、それとあと今小学校のほうで教室である程度の指導をしていると言ったのですけれども、具体的にどのような指導をされているのか、ちょっとお聞かせをいただきたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） 先ほど答弁もいたしましたけれども、使用時間が2時間以内、少ないほうがいいということで、2時間以内でいきますと中学生は減少傾向にあるけれども、小学生が逆に増加しているという状況はちょっと報告させていただきました。やっぱり一定の家庭のルールをつくって、保護者がきちんと子供との話し合いの中で時間をきちんと設定して使うというのが大事だと思っていますので、今議員からおっしゃられたとおり、保護者にどう理解してもらおうかというのが重要な課題だというふうに思っております。この間もこれに限ったわけではありませんけれども、やっぱり家庭での生活習慣をしっかり身につける。それは御飯の部分も含めて、いろんな面でそういったことはリーフを使いながらお話をしていますけれども、また携帯電話ではこれまではネットトラブルの関係については随分お知らせをしてきて、ある面依存の関係についてはちょっと弱かった部分がありますので、今後新年度から保護者会とかいろいろありますので、その中でしっか

りルールづくりで、やっぱり適正な時間での使用をして、そのことが体にどう影響を与えて、どんな影響が出るということをきちんと認識してもらいながらしていきたいというふうに思っております。

子供の指導につきましてもやっぱりそういった体に対する影響であったり、使い方を間違えと危険なことに遭うとか、そういったことをいろんな時間をとれる範囲の中で指導しているという状況にあります。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 高橋議員。

○15番（高橋伸典議員） わかりました。

名寄の小学校だとか中学校の生徒は、いじめに遭ったりだとか世間の嫌なことがあってインターネットに走ったのではなくて、きっとゲームだとか友達とのコミュニケーション含めた部分ですから、ある程度いいと思うのですけれども、5時間やられている人だとかという部分を見ると、大変な治療をしなればいけないという部分があると。インターネット依存症は、ことし2018年に国際疾病分類のICDに入ります。がんとか、いろんな部分の病気の種類に入ってしまう部分になるそうなのです。それで、やはりその対策というのは一応必要かなと思いますし、先ほど言った生活習慣病または学習の環境の悪影響があったりするということを懸念する中であり、親、そして教師で、それを生徒も含めての指導をしっかりとお願い申し上げ、このインターネットの部分はほかの野田議員、川村議員にお任せをしたいというふうに思います。

次に、生活困窮への支援についてなのですが、先ほどいろんな御支援答弁をいただきました。27年に77件、そして28年が59、ことしも59でないかというふうに言われております。減ってはいますけれども、そんなに数は減っていないかなというふうに、まだまだ生活困窮されて困っている方がおられると思うのです。私なぞこ

れきょうこの質問を出させていただいたのかという、何週間前かにあることを女の方に言われました。相手は私のこと知っているのですけれども、私は全然全く知らない人でした。1月に、私介護の仕事をしておりますと。そして、インフルエンザにかかってしまいましたと。私が治ったら、次子供がインフルエンザになってしまって、1カ月働けませんでしたと。私介護職なのですからけれども、月給でなくて日勤で、1月給料ゼロでしたというお話をされました。そして、ゼロで2月、もうきつきつやっているのですと。そして、本当こんな生活をしなければいけないのかという思いで私に言うのです。何とかそういう方でも名寄市はこういう政策があってこういう生活できるのだよというのをつくってくださいと。そして、ずっと悩んだのです。市役所も頑張って、広報や何かに年2回ぐらい出ていますし、こういうチラシも配布していただいていますし、社協でもカラフルなものが出ています。ただ、宣伝はやっているのですけれども、なかなかやっぱり市民の皆さんがわかっていないなということで、私きょうこれをやらせていただいて、市民の方がわかってもう行ける状況にしてあげたいということで質問させていただいています。そして、本当にもう電話がわかって名前がわかればすぐ生活支援金ですか、名寄市で出せる3万円。そして、北海道では10万円ぐらい、その世帯によっては変わって出せるのですけれども、それがありますよと教えてあげたのに、本当私ってばかだな、頭悪いなと思って今いるのです。私たちもそうですし、市もそうですし、やはりこういう自立支援があって、いつでも市民の方が困って行ける体制があれば一番いいなということで、きょうは質問させていただいています。

そして、先ほど田邊部長、59名の方が自立支援の相談に来られたのです。ここの中で生活保護まで行かれた方というのは何名。12名と言いましたか。2名なのですか。12名なのですか。そ

して、生活保護に行かれた方はどういう内容の部分でそちらまでに行ったのか、ちょっと教えていただきたいというふうに、金銭面が多いというふうな判断なのですからけれども。

○議長（黒井 徹議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） 自立相談支援事業から生活保護へつながった件数でございますけれども、平成27年度はこれが事業始まった当初でございますが、7名、それから28年度が4名、それから平成29年度はことしの2月までで2名ということで、いずれも相談を受けた中で生活が窮迫しているということで、生活保護のほうにつなげさせていただきました。

○議長（黒井 徹議員） 高橋議員。

○15番（高橋伸典議員） わかりました。

この生活保護、生活困窮者支援制度があって、私も今なかなか、その今回相談された方も私は親に生活保護なんて絶対受けるなよと言われて自分は生活しています、だから行けなかった、そういう思いで生きていますという人なのです。だから、私は生活保護でなくこっちの社協のほうの生活困窮者自立支援で相談してみてくださいと言いました。でも、市民の方々はなかなかそういう思いされている方がいるので、生活保護のほうに来たらあの人生活保護のところで何か相談していたよなんて言われたら、何かあったのかなという心配も、心配というか、変に見られたら嫌だという人もいますし、私はそこら辺の部分ではないかなというふうにその方のことを思ったのです。だから、やはりいつでも、この生活困窮者支援ので見たらどんなときでも来てくださいと書いてあるのです。来れない場合は私が行きますと、そして自立に向けた相談をさせていただきますよというのがこの生活困窮者支援制度だと思いますので、もうちょっと、努力はすごくしていただいていると思います。もう一步先に足を進めていただいて、市民の方々全員にこういう部分があるのだよというのをPRをぜひお願い申し上げます。以上です。

最後に、災害支援協定の部分であります。本当のところ、ところがやはり負担しなければいけない部分の自動販売機の設置でありますから、なかなか難しい部分がありますけれども、ぜひ中村総務部長の力でこの災害が起きたときに市民の皆さんが安心できる避難施設をつくっていただきたいなと思います。総務省消防庁から第22回防災まちづくり大賞、これすごいことです。これ市長が受けたのではなく中村総務部長が受けたと同じなのです、総務省ですから。そこをやっぱり考えていただいて、避難所にしっかりと中村総務部長の思いを設置をしていただきたいことをお願いして、何か意見があればお答えを聞いて、終わりたいというふうに思います。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 以上で高橋伸典議員の質問を終わります。

除排雪のあり方について外2件を、野田三樹也議員。

○3番（野田三樹也議員） 議長より御指名をいただきましたので、通告順に従い順次質問させていただきます。

初めに、大項目1の除排雪のあり方について2点質問いたします。1点目に、今シーズンにおける除排雪の実施状況についてです。今シーズンの降雪量は去年よりも多いものの、平年比ではほぼ平年並みと見ておりましたが、12月と1月が多くなっていたのに伴い除雪出動回数は昨年度よりも多くなっており、特に交差点排雪の箇所がふえている状況になっておりますが、ことしの除排雪の実施状況についてお知らせください。

2点目にレンタル&ゴー事業についてです。この事業は、各町内会が行う除排雪に対して名寄市が重機を無償で貸し出す新事業で、ことしの2月に1つの町内会が作業を実施されましたが、実施成果についてお知らせください。

次に、大項目2の教育行政について2点質問いたします。1点目に、2020年度の英語教育導

入についてです。20年度から本格的に導入される新学習指導要領では、英語が小学校高学年の正式教科になり、一方では外国語活動は3、4年生に導入されることになっておりますが、小学校の現職教員の多くは教職課程で英語の指導方法を学んでいないなど、教員の多くは不安を抱えており、道教委では2014年度から道内全ての小学校で英語指導を中心的に担う教員の育成を5カ年計画で進めておりますが、それと同時に導入に当たって保護者に対しても理解をしてもらうことが必要だと考えておりますが、本市としての考えをお聞かせください。

2点目に、児童生徒に対する情報モラル教育についてです。現在においては、インターネットが普及しており、多くの児童生徒が携帯電話を持ち、利用している状況になっておりますが、近年ではインターネットトラブルが多発し、犯罪に巻き込まれるなどの事案が発生しており、特にインターネット上でのいじめも多発しておりますが、児童生徒をインターネット上でのトラブルから守るためにも本市としての取り組みについてお知らせください。

次に、大項目3の名寄市における定住促進について3点質問します。1点目に、人口流出の現状と今後の取り組みについてです。現在においても就職や転勤、そのほかにも高齢になりひとり暮らしも大変なので、地方に住んでいる子供のところに行くなどの理由により人口流出が続いておりますが、本市における人口流出の現状と流出を防ぐための取り組みについてお知らせください。

2点目に、若者に対する定住についてです。現在においても地元で自分のやりたい職種がない、都会に行き自分の夢をかなえたいなどを理由に地元を離れる傾向が続いておりますが、少しでも多くの若者に定住をしてもらうためにも若者に対しての就職支援や魅力のあるまちづくりは必要不可欠だと考えておりますが、本市としての考え方についてお知らせください。

3点目に、名寄市立大学との連携についてです。本市には大学があり、人口流出を防ぐためにも学生の卒業後の地元就職の支援や地元住民とのかかわりを持ち、本市の魅力を感じてもらい定住につながるしていくことも必要不可欠だと考えておりますが、大学との連携についての本市の考えをお聞かせください。

以上をもちましてこの場での質問とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 天野建設水道部長。

○建設水道部長（天野信二君） 野田議員からは、大きな項目で3点御質問いただきました。大項目1については私から、大項目2については教育部長から、大項目の3、小項目1については企画担当参事監から、小項目2については営業戦略室長から、小項目3については大学事務局長からそれぞれ答弁を申し上げますので、よろしくお願いたします。

初めに、大項目1、除排雪のあり方について、小項目1、今シーズンにおける除排雪の実施状況について及び小項目2、レンタル&ゴー事業についてを関連がございますので、一括で申し上げさせていただきます。本年度の除排雪事業につきましては、いかなる状況にも即座に対応できるよう約2週間契約を早め、10月17日から事業を開始したところです。前年度は、11月に降雪量が200センチを超えましたが、3月までの累積降雪量では654センチと近年の中では大変雪の少ない年でありました。本年度は、10月から11月にかけては降雪はあったものの、穏やかな天候に恵まれた期間となりましたが、12月から2月にかけては急速に発達した低気圧や強い寒気の影響を受け、2月末の累積降雪量は前年度同月の594センチを大きく上回り、既に709センチとなっており、比較では2割ふえている状況でございます。最大積雪深では140センチ、前年度同月比97センチでございます。4割増しの積雪に、平年値の86センチと比較いたしましても6

割増の深さとなっております。生活道路排雪におきましては、名寄地区では昨年より2日早め、1月4日からスタートをし、2月10日に終了しています。また、風連地区では6日早め、1月12日からスタートし、1月29日に終了したところであり、前年度同様の日程で無事終了していません。幹線道路排雪では、委託業者により3回程度排雪を行うなど雪の多い年ではございますが、計画的に排雪作業を行ってきたところです。しかし、前年度と比較しますと名寄、風連両地区での除雪出動回数は約10日ほどと多くなっており、市民にとっては毎朝の雪はねが続き、不安が募る年であったと感じているところです。

今シーズンについては、通常の除排雪委託業務のほかに道路センター職員による直営班の作業により、本年度導入しました排雪ダンプや除雪グレーダー、北海道から購入しました小型ロータリー車などにより機動力と機械力が上昇したことに伴い、前年度210カ所だった交差点のカット排雪箇所が本年度では委託業者で331カ所、直営班では144カ所と降雪、積雪が多かった割には数多く実施できたところです。また、委託による排雪の作業完了後も直営班により生活道路の積み込み排雪を進めてまいりましたし、狭い場所については小型ロータリー車で道路幅員の拡幅作業を行い、市民の安全、安心な道路空間の確保や生活空間の快適度向上に努めてまいりました。引き続き残る期間しっかりと除排雪事業の推進を図ってまいります。

また、本年度新規施策であるレンタル&ゴー事業につきましては、複数の町内会から興味、関心を寄せられたところですが、本年度は旭栄区町内会での実施となり、報道等にもありましており2月に1回目を終了したところです。成果といたしましては、町内会のタイミングで実施できることや間口や道路拡幅など町内会の希望に沿うことができるといったメリットはあるものの、運転手の確保や作業運転にふなれで運用に支障が出るな

ど課題も見えてきております。3年間のモデル事業として本年度は初年度となるため、今後におきましては実施町内会から総括的な御意見を賜り、しっかりと検証した上で次年度の事業へ生かし、利用しやすい事業としてまいりたいと考えているところでございます。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） 私からは、大項目2、教育行政についてお答えいたします。

初めに、小項目1、2020年度の英語教育の導入についてですが、平成20年に改正された現行の学習指導要領では小学校において外国語活動を新設したり、中学校の外国語の授業時数や指導する語数をふやすなどして外国語を通じて言語や文化に対する理解を深め、積極的にコミュニケーションをとろうとする態度の育成に努めてきました。しかし、学習指導要領改訂に向けた中央教育審議会教育課程企画特別部会などにおいて小学校5、6年生外国語活動については外国語を使った音声中心の活動が中学校進学後の外国語の学習に生かされていない状況があること、また中学校においては国語と英語の音声の違いや英語の発音とつづりの関係を理解することが不十分であることなどの課題が指摘されました。このようなことから、平成32年度から実施されます新学習指導要領におきましては、小学校3、4年生から聞く、話すを中心とした外国語になれ親しむ外国語活動を年35時間、5、6年生は聞く、話す、書く、読むの4技能を総合的、系統的に扱う教科、外国語を年70時間行うこと、中学校においてはより具体的で身近な話題についての表現や簡単な情報交換ができるコミュニケーション能力を養うための学習活動を重視することなどの改善が図られました。その後文部科学省においては、平成29年7月通知「小学校及び中学校の学習指導要領等に関する移行措置並びに移行期間中における学習指導等について」において、移行期間であります平

成30年度、31年度について最低限小学校3、4年生の外国語活動を15時間、5、6年生の外国語を50時間確保することが示されました。

本市においては、文部科学省が示した移行期間における時数を踏まえつつ、校長会や名寄市教育改善プロジェクト委員会の教育研究の充実に関する研究グループが中心となって、移行期間における授業時数や時間割りの編成などについて検討してきました。その結果、本市の小学校においては中学校や高学年との接続に十分配慮することが重要と考え、日課を見直したり、朝や放課後の時間を有効に活用するなどして平成30年度から35時間の3、4年生の外国語活動、70時間の5、6年生の外国語の授業時数を確保し、先行実施することにいたしました。

このような学習指導要領の改訂に伴う外国語活動、外国語の改善については、保護者、地域の方にも理解を深めていただくことが重要なことから、名寄市教育改善プロジェクト委員会の教育研究の充実に関する研究グループが中心となって保護者向けのリーフレット「次期学習指導要領の改訂に伴う外国語活動及び外国語科（英語）について」を作成し、配布しました。リーフレットには、学習内容やテストの有無、通知表の評価の仕方などについてQアンドA形式で記載されています。新年度においても参観日の懇談や家庭訪問で説明するなどして保護者の理解が得られるよう活用してまいります。今後教育委員会といたしましては、各学校における英語教育の充実を図るため外国語活動や外国語に関する児童用冊子や教師用指導書、デジタル教材などが効果的に活用されるよう名寄市教育改善プロジェクト委員会の教育研究の充実に関する研究グループが中心となって、年間指導計画や時間割り編成の改善、アクティビティーの研究等を推進してまいります。

次に、小項目2、児童生徒に対する情報モラル教育についてですが、近年のスマートフォン等の急速な普及は高い利便性をもたらす一方、児童生

徒がネット詐欺や不正請求、出会い系サイト等に起因した犯罪被害に遭うことなどインターネット上のさまざまなサービスに係る問題を生み出しております。本市におきましては、名寄市小中学校生徒指導連絡協議会が平成28年6月に小学5、6年生以上の児童生徒を対象に行った携帯、ネットに関するアンケート調査結果から、自分専用の携帯電話やスマートフォンなどの端末を所有している割合が小学生で28%、中学生で54%という現状にあります。また、携帯電話などでトラブルや困ったこと、心配なことがあるとの回答が小学生で9%、中学生で2%報告されました。その内容は、ワンクリック詐欺に遭いそうになった、無言電話、悪口を書かれたなどでした。

このような現状を踏まえると、児童生徒一人一人に発達段階に応じた情報モラルを身につけさせるとともに、子供たちがネットトラブルに巻き込まれないように保護者や周囲の大人が正しい情報を持ち、守るべきルールについて親子で話し合うことも必要であります。このため学校においては、授業における指導はもとより、関係機関や家庭、地域と連携し、発達段階に応じた情報モラルを取り扱った指導を行っております。小学校では、総合的な学習の時間においてインターネットや携帯電話の使い方を指導したり、学級活動の時間においてネットトラブル等の危険について指導しております。中学校では、これらに加えて技術・家庭科の技術分野において著作権や発信した情報に対する責任を知り、情報モラルについて考えさせる指導をしております。また、名寄警察署や名寄市消費生活センター、携帯電話キャリア会社等と連携を図り、児童生徒や保護者を対象としたネットトラブルの怖さやインターネット使用上のルールなどを学ぶ講演会を実施しております。

一方、青少年センターでは、地域で開催される安心会議や各種協議会において市内におけるフィルタリングサービスの現状等の情報を提供し、課題意識の共有化を図っております。さらに、家庭

での話し合いを促すために、児童生徒がネットトラブルに巻き込まれないためのポイントなどを掲載した啓発用のリーフレットを全市全戸に配布しております。教育委員会といたしましては、今後とも学校や地域、家庭と連携を図りながら児童生徒が情報機器の正しい利活用と情報に対する的確な判断力を身につけ、安心、安全な環境のもと成長できるよう努めてまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 松岡企画担当参事監。

○参事監（松岡 将君） 私からは、大項目の3番、名寄市における定住促進について、小項目の1、人口流出の現状と今後の取り組みについて答弁いたします。

本市における人口流出の現状としましては、平成19年度から28年度までの10年間の転出数の平均としまして1年当たり約1,700人程度の転出となっており、転入者数との差し引きであります社会減の平均としましては毎年200人強の転出超過となっております。転出の理由といたしましては、若年層においては進学や就職、現役世代の転職、転勤、また高齢者においては施設の入所や親族を頼っての転出などさまざまな原因となっております。こういった状況に対応するため、平成27年10月に名寄市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、産業振興や雇用の場の創出、観光施策やスポーツ合宿、大会の誘致を通じた交流人口の拡大、子育て家庭への支援、高齢者が活躍できる環境づくり、自治体間の連携、大学を生かしたまちづくりと大学生の地元定着に向けた取り組みなど施策を推進することで、将来にわたって自律的で持続的な地域社会を創生していくこととしております。

以上、私からの答弁となります。

○議長（黒井 徹議員） 水間営業戦略室長。

○営業戦略室長（水間 剛君） 私からは、大項目3、小項目2の若者に対する定住について申し上げます。

先日市内の高等学校におきましても卒業式が行われましたが、ハローワークなよろ管内のここの春の新規学校卒業者は613人で、そのうち就職を希望していた者は1月末現在であります、157人となっており、就職希望者以外の多くは進学等でこの地域を離れていきます。また、就職希望の157人においても管内での就職希望者は80人で、半数近くはこの地域を離れることを希望している状況があります。同じく1月末現在の名寄市を就業地とした内定状況につきましては28人となっており、本市での求人数が100人ある中では希望職種や労働環境のミスマッチが生まれている状況がうかがえるところであります。

本市では、就職支援として就職への心構えと地元の企業を知ってもらうための高等学校卒業生向けの企業説明会や企業見学会を土別市、ハローワーク、上川教育局、上川総合振興局等と連携し、実施しております。今年度も企業説明会は参加企業45社のもと学生が102名の参加、企業見学会は地域企業3社を26名の学生がそれぞれ7月と8月に実施してきております。今後もこのような支援を実施するとともに、都市部との労働環境の差を縮めていけるよう事業所に対しましても協力をお願いしていきながら、若年層の定着に向けた取り組みを進めてまいります。

また、進学等で地域を離れた方にも就職活動の選択肢として地元企業の紹介ができるよう市内商工団体と連携しながらシステムづくりを行ってまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 松島大学事務局長。

○市立大学事務局長（松島佳寿夫君） 私からは、大項目3、名寄市における定住促進についてのうちの小項目の3、名寄市立大学との連携について申し上げます。

大学としての取り組みは、名寄公共職業安定所、経済部営業戦略室と大学キャリア支援センターの3者で名寄市立大学人材定着推進会議を設置し、

名寄市立大学の学生に対し市内への就業及び定着に向けた取り組みを進めております。あわせて卒業生が本市に定着することを推進するため、名寄市立大学地元定着化推進事業を平成28年度から実施をしており、平成28年度の卒業生は地元就業支度金助成事業、奨学金返還支援事業に延べ29人が該当し、24人が本市に就業しております。

なお、今年度の卒業生は現在のところ8名が市内の事業所等に就職する見込みです。

人材定着推進会議では、市内事業所の企業説明会を大学内で開催し、学生の進路選択肢として市内事業所に目を向けさせる機会を提供しており、今後も事業所の協力を得ながら継続をしていくこととしておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 野田議員。

○3番（野田三樹也議員） それぞれ御答弁いただきました。ありがとうございます。それでは、再質問に入らせていただきたいと思います。

まず初めに、今シーズンにおける除排雪の実施状況についてですけれども、今シーズンの排雪は昨年より雪が多く、特に交差点の雪山が高くなり、市民からは交差点排雪の基準はどのように判断を行っているのかなどを聞かせていただきました。先ほどの答弁の中にも今回委託による交差点排雪、直営班による交差点排雪がかなり今シーズンはふえているということで、その分だけ市民も非常に不安なところもあるのかなと思って聞かせていただいたところなのですけれども、その判断基準というのはどのような形になっているのか、どのように実施しているのか、改めてちょっとお知らせください。

○議長（黒井 徹議員） 天野建設水道部長。

○建設水道部長（天野信二君） ただいま交差点のカット排雪の関係で再質問いただきました。ここで、大変申しわけないのですが、先ほどの私答弁させていただいた中で1カ所数値の間違いがご

ございましたので、ちょっとこの場で訂正お願い申し上げます。

先ほど野田議員より交差点カット排雪の箇所数の御質問をいただきました。私直営班での排雪箇所144カ所と申しあげましたけれども、114カ所ということでございますので、御訂正よろしくお願いをします。多く申し上げてしまいました。大変申しわけございません。

それでは、再質問いただきました件で、交差点における排雪の基準のお尋ねを頂戴いたしました。除排雪の中で、御承知のように早朝まで約10センチ程度の降雪があった場合、除雪作業かかるというのはこれもう既に皆様御承知のとおり体制をとって、市内一斉に作業にかかれるという体制をとってございます。そういった同じような基準といたしますか、数値化したものということになるかというふうに思いますけれども、なかなか交差点におきましてはそれぞれの交差点の状況、幅員、またその交差点、道路等の交通量、また学校が近ければ通学路とその年の降雪によりまして、また幹線道路の排雪時期などによりまして状況については本当にまちまちな状態がございます、全体的な機械も含めて一斉に交差点对策というのはできないというのが現状でございます、私どもパトロール体制の中や地域の皆様からあそこの交差点ちょっと危なくなりそうだなといった情報なども頂戴した中から、当然現地等の確認を重ねながら適宜判断をさせていただきながら対応をさせていただいているところでございます。繰り返しになるのですが、数多い交差点の対応でございますので、できるだけ効率よく、順序よくといいますか、いった中での努力をしながらさせていただきたいというふうに考えてございますので、とりわけ委託をしながら業者の方々の委託業務、そしてお話ございました直営班の作業で相当努力をさせていただいているつもりでございますけれども、決していかなるシーズンであっても十分なものというのはなかなか難しいかと思っておりますけれども、常にそのことは肝に銘じながら作業に当たりたいなというふうに思っておりますので、その旨御理解いただければと思っております。よろしくお願いをいたします。

ども、常にそのことは肝に銘じながら作業に当たりたいなというふうに思っておりますので、その旨御理解いただければと思っております。よろしくお願いをいたします。

○議長（黒井 徹議員） 野田議員。

○3番（野田三樹也議員） ありがとうございます。数値的に何センチとか、そういった基準はないということで、車の通り、歩行者の通りが多い場所だとか、通学路だとか、あと市民から情報を得たり、パトロールを経たりして、排雪する関係なども通じてそういった判断で行っているということなので、その点については私も理解をしたいと思います。今後もそういった判断基準が非常に大切になってくると思うのですが、何せかせ自然相手の作業となると思っておりますので、市民が安心して冬期間を過ごせるように今後も取り組んでいただくことをお願いしたいと思います。

そのほかにもことしという言い方は変なのですが、以前からもやられていたと思うのですが、直営班ですか、特に今シーズンにおきましては砂まきの散布車導入に伴い4トンダンプトラックがあいたのと、あと小型ロータリー車を導入したということで機動力が非常に上がったと思うのですが、私もその機動力を目の当たりにしてすごく成果が出ているのではないのかなと感じ取ったところなのですが、今シーズンは特に、直営班による除排雪の成果について、ちょっと改めてお知らせいただきたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 天野建設水道部長。

○建設水道部長（天野信二君） 改めて道路センターの直営班、直営班という名称正式なものではないのですが、私ども業務の中で通常そのような言い方をさせていただいております。職員体制5名で現在作業に係ってございまして、夏冬問わずということなのですが、夏であれば道路の維持管理や補修作業などに当たってございまして、とりわけ即時にといいますか、緊急性の高い作業等

について常に対応する作業をさせていただいているところがございます。とりわけ今シーズンの冬の作業につきましては、今野田議員からお話ございましたとおり大変小型ロータリー車を中心といたしまして機械力アップして、複数班の体制を組むことができました。そういった中で、これ私どもも改めて認識したのですが、小型ロータリーというどうしても歩道の除雪ということがいつももう頭にあったのですが、それぞれ職場の中で知恵を出していただいて、時には道路の幅員の確保のためのカット排雪に走るだとか、そういった臨機応変な対応というか、活用方法、そして天候に応じて通常の委託業務でなかなか手の回らないというか、作業の後のフォローといえますか、そういったところも含めて、何とかこれまでも私どもも努力をしてきたつもりだったのですが、今シーズンさらに手をかけることができたというところで、今回今年度取り組んだ中でしっかりと今シーズンの成果もあるでしょうし、課題もあるかというふうに思っておりますので、通常の委託業務との間での臨機応変な作業の内容、そしてさらにこういったところに重点を置くべきか、さらにそういったこういったところに改良を加えるべきかということは今後しっかりと考えていきたいというふうに思っていますし、市民の皆様からも時にはもう緊急で頼むといったような事態もあったときも少なからず対応できた部分もあったかなというふうに思っておりますので、さらに努めてまいりたいなと思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（黒井 徹議員） 野田議員。

○3番（野田三樹也議員） ありがとうございます。本当に私自身も直営班の機動力というのは非常に重要だなと実感しましたので、これからは直営班による緊急対応が最大限に発揮できるように取り組んでいただくことをお願いしたいと思います。

そして、次に移らせていただきたいと思うのですけれども、レンタル&ゴー事業についてなのですけれども、ことしから3年間のモデル事業として取り組んでいかれると思うのですけれども、ことしが初年度ということもあり、今回1回目実施されたわけなのですけれども、実施された中で町内会の意見を参考にして、町内会で利用しやすい事業として進めていく事業だとは考えているのですけれども、改めて今後の進め方についてお知らせください。

○議長（黒井 徹議員） 天野建設水道部長。

○建設水道部長（天野信二君） 今野田議員から御指摘ございましたとおり、今シーズンモデル事業としての初年度ということで、1町内会が2月に取り組みをしていただいて、できればこの3月にももう一回というようなお話がございまして、しっかりとした総括的なものというのはこの後になるのかなというふうには思っておりますけれども、後日今回取り組んでいただいた町内会からの御意見、御指摘などもしっかりといただいて、次年度につなげていけるよう、よりよいものにしていきたいなというふうに考えてございます。

今時点で町内会の方々の声としては、手なれた運転手の確保、この部分がやっぱり課題だなというふうに言われておりますので、しっかり検証してまいりたいと思っておりますし、私ども担当が町内会の方々からいろいろお伺いしている中では、まさに運転はなれていないのだけれども、協力しますよといった方が10名ほど名乗りを上げていただいたとか、その町内会の近くに民間の除排雪をお仕事にされている業者からうちの堆積場に雪入れていいよといったお話があったりだとか、町内会の役員の方が独居老人の方々に排雪作業をどうだいといった声かけだったりだとか、そしてまた来年取り組んでみたいという町内会の代表の方がそういった作業を視察というか、ごらんいただいたりだとか、そういった面なども成果の一つになっていくのではないかなという期待をしています。

ので、今後私どものほうしっかりと町内会の御意見を踏まえてまいりたいと思っていますので、御理解いただければと思います。よろしくお願ひします。

○議長（黒井 徹議員） 野田議員。

○3番（野田三樹也議員） ありがとうございます。私自身もこのレンタル&ゴー事業というのは今後非常に重要なものになってくるのではないのかなと思っていますので、これは各町内会が本当に注目して今後を見ていくのではないのかなと思っていますので、各町内会が利用しやすいように取り組んでいただくことをぜひお願ひしたいと思っています。

そして次に、2020年度の英語教育導入についてなのですが、20年度導入に伴い現在において時数を確保することも問題視されているとお話をお聞きしているところなのですが、今後どのように確保していくのか、ちょっと改めてお知らせください。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） 議員からありましたとおり、時数確保というのは大変課題であります。時数を確保するために、時間割りの編成の工夫等についてでありますけれども、文部科学省では5、6年生の外国語の教科に伴い小学校高学年において年間35時間増加となる時数を確保するために弾力的な授業時間の設定や時間割り編成をする必要があるとの考え方を示しております。具体的には、各学校において地域や各学校の実情に応じて、例えば夏季、冬季の長期休業中や土曜日に授業を行うなどして外国語の指導時数を確保することが求められているところであります。

本市の各小学校におきましては、外国語の授業時数を確保するために校長会や教育改善プロジェクト委員会の教育研究の充実に関する研究グループが中心となって検討し、夏季、冬季の長期休業期間や土曜日に授業を行うのではなく、朝学習の時間を活用したり、清掃の時間を短縮して週に7

時間授業とするなどして年70時間の外国語の指導時数を確保することとしているところであります。今後教育委員会といたしましては、各小学校に児童の生活や学習のリズムを維持しつつ、学校の規模や実態に応じて指導時数を確実に確保するよう指導、助言するとともに、名寄市教育改善プロジェクト委員会の教育研究の充実に関する研究グループが中心となって教員の外国語に関する指導力や英語力が高まるよう取り組んでまいります。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 野田議員。

○3番（野田三樹也議員） ありがとうございます。今後将来的には、本当に英語というのは必要不可欠なものになってくると私自身確信しているところであります。そこで、児童が将来に向けてせっかく習った教育、英語力が発揮できるように今後も取り組んでいただくことをぜひお願ひしたいと思います。

次に、児童生徒に対する情報モラル教育についてなのですが、皆さんも御存じだと思うのですが、ことしの2月から18歳未満の子供たちを守るために、改正青少年インターネット環境整備法が施行されました。このことについて本市としてどのように認識をされているのかお知らせください。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） ただいま質問ありました青少年インターネット環境整備法の施行についての本市の認識ということであります。平成21年に青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境をつくるため青少年インターネット環境整備法が施行されました。その後制定時に主に流通していた従来型の携帯電話を想定した措置では対応困難なスマートフォン、携帯電話回線を利用するタブレット等の機器やアプリケーション、公衆無線LAN経由のインターネットの利用が急速に拡大し、青少年をめぐるインターネット環境が大きく変化したことから、本年2月に一部

改正がされたところであります。

主な改正といたしましては、18歳未満の子供がスマートフォンなどを購入する際、有害サイトなどのアクセストラブルから子供たちを守るため、フィルタリング機能を設定し、販売することが携帯電話会社や契約代理店に義務づけられたところであり、青少年センターでは、毎年北海道青少年健全育成条例に基づきながら北海道より立入調査員の委嘱を受け、名寄市内の携帯電話やスマートフォンの販売店に立入調査を実施して、契約時における年齢確認やフィルタリングの利用状況と周知の徹底について確認を行っているところであります。今後におきましてもフィルタリング機能の設定について引き続き調査を実施してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 野田議員。

○3番（野田三樹也議員） ありがとうございます。

今回改正された法律は、あくまでも設定の義務化であり、保護者が拒否しない限り店側がフィルタリングを設定した上での販売を義務づけているという形になっております。私も子供を育てる家庭の一人としてなのですけれども、先月2月に実際に経験したのですけれども、仕事が終わって家に帰って、当然私も子供が携帯を持つことに関しては親がしっかり管理責任があると思っていますので、条件つきで携帯を持たせているところなのですけれども、うちの奥さんと私が2人で携帯を子供の目の前でちゃんとチェックをしているわけなのですけれども、ある日、先月、2月に私がチェックしたときに設定したはずのフィルタリングが解除されていたのです。なぜ、どうしたのだいと聞いたのです。そうしたら、うちの奥さんが子供にせがまれて、気をつけるからということでお店屋さんを持って行って設定を解除してしまったと。そうしたら、案の定やっぱり有害サイトのメールだとか、そういったものが大量に来ていたの

で、下の子も中学校に上がるので、やはり携帯を持ちたいというので、改めて家で家族で話し合いをして、上の子供に対してはまた改めてフィルタリングをかけに行ったという経験もさせていただきました。その中において私感じたことは、やっぱり保護者が手の届く状況で管理してあげなければいけないと思いますので、これは保護者に対してもフィルタリングについての重要性を知ってもらうことが重要だなと思ったところなのですけれども、何か保護者に向けての取り組みは行っているのか、ちょっと改めてお知らせください。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） 議員からありましたように、保護者の対応、先ほどの高橋議員からもありましたとおりそこは大変重要というふうに考えているところであります。そこで、保護者に向けての取り組みについてでありますけれども、児童生徒がネットトラブルに巻き込まれないためには、保護者や周囲の大人がモラルやマナー、危険を回避するための情報や知識を持って、フィルタリング機能の重要性をしっかりと認識して、児童生徒の安全を守っていかなければならないというふうに考えているところであります。そのため青少年センターでは、関係機関と連携しながら、1月にネットトラブル注意啓発用チラシを全戸配布し、広く周知しているところであります。また、青少年インターネット環境整備法改正についてのパンフレットも作成し、保護者や地域で開催される安心会議、各種協議会において情報提供をする予定となっているところであります。今後におきましても児童生徒がインターネットを介して犯罪などのトラブルに巻き込まれたりしないよう、学校、教育委員会、地域、保護者が一体となって連携を図りながら、子供たちが犯罪に遭わない、起こさないよう安全確保に努めてまいります。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 野田議員。

○3番（野田三樹也議員） ありがとうございます。

した。フィルタリングについては、やはり子供の感覚というのは全てにおいて使えなくなるという認識が多いところなのですけれども、設定によってはラインだけを使えるようにしたりだとか、そういった細かい設定ができるということなので、やはり保護者もそういった重要性をしっかりと知っていただくことが重要なのかなと思います。やはり子供たちを守り育てていくのには、保護者と学校で、そして行政との連携が重要だと考えておりますので、これからも情報モラル教育について取り組んでいただくことをぜひお願いしたいと思います。

そして次に、最後になりますが、名寄市における定住促進についてなのですけれども、今後の定住促進を進めていくためにも若者や高齢者に対しての住みやすく魅力のあるまちづくりは私自身も重要な課題だと考えております。そこで、以前に私在学习中の大学生から直接お話聞くことができたのですけれども、今回市内に就職される方は数名いるということなのですけれども、そういった就職を目的として頑張っている生徒たくさんいると思うのですけれども、逆に私自身というか、学生自身の生まれ故郷がすぐ名寄市のそばにあると。だから、車だろうが、JRを使おうが、もうすぐ行き来ができるので、名寄に定住してもいいと。この名寄市というまちが非常に大好きだと、定住したいとお話聞きました。でも、在学习中に取った資格を生かした就職先がないというのです。やはり定住するためには当然仕事をしなければいけない、生活していくのに。そのことに関して就職先が非常に困っているというお話を聞かせていただきました。これも人口流出を防ぐためにも在学中の生徒が卒業後は定住するきっかけとなるように、このような悩みを抱えている学生に対しても何らかの支援が必要なのではないのかなと考えているところなのですけれども、改めてこの点についての本市のお考えをお知らせください。

○議長（黒井 徹議員） 松島大学事務局長。

○市立大学事務局長（松島佳寿夫君） 卒業生が一人でも多く名寄に残っていただくことを念頭に、人材定着化推進会議、あるいは地元定着化の促進事業をつくったところであります。一連の取り組みの中で市内の企業ですとか事業所を紹介する名寄の仕事というようなものを実施しておりまして、そこに多くの学生が参加をして市内の就業につながるように制度の普及に努めているところです。この制度はまだ2年目ですので、これからより発展させるといいますか、積極的にPRをして進めていきたいなと思っております。

また、学生への支援、主にサポート支援ですけれども、学内にキャリア支援センターというのをつくっております、そこに学科からの教員、あるいは専門の相談員2名を配置をしておりまして、主にそこと連携を図りながら学生と相談、指導なんかをしておりまして、いずれにしても定住していただくにはやっぱり雇用の場と魅力あるまちづくりというのですか、そういうもの一体が必要になってきますので、それらの市の総合施策と連携をしながら大学としての取り組みを進めてまいります。

○議長（黒井 徹議員） 野田議員。

○3番（野田三樹也議員） ありがとうございます。

実際にそのように就職目的ではなくて、逆に名寄のまちが非常に大好きだと。これはすごくうれしいことであって、今の現在の人口流出に歯どめをかけるきっかけにもなってくるので、非常にうれしいことだと私自身強く思っているところなのですけれども、実際にこのような逆に定住を目的とした悩みを抱えている学生がいるということは、実際にいるのですけれども、そういった状況を大学側として把握しているのか、ちょっと改めてお聞かせください。

○議長（黒井 徹議員） 松島大学事務局長。

○市立大学事務局長（松島佳寿夫君） 今回の通告を受けまして、先ほど申しました支援センター

に所属している専任の相談員、あるいは社会福祉なり栄養の先生に相談をして聞いてみましたところ、全部の学生とコンタクトがとれているわけではないのですけれども、現在のところ議員がおっしゃられたそのような話というのは聞いていないということでしたので、もしそういう例があるならば後ほどお教えいただいて、支援センターと連携をとりながらサポートしていきたいと考えております。

○議長（黒井 徹議員） 野田議員。

○3番（野田三樹也議員） ありがとうございます。また時間がありましたら、ぜひゆっくりとお話を、そして情報交換したいなと思います。

今後もそういった悩みを抱えている学生がいるというのは事実でありますので、定住促進につながっていくように、非常に全学生からいろいろと聞き取りなど、そういったこと、状況は難しいと思うのですけれども、できるだけ努力をして、いろいろな角度から見て、状況を把握して取り組んでいただくことをこれはもう強くぜひお願いをいたしまして、終わりたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 以上で野田三樹也議員の質問を終わります。

15時15分まで休憩をいたします。

休憩 午後 2時58分

再開 午後 3時15分

○議長（黒井 徹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

小中学生のスポーツ振興とスポーツ意識の醸成について外2件を、塩田昌彦議員。

○10番（塩田昌彦議員） 議長より御指名をいただきましたので、通告順に従い順次質問をします。

大項目の1、小中学生のスポーツ振興とスポーツ意識の醸成について、小項目の1、2020東京五輪、パラリンピックマスコット投票の参加状況及び小学生のスポーツ意識の変化についてお伺

いをいたします。先月冬季オリンピック平昌大会が開催され、日本選手団は長野オリンピックを上回る13個のメダル獲得、競技選手の互いをたたえ合うエピソードなど感動を与えてくれました。改めて世界を一つにする世界最大のスポーツの祭典であるオリンピック、パラリンピックのすばらしさ、理念に敬意を表するものであります。

2020年オリンピック、パラリンピック東京大会の開催が決定され、日本全国が歓喜いたしました。そして、大会を盛り上げるマスコットの決定を全国の小学生に委ねる史上初の試みとして小学生の投票が実施されましたが、本市の参加状況と参加した小学生の受けとめなどお知らせください。

小項目の2、中学生の運動部活動のあり方など部活動指導制度の取り組みについて。平成29年4月から部活動指導員の制度が始まりました。制度化した背景には、教員の働き方改革、運動部活動担当教員のうち競技経験がない教員の割合が日体協の調査で全国で49%に上るなど、指導による教員の心理的負担の軽減、部活動の質的向上が挙げられています。

ここで、お伺いいたします。市内小中学校での部活動指導制度の取り組み状況など実態はどのようになっているのかお知らせください。

次に、大項目の2、農業行政の取り組みについて、小項目の1、農業支援制度に係る地域おこし協力隊など農業後継者対策の現状についてお聞きをいたします。名寄市は、地域おこし協力隊制度の導入から5年が経過、これまで平成25年、26年には計画どおりそれぞれ2名を採用、3年の研修を終え、新規就農につながるなど一定の評価が得られています。しかし、27年度以降募集業務に苦慮する状況が続いており、都市部での説明会や相談会において募集につながる対策などどのように講じているのか、現状と今後の対応や見通しについてお知らせください。

小項目の2、道北農業担い手対策に係る農業担

い手海外派遣事業についてお聞きをいたします。本事業は、地域農業の担い手として国際感覚を持ち、広い視野で農業を捉えていく力を養うなど農業後継者の育成を目的に産業高校酪農科学科の生徒を海外研修として台湾に派遣し、虎尾高級農工職業高校の生徒と交流を初め、さまざまな研修を通して農作物の栽培技術、食文化の違いなど進めてまいりました。また、農産物輸出に向けた海外ニーズの把握につなげるため、これらの経験が農業者としての視野を広げ、将来的に名寄市を初め道北地域の農業振興に貢献するものとし、事業期間3年をめどに道北農業担い手育成対策協議会が実施主体となり、台湾派遣研修を行い、今年で当初計画の3年が経過いたしました。本事業の成果や課題など、どのような検証が行われたのか、また今後の対応などについてお知らせをください。

小項目の3、酪農振興について。現在家畜飼育農家の労働負担軽減と優良育成牛の確保を図ることを目的に公共牧場が開放されていますが、牧場2施設の管理運営及び受け入れの状況についてお知らせください。

次に、大項目の3、地域経済の活性化と中小企業の振興についてお聞かせください。小項目の1、ものづくり補助金の運用に係る中小企業の設備投資支援についてお聞きをいたします。国は、今国会において生産性向上特別措置法案を提出し、中小企業が老朽化した設備を更新し、生産性を高め、経営の後押しをする対策を講ずるとしております。中小企業支援強化策で設備投資を支援するものづくり補助金の予算規模を拡大するものであり、今国会の予算特別委員会では世耕経済産業大臣が制度の必要性と重要性について述べております。特例措置法では、市町村が固定資産税を3年間免除する措置を講ずることとしています。国の想定するスケジュールでは、5月に法案の成立、公布が行われ、6月の施行に伴う事前公募、7月に採択、そして交付決定という流れになっております。したがって、ものづくり補助金の優先採択に向けて

名寄市として幾つかクリアをしなければならない事項がありますが、補助金の採択を受けることは名寄市の中小企業にとって今後の経営における重要な意味をなし、かつ地域経済の活性に大きな役割を果たすことと思っておりますが、名寄市の対応についてお聞きをお聞きをいたします。

小項目の2、中小企業振興対策の推進に向けた基本条例の制定についての考えについてお尋ねをいたします。名寄市は、地域経済の発展、推進のため中小企業振興条例を制定し、中小企業等の企業経営のための必要な助成と振興を図ってきておりますが、中小企業振興に向けての基本理念や事業計画の策定など、基本的施策、基本方針を規定するに至っておらず、精神論を規定する名寄市中小企業振興基本条例を制定するお考えはあるのかどうかお聞きをいたします。

以上、この場からの質問とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川 勇人君） ただいま塩田議員からは、大項目で3点にわたり御質問をいただきました。大項目1は私から、大項目2は経済部長から、大項目3は営業戦略室長からの答弁となりますので、よろしくお願ひいたします。

大項目1、小中学生のスポーツ振興とスポーツ意識の醸成についてお答えいたします。初めに、小項目1、2020年東京五輪、パラリンピックマスコット投票の参加状況及び参加したことによる意識の変化についてですが、オリンピックは世界中のアスリートが競い合う姿を目にすることから、自己ベストを目指して努力することのとうとさ、スポーツを通じて世界の人々との友情を深めたり、互いに尊重し合う心を高めるきっかけとなります。また、さまざまな障がいのあるアスリートが創意工夫を凝らして限界に挑むパラリンピックは、多様性を認め、誰もが個性や能力を発揮し、活躍できる共生社会の重要性を学ぶきっかけとなります。東京オリンピック・パラリンピック競技

大会組織委員会においては、2020年東京オリンピック、パラリンピック大会の成功を通じて未来を担う子供たちに自信と勇気、多様性の理解、主体的、積極的な社会参加を育むため、東京2020教育プログラム「ようい、ドン！」による取り組みを推進しております。東京2020教育プログラムの一つでありますマスコット投票は、クラスで1つのマスコットを選ぶ活動を通じて、2020年東京オリンピック、パラリンピック競技大会への参加意識を啓発し、関心を高めるための取り組みであります。

本市の小学校においては、マスコット投票時の教師用指導案やマスコット候補の動画などを活用し、それぞれのマスコット案について4つの視点、オリンピック、パラリンピックの理念や価値が反映されているか、2つ目、東京や日本らしさを感じるか、3つ目、個性的でデザインがすぐれているか、4つ目、多くの人に好まれるかに沿って話し合い、1つのマスコットを選ぶ活動を行いました。その結果、オリンピック、パラリンピックのスポーツを通して心と体を鍛え、世界中の人と交流して世界の平和に貢献するという理念や大会マスコットの役割について理解を深めることができました。

次に、小項目2、中学生の運動部活動のあり方など部活動指導員制度の取り組みについてですが、まず本市の中学校における部活動の現状と課題についてお答えいたします。中学校における部活動は、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養、好ましい人間関係の形成等に資するものであり、学校教育活動の一環として教育課程との関連を図ることが求められております。そのため本市の各中学校においては、校内組織に部活動委員会を位置づけ、指導方針や活動の決まり等について共通理解を図ったり、定期的に顧問会議を開催して各部の活動状況等を確認するなど、学校全体で組織的に活動の充実に努めております。部活動を実施するに当た

っては、家庭、地域との連携、協力が不可欠であることから、地域や学校の実態に応じ地域の人々の協力を得たり、各種団体等と連携しながら進めております。また、保護者会等を設置し、指導方針や活動状況等について理解と協力を求めるなど学校と家庭が一体となって部活動の充実に努めております。

本年度本市の中学校においては、学校の規模にもよりますが、野球、バレーボール、バドミントンなどの運動部活動が1から13部設置され、市内全生徒の61.2%が加入しております。運動部活動の課題といたしましては、教員が放課後の部活動指導に時間を過度に費やすこと、授業準備や教育相談、生徒指導などの校務に支障を来すこと、土日に開催される大会等への引率は教員が行っていることから、指導に当たる教員の負担が大きいことなどが挙げられております。このため各中学校では、定期的に部活動休養日を設定したり、できる限り複数の教員が指導する体制を整えたりしております。

また、教員とともに部活動の指導に当たる外部指導者につきましては、現在3校、5つの部活動で10名の方に活躍していただいております。具体的には、柔道、剣道、野球、スケートなどの部活動においてその種目の専門性を有する地域の方々に協力をいただいております。外部指導者を活用していない1校は、地域にその部活動指導に当たる人材がいないことから外部指導者の活用には至っておりません。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 白田経済部長。

○経済部長（白田 進君） 続いて、大項目の2、農業行政の取り組みについて、初めに小項目1の農業支援員制度に係る地域おこし協力隊など農業後継者対策の現状について申し上げます。

当市における地域おこし協力隊、農業支援員の募集につきましては、平成25年度よりその取り組みを開始してございます。募集活動については、

北海道農業担い手育成センター主催の北海道新規就農フェアや北海道とNPOふるさと回帰支援センター共催で実施をされた北海道地域おこし協力隊合同募集フェアなどへの参加のほか、市のホームページを初め友好交流都市であります杉並区でのポスター掲示やパンフレットの配布、農業系の高校、大学などでのPR活動などを行ってまいりました。また、本年度は新規事業であります農業体験実習事業を活用して、まずは実際に当市にお越しをいただき名寄の農業や環境、魅力などを体験いただくよう御案内をさせていただきました。

農業支援員の委嘱についてでございますが、毎年2名ずつ、3年の任期でございますので、年間最大6名の農業支援員確保を目標として取り組んでおりまして、平成25年度、26年度に各2名、平成29年度に1名の委嘱をさせていただいたところでございます。農業支援員のうち既に4名の方につきましては3年間の任期を終えており、うち2名につきましては今年度より当市において新規就農に至ってございます。

地域おこし協力隊制度につきましては、平成28年度の実績で全国886カ所の自治体で取り組むなどその活用がふえており、それに伴いまして応募者の選択肢も広がり、支援員の確保は厳しくなっておりますが、当市におきましてはJOIN派遣職員や移住事業と連携をし、情報共有を図るとともに、各種フェアなどにおける相談相手に対するメールや書簡などでのお礼や連絡に加えまして、農業支援員のパンフレットや農業体験実習事業の案内など事後の資料送付を含めましてきめ細かな情報提供と丁寧な対応に努めているところでございます。今後は、名寄市での研修、就農の姿が一層イメージしやすいガイドブックの作成など、よりわかりやすく、かつ具体的な情報提供と丁寧な対応に努め、農業支援員の確保を目指してまいります。

次に、小項目の2、道北農業担い手対策に係る農業担い手海外派遣事業について申し上げます。

農業担い手海外研修派遣事業につきましては、国際感覚を養い、幅広い視野を有する農業後継者の育成を目的としまして、名寄産業高校酪農科学科の生徒を対象に台湾への研修派遣に取り組む道北農業担い手育成対策協議会に対しまして平成27年度から29年度までの3カ年の支援事業として実施をしてまいりました。この3カ年の実績についてでございますが、派遣人数につきましては平成27年度が4名、28年度が8名、29年度が12名、合わせまして24名となっております、主な内容といたしましては虎尾高級農工職業学校生徒との交流や農家での作業実習、現地での日本産農産物の販売状況の視察、台湾の歴史や文化などを学ぶ貴重な機会として取り組まれてまいりました。参加した生徒からは、現地の生産現場から栽培管理における工夫や日本との違いを学んだこと、生徒間の交流では言葉の壁を越えて同年代同士の親交を深め友情が芽生えたなど国際交流の必要性を実感するよい機会となったなど、感想が報告されるとともに、学校といたしましては帰国後における生徒の国際交流に対する積極性や意識の変化等成長が見られるなど事業として一定の効果、役割を果たしたものと考えているところでございます。加えて、現在名寄産業高校におきましては、旭川農業高校との合同で台湾と人、物を通じた交流の検討が始まるなど新たな展開も生まれているところでございまして、当該事業は予定どおり3年間で一つの区切りと考えているところでございますが、この3カ年の成果と実績が産業高校の今後の活動に生かされるとともに、一つの契機として新たな取り組みにつながることを期待するところでございます。

次に、小項目の3、酪農振興について申し上げます。市営牧場につきましては、酪農家の労働負担の軽減、後継牛の育成確保を目的として市営牧野は旧名寄市が昭和39年に、母子里牧場につきましては旧風連町が昭和58年にそれぞれ開設をし、現在は繁殖、育成部門を専門に担う公共育成

牧場として市が設置を行い、JAが指定管理者として運営を担ってございます。市営牧場における入牧状況についてであります。入牧頭数は直近の3カ年平均で409頭、延べ頭数では5万1,293頭となっております。飼養環境の違いから市営牧場に偏った状況となっており、両牧場の平準化が課題となっております。合併以降この間2つの牧場のあり方が検討課題でございましたが、今後の推移見込みでは飼養戸数の減少は見込まれるものの、飼養頭数については経営体の規模拡大により維持される見込みであることと、またその規模拡大に伴いまして公共牧場の役割が一層求められること、さらには両牧場に対する生産者の理解と信頼も深まり、大きくは受精までの期間は市営牧場で、その前後の期間は母子里牧場でと両牧場の機能についてもすみ分けが進んでいますことから、これまでの老朽化等への対応に加えまして両牧場の機能が十分発揮できるよう計画的な施設の整備や草地更新などに努めてまいりたいと考えてございます。

以上、私から答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 水間営業戦略室長。

○営業戦略室長（水間 剛君） 私からは、大項目3、地域経済の活性化と中小企業の振興について、小項目1、ものづくり補助金等の運用にかかわる中小企業の設備投資支援について申し上げます。

生産性向上特別措置法案は、中小企業の生産性向上のための設備投資を促すことを目的とするもので、企業が収益向上につながる設備投資などの先端設備等導入計画を市町村に提出、市町村は新たに策定する導入促進基本計画に照らし導入計画を認定することで企業は国の支援を受けられる流れとなっており、地域の自主性のもとに生産性向上に必要な設備投資を加速させる仕組みとして、現在開会中の第196回通常国会において審議される予定となっております。支援の具体的な内容といたしましては、生産性を向上させる機械器具

等の設備投資に係る固定資産税額を3カ年市町村の判断によりゼロから2分の1で減免を行い、市町村減収分の75%を国が補填するといったものとなっております。また、固定資産税額をゼロに選択した市町村における中小企業につきましては、設備投資等を支援するものづくり・商業・サービス経営力向上支援補助金などの補助金が優先採択となり、さらには補助率も2分の1から3分の2に引き上げされるなど、設備投資を目指す中小企業にとって大きなインセンティブとなります。

ものづくり補助金は、本市においても平成26年度から10社が採択となっており、補助限度額が1,000万円となっていることから、合計で約7,000万円の補助金を受けており、設備投資を実施する上で大変有利な補助金であります。この補助金のインセンティブを当初から受けるためには、本法律が施行される6月に合わせ市町村税である固定資産税を減免するための条例整備及び市町村による導入促進基本計画の策定が要件とされております。さきに開催された経済産業省の説明会において、市町村条例の取り扱いについては総務省と協議中であり、基本計画の考え方等は制度設計中ということで、詳細は不明な点も多い状況ではありますが、名寄商工会議所及び風連商工会からも実施に向けた要望を受けており、また既に補助金の活用を検討している市内企業からも相談を受けております。これらの制度は、市内中小企業にとって大きな支援施策になると考えておりますので、国からの詳細な情報が得られ次第議会にも十分御相談させていただきながら、関係機関とも連携し、実施に向けて検討を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

続いて、小項目2、中小企業振興施策の推進に向けた基本条例の制定について申し上げます。本市の地域経済を維持、継続していくためには、新たに事業を起こす者、新たに事業を引き継ぐ者、そして事業を継続していく者としての事業主、さ

らには各事業所で働く者としての労働力などの人材確保が喫緊の課題の一つとして考えており、これらを初めとした本市の課題解決に向けた取り組むべき施策を構築するためにも、中長期的な方向性を定めていく必要があると考えております。今後第2次総合計画中期計画の基本目標の一つである地域の特性を生かしたにぎわいと活力あるまちづくりの商業の振興、工業の振興、雇用の安定における具体的な計画事業にかかわる議論を行っていくため、関係機関、団体及び事業者などとの検討を行う機会がふえることから、本市における商工業振興に係るそれぞれの役割や理念等を含めた内容についても十分議論していきたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思ひます。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 塩田議員。

○10番（塩田昌彦議員） それぞれ御答弁をいただきましてありがとうございます。時間の限り再質問をさせていただきます。

まず先に、2020年の東京オリンピック、パラリンピックの投票の関係、すごく気にしていたところなのですけれども、報道によるとそれこそ全国で1万6,000校を超える学校、そして20万を超える学級でこのマスコット投票が行われたというふうに報道がありました。既に3つの選択肢のうちのAに決まったというふうなことで、これからそのネーミング等が決められるというところでもありますけれども、先ほどの御答弁で名寄市の小学校もしっかりこの取り組みを行ったというふうなことでありますし、安心をしているところでもあります。答弁の中で、子供たちのオリンピック、パラリンピック、スポーツに対する意識の高まりというふうなことでお話があったかなというふうに思ひます。この高まりといいましようか、その辺具体的にどんなことがあったのか。私も幾つかの小学校には訪問をさせていただいて、子供や、それから学校関係者と若干話をさせていただいておりますけれども、その中でも本当に自分た

ちで決められるのだという喜びといいましようか、そんなことも感じてきました。済みません。学校での高まりという部分でよろしくお願ひします。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） 御質問にありました今回のマスコット投票におきましても、子供たちの意見とか、そういったことを含めてちょっと答弁をさせていただきたいというふうに思ひております。

参加した効果ということでもありますけれども、児童生徒からはオリンピックが開催される東京は名寄から遠く離れたところにあるが、日本で行われている実感を持ち身近になった、オリンピック、パラリンピックに自分たちも参加しているという気持ちになった、自分たちの意見も取り入れられるということがとてもうれしいなどという感想を持つなど、マスコット投票を通じて東京オリンピック、パラリンピックに自分たちもかかわったという、そういった実感を持つ子供たちが多く出たということでもあります。また、指導した教員からは、紹介動画がとてもよかった、子供たちに改めて日本の文化について考えさせることができたという感想も出されているところでもあります。今後は、教育委員会といたしましても各学校に東京オリンピック、パラリンピック競技大会に関する取り組みを通じて、スポーツを通しての世界の人々との友情を深めたり、互いに尊重し合う心を高めるとともに、多様性の尊重や他者への思いやりの心を培っていく契機とするようお願ひしたいというふうに思ひますし、議員からありましたようにこの気持ちをずっと継続していくような取り組みもあわせて進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 塩田議員。

○10番（塩田昌彦議員） ありがとうございます。

名寄市は、取り組みとして冬季スポーツではあ

りますけれども、冬季スポーツの拠点化というものも進めておりますし、また2020東京オリンピック、パラリンピックのホストタウンというふうなことでたしか認定を受けていて、北海道には5市が認定を受けているうちの一つとして登録をされていて、やはり名寄市はスポーツに熱いなどというようなことがしっかり発信できるようにしていくべきだというふうに私も思っています、今御答弁をいただきましたけれども、スポーツを育てる力というのでしょうか、どういうふうにしてこれからまたつなげていくのかというようなことも含めて、格好よく言えば情操教育にどうつなげていくかというようなことをお聞きをしたいなどというふうに思っているのですけれども、よろしいですか。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） 今回マスコット投票ありましたけれども、議員からありましたとおりの平昌オリンピックがあつて日本選手が大変活躍したということで、時間帯も子供たちが見られる時間帯でのライブ中継だったと思うので、多くの子供たちが見ながら本当に感動して、やっぱり選手の試合後の感想等も聞きながら、いろんなことを感じたのかなというふうに思っています。そういった面では、選手自分一人ではなくて、やっぱり家族だったりの支えであったり、コーチの人だったり、いろんな人の協力があつてメダルなり自分の実力を発揮できたという、そういったことやしっかり目標を持ってそれに向かっていく、強い心を持って取り組んでいく、そういった姿が子供たちにもしっかり植えつけられたのかなというふうに思っています。今パラリンピックが開催されて、残念ながら放映の時間も短くて、私はちょっとしか見ていないのですけれども、あれもやっぱり先ほど言いましたように障がいのあるアスリートがいろんな器具等も工夫しながら、自分の持てる力をしっかり発揮する。当然それにも支える方も多くいるわけですが、そういったことを通じ

て人への思いやりだったり、支えという心、いろんなものを子供たちに植えつけるいい機会だというふうに思っていますし、本当にそういった大きな世界的なイベントというのはやっぱり子供の心にも大きく刻み込んでいくというふうに思っています。そういった先ほど言いましたけれども、子供たちに忘れさせないように、冬季スポーツの拠点化事業というふうに言っていますけれども、スポーツを限定したわけではなくて、夏も含めてやっぱり多くの子供たちがスポーツに取り組みながら、それもしっかり目標を持ってやっていくように進めていきたいと思っておりますし、これはスポーツに限らず文化もそうですけれども、何でもいいですけれども、目標を持ってやるということが大事だと思っていますので、そういったことも含めて今後も取り組みを進めてまいりたいというふうに考えておりますので、御理解をお願いします。

○議長（黒井 徹議員） 塩田議員。

○10番（塩田昌彦議員） どうかよろしく願います。

次に、中学生の部活動の関係で、御答弁の中では現在市内の中学生、部活動に励んでいるという部分でいうとたしか61.2%の子供たちが加入をして、そして部活動を頑張っているよというようなお話をいただきました。そして、その中で現在外部コーチというか、外部指導、これでいうと3校で幾つかの種目に分かれて、10名の外部の方にお手伝いいただいて進めているというような御答弁があつたかなというふうに思いますが、実際に実態といたしましうか、中学校の教員の部活にかかわっている実態というか、実態把握というのが、というのは先ほども話しましたけれども、日体協で45.9%の先生が実際に自分で部活動といたしましうか、それに携わっていない。その人の精神的な負担があるとかというふうなこともあつて、名寄の実態がどうなのか。全国的な部分ですから名寄は違うのかもわかりませんが、名寄の実質、実態を把握をして、その実態把握から名寄市

がこれから取り組んでいこうとする思いというか、そういうどのような体制で臨むのか、委員会として、学校として。そういうふうなことに考えがつかなくなっていくのかなというふうに思うのですけれども、そういう意味でいうとやはり実際に携わっている先生方の実態把握というのは必要ではないのかなというふうに思っているのですけれども、その辺がどうなっているのか。そして、そのことも含めて実際に実態把握をしたのか、していないのか、これからするのか、その中で委員会として、そして学校としてどういう考え方、この名寄の今後のあり方というか、ちょっと面倒くさい言い方かもしれませんが、その辺お願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） 部活動の指導につきましては、今議員からありましたようにその競技を経験していない先生が顧問となっている競技が多くあるかと思えます。その数値については、正直申しわけありません。正確な数字はちょっと持ち合わせていないので、今までの学校の状況だけの上での話となってしまいますけれども、申しわけありません。専門性がないと指導ができないという状況があって、先ほど言いました外部指導という制度と申しますか、そういった対応の中で進めています。ただ、中体連の引率は顧問の先生が行かなければならないとか、いろんな制約があったり、やっぱり今の中でいけば平日、土日も含めて練習であったり、大会に行ったり、大変顧問の先生の負担も大きい。特に経験のない先生がつくとなると精神的な負担もこれは大きいという状況というのは把握をしていることでありますので、そこはやっぱり改善していく必要があるかというふうには教育委員会としても考えているところであります。そういった面では、文部科学省でも言っていますけれども、部活動の休養日をつくるのか、先ほど議員からも出ました平成29年4月からですか、指導員制度も制度化されている状況がありますので、教育委員会でも再度部活動の実態

というのをきちんと把握しながら、指導員制度の活用が有効かどうかもちんちんと学校とも協議をしながら、今後の部活動の体制についてはちょっとまた別に整理をしていきたいなというふうに思っています。ただ、そのことによって教員の先生がやっぱり本来の業務であったり、生徒指導であったり、いろんな部分での対応がさらに充実することができるのであれば、積極的に導入も考えていきたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） 塩田議員。

○10番（塩田昌彦議員） 私も指導員制度というそのものを見てみると、中見るとものすごく面倒くさいというか、実態に照らし合わせていくとなかなか難しいのかなというのは実感としてあります。しかしながら、名寄市の実態というのはいささか把握をしておいて、今後どうすべきなのかなというこの検討の一つの要因になるというふうに思いますので、よろしく申し上げます。

次に、農業行政の取り組みについてお聞きをいたします。地域おこし協力隊の関係については、これは協力隊の事業になる前は札幌の農業担い手センターですか、今も継続してそこが行っているフェアとかというところに参加をしながら、相談、説明業務を行っているというふうなことだというふうに御答弁をいただきました。実際今JOINに職員が派遣されていて、JOINの連携をしたりとか、それから移住事業との連携とかいうふうなことで、いろいろ諸行事等々の情報共有を含めた中での取り組みはされているというふうにお話をいただいたかなというふうに思うのですけれども、やはりこの相談に来た人たち、思いがあって来ていると思います。名寄の関係者と説明会の中で説明をするということは、名寄市にある意味関心もあるというふうなことになっているのかなというふうに思いますから、やはりその後のアプローチも含めてしっかりやっていただきたいと思いますし、新たにガイドブックなりを今考

えているのだというふうなお話ですから、そのようにして進めていただきたいというふうに思います。

道新だったですか、北海道に地域おこし協力隊という形の中で、結構やはり北海道は人気があるそうなのです。やはり北海道でこの事業を利用して研修を受けるというふうな部分ではあるけれども、その中身としてはあるところの例としてはエゾシカに、なぜ北海道が人気あるかという食文化と観光だというふうに新聞では書いてありました。その中の事業として、エゾシカに関する部分で興味があって、そして協力隊として入って、もう一人の方はワインづくりということで入ってきたらしいのです。別々に入ってきていますし、しかしながら協力隊で研修をしていく中で2人の考え方というのがある意味共通する部分があって、コラボして一つの事業展開に進んでいるというふうな話もありましたし、やはり北海道に行きたい、行きたいという人が多いけれども、自治体も受けたい、受けたいという自治体が多くて、なかなかその辺のミスマッチがあってうまくいかないのだという新聞報道もありました。したがって、協力隊の募集に関しては苦戦しているというふうな部分ではないかなというふうに思うのですけれども、自分としては名寄に新規就農で入ってきている方がもう既に私の知っている限りで5人くらいいますし、実際にミニトマトでジュースをつくって、2人の人は合同会社つくって販売にまでいっていかるとか、それから今みたいにワインをつくらうというふうな形で努力しているという方もいますから、そういう人たちの経験というか、そういうものというのは非常に大事なのかなと思っていて、説明会なり、それから相談会のときにそういう方たちが一緒についていってお話をするということは、説得力のある話につながるのかなというふうな気がしています。それができるかできないかわからないのですけれども、そんなことも一つの自分の考え方の中にあるのですけれども、今後の地

域おこし協力隊の募集にかけての考え方というところでお話をいただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 白田経済部長。

○経済部長（白田 進君） ただいま塩田議員からは、貴重な提言をいただいたというふうに思っております。地域おこし協力隊、言われるように北海道に大変多くの方が来ていただいているものであります。北海道の可能性に希望を抱いて多くの方が来られているのだらうなというふうに思っています。その例が先ほど言われたエゾシカの関係だったり、ワインであり、観光も含めた農業を展望される方もおられるということだというふうに思います。私どもも先ほど言ったように25年から取り組みをして、この29年に成果が1つ出たということでありますので、この制度は今後も継続していきたいという考え方を持っております。ただ、実際に地域おこし協力隊、なかなか来ていただくのに苦労しているという実態はあるわけでありまして、そこの一つの獲得するためのチャンネルとするとやはりそういうフェアなんかに参加して、具体的なものを示していく必要があるだろうというふうに思っておりますので、1つは先ほどの説明にもあったように、答弁にもあったようにパンフレットの中で、これはただ制度を並べるのではなくて具体的にどういうシミュレーション、どういう流れで就農までいけるかという工程なんかも少しあらわしたものと思っておりますし、先ほど言われた新規就農を実際にされた方もいますので、そういった事例も含めてガイドブックにまとめたいというふうに思っておりますし、今塩田議員が言われたようにその説明を必ずしも職員がするというのではなくて、実際に就農された方の生の声で説明するというのは非常に説得力のある方法だと思っておりますので、御本人たちの農作業の関係もあると思っておりますけれども、その都合を合わせながらぜひ前向きに取り組みについて検討させていただければと思いますので、御理解いただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 塩田議員。

○10番（塩田昌彦議員） 次に、担い手海外研修の関係について質問させていただきます。

お答えいただいた中で一定の効果があつたというふうなお話をいただきました。ただ、私の中では担い手育成というのはそんな短期間で完了するようなものではないというふうなこともあって、当初目的を持って3年間ということで、一定程度の当初3年間と区切ったわけですから、そういうことになるのかなというふうに思いますけれども、果たして本当にそれでいいのかなという素朴な疑問があります。それと、そういう海外研修があつたことによって、今旭川農業さんと名寄産業高校との合同研修というのですか、そういうものができるかどうかわからないけれども、そういう話にも至っているというふうなことでありますから、これも海外研修をした一定の成果なのかなというふうに思っています。ただ、この道北農業担い手育成対策協議会ですか、というものをつくって、そこが実際実質運営しているということです。実施したということでありまして、その協議会の中で3年間の成果、そして当初の目的というふうなことも含めた中でしっかり検証がなされたのかどうかというのが先ほどの御答弁の中ではまだちょっと私も納得していない部分がありますので、追加で御説明をいただきたいと思いますが、名寄産業高校の酪農科学科というのはこの研修が始まったとき、3年前は10名の入学でした。入学者が10名。29年には21名になって、そしてことしの新入生、今のところたしか26名になっていると思うのです。だんだん成果が出てきているというふうなことでありまして、この要因としては酪農科学というのは全国区だというふうなこともあるし、それから行政がいろんな部分で対策を講じていることも功をなしているというふうには思いますけれども、やはりこの研修というのも一つの一定程度の要因になっているというふうに私思うので、この辺の担い手協議会との部

分、今後の対応についてお伺いしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 白田経済部長。

○経済部長（白田 進君） 再質問いただきました。事業の効果ということでは先ほど申し上げましたし、また改めて今塩田議員のほうから効果があつたということでお話をいただきましたので、そこは私どもも事業をやってよかったなというふうに改めて強く感じたところであります。

この間当初から3年間の事業として取り組みをさせていただいたということでありまして、この3年間についてはそれぞれ取り組みがあつたことについては協議会の中で生徒から報告なども行われてきたということでありまして、協議会としても、あるいは学校としても一定程度の検証が行われてきたのだろうなというふうに私どもは考えているところでありますし、私どもの中でも効果があつたということと考えておりますけれども、当初から3年間ということで、学校のほうでもこの3年の終了に合わせての対応もいただいたというふうに伺っておりますので、ここは3年として一つの区切りをつけさせていただきたいというふうに思っております。担い手対策については、これ以外にも取り組んでいる分がありますし、事業とすると新しい対策をするためにはやはり1つ区切りをつけなければいけないものがあるというふうに思っておりますので、ここは1つ区切りとしてさせていただきたいというふうに思っております。しかしながら、改めて学校側、あるいは今回事業に取り組んでいただきました道北農業担い手育成対策協議会、こちらの総意として何らかの要請等があれば、ここについては私どもも聞く耳を持たないということではありませんので、関係する自治体、あるいはJAなどもございますので、そこも連携をしながら、その対応については改めて協議をさせていただければというふうに思っております。

なお、定員の関係がふえているということで、塩田議員から改めていただきましたけれども、私

どももそういうふうに認識しているところであり
ます。この定員確保の関係については、今回の事
業とは別に、これは教育委員会の所管となります
けれども、名寄産業高等学校酪農科学科受験者交
通費助成事業というのを別に設けて、学生の確保
については対策も打っているということでありま
すので、あわせて報告をさせていただければと思
います。

以上でございます。

○議長（黒井 徹議員） 塩田議員。

○10番（塩田昌彦議員） ありがとうございます
。成果についての部分については、言ってくる
のを待つだけでなく、実際に実施したのは名寄
市ですから、どうだったというふうに逆に持ち
かけていくことも1つ考えていただきたいという
ふうに思います。よろしくお願いします。

それから、酪農振興について、これ要望だけ
ですけれども、時間がないので。これは、両施設
とも非常に老朽化している。昔に建てたもので
すから、古いものであります。しかしながら、必
要は高まっているというふうに思いますから、こ
の修繕なりなんなり施設の改修等を含めて時期
を見ながらしっかり対応していただきたいという
ふうなことを要望して、農業の関係については
終わります。

次、経済の活性と中小企業の振興の関係です
けれども、このものづくり補助金については生
産性向上特別措置法案、今審議中。それと、予
算も今実際審議中。何かいろんなことがあって
中断している部分もありますけれども、恐らく
時期とともにこれは通るものだというふうに思
います。そんな中、先ほどの答弁の中で実際に
企業からももう相談があるということと、それ
から商工会議所なり商工会のほうからも要請
もいただいているのだというふうな御答弁が
たしかあったなというふうに思います。やはり
これは必要としているものということでありま
すから、これも先ほどの優先採択に関して言
えば、ゼロ対策にしなかったら

優先的な、恐らく国の補助事業ですから点数
制になっていると思うので、ポイントアップに
なると思うのです。ですから、そういうふうな
ことが必要だというふうなことで、これはぜひ
行政としても固定資産税の減免、確かにこれ
は整備といいたいでしょうか、今ここですぐ
決まる話ではなくて、もうちょっと時間のか
かる話かなと思いますが、時間かけていたの
では遅いのです。タイムスケジュールではた
しか7月の交付決定というふうなことであり
ますから、その前に意思表示をしなければ
ならないというふうなことになりますから、よ
ろしくお願ひしたいと思いますし、それから
導入の基本計画、これも早々に策定しなければ
ならないし、実際に補助金を受ける側から
すれば先端設備等の導入計画、これらも短
時間の中で計画をしなければならぬという
ふうなことになりますので、これの行政とし
ての指導力も問われる部分ではないかなとい
うふうに思います。したがって、商工会議所
、商工会を中心とした中で、企業のほうに
しっかりとした周知を図ることというふうな
ことで、この3つをクリアしないといい、要
するに優先採択を受けられないということ
でありますから、しっかりとした取り組みを
していただきたいと思いますが、それに対
しての御答弁をお伺いします。

○議長（黒井 徹議員） 水間営業戦略室長。

○営業戦略室長（水間 剛君） 今塩田議員
のほうから御質問ありました関係につきましては
、私どものほうとしては今現状の部分として
は国から具体的なスケジュールと支援策等は
示されております。ただ、今現状としては先
ほど塩田議員のほうからも御質問からもあ
りましたように、固定資産税の条例の改正
とか、市町村が定めないとけない導入促進
基本計画のひな形とか、まだそういったも
ろもろの部分国から示されていないという
のが現状でありまして、私どももちょっと
困惑しているのですけれども、私どものほう
といたしましては今現在北海道経済産業局
のほうに職員も

派遣させていただいておりますので、常に情報交換を密にさせていただいて、その都度情報収集に努めているところであります。また、この部分につきましては、各企業の計画策定の部分につきましても当然のことながらスピーディーな対応が必要になるということで、この企業がつくらないといけない計画については実を言うと国から認定を受けた認定支援機関というところがサポートしないといけないということになっています。名寄市におきましては、金融機関とか風連の商工会等多くの機関が認定支援機関ということで認定を受けておりまして、市としては認定支援機関ではないのですけれども、認定支援機関と連携してその企業が作成する計画書の作成については全面的にサポートをさせていただきたいということで考えておりますし、こういったことで一番重要なのがそれぞれの中小事業者周知ということが重要となってくるとお思いますので、市も当然のことながら情報発信に努めていく予定しておりますけれども、関係機関も含めて、また名寄市としては産官金サポートネットワークということで金融機関と連携してそういった情報交換と周知の方法もさせていただいておりますので、幅広く周知も行っていきたいということで考えておりますし、周知も大切なのですけれども、こういったことは取り組むことになった場合については事業者さんがまずはどこの認定機関でもいいですから相談に行くという、そういったことが必要だということで、そういったことも含めての周知の方法等も含めて対応していきたいということで考えております。

○議長（黒井 徹議員） 塩田議員。

○10番（塩田昌彦議員） 実態のある広報周知に努めていただきたいと思います。

最後に、基本条例の策定の関係でありますけれども、この部分についてはこれまでも話はあったのかなというふうに思いますが、できていなかったというふうなことで、いろいろ難しさもあるのかなというふうに思いますけれども、地域経済の

振興なり推進をしていくというふうな部分において、今ある中小企業振興条例、これを包括をしていくための精神条例的なもの、そしてやはり基本方針、基本施策というものをしっかりつくっていく。それと、やはり名寄市全体の経済の活性化というふうなことを考えると、市民の協力といいたいまいしょうか、理解が必要だというふうに思いますから、いろんな広範囲な形の中で進めていかなければならないなど。先ほど中長期的な方向性を示していくというようなことで、そのつもりはあるのだというようなお話でした。この精神条例といいたいまいしょうか、条例制定に向けてハードルは高い部分はあるとは思いますが、改めてお考えをいただいて、終わりたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 水間営業戦略室長。

○営業戦略室長（水間 剛君） 先ほども答弁させていただきましたように、来年度本市のほうとしては総合計画の中期計画の具体的な実施計画の検討をするということで、今まで以上にそれぞれ事業者さん、関係団体等と検討する機会がふえるということで、商工会議所からも御提案いただいておりますけれども、名寄市にとってどういう形が一番いいのかということの視点の中で検討していきたいということで考えております。

○議長（黒井 徹議員） 以上で塩田昌彦議員の質問を終わります。

○議長（黒井 徹議員） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会といたします。

お疲れさまでした。

散会 午後 4時16分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 黒 井 徹

署名議員 川 口 京 二

署名議員 山 田 典 幸

平成30年第1回名寄市議会定例会会議録
開議 平成30年3月15日（木曜日）午前10時00分

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問
日程第3 議案第29号 平成29年度名寄市一
般会計補正予算（第7号）

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問
日程第3 議案第29号 平成29年度名寄市一
般会計補正予算（第7号）

1. 出席議員（17名）

- 議長 17番 黒井徹 議員
副議長 14番 佐藤靖 議員
2番 山崎真由美 議員
3番 野田三樹也 議員
4番 川口京二 議員
5番 川村幸栄 議員
6番 奥村英俊 議員
7番 高野美枝子 議員
8番 佐久間誠 議員
9番 東川孝義 議員
10番 塩田昌彦 議員
11番 山田典幸 議員
12番 大石健二 議員
13番 熊谷吉正 議員
15番 高橋伸典 議員
16番 佐々木寿 議員
18番 東千春 議員

1. 欠席議員（1名）

- 1番 浜田康子 議員

1. 事務局出席職員

- 事務局 長 久保敏
書記 倉澤富美子
書記 開発恵美
書記 長 正路慶

1. 説明員

- 市長 加藤剛士 君
副市長 橋本正道 君
副市長 久保和幸 君
教育長 小野浩一 君
総務部長 中村勝己 君
参事監 松岡将 君
市民部長 三島裕二 君
健康福祉部長 田邊俊昭 君
経済部長 白田進 君
建設水道部長 天野信二 君
教育部長 小川勇人 君
市立総合病院院長 岡村弘重 君
市立大 学長 松島佳寿夫 君
こども・高齢者支援室長 廣嶋淳一 君
営業戦略室長 水間剛 君
上下水道室長 粕谷茂 君
会計室長 常本史之 君
監査委員 上田盛一 君

○議長（黒井 徹議員） 本日の会議に1番、浜田康子議員から欠席の届け出がありました。

ただいまの出席議員数は17名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（黒井 徹議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第87条の規定により、

8番 佐久間 誠 議員

12番 大石 健二 議員

を指名いたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第2 これより一般質問を行います。

通告順に従い順次発言を許します。

名寄市の除排雪について外1件を、奥村英俊議員。

○6番（奥村英俊議員） おはようございます。議長より御指名をいただきましたので、順次質問したいというふうに思います。

最初に、名寄市の除排雪についてですが、既に同じ項目での質問があり、繰り返しになりますが、今シーズンの特徴的な取り組みと昨シーズンからの変化についてお伺いをいたします。

次に、名寄市総合計画第2次の推進にかかわって、市民生活に依拠した施策の推進について、とりわけ福祉施策について何点かお聞きいたします。最初に、35年以上継続して実施してきた名寄市機能訓練、リハビリ教室について、やめる方向だとお聞きしました。その経過と継続の方針についてどのように考えているかお伺いします。

次に、高齢者が他市町村へ転出することを防ぎ、名寄市に住み続けていただくこと、また自宅におけるひきこもりを防止するために、そしてこの間の議会でも取り上げられている高齢者の運転免許の返上の動機づけ、またその後の対策として高齢

者へ公共交通、バスや鉄道、それからタクシーの無料バスを交付する事業を導入する考えはないかお伺いいたします。

また、平成30年度新規事業で国の補助金を利用し、保育士等の宿舍借り上げ支援事業を実施する予定とのことですが、保育士に限らず介護士や看護師などについても人材確保が厳しいとされていることから、人材確保、定着に向け従事者個人への借り上げ家賃の補助に拡大する考えはないかお伺いいたします。

最後になりますけれども、第2次の名寄市総合計画の推進においては、地域経済の好循環を図り、まちに元気を生み出すために新たな産業の創出や地域ブランドの確立を促進し、雇用の場、人材の確保などに努めるとともに、交流人口の拡大に向け移住、交流の推進に取り組む経済元気化プロジェクト、安心して子供を産み育てることができる環境を充実させるために子育てと仕事の両立支援や子育て家庭への支援などを行い、少子化対策、人口減少対策の強化に取り組む安心子育てプロジェクト、本市の自然環境、施設環境の強みを生かし、冬季スポーツの拠点化を目指すために冬季スポーツ合宿、大会誘致とあわせてジュニア世代の育成強化を推進するとともに、冬季スポーツを推進してふるさとへの誇りと愛着を持っている人材の育成に取り組む冬季スポーツ拠点化プロジェクトの3つの重点プロジェクトを掲げ、取り組みを推進していますが、具体化した、また実施した取り組みの状況についてお伺いをして、壇上からの質問といたします。

○議長（黒井 徹議員） 天野建設水道部長。

○建設水道部長（天野信二君） おはようございます。奥村議員からは、大きな項目で2点御質問いただきました。大項目1につきましては私から、大項目2の小項目1につきましては健康福祉部長、小項目2については企画担当参事監から答弁申し上げますので、よろしく願い申し上げます。

さて、除排雪事業における本年度の特徴的な取

り組みといたしましては、先日の山崎議員、野田議員への答弁とも重複する部分がございますので、簡潔に答弁させていただきます。町内会との協働施策としてのレンタル&ゴーモデル事業の創設を初め、除雪業務の委託時期の2週間前倒しの発注や北海道からの払い下げ中古購入ではありますが、小型ロータリー車及び凍結防止剤散布車の増車、新規で購入しましたダンプ車や除雪グレーダーの導入などにより機械力の増強を図ることができたため、昨年度よりも大幅に業務を拡張できたところです。とりわけ道路センター職員による交差点のカット排雪や拡幅作業などについては、小型ロータリー車が1台から2台、大型車ではございませんが、ダンプカーも1台から2台となったことから、積雪深が平年比よりも4割増しとなっている今シーズンにおいても昨年と同様のペースで排雪業務を実施することができたことについて、まだシーズン途中の段階ではございますが、一定程度の成果を残せたものではないかと考えているところでございます。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） 私からは、大項目2の第2次名寄市総合計画の推進について、小項目1の市民生活に依拠した政策の推進について申し上げます。

初めに、機能訓練事業について申し上げます。名寄市における機能訓練事業のリハビリ教室につきましては、昭和57年の老人保健法の施行により、主に脳卒中後遺症への再発防止や機能維持、回復を図ることを目的として開始し、平成9年度からは旧風連町から中川町まで6市町村が共同で名寄市立総合病院の理学療法士を配置するなど他市町村には例のない充実した事業として実施してまいりました。しかし、国が平成12年度より多くの疾病を対象とする介護保険制度による対象事業への移行に重点を置き、介護保険のサービスが充実してきたことにより、他の市町村は保健セン

ターが実施する無料のリハビリ教室を終了し、介護保険のサービス等へ移行をしてきたところです。さらに、平成29年からは健康増進法における機能訓練事業が廃止されたことにより、市町村にはほかの類似サービスに移行することが求められてきたところです。

このような状況の中で実施をしてきたリハビリ教室ですが、介護保険制度の浸透、さらには予防、医療の進歩により脳卒中を発症される方も減少し、新規登録者が年々減少しており、平成6年のピーク時には92名の利用者がおりましたが、合併時の平成18年には71名となり、平成30年2月末には27名に減少しています。事業開始当初は、リハビリ教室が独占的に理学療法士の配置を受けて事業を実施しておりましたが、現在は地域包括支援センター、こども発達支援センター、障がい者の方、要介護状態の方の在宅サービスや施設等への派遣、ニーズが拡大してきており、リハビリ教室への派遣回数は平成29年度の93回から平成30年度は30回に削減となりました。また、リハビリ教室の指導員としてノウハウを持ち、通所者との信頼関係を築いて長年勤務している当センターの指導員の定年退職時期を控えており、新たな人材の確保が困難となっている状況です。この間本事業の継続に向けて検討を重ねてきましたが、平成30年度以降は理学療法士の十分な派遣体制を確保できなくなること、指導員の確保と育成が困難であること、登録者も減少していること、介護保険サービスの種類も充実しており、より専門的で効果的なサービスの提供を受けることが可能となってきたことなどから、新規登録者の受け入れを中止し、平成32年度を目途にリハビリ教室を終了させていただきたいと考えております。

なお、通所者及び御家族にはリハビリ教室の今後の方向性についてしっかりと説明して御理解をいただき、この3年の間にほかの介護サービス等にスムーズに移行していただけるよう引き続き丁

寧に説明するとともに、相談体制を整えてまいります。

次に、高齢者の公共交通、タクシー無料バス交付事業の導入に対する考え方についてお答えします。名寄市における地域包括ケアシステムを推進していくため、必要な地域の課題を把握し、高齢者自身を支援する関係者から地域における意向について聞き取りをするため、生活支援等サービスネットワーク会議や地域ケア会議、福祉懇談会を開催してきたところですが、冬期間交通手段がなくなるため買い物に行くのが困難になる、自動車運転免許証を返納した後買い物や病院への通院時の交通の確保といった意見が出され、高齢者の交通手段の確保は大きな課題となっております。こういった中、サービスネットワーク会議の中での検討結果を受け、平成29年度から買い物支援を付帯した通いの場事業を開始してきたところであります。高齢者の公共交通、タクシー無料バス交付事業につきましては、名寄市におきましても平成17年度まで高齢者交通費助成事業を実施し、バス乗車券等の交付事業を行っていましたが、バス停の距離の関係から利用しづらいことなど、交付を希望される方の減少もあり、広く高齢者の皆さんに御利用いただけるように、感染症予防、肺炎球菌ワクチン接種事業に転換し、この間接種料金の値上げに際しましても自己負担は抑え、市負担を拡大し、現在も助成を行ってきているところです。こういったことから、無料バス交付事業は実施する上で新たな財源確保が必要となりますので、今年度から開始をいたしました通いの場事業による買い物支援の拡大と内容の充実を図りながら、道内他市の状況を参考に研究をしてみたいと思いますので、御理解をお願いします。

冬の暮らし、冬の交通手段、住まい、切れ目のない医療と介護がそろうことにより、高齢者が安心して暮らし続けることができると考えておりますので、今定例会で提案させていただいております第7期高齢者保健医療福祉計画・介護保険事業

計画に基づき、地域包括ケアシステムを推進し、保健、医療、福祉サービスを提供する体制の構築と各種施策の充実に努めてまいりたいと考えております。

次に、福祉事業の従事者の人材確保、定着に向けた従事者個人への借り上げ家賃の補助拡大に対する考え方についてお答えします。平成30年度予算案に計上させていただきました保育士等宿舍借り上げ支援補助金につきましては、喫緊の課題である待機児童解消のため、保育士の人材確保策として保育施設等が実施する保育士等の宿舍借り上げに要する経費に対して補助金を交付するもので、国の補助制度を活用することができましたことやその対象者が保育所等に採用された日から5年以内までの保育士等のため、時限的な事業であり、緊急対策として実施するものであります。議員御指摘のとおり、福祉職場はもとより他産業においても人材不足の状況にあることから、今後も市内における人材確保に向けてどういった対策が有効なのか継続して検討してまいります。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 松岡企画担当参事監。

○参事監（松岡 将君） 私からは、大項目の2、名寄市総合計画の推進について、小項目の2番、重点プロジェクトの推進について答弁いたします。

平成29年度より実施している3つの重点プロジェクトにつきまして、初めに経済元氣化プロジェクトにおける新たな産業の創出や地域ブランドの確立の状況についてですが、モチ米を初めとした本市の特産物の振興や観光振興、冬季スポーツ振興によるローカルブランディング等に取り組むことで地域ブランドの確立に向けて取り組んでいるところであります。また、創業、起業化に向けた支援といたしましては、平成29年度中においては現在までに3件の助成を行っているところであります。

次に、安心子育てプロジェクトにおける子育てと仕事の両立支援や子育て家庭への支援の状況に

ついてですが、この間待機児童解消のための緊急対策として保育士確保に努めることとしているほか、乳幼児紙おむつ用ごみ袋支給事業や幼児教育、保育施設への運営支援、子育て団体支援補助など幅広く施策を展開してきております。

また、冬季スポーツ拠点化プロジェクトにおける新規冬季スポーツ大会と合宿受け入れの状況についてですが、平成29年度中におきましては新規全国大会を3大会誘致をいたしました。また、合宿受け入れ人数としましては現在のところ約6,500人程度を見込んでいるところであります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 奥村議員。

○6番（奥村英俊議員） それぞれ答弁をいただきましたので、再質問をしていきたいというふうに思います。

最初に、除排雪の関係でありますけれども、本来経済建設常任委員会の委員長ということでいえば、余り自分たちにかかわる所管の関係について質問しないという慣例もあるようですけれども、昨年当常任委員会として除排雪について研究課題としてまとめをした、そういったこともありますので、あえて本日質問したというところであります。

さて、既に山崎議員、野田議員への質問に答弁もいただいている中で、重複している分があるので、簡潔に答弁いただきましたけれども、機械力の増強が図られたと。そういう中で業務が拡張して一定程度の成果があったと、そういうふうに答弁がありました。今でもたくさん雪が残っている状況あります。平年の4割増しだということでもありますから、そういう状況なのですけれども、例年と変わらない除排雪の状況、実績だったという、そのことについては説明いただきましたし、現実そういうことでありまして、理解できる場所があります。そういう意味では、現場でのこの間の取り組みの成果だということで大いに評価するところであります。しかし、そういった状況であり

ますけれども、やはりこの長い冬、ましてことし先ほどもありましたように雪が多いという中では、なかなか市民の皆さんが十分に満足できる状況ではないというのは変わらないかというふうに思います。そういう中で、担当のところとしての課題として捉えている部分、そして市民の皆さんの満足度についてはどういうふうにお考えになっているか、この点についてお答えをいただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 天野建設水道部長。

○建設水道部長（天野信二君） 今議員から今シーズンの除排雪業務に対する市民の皆様の評価はいかがかということでお尋ねをいただいております。今シーズンの状況については、議員からもございましたように現在も大変厳しいシーズンであるというふうに私も認識をしております。私ども建設水道部として日々除排雪の業務に当たりまして、直接的に市民の皆様は今シーズンの御評価いかがですかといった問いをする機会というのは正直なかなかございません。聞き取りとか、アンケートとか、なかなかそういった時間等々も、シーズンの中でございますので、とり切れないというのが現状でございますが、市民の皆様からお褒めの声というか、そういったことをいただく機会も正直少ないというのが現実でございます。そんな中で、私ども建設水道部に対しまして市民の皆様から除排雪業務に関して、例えばこの道路、今大分厳しいのではないかとか、雪山がかなり高く、どうだろうといったお声、いわば情報提供とあわせまして苦情等もいただく機会がございます。その情報提供と苦情件数等につきましては、当然私どもしっかりと受けとめ、それを確認し、それに必要な対処というのをさせていただきます。

今シーズンで申し上げますと、シーズン中ではございますけれども、3月1日現在において130件の情報提供、苦情等をいただいております。この数字でございますけれども、前年度、昨シー

ズンでございますけれども、昨シーズン全体で92件という数字がございまして、数字を単純に比較しますと前年度に比べれば4割程度が多いのかなというのが現実でございます。また、今シーズンが大変雪が多いなということも振り返りますと、近年でございまして平成27年が降雪の厳しいシーズンでございまして、平成27年のシーズンには全体で270件の情報提供や苦情をいただいております。また、近年、平成24年から27年までの平均でならしますとシーズンに約240件をいただいていたということを振り返って鑑みますと、今シーズンの130という数字につきましては大変厳しいシーズンの中ではございますけれども、やや少な目のほうなのかなというふうに感じて受けとめているところでございます。手前みそになりますけれども、こういった状況、私どももできる限りの交差点の排雪や除雪など少なからず努力をさせていただいたつもりでございますので、そういったものも影響しているのかというふうに推察をさせていただいているところでございますので、御理解賜ればと思うところでございます。

以上でございます。

○議長（黒井 徹議員） 奥村議員。

○6番（奥村英俊議員） 市民の方の評価というのは、なかなかどうですかと聞いて歩いていないということですからわからない部分があるということで、その点を苦情の件数に置きかえたということの答弁だったというふうに思います。そういった方法もあるかと思っておりますけれども、何らかの形で満足度というか、聞いてもいいのではないかと思います。例えば町内会に出向いて意見交換をするとか、そういうことがあってもいいのではないかと。シーズン中が無理であれば年間の中でそういった時間をとってということもできるのかなというふうに思います。そういったことをする中で、市民の皆さんとのつながりというか、例えば現場で困っていることとか努力していることなん

かが市民の皆さんに伝われば、少しの我慢というか、そういうのも可能なのかもしれないし、そういった信頼関係ってすごく大事なかなというふうに思いますので、ぜひそういったこともすべきかなというふうに思っているところであります。

もう一点聞いたのは、課題についてどうですかと聞いたつもりであります。これについては、先ほど言いましたけれども、経済建設常任委員会の中で研究課題とした中でまとめをしたところであります。何点が挙げてあります。基本的に現行の除排雪サービスをベースにサービスの向上を図るということを中心に考えたときに、必要な方法、それから策ということでもまとめ上げたつもりであります。1つには生活道路の排雪の方法の改善と回数をふやすこと、それから2つ目には通学道路の雪山の解消、壁もありますから、その解消です。そして、交差点の見通しの確保、そして3点目に新たな施策も検討した上で高齢者や障がい者の方のところの門口除雪の充実、実施、そして排雪ダンプ助成の対象を小型ダンプトラックまで拡大をする、そういったことを具体的に強化すべきというふうに挙げたところであります。また、実施に当たって必要な対策としては、冬期間の除排雪対策本部、これも役所内部にそういったことを設置をする中で、具体的に直営の作業班をしっかり確保して現場への迅速な対応を図る。そしてさらに、パトロールを強化する中で、それも作業基準をきちっとつくって、そういった個別の作業に当たることが必要だろうと。それから、もう一点は、先ほど部長の答弁にもありましたけれども、機械力の増強が当然必要だと。これは、直営班なり民間の貸与も含めてかなというふうに思いますけれども、それをすることによって多くの取り組みができる。そういったことでありますので、そういったまとめをさせていただいています。

とりわけ生活道路の排雪の回数の増加、そして門口除雪、これ山崎議員や野田議員からも出ていたかというふうに思いますけれども、市民の皆さ

んにとっては大きな課題、今すぐ解決してほしい課題だというふうに思いますけれども、この点についての取り組みの考えについてお聞かせいただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 天野建設水道部長。

○建設水道部長（天野信二君） 今議員のほうから昨年6月の議会におきまして報告の除排雪に対する研究調査の結果報告などのお話から、課題や、そして具体的なお話として御質問いただいております。私どもの建設水道部の昨年6月での委員会の報告については、私ども十分しっかりその中に学んでいきたいなというふうに思っております。私もいつも今議員が言われた委員会報告常に持ち歩きながら、これ私どもスタッフもそうだと思うのですけれども、機会あるときに目を通すような形にしているのだろうというふうに私どもはさせていただいているつもりでございます。お考えに沿って全てすぐに対応できれば、私どもとしても十分なやりがいがあることなのかもしれませんけれども、この間長い間積み上げてきましたものも含めて、徐々に言うと語弊があるかもしれませんが、しっかりできるもの、そして時間のかかるものなども含めて十分参酌させていただきながら取り組んできているつもりでございます。

具体的な改善策を報告の中でいただいております。機械力の増強だとか、とりわけ通学路の雪山の解消などについていただいておりますけれども、先ほど私もちょっと答弁させていただきましたけれども、機械の幸いにしての購入を実現することも一部できましたので、通学路にも係るであろう交差点の排雪対策等々、今シーズンは全てとは言いきれませんが、できる限りの努力はさせていただいてきたところでございまして、一部ではございますけれども、対応ができたものもあるかというふうに思っております。

また、直接御報告の中にあつたかどうかということではないのですが、とりわけ議論の中で雪堆

積場のお話なども委員会の中での御指摘などもございました。できれば市街地近郊、近くだとか、数多くにだとかというようなことも御議論をいただいております。既に御承知のとおり、昨年9月の議会で承諾いただいておりますとおり名寄市内の住宅街に極めて近い地域に7,000平米弱にわたる土地を新たに購入することができてございます。今シーズン既に御承知のとおり、大変積雪が多いため、現在市民の皆様が雪を持ち込むことのできますのは大橋にございます天塩川の河川敷のこの堆積場がもういっぱいになってしまうような状況になってございまして、実は御承知のとおり急遽旧豊西小学校のグラウンドにも堆積場を開設するといった事態になってございます。今シーズン間に合いません現状については、当然新たに購入した堆積場の、さらなるその地盤をやっぱり固めて砂利を入れていって一定程度の整備を新年度行いまして、来シーズンには大橋地区にあります天塩川の河川敷場とあわせて2カ所の市民の皆様がいつでもお使いできるような堆積場にしていきたいなということも考えているところでございます。門口除雪なども含めて、大変市民の皆様の要望等々多いのは承知してございますが、福祉施策の中で取り組まれている部分なども含めて、先日の議会の答弁の中でもございましたとおり、現状の制度を十分さらにお使いいただくなど、そういった方策もあるのかなというふうに思っているところでございます。先ほど何度も繰り返になりますけれども、なかなか一足飛びに今まで積み上げていた方策を急遽切りかえるというのには、時間とその作業、そして費用等も含めて膨大なものになるものもあるかと思っておりますけれども、私ども一步一步でございまして、常によりよい除排雪業務となるよう改善には努めてまいりたいというふうに申し上げさせていただきたいというふうに思っておりますので、よろしく御理解いただければと思っております。

私からは以上でございます。

○議長（黒井 徹議員） 奥村議員。

○6番（奥村英俊議員） 交差点の関係や堆積場の関係、機械力の増強、少しずつ実現というか、取り組みをしているということについては毎回委員会の中でも話聞かせていただいていますし、委員のほうからも質疑があって確認をさせていただいています。そういう意味では、今までに増して即応というか、現状何ができるか、何をすべきかということの対応をされているというふうに、そういう意味で評価するところでもあります。ただ、先ほど来言っているように、市民の皆さんが求めているところはもう少し上というか、現実的に生活に密着したことでありますので、求めているところがあるのだというふうに思います。

それで、機械力の増強をしていくことによって、現在委託で生活道路の排雪をしているというふうになるのだというふうに思いますけれども、基本1回ということで決めてしまっているのですけれども、これについてはやはり複数回というか、要望がずっとあるというふうに思います。この間のどんな話の中でも、機械力や人のあれが限られているので、例えば何セット出ますと。何日間かかりますと。そういう中ではシーズン中に1回がせいぜいで、総体的にはお金の関係もあるとは思いますが、それ以上やるともう春になってしまうと。2回目やってしまうと春になるのだよというふうな話もあったかと思えます。それというのは、例えばもう一班体制なり動く体制をつくれれば新たな活動ができる。一回終わったところも続けてまた、先ほど来あるように1月に始まって2月の中までかかるわけですから、1回目が終わった後に次にまた降り積もったところにそれを投入する。それには、先ほどからあるような直営班をしっかりと体制にして、その部分を新たな排雪体制に組み込む。そういうことをすることによって、1回ではなくて2回にすることができるのではないかと、そういうふうに思うところでもあります。そういう意味で昨年のまとめの中で機械力の

状況、これは金額も教えてもらいましたから、例えばワンセット、除雪ロータリー、グレーダー、それからドーザー、ダンプ、全部取りそろえると3億6,000万円ぐらいかかるというふうに聞きました。ただ、これ全部一遍にとってやっぱり無理なのです。今回も中古の小型のロータリーであったり、小型のダンプであったりということで、部分的な購入ができたりしているのだと思います。そういう意味では、計画的に何年か計画でそういった機材をきちっと確保することによって新たな体制ができるということになるのだと思います。こうした考えがないといつまでたっても現状から変わらないことにしかたないので、こういったことが必要だというふうに思っている昨年の提案ですし、その点について具体的な取り組みがされているのかどうか、それについてのお答えをお願いしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 天野建設水道部長。

○建設水道部長（天野信二君） 今議員から生活道路の排雪の回数を複数回にできないかというお尋ねでございます。御承知のとおり、議員からもお話ございましたとおり、本市生活道路の排雪につきましてはシーズン1回という形でこの間実施をしております。今シーズンの状況、先日の答弁の中でもさせていただきましたけれども、年明けすぐから取り組みまして、大体2月10日前後という形で近年、雪の多い、状況によってはずれ込む機会などもございまして、3月の上旬までかかったシーズン等々もございました。御指摘のとおり、2セット排雪チーム、当然通常の除雪、そしてプラス排雪といった状況も含めて、業務としては大変厳しい中ではございますけれども、おおむね40日から50日の間で作業をさせていただいております。お話しのとおり、仮に2月10日で終わればもう一回少しでも入れるのではないかと、御議論というか、常任委員会の中でも私も拝聴させていただいて、繰り返しになるかもしれませんが、どうしても生活道路の排雪

に入るときには私どもの作業による雪堆積場との関係もございまして、なかなか排雪する順番、地域順番というのはある程度固定的にならざるを得ない現実がございまして、例えば全体的に地域が一回終わって2回目にかかると。仮に入れたとしても十分限られた期間の中で、現状の体制の中では厳しいというのは御理解いただけるかというふうに思っておりますけれども、仮に少しでも取り組みますと1回のところと2回入れたところといった形で地域によってはちょっと格差ができる部分も生まれる可能性もありまして、私ども除排雪の業務に当たる人間として、できる限り公平性だとか、投資的に取り組むだとかという観点からいくと、なかなか現状の力量の中では複数回に手をかけるというのは正直難しいのが現実ではございます。

機械の増強等々のお話もございました。御承知のように、今シーゾングレーダーを導入させていただきました。これ平成元年から使用しているグレーダーを今シーズンやっとなんていいますか、製造等々の都合等もございまして、購入ができて、できれば新年度に向けて今またこれも努力をしていきたいというところでございまして、なかなか一長一短、機械の増力もありますけれども、とりわけ業界の皆様、私どもの委託先の御意見なども含めて、これはもう全道的な課題でございまして、オペレーターの苛酷な労働条件の中から人の手配なども含めて大変課題が山積しているというのは現実でございまして。なかなか御要望のとおり複数回という形にはなりませんけれども、私どもとしては先ほど申しあげました直営班等々の作業の中からはかなり今までと違う形で充実する形ができました。先ほど申しあげましたそういった中では、委員会の議会の報告の中でもなかなか交差するのは厳しいだとか、雪山が大変せり出して厳しいところには、今シーズンもそうだったのですけれども、直営班の作業等々を導入しながら、ある面緊急的な作業等々になったという面

はありますけれども、その地域の交通の道路の安全確保には努めてまいりたいというふうに考えていますので、現状、そして決して私どもも一足飛びに生活道路複数回というのは、なかなか厳しい現実があるということも踏まえながら、少しでも臨時、緊急的な形での対応も入れることは可能になったといった部分があるということも御理解いただければと思っております。

私からは以上です。

○議長（黒井 徹議員） 奥村議員。

○6番（奥村英俊議員） 現状のままであれば難しいというのはよくわかります。だから、機械力を増強したりすることが必要ではないかというふうに言っているのです。今回も一部小型ロータリーであったり、小型ダンプを導入することによって、最後のほうでありましたけれども、緊急的な対応ができるようになったと言っているのです。そうだとすると、そこをきちっと充実することによって、1回目の排雪をやっている最中でも直営班として確立されていけば次の手を打てるということになるのではないですか、これ。だから、そういうことってきょう言ってあしたからできるわけではなくて、機械も何千万円、何億円とするのであれば何年かかけて入れるしかないですよと、そういうふうには言っているのです。だから、それについての、部長が判断できるというふうではないのかもしれませんが、原課として市民サービスを今以上に何とかするとすれば、そういうことって考えなければならぬではないですか。これは、私たちの委員会が勝手に考えたことではなくて、先進の都市にも一緒に視察にも行っていただいたと思います。原課の部長、課長一緒に行ってくださいましたし、市民の皆さんとも少し議論させていただいた中でまとめ上げたものなのです。だから、これってやっぱり何とか一日でも早く実現をすべき課題だというふうに思うのです。あえて昨年は提言というふうにしませんでした。だけれども、本来はこれを一番市民の人が望んで

いるのです。だから、所管の委員会でわざわざ調査研究課題にしましょうということで、みんなで議論をしてつくり上げてきたのです。少し手がついているのです、先ほどからあるように。部長の答弁で何回もある。それは、交差点の排雪がよくなったと。実はことし結構雪が多くて、自分もなかなか気がついていなかったのですけれども、タクシーの運転手の人たちはやっぱり交差点の排雪よくなったよねと言ってくれていたようなのです。そういうふうに現実的によくなってきているわけですから、ここはもう一頑張りするというか、原課がしっかり声を上げてくれないと、予算だってなかなか全体の予算のやりくりですからつかない。これは、やっぱり部長の覚悟というか、やる気も含めて、先頭に立って実現する、そういった意気込み見せてもらわないと、いつまでたっても毎年同じこと話していなければならないのです。雪が多かったり、少なかったり話ではなくて、やっぱり少しでも市民の皆さんが名寄市の除排雪体制いいから、さっきの議員の方の質問にもあったように、そうだとしたら名寄を出ていなくてもいいかもしれないということにもつながっていくのではないですか。そういうことって大事なことだというふうに思いますので、もう一度部長の考えというか、決意も含めてちょっとお聞かせいただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 天野建設水道部長。

○建設水道部長（天野信二君） 議員のほうから意気込みを含めて考えということでございます。私ども建設水道部の私を初め各職員、何とか市民の生活、除排雪を含めて向上していきたいというのは常にこれはもう頭の中にあることでございます。当然私ども除排雪の業界の皆様との意見交換がございまして、これは機械プラス人がついていかなければならない問題でございまして、そういったところでオペレーターの育成や、これはまた育成に対する対策というのも今後必要になってくるのだろうというふうには思っていますけれども、

業界も含めてなかなか特効薬というか、これを生み出し切れていないというのが現実であります。仮に機械を用意しても乗る人がいなければ除排雪の採用にはならないというのはこれ御理解いただけたところでございまして、私どもとしてもやっぱりそこのバランスや、そして臨機応変な対応なども含めて、先ほど議員からもおっしゃっていただきましたように緊急的な対応もかなりレベルアップさせていただきました。ことし幹線道路の除排雪につきましては、私の記憶ですけれども、12月12日からだったと思うのですけれども、昨シーズンぐらいからかなり早目に、幹線道路を3回ほどシーズンに入れようということで早くしまして、実はそのときに私どもの都市整備課といたしまして、除排雪を先ほど言った通常形でいきますと東8号道路から入り出しますので、一番最後になる地域というのがやっぱりございまして、そこにできるだけ直営班を早い段階で、その道路の幅員を少しでも確保できる作業を企画、準備をしていたのです。作業を始めた翌日には大変な四十数センチの大雪になりまして、そういった作業等も実は急遽切りかえての作業にならざるを得ないだとか、本来でいえば今シーズン、やり切れなかったことを申し上げるのはちょっと恐縮なのですけれども、私どもの担当レベルとしてはもっとあの手、この手ということでやろうとしていたプランというか、努力というのはありまして、これはまた来シーズンに必ずつながるものなのだというふうに私は思っております。そういった努力はしっかり積み上げていって、もちろん費用も含めて十分な裏づけも含めて、人の裏づけも含めてということであればそういった手だても、というのは大型の機械の導入や何かも結びつくのかもしれませんが、今現実にある除排雪の日々の作業の中で持ち得る力にプラスアルファしたもので、効率よく、作業よく、今まで以上のものを少しでもなし遂げていくといったことは私は大事な努力だというふうに思っております。大変大きな

時間のかかる課題として、そういう大型の機械導入等々、人材の確保等々あるかと思えますけれども、私はそれにあわせて、並行する形となるかもしれないけれども、まだまだ努力できるところというのは見出していききたいなというふうに思っていますので、それを意気込みとして御理解いただければと思っています。

私からは以上でございます。

○議長（黒井 徹議員） 奥村議員。

○6番（奥村英俊議員） 半分ぐらい意気込みは伝わってきました。できることなら複数回の生活道路の排雪を早急にというふうな答弁もぜひいただきたいかと思っています。ただ、現状すぐは無理だということについても理解ができます。一方で、でき切れなかったけれども、計画もしていたということも今話がありました。そういう意味で原課の皆さんの何とかサービスの向上をしていこうということについての努力、それは伝わってきているところであります。その点についての評価はしますし、これは多くの市民の皆さんにもそういったことをわかってもらうようにしたほうがいいのではないかと思います。先ほども最初も言いましたけれども、少し足を使って、市民の皆さんのほうに宣伝ではないですけれども、こういう取り組みをしている、あるいは今回も最初に8号をやっ、反対の最後になるほうに少し手だてをしようとしたところに少し説明をしておけば、実はそういうことだったのかということも伝わりますし、来年は絶対にということにきつとなるのだと思うし、そのことに現場としても応えていくのだと、そういうことになっていくのではないかと思うのです。それがなかなか満足でき切れない部分はありますけれども、少しずつ市民の皆さんの理解が得られるし、最終的に計画的にやっていくことによって複数回数の排雪も可能になっていくのだというふうに思うのです。そういう意味で引き続き部長を先頭にしながら、原課の皆さんでこの長い冬、除排雪のことについてぜひ取り組みをしてい

たいただきたいと思えます。

実は何でこんなにしつこく言うかということ、議会報告会がありまして、その中でも相変わらず除排雪の関係の要望というか、話が出て、市長への市民要望を伝える、そういった取り組みを毎回させていただいている中でも、あえてこれについてもう何回も同じことを言っているからちゃんと対応してくれということを取り上げていたところなのです。その答えが実は、除排雪事業のあり方については研究し、市民の満足度や快適度の向上のために施策の検討や推進を図るとともに、さらなる情報発信に努めてまいりますとしながらも、排雪回数をこれ以上ふやすこととなると将来にわたって持続的な運用が図られない。門口除雪の実施についても時間的なロス、本市の機械力、オペレーターなどの人員不足から今以上の除排雪事業は難しいと全くゼロ回答だったのです。こういうことがあったからあえて今質問しましたし、そういう中では少しずつというか、しっかり努力、取り組んでいますということでありましたから、全くこれではないというふうに思いますが、この時点でのそういった状況がもしあるとすれば、これはやっぱり変えてもらわなければならないということで、あえてそのことについてはもう一度申し上げておきたいと思えます。

これは、やっぱり最終的に原課で今ありましたように、市民サービスを少しでも何とかして取り組みますというふうな話がありました。そこで、やはりこれは最終的には市長が一定程度の判断をしないと、お金も当然かかってきますから、全体のやりくりどうするかも含めて必要なことなので、この点について市長もやる気があるかどうか、それについてお聞かせいただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議員から貴重な御提言、また御質問等もいただきました。ありがとうございます。

昨年度の経済建設常任委員会の御提言を受けて、

機械力の大幅な増強等、交差点排雪も含めた、あるいは通学路の関係での問題とか、今シーズンは昨シーズンと比べると大きく改善できたところはあったのかなというふうに思います。改めてこれは、委員会の皆さんの御議論のたまものというふうに思っております、感謝を申し上げたいと思います。

我々は、まずは市民の安全、安心を確保するために道路をしっかりと境界を確保していくということが何よりもこれ大事なことでありまして、ここをさらに強化していくということに関しては昨年よりも大きく向上ができたのかなというふうに思いますし、また今現状の中ででき得る即応できる対応に関しては、今シーズンちょっと市民の皆さんからここが滑るだとか、ここがあいていないだとかということに関しては適時かなり迅速に対応をしていたというふうに私は思っております、これ現場の皆さんの努力も含めて本当に頭が下がる思いであります。

2回排雪をすべきだという話がございましたけれども、ここはある意味ではこれ今以上に安全、安心からさらに踏み込んで生活の質を向上させていくということになると思うのですけれども、ここをかなりのお金を使ってワンセット用意をしてやるのかということに関しては、今の段階でそれをできるということにはならないなというふうに私は思っています。今できる現状の中で、マンパワーを最大限に発揮させることで何とか満足度を高めていきたいと。そんなことで今シーズンレンタル&ゴー事業というのもさせていただきました。これは、地域の皆さんの力も少しおかりして、やれることはやっていただけないかということをやった事業でございまして、今回は1町内会だけでしたけれども、こうした事業が全市的にまた広がっていくことで地域とのつながりが深くなっていくこともこれは高齢者の皆さんの満足度の向上にもつながる、そんなことも含めて今年度はさまざまな施行をさせていただいたというふうに思っ

ています。来年度も当然この現状でいいというふうには思っておりませんので、またさらにできることをしっかりと積み上げていきたいというふうに思っていますので、引き続き御指導をよろしくお願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 奥村議員。

○6番（奥村英俊議員） 市長から来年さらにできることということでありましたけれども、排雪、生活道路の排雪1回だと、言っていた安心、安全はやっぱり担保されていないのだというふうに思うのです。だから、市民の皆さんから要望がいつまでも上がる。何回も上がってくるのだと思いますので、そこはもう一度考え直して、どうしたら安心、安全、複数回に、もしくはそれに匹敵するような対応ができるか、これはぜひ研究をしていただく、あるいは実施をしていただくということにしてもらわなければならないかなというふうに思っていますので、それを申し上げておきたいというふうに思います。時間も余りなくなりましたので、除雪についてはまた次の機会にも引き続き話をしていきたいというふうに思います。

それで、ちょっと先に重点プロジェクトの中で、答弁いただきましたけれども、そこにかかわってのことで冬季スポーツの拠点化事業の関係について何点かお聞きをしたいと思います。冬季スポーツ拠点化ということで、これはいい取り組みなのだ、名寄の財産も活用してということでありまして、取り進めていく必要は十分理解はしますし、現在も大会の誘致なり、そういったことがされているということで理解をするところであります。ただ、実際にスポーツをしなかったり、冬季スポーツ、外寒いし、なかなかしない人も含めてこれって名寄市としての取り組みにしていくことが必要なのだというふうに思うのです。そういう中という、従前旧名寄市の中では、前にも言いましたけれども、スキーを名寄の市技として掲げて取り組みをした時期がありました。これについては、実際しない人も含めて名寄、自分の住んでいると

ころはスキー市技だから、例えば何々に協力するとか、こういうふうに思えるということも含めてあったのだというふうに思うのです。そういう意味では、改めてスキーを市技に指定してこの取り組みをすることが有効だというふうに考えるのですが、その点についてと、それからさらに言っていますジュニアの育成なり単年度の拠点化に対する取り組みではなくて将来につながる取り組みにすることについて言えば、具体的な施策としてスキー場のリフトの無料化、あるいは今一番旬なスポーツになってしまった、なってしまったと言ったら変ですけれども、でありますカーリング、名寄にはカーリング場ありますから、その通年利用ができるような施設に変える、そういった取り組みについても考えていくべきだというふうに思うのですけれども、これについてお考えをお聞かせいただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） 1つ目は、従前旧名寄で市技スキーということで、今後冬季スポーツを進めるに当たってそういった指定も必要でないかという御質問であります。私の記憶では、たしかまごころ国体でしたか、名寄で開催して、そういった市民的な盛り上がりの中でスキー市技を指定して、その後歩くスキー含めて、子供たちや大人も含めて振興したのかなというふうに思っています。

（「考えがあるかないかだけでいいです」と呼ぶ者あり）

○教育部長（小川勇人君） そうですか。時間ないので。やっぱり基本的には、前も奥村議員の質問にさせていただきましたが、今の時点で冬季スポーツの拠点化事業の中でスキー、アルペン、ノルディック、カーリングとか、スノーボードとか、いろんな競技を推進している中では、特定の種目に限って進めていくというよりも、そういったトータル的な中で振興を進めながら今後市民の意識の高まり、そういったものを見きわめな

がら対応していくべきだなというふうに考えていますので、現時点では市技指定を指定しないで、冬季スポーツの拠点化事業の中で推進を進めていきたいというふうに今考えているところでございます。

もう一点、カーリングの関係でございませけれども、カーリングホールの通年化ということですが、基本的にはそうなれば、私も実現できれば大変すばらしいことだというふうに思っています。ただ、今のカーリング場の設備でいけば、構造的に夏の期間使用できる構造になっていないという状況でありますので、そうすると建てかえをする必要があるというふうに考えているのと、また今のホールについては夏場の親子が遊ぶスペースとして5月から9月ですか、約1万6,000人ほどの皆さんが来ているという、そういったスペースにもなっているという状況があって、多くの課題があるかというふうに考えているところであります。ただ、言われるようにカーリングにつきましても今回の平昌オリンピックで大変人気も高まって注目を浴びている競技でありますし、名寄市内のジュニアもここ何年か世界大会での功績残すなり、昨年においても全日本選手権の優勝をして、ジュニアも全国大会に出場している状況もありますので、今後についてもそういった常呂町の状況も含めて研究はしていきたいと考えているところであります。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 奥村議員。

○6番（奥村英俊議員） 申しわけありません。時間がなくて十分な回答を得られず終わってしまうこと、本当に残念で、申しわけありません。

カーリング場の関係は、部長から今ありましたように名寄に本当に全日本レベルの選手が育っている。ジュニアも含めて、きょうは竹田夫妻が、きのうちょっと負けたようですが、朝から頑張っておられるということでもあります。そういった状況でありますから、これは市内外、国内外

も含めて施設があることによって人が来るということも含めて出てくるのだというふうに思います。そういう意味では、お金もかかりますけれども、ぜひ検討すべき課題だというふうに思いますので、これについて引き続きまた質疑をしたいと思いません。

最後になりますけれども、福祉施策の関係でリハビリ教室も時限で終わるということになっています。これについては、実は利用している人にとってはやっぱり長年培ってきたものであります。利用者家族にとっては生きがいったり、これがよりどころになっているという事業なのです。そういう意味では、原課の状況、苦渋の判断をされたということについては私も理解できるのですけれども、やはりもう一度継続に向けて再考できないか、これについて1つ伺いたいと思いません。

ちょっと時間になりましたけれども、やっぱり名寄は少し福祉施策弱いのではないかと思います、ほかのところとも比べても。それについてやっぱりもう一度、原課の皆さんはいろんなこと考えているのだと思います。名寄を愛して住み続けてもらおう。そして、たくましく希望を持って生きてもらおう。そういったためには、福祉のまち名寄だと言われるぐらいの手厚い施策も含めてしていくことが必要ではないかというふうに思っています。そういったことも含めて今後の取り組みがあればというふうに思いますので、これについてお伺いをして、質問を終わりたいと思いません。

○議長（黒井 徹議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） 今リハビリ教室、そして福祉のまちづくりということで御質問をいただきました。保健センターが実施しておりますリハビリ教室につきましては、集団指導を基本としているため、介助が必要な方については御家族と一緒に来ていただくというような事業でもありますし、また年々高齢化も進んでいるという状況で、登録されている方も年々減少しているという状況であります。そういった観点から、安

全で効果的なりハビリ教室を実施するためには、先ほども申し上げましたけれども、理学療法士とか個々の指導員の確保が重要であると考えておりますが、なかなかそこが難しいということになっております。議員おっしゃるとおり、名寄市としても大変歴史のある事業でありまして、長く御利用いただいている方にとっては生活の一部になっているという事業でもあると認識は十分しておりますので、継続についてもこの間検討してまいりましたけれども、集団指導で行うリハビリ教室を安全で効果的に行うことが今後ますます難しい状況となっていることから、一定程度3年の間で終了をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。この3年間の中でお一人お一人の体の状態に合わせたより質の高いサービスの提供につなげていく努力を重ねていきたいというふうに思っております。

また、ちょっと長くなるかもしれませんが、この間の名寄市の社会福祉のまちづくりという点で、この間福祉行政を所管させていただいてから市民要望や議会からの御提言、社会経済情勢、名寄市の地域性、施策の緊急性や優先度などについて協議を重ねてまいりまして、名寄市の保健福祉施策として市民にとって必要な事業として取り組むべきことなど調査研究を行いながら、課題や財源などについて協議を行いながら、健康づくり、子育て支援、高齢者福祉、障がい者福祉、生活支援、困窮者支援など施策を進めてまいりました。この5年間で新たに始めた事業や既存の事業を拡大させていただいた主な事業としては、福祉灯油の支援事業を恒常化させていただいたり、電気料金の再値上げに伴います影響の多い低所得世帯や障がい者世帯に対する御支援、また子供の学習支援などを含めた居場所づくりや成年後見センターの設置、障がい者の基幹相談支援センター事業、重度障がい者ハイヤー助成事業の対象者の拡大、利便性の改善、それから屋根の雪おろし、介護人材の確保、要介護高齢者の紙おむつ用ごみ袋支給、

認知症グループホーム住居費助成事業、それから乳幼児の紙おむつ用のごみ袋支給、そして子育て支援センターひまわりらんどの開設、ファミサポの開設、待機児童の解消事業、乳幼児医療費給付事業の対象の拡大、成人の風疹予防接種、健康マイレージ、女性のためのがん検診推進事業、そして特定不妊治療助成などこの間実施をさせていただきました。事業の効果が余り明確でないとか、市全体の事業についての緊急性や優先度によりまして協議した事業が全て実施できたわけではございませんけれども、他の自治体に先駆けたものや国の基準から範囲を拡大するなどして施策に取り組んできたところでございます。健康福祉部といたしましては、今後とも低所得世帯や弱い立場の人に寄り添った支援につながる施策を手厚く進めてまいりたいと考えております。

昨年3月に策定しました第2次名寄市総合計画第2期名寄市地域福祉計画、そして今年度策定をいたしました第7期名寄市高齢者保健医療福祉計画・介護保険事業計画、第3次の名寄市障がい者福祉計画、この各個別事業に一貫して基本理念として掲げている市民みんなが安心して健やかに暮らせるまちづくりを進めるためにも、社会制度の変化に的確に対応しつつ、人材確保対策の強化や市民の皆様のお意見も伺いながら、誰もが参加しやすい共生の地域社会づくりを今後とも進めてまいりたいと考えておりますので、御理解をいただけるようお願いいたします。

以上です。

（「田邊部長、大変御苦労さまでした」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 以上で奥村英俊議員の質問を終わります。

子供のスマホ依存対策について外2件を、川村幸栄議員。

○5番（川村幸栄議員） 通告順に従いまして、大項目3点にわたって質問をさせていただきます。

1つ目、子供のスマホ依存対策について伺いま

す。WHO、世界保健機関は、国際疾病分類にゲーム障がいを含め盛り込む方向であります。不登校や遅刻、早退、体調不良などの症状、睡眠障がいによる発達不全、立体的に見えにくくなる両眼視異常、言語性能力の低下や成績の急降下など脳の機能低下などが挙げられています。このような子供たちの健康問題を啓発する新たな団体が昨年12月発足しました。スマホやネットの低年齢期や長時間の利用で起こる健康問題は余り知られていません。健康被害の科学的根拠を示し、対策と予防について講演ができるネットアドバイザーの養成が急務であることから、医療関係者やネット問題啓発者、団体、そして研究者の3者が連携してネット健康問題啓発者養成全国連絡協議会が発足しました。そうした中、青森市ではこの1月、2日間の日程でネットアドバイザーを養成する講習会が開かれております。名寄市の対策について伺いをしたいと思います。

小項目の2番目、遊び場の確保についてであります。ネット、スマホ利用の早期化、長時間接触により顕在化している健康被害は、国内外の調査や研究で年々明らかになってきているといえます。2012年度厚労省の研究班が中高生に行った調査では、中高生の約8%、52万人に依存の疑いがあると推定されています。ネット、スマホ依存から子供たちを守るには、自己責任にせず、家庭と学校、そして地域が連携して子供主体のルールづくりをすることが重要と言われております。地域でできることのひとつに、体を十分に動かすための遊び場の確保があると思います。特に冬場の遊び場の確保について、名寄市としてどのようにお考えかお聞かせをいただきたいと思っております。

大項目2点目、ホスピタリティーの考え方について伺います。日本ホスピタリティ推進協会によると、ホスピタリティとは狭い定義、狭義の定義ですと主人と客人の間でホスピタリティーが行き交うが、それは一方通行のものではなく、両者の間に相互満足があってこそ成立する。お互いに

満足し、信頼関係を強め、ともに価値を高めていく共生、ともにすることが重要なキーワードである。さらに、広義の定義、広い意味での定義、相互に満足感を得たり、助け合ったり、ともに何かをつくり上げることができ、それによって社会が豊かになっていくという大きな意味でも重要としています。

このことを踏まえた上で、小項目1つ、各種大会などでの来名者への、名寄市へお越しいただいた方々への歓待について伺いたいと思います。名寄市観光振興計画の中では、観光ホスピタリティー掲示事業として、国道沿いと駅前に設置している掲示板の活用で歓迎表示やイベント開催の周知を行い、観光客に対するホスピタリティーを進めますとあります。しかし、これだけでは十分とは言えないのではないかと考えます。町中の宣伝では、商工会や商店街の皆さんの協力が必要ですが、ポスターやフラッグを使っただけの歓迎、また庁舎などの活用では懸垂幕や窓枠を使って、またよろーな窓枠、さらにはEN-RAYホールの催事開催案内看板など必要かと考えます。会計予算案の記者発表資料には、来年度も同レベルの大会が数多く予定されているところでもあります。こうしたことで、市の対応についてどのようにお考えかお聞かせをいただきたいと思います。

小項目2つ目、見やすく、わかりやすい案内標識についてであります。市外から来られた方々から名寄駅への入り口がわからない、ピヤシリスキー場やEN-RAYホールの案内も見づらい、市内の名所案内がわかりづらいとの声が多く寄せられています。見やすく、わかりやすい案内標識についての対応について伺いをいたします。

最後に、大項目3つ目、市の臨時、非常勤職員の働き方について伺います。今国会では、働き方改革が議論されているところでもあります。裁量労働制や残業代ゼロ制度、無期転換ルールなど働き方に対する関心は市民の皆さんの中には高まっているところでもあります。名寄市の臨時、非常勤職

員の割合が高くなっています。

そこで、第193回通常国会、昨年1月に引かれた通常国会で地方公務員法、地方自治法の改正法が成立しました。この改正法の主な内容は、1つに臨時的任用、特別職非常勤の任用の厳格化、2つに会計年度任用職員制度の創設、3つに会計年度任用職員に関する手当支給規定の創設などがあります。2020年の施行とあります。施行されることで市の臨時、非常勤職員の待遇改善は進むのでしょうか、伺います。

さらに、この法が施行されることで正規職員の増員や臨時、非常勤職員の正規化は進むのでしょうか、伺いをします。

以上、この場からの質問とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川 勇人君） ただいま川村議員からは、大項目で3点にわたり御質問をいただきました。大項目1は私から、大項目2は営業戦略室長から、大項目3は総務部長からの答弁となりますので、よろしく願いいたします。

大項目1、子供のスマホ依存対策についてお答えいたします。初めに、小項目1、スマホ依存についてですが、道教委においては道内の中学生のインターネット利用に関する実態や依存傾向について把握するため、平成26年に中学生、高校生のインターネット利用実態調査を実施しております。その結果、ネット依存傾向については中学生の16.6%、高校生の28.7%の生徒が自分はネット依存だと思うと回答しております。また、インターネットを利用するために睡眠時間や勉強の時間を犠牲にしている生徒が中学生で30%程度、高校生で40%程度いることから、健康面、学習面への影響が心配されております。さらに、インターネットの利用が原因で友達や家族との関係が悪化したり、健康を損ねて病院に行ったりするなど日常生活への影響がある生徒がいることも明らかになりました。

本市におきましては、名寄市小中学校生徒指導連絡協議会が平成28年6月に小学校6年生以上の児童生徒を対象に行った携帯、ネットに関するアンケート調査結果から、自分専用の携帯電話やスマートフォンなどの端末を所有している割合が小学生で28%、中学生で54%という現状にあります。また、平成29年度の全国学力・学習状況調査の児童生徒質問紙の1日当たりどのくらいの時間携帯電話やスマートフォンで通話やメール、インターネットをしますかの問いの回答状況では、2時間以内と回答した小学6年生が66.7%、中学3年生が82.8%と全国に比べると少ない状況にあります。平成29年度の調査結果と比較しますと、メールやインターネットに触れる時間が2時間以内の中学校生徒は10%程度ふえ、改善の傾向にあります。小学校児童は逆に10%程度減少するなど情報モラルを身につけることや望ましい生活習慣を確立することが強く求められているところであり、このため各学校においては、授業における指導はもとより関係機関や家庭、地域と連携した発達段階に応じた情報モラルを取り扱った指導を行っております。具体的に小学校では、総合的な学習の時間においてインターネットや携帯電話の使い方を指導したり、学級活動の時間においてネットトラブル等の危険について指導しております。中学校は、これらに加えて技術・家庭科の技術分野において著作権や発信した情報に対する責任を知り、情報モラルについて考えさせる指導をしているところであり、また、名寄警察署や名寄市消費生活センター、携帯電話キャリア会社等と連携を図り、児童生徒や保護者を対象としたネットトラブルの怖さやインターネット使用上のルールなどを学ぶ講演会を実施しているところであり、一方、青少年センターでは、地域で開催される安心会議や各種協議会において市内におけるフィルタリングサービスの現状等の情報を提供し、課題意識の共有化を図っております。さらに、家庭での話し合いを促すために、児

童生徒がネットトラブルに巻き込まれないためのポイントなどを掲載した啓発用のパンフレットを市内全戸に配布しました。教育委員会といたしましては、今後とも学校や地域、家庭と連携を図りながらインターネットを使う時間や場所など、家庭のルールや友達同士のルールを決めることや有害なサイトから子供を守るためのフィルタリング機能の利用を強くお願いするなどしてネット利用を含めた望ましい生活習慣の定着に努めてまいります。

次に、小項目2、遊び場の確保についてですが、スポーツ庁による全国体力・運動能力、運動習慣等調査の分析においては、1日にテレビやビデオを見たり、ゲームをする時間が長い生徒ほど体力合計点が低いことや1週間の総運動時間が少ない傾向があることが指摘されています。また、北海道の子供たちの平成28年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査における体力合計点は小学校男女、中学校男女で全国との差が縮まっているものの、全国平均を下回っていることから、道教委においては子供の体力向上を図る取り組みの一つとして、閉じこもりがちな冬期間に体を動かす機械を十分に確保するため、スノーシューやキックゴルフなどの冬の自然を活用したさまざまなアウトドアスポーツを紹介したり、道立青少年教育施設で行える冬の体験プログラムを多数準備しているところでもあります。

本市においては、本市ならではの自然や施設、人材などの教育資源を生かした取り組みを推進しております。具体的には、冬期間に利用できる施設については浅江島公園クロスカントリーコース、市営スケートリンク、なよろ健康の森クロスカントリーコース、道立サンピラーパークカーリングホール、風連スキー場、ピヤシリスキー場があります。これらの施設の中には、用具を無料で貸し出しし、活動しやすい環境を整えているところもあります。また、教育委員会主催、共催の体験会やイベントについては、歩くスキー講習会、歩く

スキーフェス、市民スキーの日リフト無料開放、市民のスキーの日ボード無料講習会、サンピラーズノー馬拉ソンなどを開催しております。さらに、各団体においては、振興公社主催のスキーこどもの日、スキー学校主催の冬休みスキー教室、カーリング協会主催のカーリング体験会のほか、クロスカントリー少年団、アルペン少年団、カーリング名寄ジュニアクラブなども活動しているところでもあります。このような体験会やイベントを通して、幅広い世代の市民が豊かなスポーツライフを送ることができるよう環境整備と各種支援の充実に努めているところであります。今後教育委員会といたしましては、スキーやカーリング等の地域の教育資源を生かした冬期間の活動や地域の体育的な行事への児童生徒の積極的な参加を促す取り組み等を一層充実してまいります。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 水間営業戦略室長。

○営業戦略室長（水間 剛君） 私からは、大項目2、ホスピタリティーの考え方について、小項目1、各種大会などでの来名者への歓待について申し上げます。

本市では、スポーツの全道、全国規模の大会や東京都杉並区、山形県鶴岡市との国内交流、ロシア連邦サハリン州ドーリンスク市、カナダ国カワサレイクス市リンゼイ、台湾との国際交流、E N-R A Yホールなどの施設を活用した各種文化事業など年間を通じて多くの方々が訪れております。来名者に対しての歓迎にかかわる案内としては、国道40号19線付近のヤマト運輸南側にある電光掲示板、JR名寄駅前にある広告塔に各種大会などの歓迎案内表示をしており、また名寄市、名寄商工会議所、商店街連合会、なよろ観光まちづくり協会が連携し、市内商店街の店頭で歓迎表示も行っております。あすから開催されますJOCジュニアオリンピックカップ2018では、先ほど述べた歓迎表示のほかに国道40号線沿いや国道239号線と大交通差点、駅前交流プラザよ

ろーなの窓などにも掲示しております。大会ポスターについては、ホテルや旅館、各店舗や施設などに掲示するとともに、広報なよろでの紹介や地元選手を紹介した開催チラシの配布、地元情報誌、新聞への広告掲載など大会の歓迎ムードを高める取り組みを進めております。今後も歓待の気持ちとおもてなしの心を市民の皆様が持って来名者を迎え入れることが大切であることから、電光掲示板や駅前広告塔、市広報などを通じ広く市民への周知に努めてまいります。市役所庁舎への懸垂幕や横断幕の掲示など、今後さらに取り組んでいかなければならないと考えております。

続いて、小項目2、見やすく、わかりやすい案内標識について申し上げます。市内の公共施設への案内看板の整備につきましては、近年では都市再生整備計画事業により整備を行いました。駅前交流プラザよろーな、名寄市民文化センターに併設されたE N-R A Yホール等の新しい施設整備にあわせて平成27年には大型の施設案内標識6基を新たに整備しております。また、同時期には北海道開発局や北海道にも協力をお願いし、案内看板の張りかえ、リニューアルなどの整備も行ってきています。これらの案内看板につきましては、施設までの方向や距離などの案内看板としての表示に加え、高齢者など誰もが見やすく、わかりやすい表示内容とするための案内用図記号などを配置し、情報提供としてわかりやすい案内看板の表示に努めてきたところであります。また、コンパクトなまちづくりを目指した都市機能の集約にあわせて整備される各種公共施設への的確な交通誘導を促す案内標識を整備し、利用者の利便性の向上と円滑な都市交通の実現を図ることとしております。引き続き文化、経済活動や観光要素の強い公共施設の整備にあわせて市民や来訪者に混乱を来すことのないような案内標識の整備に努めてまいります。

また、施設周辺においてのエントランスサインなどの表示につきましては、施設の利用者層など

のその必要性について庁内での議論を行ってまいりますので、御理解願います。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 中村総務部長。

○総務部長（中村勝己君） 私からは、大項目の3、市の臨時、非常勤職員の働き方についての小項目1、臨時、非常勤職員の待遇改善について申し上げます。

平成29年5月に地方公務員の臨時、非常勤職員のより適正な任用と労働条件を確保することを目的とした地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が成立し、平成32年4月に施行することとなりましたが、これに伴い本市においても平成32年4月から会計年度任用職員制度が施行されることとなります。制度設計などについてはこれからとなりますが、現在の非常勤職員は制度導入により会計年度任用職員として、また臨時職員については会計年度任用職員として採用される方と現在と同じ臨時的任用職員として採用される方に分類されることとなります。会計年度任用職員については、期末手当の支給対象となるほか、休暇等の労働条件などの概要が総務省から示されております。

国から示されているスケジュールとしましては、平成29年から平成30年にかけて臨時、非常勤職員の実態把握、その後勤務条件等の検討を行い、職員団体等との協議を経た上で関係条例を提出をし、平成32年度の任用に間に合うよう募集手続をすることとされています。本市としましては、平成31年第3回定例会には関係条例の提出が必要と考えており、平成32年4月からの制度開始に向けて諸準備を進めていきたいと考えております。今後は、総務省から導入に向けた事務処理マニュアルの改定版の提供や必要な技術的な情報提供があるとされておりますので、それらをもとに施行に向けて順次準備を進めていきたいと考えております。

続いて、小項目2の臨時、非常勤職員の正規化

について申し上げます。公務員職場における正規職員の任用については、採用試験による選考任用を原則としており、名寄市においても毎年実施している採用試験において一般枠、社会人枠の区分で募集し、受験いただいているところです。正規職員と非正規職員の業務の違いは、業務範囲だけではなく、責任の負担が異なっております。また、正規職員については将来にわたり長く勤務することとなりますので、採用においては試験結果などで一定の基準を満たしているかを判断しております。このため、単純に非正規職員を正規職員に任用がえすることは適当ではなく、正規職員を希望するのであれば正規職員の採用試験を受験いただくこととなります。

次に、非正規職員の定数を正規職員の定数枠に振りかえることについてですが、正規職員の定数については条例において上限を定めており、その範囲内で運用しているところです。なお、実際の正規職員の配置については、毎年度開催する組織機構及び人員配置に関する職場会議の意見をもとに部内議論と行財政改革推進本部において議論を重ね、中長期的な業務量なども考慮しながら行ってきております。非正規職員の定数を正規職員の定数枠に振りかえることとなると、正規職員でなければならない理由なども吟味をした上での判断とその職場ごとに行っておりますが、必要と認められた職場においてはこの間においても正規職員の配置化や増員を実施しております。

なお、正規職員を配置することとなり、短時間勤務の非正規職員の配置を廃止するということになる場合もあり、雇用の場を失うケースも考えられ、慎重な議論が求められるところです。

また、正規職員定数をふやしたとしても任用については一般受験者と同様に非正規職員にも受験をいただくこととなります。これにつきましては、先ほど申し上げましたが、この間実施してきているところでございますので、今後も同様に実施していく考え方であります。御理解をお願いしたい

というふうに思います。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○5番（川村幸栄議員） それぞれ御答弁をいただきましたので、再質問等をさせていただきたいと思います。

まず、子供のスマホ依存対策ですけれども、今部長のほうからも御答弁いただきました。やはりスマホ依存という病気の分類に属さなければならぬような状態が出てきていて、名寄市内の子供たちにも病院で診療している子もいるというような御報告だったかなというふうに思うのですけれども、こうしたことというのは本当にネットトラブルについては随分この間議論もされてきて、受けるタイミングも含めて、また学校などでの使い方等もあって随分議論も進み、対策も進んだかなというふうには思うのですけれども、この体調不良に対する対策というのがまだまだおこなわれているというふうに私は思っています。そういった中だからこそ、先ほどもちょっと御紹介しましたネット健康問題啓発者養成全国連絡協議会、長い名前ですけれども、こういった組織がスタートをし、全国的に皆さんにこのことを知ってもらおうと。知ってもらいながら、やっぱり科学的な根拠を示しつつアドバイスしていくということなのだというふうに思うのですが、先ほどもちょっと御紹介しました青森市では、もういち早くこの1月にネットアドバイザーを養成する講習会が開かれているのですけれども、名寄市としては先ほどもいろいろところで研修会等もしていると。でも、私はネットトラブルのほうの主になっているかなというふうに思いながらお聞きをしていたのですが、この点についてどのようにお考えで、今後どのように取り組んでいくのかお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） 今議員からありましたように、ネットトラブルの関係につきましては

いろいろさまざまな事例も含めながら保護者の啓発も含めて地域に呼びかけたり、対応してきて、一方でスマホ依存の関係についてはやっぱり取り組みがちっと弱いというのは正直言ってこの間あったというふうに私も認識しているところがあります。今作成していますチラシ等につきましてもスマホ依存のことも取り組みも今回は掲載していこうと思っていますし、道教委でも「要注意！インターネットの使いすぎ」というような保護者向けの啓発のチラシを発行していますので、こういったものを活用しながら、保護者の呼びかけをしているところでもあります。ただ、チラシを渡してもなかなかその重要度というか、子供に影響が出て、将来的に影響が出るものだというふうに私も認識していますので、やっぱり保護者がしっかり理解してもらわなければ、家庭内の使用が一番多いというふうに思っていますので、その理解を求めるためにも新年度また保護者懇談会だったり、家庭訪問とかありますので、その中でスマホ依存についてきちんと保護者にも理解を求めながら、ほかの生活習慣も含めた中での対応を含めて、効果的なものを取り入れて対応していきたいというふうにも考えていますので、御理解をお願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○5番（川村幸栄議員） 家庭の中、使う時間も長いですから、当然勉強中も御飯を食べながらも一層見ているという話はよく聞く話なのですけれども、それはそれで重要なことだというふうに思うのですが、実は東北大学と仙台の市教育委員会の中で学習意欲の科学的に関するプロジェクトというものがつくられていて、今道のほうでも準備されているというお話でしたけれども、平成28年度リーフレットをつくって、皆さんにお渡ししています。ちょっと御紹介すると、みんなをやめれば怖くない、努力を無駄にしたくないなら勉強中はスマホオフなんて子供たちにちょっと受け入れられやすい内容かなというふうに思っている

のですけれども、生活習慣の話も今部長からお話があったようにスマホだけではなくて朝御飯をしっかり食べましょうというのも入っているのです。それで、先ほどちょっと御紹介したように、科学的な根拠をきちっと示すというところら辺ではスマホ所持者の約7割が勉強中にスマホを使っているといった表なんかも出しています。さらには、勉強中のアプリの使用数が1個や2個ではなくて、多い子ですと4つも5つもアプリを飛ばしながら、どうやってするのかちょっと私にはできないのですけれども、そういったこともグラフに出しています。そして、長時間使っていることがということいろいろ話題になるのですけれども、スマホを長時間使っても勉強していれば大丈夫って本当という、こんなチラシもつくっています。ずっと調査をしているのです。長時間、2時間、3時間、4時間使っている子、勉強も2時間、3時間している子、だけれどもスマホを長時間使っているとどれだけ勉強しても成績がどんどん下がっているというのをこんなふうにしてグラフに示しています。1時間以内にやめましょうというふうに提言しているのが先ほど御紹介したネット健康問題啓発者養成全国連絡協議会の会員の一人でもある東北大学の川島先生なのですけれども、どんなに長くても1時間以内にすること、こんなふうにつくっているのです。やっぱり具体的にこういうことを本当に目に見えた形で子供たちにもお知らせし、そして保護者の皆さんにも知ってもらうという、こういった手だてが非常に重要だなというふうに思っているのですが、今それぞれの皆さんのところにこれから新学期も始まりますので、取り組む中で、ぜひこれをこうしたことも参考にしながら御活用をいただきたいというふうに思うのですが、お考えをお聞かせいただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） 議員から紹介いただいたものにつきましても、当然先進的に取り組ま

れている状況というのは私たちも把握させていたしながら、効果的なものについては取り入れながら進めていきたいというふうに思っていますし、先ほども答弁でちょっと触れました全国学力・学習状況調査の中での質問紙の中でも名寄市にもその傾向も出ている分析もしていますので、そういった具体的な事例も保護者に説明をしてもらいながら、議員おっしゃるように実際の数字も含めて話すとやっぱり理解なり深まるだろうし、受けとめも強くなるというふうに思っていますので、いろんなものを活用しながら、有効的な手段を考えながら今後も取り組みを進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○5番（川村幸栄議員） 小中学生、高校生はこういったものを見ながら、理解をしてもらいながら自分自身できちっとセーブしてもらうことが必要なのですけれども、しかし自分だけではなかなかできませんので、やっぱり保護者なり、また学校なり地域のみんなで見守っていききたいというふうに思っています。

ちょっと1点だけ御紹介したいのですけれども、乳幼児に最近小さいお子さん方を抱えながらのお母さん方、仕事をするのにスマホを与えてしまっている傾向が多いのですが、乳幼児にやむを得ず与えるときは15分を限度として一緒に見ながら語りかけることが大事ですというふうにこちらのほうではおっしゃっているのです、これもぜひお知らせの中に加えていただければなというふうに思っています。

そうした中で、どうして遊び場が必要かということなのですけれども、やはりそこに集中しないで体を十分に動かして遊べる場があれば、スマホに集中してゲームに没頭したり、そういったことがなくなるのではないかなというふうに思うのです。私たちの市では名寄の冬を楽しく暮らす条例があるわけですから、楽しく過ごすその場がたくさんあればというふうに思っているのですが、今

部長のほうからもいろいろ紹介もしていただきました。体験会、イベントもありますけれども、ただせんだって中学生にちょっとお話を聞きました。スケートボードやスノーボードが大好きなのだと、いうことで遊んでいる子供たちなのですけれども、学校のクラブ活動もあるけれども、この間の先日の一般質問の中で61.2%の方が参加しているというふうに聞きましたけれども、残りやっぱり40%近い方々がクラブ活動に参加していないこともあります。それから、アスリートを目指すわけではないけれども、スケートボードやスノーボードを一生懸命楽しみたいと。思い切り体を動かしたいのだと言うのです。健全な考え方だなというふうに思います。そして、指導する人はいないのだけれども、自分たちで工夫しながら、本を見たり、ネットを見ながらどうやったら上手になるかしているというような話ししていました。そして、同じように楽しんでいる大人からもたまに教えてもらったりして、いい交流をしているなというふうに私はお話を聞いてきたのですけれども、こういった子供たちが本当に自由に遊べる、体を動かせる場所が少ないというふうに言っていました。特に冬場。その中でもっと楽しめる場所が欲しいのだけれどもということなのですが、その点についてマスコミで掲載されていました市長と教育長とふるさと未来トーク、学校に訪問していらしゃって、その中でもバスケットボールコートがほしいという御意見もあったようでしたけれども、こういった子供たちが望んでいる遊び場の確保についてもう一つお考えをお聞かせいただければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） 最後に言っていたバスケットとか、公園にバスケットゴールがあったり、やれる場所があったりするところもありますけれども、特に冬場のことということであります。冬場でいきますと積雪があって、子供たちが遊ぶ場をどう確保するか、大変難しい状況にあるかな

というふうに思っています、先ほど申し上げましたところを活用しながら、冬場子供たちが体を動かすところの場所として提供したいとも考えていますし、冬場でいけば土日は別にして平日帰宅時間が早いという状況がありますので、多分学校が終われば帰宅時間になってしまって、活動するのだったら保護者と同伴という形になろうかと思えますので、やっぱり保護者も子供と一緒にいかなければ、なかなか子供だけでは出づらいという部分もあると思いますので、そういった面ではPTA連合会とも連携しながら、保護者との協力も含めて対応していきたいというふうに考えているところであります。冬場の確保については、先ほど申した以外の部分ではなかなか難しい状況はありますけれども、今ある部分についてはしっかりと確保して、冬場整備をしながら子供たちが体を動かす環境をつくるように今後も努めてまいりたいと考えていますので、御理解をお願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○5番（川村幸栄議員） あと1点、スノーボードをするのにピヤシリスキー場に行くのですけれども、私もちょっと気がつかなかったのですが、バスの時刻です。時刻表、冬始発が10時5分に名士バスの車庫のところを発なのです。それで、ピヤシリスキー場に10時45分に着きます。これ冬の時間です。それで、夏は8時5分に名士バスの車庫を出て8時45分にピヤシリスキー場に着くのです。冬の時間だと10時45分、大体11時近くなります、準備をして滑ろうと思ったら。リフトは9時から始まっています。先ほど紹介あった市民スキーの日も9時からリフトが無料でした。このバスの時間について、日進ピヤシリ線無料になって非常に喜ばれているのですけれども、時間の変更についてお考えはないかどうかお聞かせをいただければと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 中村総務部長。

○総務部長（中村勝己君） 日進ピヤシリ線の路線バスの関係で、1便目の時刻が今議員言われたように10時5分で、ピヤシリスキー場が10時45分ということで、スキー場のほうは9時から、温泉のほうは10時からということで実はオープンをしているという状況になっております。バス自体については、10時5分から始発で、市内を一回りしてその後日進に入ってサンピラーのピヤシリスキー場のほうに行くという経路になってございます。この案件につきましては、早めてほしいということにつきましてはこれまでも何度か議会の中でもお話をいただいたかなというふうに思っております。少しアンケートですとかやった経過もでございます。また、名寄市の地域公共交通の活性化協議会の中でもことし、29年度お話をさせていただいた経緯も実はあるのですけれども、この10時5分前の便数をふやすということもちょっと難しいというふうに思っておりまして、では今全体で5便なのですけれども、10時からのをなくして少し早めようかというようなお話もさせていただいたのですけれども、公共交通として活性化協議会の中で議論をさせていただいたときには、やはり駅にこれバスが寄って、実際にスキーを担いでスキー場行かれる方何人いるかはわかりませんが、公共交通としてJRにしっかりと接続をしているバスということもございまして、また市内の循環もしてございまして、それぞれの停留所でお客さんを乗せるという実態も少し把握をさせていただいていました。また、10時5分のバスについては午前中これ1便しかないのです。先ほど言いましたように増便すればいいのですけれども、1便しかなくて、温泉に入る場合に実はこの1便逃したら午後からという状況になるということで、こんな状況もありまして、活性化協議会の中では公共交通としてはJRのつなぎなども大事ではないかということで、少し方向性についてははっきりとは出ささせていただいていないのですけれども、改めて活性化協議会の中でも議論をさ

せていただきたいというふうに考えてございます。以上でございます。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○5番（川村幸栄議員） 時刻表のところに名寄地区市街地から道立サンピラーパーク、なよろ健康の森等を経由し、ピヤシリスキー場まで往復する路線バスです。スキーやスノーボード、カーリングなどのウィンタースポーツ、なよろ温泉サンピラーの日帰り入浴に御利用くださいと書いてあるのです。ですから、スキーやスノーボードやカーリングする時間が第1便だと短くなってしまって、少なくなってしまうということなので、ぜひともこのところは御検討いただきたいというふうに思います。

それから、これは次のホスピタリティーにもつながってくるのかなというふうに私は思っています。このホスピタリティーの考え方のところ、ジュニアオリンピックあすから始まります。市役所のところにも看板が出ていますけれども、ちょっと小さいかなと私は思っているのです。もっと大きくばつとやってもいいのではないかなというふうに、お金のこともありますから難しいのかなというふうには思うのですけれども、先ほど御紹介したように定義の中でやはり来られる方も迎える側もお互いというところら辺が大事なのだなというふうには思っていて、市民の皆さん方が見ることでジュニアオリンピックが始まるという機運を高めていく、そここのところが何かちょっと乏しいかなというふうに私は思っています。例えば美深のことし1月の末に競技の方たちが合宿するときに歓迎ムードが広がるというふうな記事ですけれども、この広がるという感じ、この思いを市民の皆さんで盛り上げて、やっぱり大会に来られた方々をお迎えしたいなというふうに思っているところでもあります。ですから、確かにここまでやりましたというのがありますけれども、それがなかなか伝わらないのではちょっと残念ではないかなというふうに思っているところでもあります。

あと、実はちょっとこれ通告していなかったのですけれども、なよろうグッズなのですけれども、名寄に来られた皆さん方に対してのお土産も含めて、これは観光協会とか事業者の方々とも相談しなければならぬと思うのですけれども、今ジュニアオリンピックの中で限定販売ということで、なよろうと下川のしもりんが記載されたテーピング用のテープが作られて、限定発売というふうになっていました。こうした発想というか、必要かなというふうに思うのです。なよろうのキーホルダーもだんだんなよろうの着ぐるみがいろんな場所へ出てきて、子供たちの中にも人気が高まっているかなと思います。私もこのキーホルダー毎日持って歩いているのですけれども、それを見て子供たちがなよろう、なよろうといって声をかけてくれるようになりました、最近は。ですから、縫いぐるみだとか、いろんな形で作っていくことも必要かなというふうに思っているのですが、その部分についてお考えをお聞かせいただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 水間営業戦略室長。

○営業戦略室長（水間 剛君） 今名寄の観光キャラクターのなよろうの御質問いただきました。まず、キーホルダーをいつもつけていただきまして、ありがとうございます。

私どものほうのなよろうにつきましては、議員も御承知のように、まず着ぐるみについては一般の市民に貸し出ししております。他の自治体の状況を見ますと、一般の住民に貸し出す取り組みをしているところが非常に少ないという状況なのですけれども、私どものほうはいろんな場面で触れたいということで、市民に貸し出すということで現在2体貸し出しをさせていただいて、おかげさまでいろんな場面で、そしてまた市民が誰が着ても動けるような形のデザインというか、機能性も備えさせていただいたおかげもありまして、いろんなところで御活躍というか、活用いただいております。なよろうのデザインの部分なの

ですけれども、そちらの部分につきましても一部の他の自治体を見ますと商標、民間の商品として使う部分については一定の規制をかけたところか、他の自治体でも結構あるのですけれども、私どものほうは行政のほうでそういった商品をつくるというのはなかなか予算的にも厳しいということで、一般の方々に使用していただきたいということで、ある程度の部分については無償というか、自由に使っていただくということを原則として民間の方々に御活用いただいておりますので、そういったことの積み重ねの中でいろいろな、今回もジュニアオリンピックの関係について商品ができたのかなと思いますし、また今後も市民の方々がそういったことに愛着を持っていただければ、当然のことながら民間のところもグッズ等の販売というか、そういったところも力入れていただけていると思っていますので、それらも含めて今後もなよろうを活用していただけるような取り組みをしていきたいと考えております。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○5番（川村幸栄議員） 市外から来られた方々からやっぱりお土産に買っていくときに名寄が入っているものが欲しい、名寄がわかるものが欲しい、こんな声をたくさんいただいているところですので、ぜひとも一つでも多くそういったものができて、そして名寄市民も一緒に楽しめるものがないのかなというふうに思っていますので、また戦略室先頭に頑張っていただければというふうに思っています。

あともう一点なのですけれども、施設の案内看板って、会場の案内看板なのですけれども、実は成人式の式場の入り口案内が小さくて目につきにくいです。ということで、こういったこともあります。E N - R A Yホールでいろんなコンサート、行事されているのですけれども、外からは非常にわかりません。中に入ってみると、きょうこれだったのかというのがわかります。でも、外から通ったときにはわかりません。わかるようなことが

必要ではないかというふうに思うのですが、この部分でいかがでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） 今EN-RAYホールのイベントに関しての看板というか、外の看板の話だというふうに思います。建てる時にいろいろ協議して、そういった看板を設置できるようにするかどうかという、したようであります。ちょっとデザイン的な、景観的な部分で小さな窓ガラスに張るような、そういった部分で対応しようということで、成人式については中に写真とかできるスペースをとりながら対応してきているところであります。ただ、議員から言われましたようにほかのイベントの中でもそういった外に看板を立てるということで、自分でつくって立てている、そういったこともあるようでありますので、その辺につきましてはちょっと今後どういった形でできるか含めて検討してまいりますので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○5番（川村幸栄議員） ぜひとも検討していただきたいと思います。

それでは、3番の臨時、非常勤職員の方々の働き方について再度質問させていただきたいと思えます。ちょうど1年前に地方公務員法、地方自治法の改正法が成立したわけですが、今無期転換ルールなども含めて、残業代ゼロ制度など含めて、本当に市民の方々の働き方について関心も高まっているところであります。それで、この法が改正されたことによって、今働いている市の臨時、非常勤職員の方々の待遇改善は進むのかどうか。具体的なことはまだまだというふうな御答弁でしたけれども、待遇改善がこれで進むのかどうかを具体的にお知らせをいただきたいと思えます。

○議長（黒井 徹議員） 中村総務部長。

○総務部長（中村勝己君） 大変申しわけございませんけれども、具体的にという部分ではどこまでお答えできるかちょっと自信がないのですけれ

ども、基本的には先ほどもお話ししましたけれども、手当の関係ですとか、これが期末手当を支給するですとか、あるいは諸権利の関係でも少し改善があるのかなというふうに思っております。ただ、現在単年の1年で、例えば市役所でいいますと6号で一般事務というような形で勤務をされている方については基本的には臨時職員という形になるかと思えますので、その部分がどうかというふうにはちょっと考えていますけれども、ほかの非常勤の方を含めれば、皆さんがそのまま移行ということであれば改善にはなるのかなと。大変申しわけないのですけれども、まだ十分部内でも制度設計も含めて改めて検証しながら、具体的に職種も含めてそれぞれ該当させながら制度改正に向けて手続をしていきたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思えます。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○5番（川村幸栄議員） 国のほうもなかなか今、国会も進まないような状況でありますから、大変なことになってくるかなというふうには思うのですが、改正法に対して識者の方々からは次のような指摘がされているところです。臨時、非常勤の正規化や正規職員の定員拡大など根本的な改善が示されていない。また、任用の条件が限定されない会計年度任用職員の創設で、臨時、非常勤の職を人員の調整面として利用している現状が合法化され、無期限任用の原則を取り崩すことになりかねないのではないかというふうに指摘されています。私も地方公務員法、行政サービスの安定性と質を確保するため、公務は任期の定めのない常勤職員が中心となって担うという無期限任用の原則を持っていることでもありますので、地方公務員の臨時、非常勤職員、また任期つき職員の任用等のあり方に関する研究会で制度の改正を検討してきたというふうに言われていますけれども、やっぱりこの無期限任用の原則が崩されていくのではないかというふうな危惧をしているところでもあります。先ほど期末手当等もというお話もあ

りました。非常勤職員の方々への手当の支給、同一労働同一賃金の観点からも当然行われるべきだというふうに私も考えております。しかし、国は地方交付税の算定方法などを通じて引き続き人件費の抑制を求めているのだと思うのです。財政的な制約が大きい現状のままでは、地方自治体は臨時、非常勤の待遇改善に踏み出すのは難しいというふうには思うのですが、しかしやはり正規の職員と臨時、非常勤の職員と差があってはならないというふうに私は思っているのですが、この点についてもう一度お考えをお聞かせください。

○議長（黒井 徹議員） 中村総務部長。

○総務部長（中村勝己君） 非常勤と正規職員の差については、いろいろと御意見をいただくところかなというふうに思いますけれども、現状今例えば保育所で考えますと正規の職員がいて、そのほかに職員が休んだときに代替で入る方、あるいは産休で入る方、通年という形になりますけれども、そういったいろいろな働き方で子供たちの保育を現場ではやらせていただいているということで、例えば産休の職員で1年間入っていただく方について権利を、あるいは職員化をするというようなことについては少し難しいかなと思ってございますし、私どもも市役所で働く労働組合のほうとも十分協議をさせていただきながら、これまで処遇の改善等をやらせていただいているということでございますので、ぜひ御理解をいただきたいと思えます。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○5番（川村幸栄議員） 希望する、働く方々の希望によっては短時間労働であったり、また正規で働きたいと願っている人がいたり、そういった方々に応えていくことが必要かなというふうに思うのです。地方自治の行う行政サービスというのは、住民の、名寄市民の皆さんのためのものがありますので、やはりこうしたサービスをきちんと担える、そういった働き方が必要だというふうに思っています。臨時、非常勤労働者の割合もせん

だつて質問の中で5割、半分が非常勤労働者だというふうに言われていました。女性の割合がそのうち非常に多くなっています。7割を超えるところが、これは全国的な調査です。失礼しました。というふうになっていきますので、今後この点の改善に向けてもまた議論を進めさせていただきたいと思っておりますので、きょうはこれで質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（黒井 徹議員） 以上で川村幸栄議員の質問を終わります。

13時まで休憩をいたします。

休憩 午後 0時07分

再開 午後 1時00分

○議長（黒井 徹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

名寄市の農業振興施策について外1件を、山田典幸議員。

○11番（山田典幸議員） 議長より御指名をいただきましたので、通告に従いまして、順次質問してまいりますので、よろしく願いいたします。

初めに、大項目1点目、名寄市の農業振興施策について伺います。この冬は、例年になく積雪が多く、いまだ雪深い当地域であります。それぞれの農家においては今シーズンの本格的な営農活動に向けての準備作業がもう既に始まっているところであります。昨年の地域農業を改めて振り返りますと、春の融雪は平年に比べ早く進み、春耕作業、植えつけと順調にスタートをいたしました。その後の6月の低温、7月の日照不足、そして9月以降の収穫期における長雨と天候不順に悩まされた年でありながらも、各作物おおむね平年作を確保することができ、農家の皆さんの苦労が報われた1年であったと認識をしております。ことしも大きな自然災害などが起こることなく、天候が安定し、よい出来秋となることを期待するばかりです。改めて申し上げるまでもありませんが、地域農業を取り巻く環境は依然として厳しく、多

くの課題が山積しているのが現実です。今後も引き続き当市の基幹産業である農業の安定的、持続的発展に向けた実効性の高い施策の展開が求められているというふうに思います。

そこで、1点目、改めまして行政として平成29年度の地域農業をどのように総括しているのか御見解をお伺いいたします。

あわせて2点目、昨年度の総括と現状における地域農業の課題等を踏まえた中での新年度の重点農業施策についてお知らせを願います。

3点目、農福連携の可能性についてお伺いいたします。近年農業分野と福祉分野が連携した農福連携の取り組みが各地で盛んになってきており、関心が高まっています。農業従事者の高齢化や労働力の減少といった課題を抱える農業分野と障がい者の働く場の少なさや賃金の低さなどの課題を抱える福祉分野の双方にメリットのある取り組みとして注目されてきており、国においても農福連携の取り組みを後押しする動きも見られます。当市としてこの取り組みの意義を踏まえた中で、推進の可能性についての考え方を伺います。

次に、大項目2点目、中学校における部活動についてお伺いいたします。中学校における部活動は、学校教育活動の一環としてスポーツや文化等に関心を持つ同好の生徒によって自主的に組織され、学級や学年を離れた集団の中で共通の目標に向かう上での連帯感や責任感、協調性などを育むとともに、仲間や顧問等との密接な触れ合いの場として大きな教育的意義を有するものであります。当市の中学校においてもさまざまな部活動が行われていると思いますが、1点目、中学校における部活動の現状と課題についてどのように認識しているか見解を伺います。

次に、複数校合同部活動について伺います。近年特にチームとして一定の人数が必要な競技の運動部において、少子化による生徒数の減少等の理由により単独の学校では部活動を継続することが困難となる実態が多く見られるようであります。

部活動の数が少ない、または希望する部活動がないなどの理由により選択の幅が失われるという状況は生徒たちにとって大きな問題であり、そのような状況を解消するため、複数校合同部活動を実施する学校が全道的、全国的にも増加しています。当市における複数校合同部活動に対する考え方を伺いいたします。

以上、壇上からの質問といたします。よろしくお伺いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 白田経済部長。

○経済部長（白田 進君） ただいま山田議員からは、大項目で2点御質問いただきました。大項目の1につきましては私のほうから、大項目の2につきましては教育部長のほうから答弁となりますので、よろしくお伺い申し上げたいと思います。

それでは、大項目の1、名寄市の農業振興施策について、初めに小項目の1、平成29年度の地域農業を総括してについて申し上げます。平成29年度の農作業につきましては、先ほどの山田議員の中にもございましたように、雪解けが平年より早く、耕起、播種などの春作業は順調に進みました。気温につきましては、6月及び8月、9月がやや低くなり、また収穫時期の降雨により作業がおくれたことで作物の一部で減収や品質の低下が見られたものの、全体といたしましては平年作を確保できた1年と認識をしております。

主な作物では、モチ米につきましては平年をやや上回る収穫量となり、畑作物では秋小麦が一昨年の降雪の影響によりまして平年を下回ったものの、その他の作物ではほぼ平年並みとなりました。青果物では、前年に比べアスパラガスが低温の影響で収量は低下したものの、販売価格が高く推移したためこれを補う形となり、スイートコーンにつきましては増収となりました。また、畜産につきましては、乳量、乳価、固体販売とも安定しており、堅調な1年となったところでございます。これらを受けまして、J A道北なよろにおきましては販売目標を上回る状況と伺っております。

大きな災害や事故もなく、生産者の皆さんにとってもまずまずの1年であったと受けとめていただいております。

次に、市の主要施策の取り組み状況についてでございますが、本年度は新たに策定をいたしました第2次の農業・農村振興計画のスタートの年に当たりまして、その5つの方針に沿って申し上げたいと思います。まず、収益性の高い農業経営の確立では、農業振興センター事業としてICTを活用し、ハウス内環境の制御を自動化するスマートハウスを導入し、省力化や収量、品質の向上に向けて試験に取り組んだほか、カノコソウの安定生産に向けまして名寄市薬用作物研究会や関係機関と連携し、栽培管理に必要な農薬の使用登録拡大試験やカノコソウに続く薬用作物の試験栽培に取り組むとともに、これら農業振興センターにおける試験や展示圃など多くの農業者に見ていただき、普及啓発を図る機会といたしまして8月1日に圃場の公開を行ったところでございます。畜産振興におきましては、規模拡大による生産体制の効率化と収益性の拡大に向け国の畜産クラスター事業などの活用を進めているところでございますが、このほかにも農業生産全般にわたりまして国や道の制度を活用し、高性能機械の導入や共同施設の整備など生産性の向上と経営体の強化に努めてまいりました。

2点目の多様で持続可能な農業経営の促進では、農作業繁忙期における労働力の確保に向けまして昨年度の調査結果及び市立大学の提言などをもとに関係機関、団体による検討を進めてまいりました。特に名寄駐屯地曹友会のボランティアによるカボチャの収穫作業などにおけるスポット的な労働力につきましては、その効果が実証され、次年度に向けて大いに参考になる取り組みとなりました。また、法人化につきましては、先進事例や法人制度や設立するまでの経緯などにつきまして複数戸法人設立に向けた研修会を開催し、生産者、関係機関、団体の参加をいただいたところでござ

います。さらに、今年度より人工衛星からの位置情報を活用した農作業機械の導入が生産者において本格的に進められておりまして、本市といたしましても支援、協力を行ってきたところであり、今後の普及拡大とその有効活用に期待をしているところでございます。

3点目の農業の担い手の育成と確保に向けてでは、新たな担い手育成支援策として新規就農者に対しては初期投資の負担軽減を図る支援事業や農業後継者向けには営農に必要な免許取得や経営改善の取り組みに対してJAと共同で支援を行ってまいりました。また、新規就農では、地域おこし協力隊2名が新規就農を果たしたほか、新規就農者の早期経営安定に向け関係機関、団体と連携した支援チームを新たに組織をし、さきの2名を含む就農後5年以内の4戸を対象に巡回による相談、指導に取り組んでいるほか、新規参入者の確保を目的とした農業体験実習事業を創設し、1名の方に本市へお越しをいただき、現在名寄での就農について御検討いただいているところでございます。

4点目の人と自然に優しい農業の推進については、有害鳥獣対策、特に近年増加をしておりますアライグマ対策といたしまして箱わな設置に必要な防除員の育成確保に向けて講習会を開催し、関係機関などの職員も含めた登録者は170名に及んでございます。一方、箱わなをふやすなど駆除体制の強化を目指してまいりましたが、箱わなを設置しても捕獲できない事例が報告されるなど、適切なわなの設置による捕獲効率の向上が次年度以降の課題と受けとめているところでございます。

5点目の豊かさや活力ある農村の構築では、食育推進に向けて第3次の食育推進計画を策定いたしました。計画では、実践から拡大へをテーマといたしまして7つの基本目標を定め、今後の方向性と施策をまとめたところでございます。また、大雨による被害を提言させます田んぼダムを推進するために今年度初めて田んぼダム啓発会議を開催し、各地域の取り組みや課題などを共有し、地

域の自主的な取り組みを促してまいりました。

以上、平成29年度の主な取り組みについて申し上げますが、関係機関、団体を初め生産者の皆さんの御協力のもと、農業・農村振興計画の着実な推進が図られた1年であったと考えているところでございます。

次に、小項目の2、新年度の重点農業施策について、先ほどの総括同様に農業・農村振興計画の方針に沿って申し上げたいというふうに思います。まず、収益性の高い農業経営の確立では、生産基盤の整備に引き続き取り組んでまいりたいと考えております。特に平成30年度は、道営農地整備事業の智恵文地区の調査設計が見込まれており、期成会とも連携をしながら、円滑な事業推進に向け支援、協力してまいります。農業振興センター事業では、継続となりますICTを活用した新たな栽培技術の導入試験、振興作物における新品種の栽培試験や薬用作物の安定生産に向けた試験のほか、生産者の皆さんへの周知や普及についても積極的に取り組んでまいります。畜産振興におきましては、TPPや日欧EPAに対応すべく国の畜産クラスター事業などを活用し、規模拡大による効率化と収益性の拡大を図るとともに、生産者の負担軽減と飼養規模の拡大に対応するため、市営牧場の施設整備に取り組めます。また、生産者ニーズの高い哺育育成センターにつきましては、農業者の意向を確認しながら、引き続きJAや関係機関と連携し、検討を進めてまいります。さらに、農業生産全般にわたり国や道の制度を注視し、有効な制度について生産者の速やかな情報提供などに努めてまいります。

2点目の多様で持続可能な農業経営の促進では、労働力確保対策として効果が確認をされましたスポット的な労働力につきまして試験的に市立大学生を対象として農作業に従事をしてもらい、働く側と受け入れ側、両者の条件整備やマッチング支援など課題整理に取り組んでまいります。また、雇用確保や地域農業への貢献が期待をされる法人

化につきましては、一般的な講習に加えましてより具体的な研修の機会を設けたいと考えてございます。

3点目の農業の担い手の育成と確保に向けてでは、担い手育成支援策といたしまして新規就農者の経営開始に伴う初期投資の負担軽減に向けた支援事業、農業後継者の経営継承に向けた研修や経営改善に向けた取り組みに対し、JAと協調して支援を行ってまいります。また、新規就農者の確保に向けた地域おこし協力隊、農業支援員の募集、支援を継続するほか、新規就農者の早期経営安定に向け設置をしました支援チームにつきましては、計画的な巡回の実施と関係機関、団体協力のもとに総合的な営農支援体制を目指すほか、農村女性の一層の活躍に向けて農業に関する知識や技術習得に必要な研修会の参加、グループ活動の活性化に向けて支援を行ってまいります。

4点目の人と自然に優しい農業の推進では、有害鳥獣対策におけるアライグマ対策といたしまして、課題となっています箱わなによる捕獲効率の向上を図るため、専門知識を有する業者に委託をし、生態調査や農業者などへの捕獲技術の指導に取り組んでまいります。また、捕獲の従事に必要な講習会を開催し、防除員を拡大するとともに、各地域において防除員を組織化するなど地域一体となった捕獲体制の構築を目指してまいります。

5点目の豊かさと活力ある農村の構築では、食育推進の取り組みといたしまして食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践するため新たに策定をいたしました第3次の食育推進計画を基本に取り組みを進めてまいります。また、地産地消やブランド化の推進といたしましては、なよろ産業まつりが40回目の節目を迎えることから、記念事業として内容を拡大、充実をさせ、市民の皆さんに楽しんでもらうことはもとよりモチ米生産日本一のまちとしまして市内外へ広く情報発信を行ってまいります。

以上、平成30年度の主な施策について申し上げ

げましたが、今後とも関係機関、団体はもとより生産者の皆さんと積極的に情報を共有しながら、農業、農村の持続的発展に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、小項目の3、農福連携の可能性について申し上げます。農業分野では、高齢化などによる労働力不足が課題となる一方で、福祉分野では農業を通じて得られる心身のリハビリテーション効果や共同作業による社会参加への促進効果などが評価されており、農業分野と福祉分野が相互に連携をし、障がい者などが農業生産活動に携わる農福連携が推進されてございます。農福連携の主な事例といたしましては、福祉事業所が障がい者などによる農作物の栽培、加工、販売をしている事例や農業者が障がい者を従業員として雇用する事例、福祉事業所と農業者が連携をし、農作業を受託して請け負う事例などがあり、市内におきましても既に5つの福祉事業所などで取り組みが行われているほか、養護学校の実習としても取り組まれているところでございます。

また、本年2月21日には北海道が主催をします上川北部地域農福連携意見交換会が市内で開催され、道内での取り組み状況や事例報告などが行われました。事例報告では、障がいを持つ方が実際に農作業に取り組んでいる姿が動画で紹介されたほか、障がいの種類に応じて向き、不向きな作業があることや複雑な一連の作業を幾つかの工程に細分化し、簡素化することで対応が可能となること、さらには受け入れを行う農業者においても障がい者などへの知識と理解が重要であることが報告され、参加した農業者からも強い関心が寄せられたところでございます。

今後の対応についてでございますが、まずは市内の福祉事業所などでの現在の取り組み状況と今後の農作業の受託などに関する意向や対応可能な作業内容について調査、把握するとともに、農業者に対しましては障がい者などの雇用について理解を深めていただくとともに、その上で必要とす

る作業内容などについてニーズを把握する必要があると考えてございます。福祉関係者と農業関係者がお互いに理解を深め、連携をしながら、双方が抱える課題解決に向けまして国のマニュアルや他市町村の事例などを参考としながら取り組みに係る調査検討を進めてまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川 勇人君） 私からは、大項目2、中学校における部活動の現状と課題についてお答えいたします。

初めに、小項目1、活動の現状と課題についてですが、中学校における部活動はスポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養、好ましい人間関係の形成等に資するものであり、学校教育活動の一環として教育課程との関連を図ることが求められています。そのため本市の各中学校においては、校内組織に部活動委員会を位置づけ、指導方針や活動の決まり等について共通理解を図ったり、定期的に顧問会議を開催して各部の活動状況を確認するなど、学校全体で組織的に活動の充実に努めております。部活動を実施するに当たっては、家庭、地域との連携、協力が不可欠であることから、地域や学校の実態に応じ地域の人々の協力を得たり、各種団体等と連携しながら進めております。また、保護者会等を設置し、指導方針や活動状況について理解と協力を求めるなど学校と家庭が一体となって部活動の充実に努めております。

本年度本市の中学校においては、学校の規模にもよりますが、野球、バレーボール、バドミントン、吹奏楽等の部活動が設置され、全生徒の83.3%が加入しております。部活動の課題といたしましては、教員が放課後の部活動指導に時間を過度に費やすと授業準備や教育相談、生徒指導などの校務に支障を来すこと、土日に開催される大会等への引率は教員が行っていることから、指導に当たる教員の負担が大きいことなどが挙げられて

おります。このため各中学校では、定期的に部活動休養日を設定したり、できる限り複数の教員が指導する体制を整えています。今後教育委員会といたしましては、各中学校において生徒や指導者に過度の負担をかけることがないように文部科学省の運動部活動での指導のガイドラインを活用するなどして学校全体での組織的な部活動の指導体制をつくとともに、学校と家庭、地域が連携を深めた効果的な部活動運営を推進するようお願いしてまいります。

次に、小項目2、複数校合同部活動についてですが、近年生徒数の減少や運動以外の活動への興味関心の高まりなどにより、運動部活動への参加生徒数が減少し、学校単独では運動部の活動を組織し、継続することが困難な事例が発生しています。このため少人数の運動部にも大会参加の機会を与え、スポーツをやりたいという生徒の願いに応える趣旨から、複数校合同運動部活動を実施する学校が増加しています。日本中学校体育連盟による平成29年度6月の調査においては、1チームの選手数が多いサッカーや野球などの団体競技を中心に全国で12競技、1,022チームの合同部活動が設置されました。北海道においては、126チームが設置され、全国都道府県で最も多くの合同部活動が設置されたことが明らかになりました。北海道中学校体育連盟においては、北海道中学体育大会に関わる複数校合同チーム編成規定を定めております。規定によりますと、複数校合同チームは日常において学校の部活動として監督が指導し、各学校の教員が引率して合同チームの練習が計画的に実施されていること、対象種目ごとの大会出場最低人数を満たさないチームであること、さらに地区大会の区分範囲内にそれぞれの学校があることが編成の条件となっております。学校がこれらの編成の条件を満たし、教育上合同チーム編成が必要であると学校間で合意した場合、地区中体連の承認を得て複数校による合同部活動を成立させることができます。本市においても過

去に風連中学校と下川中学校の野球部が合同チームを編成し、日常の活動や大会に参加していた例があります。今後教育委員会といたしましては、各中学校に道教委の運動部活動指導の工夫・改善実践事業実践集や複数校合同運動部活動の実践事例集等を参考にしながら、可能な限り生徒の運動部活動への多様なニーズに応えてもらうようお願いしてまいります。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 山田議員。

○11番（山田典幸議員） それぞれ御答弁をいただきましたので、時間のある限り再質問をさせていただきますと思います。

それでは、農業振興施策のほうから行いたいというふうに思います。それぞれ平成29年度、まだ今年度でありますけれども、平成29年の地域農業の総括と、あわせまして新年度の重点農業施策についてお答えをいただきました。今年度、年が明けてということになりますけれども、まだ年度はかわっていませんけれども、昨年の状況については若干私も触れさせていただいたとおり、また部長の御答弁の中にもあったように、私自身も農業者として苦勞した1年ではありましたが、一定程度苦勞が経営成果に結びついた年ではなかったかなというふうに思います。それぞれ作物ごとに若干差はありましたけれども、全般的には収量がなかったものは高値で取引されてその分カバーしたですとか、そういった状況もありましたので、まずまずの年でありました。本当にことしもまずは大きなことが、自然災害等がないことを祈りたいと思いますし、天候が一定程度安定してくれることを、いい年になることを願いたいなというふうに思います。

今年度、平成29年度から臼田部長が経済部長ということで御就任をされまして、就任されて1回目の、ですから6月の定例会の中で私も御質問させていただきましたけれども、臼田部長は農家の御出身ということで、経済部長になって基幹産

業の農業に携われることをうれしく思うということでの御答弁があったというふうに思います。今年度1年間経過した中で先ほど第2次の農業・農村振興計画に基づいて施策の総括もしていただきましたけれども、全体的な29年度1年間経過した中で、白田部長はこの地域の農業に関して1年間たってどのように感じられたか、まずはそのことをお伺いしておきたいとします。

○議長（黒井 徹議員） 白田経済部長。

○経済部長（白田 進君） 9年ぶりに経済部に戻ってきたという話を6月にさせていただきました。うれしいという話もそのときにさせていただきました。この1年を振り返ってということだと思いますけれども、まず総体的に言いますと先ほど言ったように新しい農業・農村振興計画ができましたので、特に担い手を中心とした制度の拡充なんかもした部分でありますので、そこが着実に成果を残してきたものと私は思っておりますので、そういった面では私自身も充実した1年でありましたし、そういう担い手の方たちにとってもいい1年だったのではないかなというふうに思っているところです。特に担い手の関係でいくと、私も9年ぶりですので、随分顔がかわっているなというのが率直な印象であります。ただ、これは職場で会うときもありますし、ちょっと暗いところで会うときもありますけれども、若い人たちが元気に活動している姿、特に管内でも例を見ないぐらい若い方が就農しているという実態も把握していて本当に心強いなと思っておりますし、個々の担い手の皆さんがしっかりとした考えを持って計画的に取り組んでいるということも私も肌で感じましたので、将来に明るいものを感じているというのが実感であります。

また、生産の面においても私が前回担当しているときについては意外と決まった生産物と言ったら変なのですけれども、ある程度国が保障している作物が多かったというのが実態でありました。しかし、やはり年月がたったところ、これは恐ら

く経営者の皆さんの努力によるものだと思いますけれども、新しい作物が導入をされていたり、あるいは作物が同じでも取り組みが例えば冬季の栽培なんていうのが始まったり、あるいは機械化でも単に大型化するのではなくてICTを活用するといった新しい切り口で関係機関、関係団体、さらには生産する皆さんの努力の中で取り組まれているということも肌で感じまして、ここも含めて本当に名寄市の農業についてはまだまだ可能性があるなと、そんなことを感じた1年でございました。

○議長（黒井 徹議員） 山田議員。

○11番（山田典幸議員） 地域の若い人たちのそういった前向きな姿ですとか、そういった意欲をまずは1年間感じていただいたのだというふうに思います。私自身もそう思いますし、この管内だけではなくて北海道の中でもこれだけの後継者、若い担い手がまずいるということ、そして能力の高い若い担い手が本当にたくさんいるという地域はなかなかないなというふうに私自身も思っています。部長もそのように感じられたのだというふうに思います。本当にこの地域まだまだ可能性はあるなというふうに思いますので、そういったまず若い担い手の意欲に応えられるような施策展開、改めてお願いを申し上げたいというふうに思います。

今年度より第2次の名寄市農業・農村振興計画がスタートしたに当たりまして、私自身はどこかでも触れさせていただきましたけれども、御指摘も含めて最終的に完成しましたが、非常に中身としてはよくできていると思っております。この計画の内容が農業者へどの程度浸透しているか、どの程度理解していただいているかという部分がやはり重要になるのだというふうに思いますが、この1年間でどの程度農業者に対して計画の中身が浸透したと部長、感じておられるかお答えをいただきたいとします。

○議長（黒井 徹議員） 白田経済部長。

○経済部長（臼田 進君） 計画の浸透というところで御質問いただきました。最初におわびを申し上げなければいけないというのがさきの定例会の中でも農業・農村振興計画のダイジェスト版についてできるだけ早くの配付をということで御意見いただいたところでありまして、わかりやすくというところに随分時間がかかっていまして、ちょっといまだに配付ができていないというところについてはおわびを申し上げたいと思いますが、担当のほうでもさまざまなイラストや何か含めて今工夫しているところでありまして、できるだけ早く配付をさせていただきたいというふうに思っていますので、ここについてはぜひ御了承いただければと思います。

計画の内容の浸透ということでありますけれども、これは冊子の配付ということだけではなくて、名寄市の農業施策あるいは農協も含めての施策の提示というのが1つこの振興計画の周知というか、実践に当たる部分だろうなと思っていますので、さまざまな制度はありますけれども、農業・農村振興計画の趣旨に沿った施策を展開していくことがこれの普及になることだというふうに思っています。ただ、総体としてやはり理解していただく必要があると思いますので、これについてはガイドブックを遅いのですけれども、早期に作成させていただきまして、配付をさせていただきますし、いろんな研修の機会なんかもありますので、全ては御紹介できませんけれども、その場、その場に適した内容については抜粋をしながらでもぜひ生産者の皆さんに御理解いただくような形で周知をしてみたい、そのように考えているところでございます。

○議長（黒井 徹議員） 山田議員。

○11番（山田典幸議員） 実は、そのことをちょっと御指摘しようかというふうに思って質問させていただきました。私は、ダイジェスト版をつくるということにこだわっているのではなくて、まず農業者の方にこの計画の中身、何よりもこれ

からの農業の指針でありますので、やはり理解していただくことがまず大事なことだというふうに、繰り返しになりますが、思っているところであります。道のほうでもホームページで公開していませんけれども、今の第5期の北海道農業・農村振興推進計画、こういう形にしろということではないですけれども、道のほうの計画もこういう形で概要版として公開されています。その形、わかりやすくという部分で今いろいろと協議しているのでしょうけれども、いち早い形でわかりやすく、農家の方がそういった計画に基づいてというか、こういう計画のもとに名寄市の農業が進んでいるのだという指針になるものを早期にやはり農業者の方に示していただきたいなというふうに思います。また、できればそういったものをお配りするということもまず大事ですけれども、ホームページ上での公開ですとか、そういったことも今後検討いただければというふうに思っていますので、そこはもう少し時間待ちたいと思いますので、いいものというか、わかりやすくなることを求めたいと思いますし、期待したいというふうに思っていますので、そこはよろしくお願ひしたいというふうに思います。

それぞれ具体的に昨年の第2次計画に沿った形での総括、また新年度の重点農業施策について御答弁をいただきましたので、私のほうもそれに沿って少し再質問させていただきたいというふうに思います。まず、収益性の高い農業経営の確立についてということで、今年度基盤整備事業が当地域でもいよいよ始まるという形になりましたので、改めまして御決断いただいた市長を初め、またいろいろ準備等も所管の部署の皆さんに本当にお世話になりましたので、今後スムーズな形で事業が進むよう、また引き続きよろしくお願ひしたいというふうに思います。

この基盤整備事業が入ることによって、排水対策、農地の畑地の排水対策等解消、今まで大雨災害ですとか集中豪雨で大分ひどい状況になった年

もありましたので、一定程度やはりそういったものを解消できてくるのかなというふうには考えているところであります。大きな部分はそういう基盤整備入るといって進んでいくのですが、いまだ細かい部分ですけれども、小河川、また排水の関係、やはり細かい部分で地域からもまた御要望いただいている部分があります。管轄がこれ市だけの部分ではなくて、道の管轄であったりという部分もありますので、一概に市だけということにはなりませんけれども、なかなか排水の流れが悪かったり、例えば以前も御指摘させていただきましたが、河川等の特にそこは北海道の管轄という部分が多いのですけれども、樹木が伐採をしないと流れが悪くなって大雨時には増水して畑の冠水の原因になるというような状況もやはり幾つかまだ解消されずに残っている部分もあります。道または国に対しての働きかけ等も引き続き行っていただきたいというふうに思いますけれども、改めて新年度そういった部分、ここは経済部長というより建設水道部長になるのかなというふうに思いますけれども、たくさんの方々の要望も私の地域から上がっていますけれども、いずれにしても市だけで解決する部分ではないのは承知していますので、ただ地域の人間してみると、それは例えばここは道だからとか、ここは市だから、特に今北海道の関係でいろいろ要望もありまして、それはうちの管轄ではないからもう全く知らないよですか、市に聞いてもなかなかわからない部分もあったりですか、ちょっと宙ぶらりんになっているような状況も幾つかありますので、そこら辺きちんと管轄整理していただいた中で、またそこは道、市、そして地域、生産者も含めてそこら辺どこまでか、例えば地域の住民にしてみるとどこまで地域でやればいいのか、そしてどこまでが行政、道も含めてやるのか、そのあたりのしっかりと話し合いという場面も今後必要になってくるのかなというふうに思いますけれども、ちょっとそんな形で対応いただければというふうに思います

が、お答えをいただきたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 天野建設水道部長。

○建設水道部長（天野信二君） ただいま山田議員から大変貴重な御指摘いただいております。昨年智恵文地区での地域の懇談会などでも大変御苦労されているお話なども十分受けとめさせていただいているつもりでございます。私ども市としてできる守備範囲といいますか、もちろん北海道、美深出張所のほうでも大変地域の皆様の声をしっかりと受けとめていただき、私どもも努力をいただいておりますし、何よりも地域の皆さんが本当にしっかりと声を上げていただいているのも十分認識をしているつもりでございます。そして、地域の皆さんと私どもが連携、連絡とり合いながら、その中で十分道の担当者、そして美深出張所なども含めて御理解いただけるようにさらに努力していきたいと、しっかりと申し上げさせていただきたいと思っております。また、この雪解けから恐らく課題がまたいろいろ起き上がってくるかと思しますので、十分私もそうですし、担当者も地元で足を運ばせていただきながら、それぞれ地域の皆さんの声をしっかりと聞かせていただきながら受けとめさせていただきたいなと思っておりますので、何分御理解いただければと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 山田議員。

○11番（山田典幸議員） 特に市の担当者の方には、本当に地域としてもよくいただいているのですけれども、そこら辺道も関係してきていたり、国も関係してきていたりという部分で、なかなか対応が後手後手に回っているという部分もありますので、課題整理しつつ、その守備範囲どこまでなのか、地元でやる部分、農業者がやる部分はどこまできちんとやればいいのかという話し合いの場面等もつくっていただいて、対応を重ねてお願いを申し上げておきたいというふうに思います。

労働力の確保ということで、大学生の協力も得

てということで今年度取り組みをするということであり、そういった部分、いろんな角度から昨年は自衛隊の方の協力、ボランティア的な形でありましたけれども、ことしはそういった大学生の力をうまく利用して労働力不足の解消につなげられないかということなのだというふうに思います。そういった取り組み、いろいろな可能性を探っていて、労働力不足の解消に向けて取り組みを進めていただきたいというふうに思います。そういった部分では、労働力不足の解消も含めて、また今後農家戸数が少なくなる、そしてそれぞれの農家が持つ面積が大きくなる中では、なかなか引き受け手のない農地というのでも出てきて、当然人と農地の地域での問題というのがこれからやはり引き続き課題になってくるという部分があるのだというふうに思います。そういう部分では、人と農地の問題、また労働力の問題も含めた中では、やはりそろそろというか、もう新たな地域農業の形を検討する時期に来ているのではないかなというふうに私は思います。お答えの中でもありましたけれども、法人化に向けての研修会等も今年度、次年度も引き続きしていくということであり、そういった法人化、具体的になるようなことが大事だと思いますし、またその地域に合った組織、それは作業受託であったりですとか、生産組織もあるのでしょうか、その地域に合った組織のあり方というのでもやはり模索していかなければならない時期に来ているのだというふうに思います。そういった地域農業の新しい形をどう見据えて、どう地域として取り組んでいくのかという、まずは意見交換も含めて話し合いの場面というのがやはり今年度は大事になってくるのかな、そんな取り組みを今年度していただきたいなというふうに思っていますけれども、お考えをお伺いをしたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 白田経済部長。

○経済部長（白田 進君） 今後の地域農業のあり方ということで、考え方ということだと思いま

すけれども、私どもどうしても施策になると個別、個別の提案みたいな形になってしまいますけれども、農作業の地域農業のあり方とすると、1つは個別の経営の中でも省力化できるところは省力化していただくと。ここはICTなどを活用していただきながら、できるだけ労力を軽減していただくというのが1つだと思いますし、とはいっても収穫などの人の手のかかるところについては他の雇用労働力を入れてということであり、なかなかフルタイムでというのは難しい部分があるとすると、今回提案したような大学生のようなスポット的な労働力を入れながら足りない労働力を補うというのが1つになっています。ただ、これはあくまでも個別経営体の中の努力の範囲ということであり、今山田議員が言われるように今後ますます経営規模の拡大だとか農家戸数の減少が見られるというのは、これは推計でも明らかとなっていますので、個別経営を超えたところの取り組みをどうしていくのかというのが今後の課題だと思っています。労働力確保の中でも大学の提案の中にもあります他の地域でも取り組みがあるのは、山田議員が言われたようなコントラ組織みたいなところでやっていただくというのもあり、あるいは法人化によって、その中でスケールメリットの中で労働力を補ったり、土地を耕していくのだという方法もあると思いますので、ここについては引き続き取り組んでいきたいと思っています。特に先ほどの報告の中でことしと違うところについては、具体的な研修の機会を設けたいということで説明をさせていただきました。これまでは、どうしても一般的な概念での法人化についてということでの説明だったのですけれども、法人化を進めるに当たってより具体的な事例の中で進めていく必要があるだろうと思っていますので、場合によってはある程度対象を絞った中で、具体的に法人化を展望しているような人たちに集まっていただくとお話をすると、そんな機会も必要だと思っています。

全体的なビジョンについては、新年度はちょうど第2次総合計画の中期計画の検討の時期に当たります。この1年の中でそういった結論が出るかどうかについてはちょっと別次元の問題だと思えますけれども、今後の地域農業のあり方についても関係者の方に多くお集まりいただいて、議論を重ねてまいりたいと考えておりますので、ぜひ御理解いただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 山田議員。

○11番（山田典幸議員） ぜひそういった機会、できるだけ数多くというか、数多くの農業者の方も含めて参加していただいて、取り組みが少しでも、ではそういうことをやったからすぐにそういう形が具体的に becoming くるかという、やはり時間はかかってくるのだというふうに思います。ただ、今の時点からも将来の状況を見据えた中で先手、先手でどういう組織が望ましいのか、もうそのときになって検討してもやはり遅いわけですから、そういった検討、これ若い農業者もひしひしと今そういった部分感じているというふうに思います。新たな形での地域農業のあり方、ある意味組織のあり方、そういったものをまずきっかけになる1年にしていただきたいというふうにお願いを申し上げておきたいと思えます。

アライグマの対策を強化されるということでもあります。どんどん、どんどんいまだに出没等もあるのです。個体数がどんどんふえている状況だというふうに思います。対策を強化するというところで、ここは本当に先ほどお答えの中にもありましたけれども、強化をしていただきたいというふうに思います。大分個体数ふえていると思えますけれども、今の段階で何頭ぐらい捕獲、29年度はなっているかわかれば教えていただきたいと思えますし、新年度はどのぐらい捕まえる目標で今考えておられるのか、具体的な目標数値あれば教えていただきたいと思えます。

○議長（黒井 徹議員） 白田経済部長。

○経済部長（白田 進君） アライグマの捕獲頭

数でありますけれども、これは議員が言われるように年々ふえてきているということでもあります。昨年度は43頭の捕獲ということでありましたけれども、本年度につきましては48頭ということでもありますので、着実にふえているという表現がいいかどうかわかりませんが、ふえているという状況であります。今年度は、先ほど申し上げましたように専門的な知識、昨年度の総括を踏まえた上でやはり正しい情報を持った上でわなをかけるということが必要だと思っておりますので、専門業者の知恵などもおかりしながら、捕獲効率の向上に向けて取り組んでいきたいと思えますし、この後農政部長会議なんかも予定しておりますけれども、その中でもまた呼びかけをさせていただいて、地域と一体となった取り組みに向けて取り組んでまいりたいと思えますので、ぜひ御理解いただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 山田議員。

○11番（山田典幸議員） たくさんのアライグマ捕獲していただくようお願いしたいと思えますし、わなの講習も従事者がふえてはいますよ。そういった部分では、地域挙げて農業者、そしてJA、行政、しっかり連携した中で対策をとっていただきたいというふうに思えます。よろしく願いいたします。

産業まつりに関してお答えの中でありました。今年度40周年ということで、何か新たな形で産業まつりを考えていることが今の段階であるのかどうか、この辺ちょっとお伺いをしておきたいと思えます。

○議長（黒井 徹議員） 白田経済部長。

○経済部長（白田 進君） まだ具体的にということはないのですけれども、さきには今年度の取り組みの総括も含めて実行委員会を開催させていただいております。その中でも次年度の取り組みについては40回目の節目だということで、それにふさわしい取り組みをしようということで、関係団体の御協力なども確認させていただいている

ところであります。特にこの40回、一つのテーマとしては、この間も農作物のブランド化ということで進めてまいりましたけれども、この機会を通じて外に向けてもぜひ情報発信していきたいと思っています。実は、この産業まつりについてはもち米日本一フェスタというサブタイトルもありますし、名寄市はモチ米日本一のまちでもありますので、そのことをぜひ市民の方はもとよりなのですけれども、広く市外の方にも知っていただける、そんな機会にしていきたいと思いますので、ぜひ御協力をいただければと思います。よろしく申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） 山田議員。

○11番（山田典幸議員） 40周年の節目で、大々的では素晴らしいイベントになることを期待したいというふうに思います。

時間もなくなってきましたので、農福連携の関係についてお答えをいただきました。まずは、私も実際にそういった障がいを持っている方、事業者さん通してスポット的に使っているという経験も含めてですけれども、農業者の側の理解というものも当然あると思いますし、福祉の側としてもなかなか農業の分野ってどうしても平準化がされていないですとか、冬の作業がないというので、やっぱりいい部分、またまだ足りない部分というのがいろいろニーズがあったり、課題があったりというのはそれぞれあるのだと思います。ただ、こういった取り組み、農業にとっては労働者、労働力の不足の解消の一つのきっかけにもなりますし、福祉の側ではそういった農作業をするという、また精神的な部分もそうですけれども、やっぱり賃金の問題であったりですとか、そういった部分にメリットがあると。双方がウィン・ウィンの関係になっていけばいいのかなというふうに思います。やっぱりまず農業者の側と福祉の側、理解できるような取り組みから、意見交換会も含めて、2月21日にそんな取り組みもあったということで、私も御案内いただいていたけれども、ちょっ

と行けなかったのですけれども、今後そういった取り組みがたくさん農業者の方に来ていただいて理解が広がるともっとこの取り組みが広がっていくのだというふうに思いますし、行く行くはこの地域に協議会なんかも設置した中で農業者のニーズに応える形で障がいを持っている方を派遣してあげる窓口になるですとか、そういったことも視野に入れた中で御検討を、取り組みを前に進めたいと思います。お考えをお願いしたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 白田経済部長。

○経済部長（白田 進君） この農福連携の関係については、庁内での連携も非常に重要だと思っていて、先ほどの答弁の中にも5つの事業者の取り組みと報告させていただきましたけれども、これは実は横の連携の中で調査をさせていただいて、答弁の中に入れてさせていただいたということで、内部でも連携が既に始まっているということでもあります。地域においても協議会を設けているというお話をいただきました。実は、これ都道府県単位では既に農福連携の協議会できているということでもありますし、全国的にもそこを連結する組織ができたということで、昨年あたりだったでしょうか、たしか報告があったというふうに理解をしています。これを進めるに当たっては、やはり福祉サイドあるいは農業関係の連携が必要になりますので、協議会という形になるかどうかわかりませんが、いずれにしても連携をして進めていく必要があるだろうというふうな認識をしているところであります。私どもこのことは新たに捉えていますけれども、実はもう既に始まっている部分がありますので、そこのデータをしっかりと分析していくこととそこで足りないところをどう私たちが支援していくのかということがポイントだと思っておりますので、今後とも内部でもしっかりと連携をしながら取り組みを進めさせていただきたいと思います。御理解いただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 山田議員。

○11番（山田典幸議員） そういった形でぜひよろしくお願ひしたいというふうに思います。

時間がなくなりましたので、中学校の部活動の関係でお答えをいただきました。北海道が126チームということでのお答えで、全国的にも多いということでもあります。地区大会の区分の範囲でということでありましたけれども、確認ですけれども、中体連の支部ですか、その区分というのは、中体連の支部なのか、管内で、極端な話、支部なのか管内なのかという部分の区分は余りに離れていたらそれは合同チーム組むというのは現実的には難しいのだと思いますけれども、支部の中での合同チームは可能ということですか。管内ではないですね。そこをちょっと確認したいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） 北海道中学校体育連盟の規定に基づいて進められているもので、地区連盟となっていますので、名寄地区の範囲内。それで、名寄地区で代表が上川管内大会に出てきますので。

○議長（黒井 徹議員） 山田議員。

○11番（山田典幸議員） わかりました。

そういった複数校の合同の部活動は、まず当然可能だと思います。名寄地区の中体連の範囲内で合同チームを結成するのは可能ということで、取り組みもそれぞれ実際に事例もあるということでお答えいただきました。当然これは学校間の理解がないとできないことだと思いますし、まず生徒の意向、そして保護者の理解という部分も大事なのだというふうに思います。ただ、実はこれそういうことができるというのを認識していない保護者の方も結構多くて、実際の話、男子のバレーボールをやっているお子さんがいる方で、小学校は男の子のバレーボールやっていますのですけれども、今市内の中学校2校とも男子バレーボール部がないのです。ですから、本当はやりたいのだけれど

も、中学校に部活動がないからやりたくても小学校のときで諦めてしまっているという子が何人もいるそうなのです。どこに相談していいか親御さんもわからない。そういうことがまずできるのかどうかも理解されていないという部分が事例としてありましたので、どこに相談に行ってもいいかわからない、これも当然学校に相談に行くことなのでしょうけれども、なかなか認知されていないという部分もありますので、そこら辺ぜひ生徒はもとより保護者の方にも認知していただけるような取り組みも教育委員会としても進めていただきたいというふうに思いますけれども、改めてお答えをお願いしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） 詳細な組織体系も含めていろいろ、私のはっきり承知していない部分ありますけれども、答弁で申し上げましたとおり各学校で運動部の委員会等ありますので、そこに相談することになるのかなと思います。年度初めにつきましては、各部活動の募集とか、そういったことがあろうかと思っておりますので、その中でちょっと募集の仕方の要項って私見たことないので、あれですが、やりたい種目とか、そういったものもきちんと出してもらえればなというふうに考えているところであります。その辺がどういうふうに集約されるかというのは確認をさせてもらいたいと思いますけれども、子供たちが活動できる場を、それは部活動できない部分については少年団活動、いろんなどころがあるかと思っておりますけれども、そういった連携も含めながら活動の範囲をできるだけ広げる取り組みについても今後進めてまいります。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 以上で山田典幸議員の質問を終わります。

2期目加藤市政を振り返って外2件を、熊谷吉正議員。

○13番（熊谷吉正議員） 指名がありましたの

で、順次御質問申し上げたいと思います。

2期目加藤市政を振り返って、1つに部・次長会議の位置づけと機能についてお尋ねします。市長は、当会議を意思決定会議であり、各部署が連携をしてそれぞれの抱えている懸案を共有、議論し、解決していく場であると。さらに、部署以外の案件についても他部署の視点でチェックすることでブラッシュアップすることができる。議題として取り上げ、それに対し積極的に発言し、参画をいただきたいということで、訓示というか、御挨拶をしているようでありますけれども、加藤市長のリーダーシップと自己評価についてお伺いをいたします。

2つ目には、公平公正な市政運営について。市長は、市民に対し公平公正な市政運営を約束しておりますが、自己評価をお伺いをいたします。

3つ目には、市民ニーズと政策、事業のギャップについて。今日超少子高齢化時代に突入し、全てにわたり厳しい情勢を迎えていますが、政策や事業の選択に当たり、先ほど来からの冬の生活や除排雪の問題や子供医療費無料化、子育てや若者の定住、人材育成確保など、中小零細企業支援等のスピード感が伝わってこないという市民の声もいただきます。反省や課題があればお答えをいただきたいと思います。

4つ目には、平和行政の取り組みについて、1つには「女たちの戦争体験記・いのる」の感想とこれを生かす取り組みについて考えをお伺いいたします。

2つ目には、米軍オスプレイの北海道演習の訓練継続発表について市長の認識と対応をお答えをいただきたいと思います。

3つ目には、名寄駐屯地65周年武装行進の対応についてお伺いをいたします。

大きな2つ目には、地域経済活性化に向けて、市内経済の動向と中小企業等の振興について。名寄商工会議所は、先月市内の景気動向調査の結果を発表しておりますが、市長としてどうこれを認

識し、今後の中小企業等の振興、特に重要な人材確保等を展望してきたかどうかをお伺いいたします。

2つ目には、公契約条例制定に向けた今後の取り組みについて。これまでも議会で問われているわけですが、その後想定される条例制定についての理解を深めるための市内経済界や労働団体等の意見交換と新たな取り組みの経過についてお伺いをいたします。

最後になりますが、市民の声からということで、1つは冬季の名寄駐屯地温水プールの市民利用について。高齢者の冬の健康維持に関し、利用希望の声をお聞きしておりますが、駐屯地との対応についてお答えをいただきたいと思います。

2つ目には、弥生公園の維持管理について。維持管理の現状と今後の課題及び整備方針をお伺いいたします。

以上、この場における質問は終わりますが、答弁はできるだけ市長任期最後の定例会ということでございますから、加藤市長等を中心に答弁を求めたいというふうに思いますので、よろしく願いします。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 熊谷議員から大項目で3点にわたって質問をいただきました。大項目の1、大項目2の小項目1、大項目3の小項目1について私から、大項目2の小項目2は総務部長、大項目3の小項目2については建設水道部長からの答弁となります。よろしく願いをいたします。

まず、大項目1、2期目の市政を振り返って、小項目1、部・次長会議の位置づけと機能についてお答えをいたします。部・次長会議におきましては、この間原則毎月第1月曜日に開催をしております。この会議は、庁議において部・次長会議に付議すべきものと決定をされた事項、各部及び各機関の連絡、調整に関する事項、市政運営上必要な事項について議題として取り上げて、部局間連携を推進をするための重要な会議となって

おります。市民の皆様、各種団体からいただいた要望やさまざまな課題について担当部局で作成した検討内容を報告をし、いろいろな視点で意見を出し合って処理して頂くまでを報告をするという流れとなっております。このことを継続することでさまざまな対応についてブラッシュアップをされていくことにつながると考えておまして、現在もそうした課題が着々と蓄積をされているということでございます。また、私が収集できた情報につきましても定期的に周知をする貴重な機会ともなっております、部局間連携の重要性が浸透しているものと考えております。

小項目2、公平公正な市政運営についてお答えをいたします。あと少しで2期目の任期満了を迎えるということでございますが、就任をさせていただいた当初から公平公正な市政運営はもちろんのこと、市民と行政との協働によるまちづくりを心がけてまいりました。この間至らぬ点もあったかと思いますが、市民の皆様、市議会の皆様から御意見、御指導もいただきながら今日を迎えることができていると考えております。

市政運営につきましては、市民の声に耳を傾け、今名寄市に何が必要なかをよく考え、研究検討し、優先順位をつけながら事業を実施をし、また国における施策も短期間で大きく変化をしていく時代ですので、情報収集に努め、市民の皆様喜んでいただける事業、施策を展開をしております。自己評価ということですので、私自身精いっぱい努力をしておりますので、市民の皆様、市議会の皆様の評価は真摯に受けとめさせていただきたいと考えております。

小項目3、市民ニーズと政策、事業のギャップについてお答えをいたします。この間の市政運営につきましては、総合計画を根底に据えて毎年ローリングを重ねることで事業の進捗管理を行い、議員の皆様からいただいた御意見や直面する課題、ニーズに対応する施策を展開をしております。また、人口減少や少子高齢化社会に対応していく

ために名寄市まち・ひと・しごと創生人口ビジョンを作成をし、将来の人口を推計をした上で名寄市まち・ひと・しごと創生総合戦略を平成27年10月に策定をいたしました。総合戦略では、地域の産業を元気づけ、新たな力を呼び込む活力あふれるまち、人の流れを呼び込み、ここに行きたい、ここで暮らしたいと思われるまち、ここで育て、ここで育ててよかったと言えるまち、ここで住み続けたいと思うまち、他のまちと連携をし、ともに安心して暮らせるまち、小さくてもきらりと光るケアの未来をひらく大学のあるまち、この5本の基本目標を掲げ、それぞれにKPIを設定をして取り組んできているところでございます。各課題につきましては、私も職員も市民の皆様の声に耳を傾け、可能な範囲で対応してきたと考えているところでありますが、御指摘いただいた件につきまして真摯に受けとめさせていただいて、市の考え方を市民の皆さんに御理解をいただけるよう今後も努力をしております。

小項目4、平和行政の取り組みについてお答えをいたします。まず、「女たちの戦争体験記・いのる」を読んでの感想とそれを今後の市政にどう生かしていくのかについてでございます。前々回の定例会におきまして議員からお借りをいたしました、昭和61年11月に名寄市婦人団体連絡協議会が発刊をいたしました「いのる」を読ませていただきました。戦争により最愛の家族を奪われるなどの体験をされた女性45名の方々の手記、それぞれの体験を通しての悲しみや怒りなどさまざまな思いが記されておまして、改めて戦争の悲惨さ、命のとうとさ、平和の大切さを再認識させられたところであります。この悲惨な戦争を二度と繰り返さないよう後世に語り継いでいかなければならないと体験記にも多く記されているところでありまして、悲惨な戦争があった過去を風化させないように、我々行政といたしましてもこれまで取り組んできました戦没者追悼式、平和音楽大行進の実施、市民団体が主催をする原爆の絵名

寄展にあわせて行っている原爆にかかわるパネル、ポスターの展示など、引き続き平和行政の取り組みを推進をしております。

次に、米軍オスプレイの北海道演習の訓練継続が発表されたことについての認識と対応についてお答えをいたします。米軍オスプレイを使用した日米共同訓練が昨年に引き続きことしも北海道内での実施に向けて調整をされていると報道されたところであります。広大な訓練地のある北海道は、訓練適地と位置づけられて、オスプレイが参加をする訓練が今後も継続的に行われる可能性があるとの報道もされています。昨年の訓練に際しましては、北海道防衛局は訓練終了後に参加機数や飛来した時間と翌日の訓練内容を地元の自治体に通知をしており、安全に十分配慮された中で実施をされたことを認識をしておりますが、オスプレイによる事故がたびたび発生しているということも事実でありまして、このような訓練が今後も実施されるのであれば、道民、市民の安全、安心な暮らしのため、関係自治体とも連携を図りながら情報収集に努めるとともに、市民への情報提供を行うなど不安の軽減に努めてまいりたいと思います。

次に、名寄駐屯地65周年事業につきましても、本年1月19日に名寄市自衛隊後援会を初め関係団体6団体による要請書の提出を受けました。国土防衛はもとより地域における安全、安心の確保や隊区管内における市町村の発展に多大な貢献をされ、創立65周年の節目に当たり改めて駐屯地と地域住民のきずなと連帯を確認をし、駐屯地隊員の錬成の成果を広く地域に示していただく機会を得たいとの思いを伝えられたものであります。今後協賛会を設立をし、名寄駐屯地へ市中での行進を要請する予定であるとのことですが、本市といたしましてはこの地域へ多岐にわたり貢献をいただいている名寄駐屯地の地域への情報公開の場となるとともに、今まで築き上げてきた地域住民との信頼関係をより深めることができるものと総合的に判断をいたしまして、要請に応える準備を

させていただきます。

大項目2、地域経済活性化に向けて、小項目1、市内経済の動向と中小企業等の振興について申し上げます。昨年10月に名寄商工会議所から発表された景気景況調査報告によると、卸、小売業など一部の業種で回復傾向が見られ、全業種平均でも前回調査よりは上昇しているものの、今後の見通しとしては悪化が見込まれる結果となっております。また、雇用の関係でも従業員不足が続く結果となっております、地域の景気動向は依然として厳しい状況と認識をしております、この間中小企業振興審議会を初めさまざまな機会を通じて御意見をいただき、議会にも御相談をしながら可能な取り組みから進めてきたと考えております。例えば中小企業振興に係る取り組みといたしまして、一昨年に中小企業振興条例の改正を行わせていただきました。これまでは、国などと同様設備投資などに意欲が高い事業所に対する支援の傾向がありましたが、さきの改正では既存の事業所が継続して営業していただくためにはどうしたらいいのか、市内の事業所以外の方でも本市で創業、起業を後押しをするためにどうしたらいいのか、人材の育成、さらには確保するためにはどうしたらいいのかといった新たな視点での支援メニューの検討をいただき、議会に諮り、改正を行ったところでございます。また、市による財政的な支援だけではなく、国などのさまざまな支援メニューを市内の事業所が活用できるように北海道経済産業局への職員派遣を継続をし、情報収集、相談、サポートの体制強化を図ってきたところでございます。さらには、行政、市内経済団体及び金融機関で構成をする産官金なよろ経済サポートネットワークを設立をし、関係機関内の情報共有と市内各事業所への各種情報周知の徹底などを体制の構築をさせていただきます。

喫緊の課題であります人材確保対策については、本市の貴重な人材資源である名寄市立大学の学生に対する市立大学卒業生地元定着化推進事業を創

設をし、昨年4月には24名の学生が市内事業者
に就職をすることとなりました。また、深刻な人
材不足の業種の一つであります福祉職については
介護人材確保緊急対策事業を、名寄市立大学社会
保育学科の設置により卒業生が輩出しない期間に
おいて不足が見込まれる保育士、幼稚園教諭の確
保対策には名寄市保育士等就職支援給付金をそれ
ぞれ取り組んできたところでありまして、一定の
成果が出ていると認識をしておりますが、そのほ
かにも建築、土木などの建設業、看護師、保健師
などの医療職など人材不足が叫ばれている業種が
ございますので、新規学卒者等の職場定着化の事
業なども含めて総合的な人材確保対策に向けて関
係機関、団体などと連携をして取り組んでまいり
たいと思います。

大項目3、市民の声から、小項目1、冬季の陸
上自衛隊名寄駐屯地温水プールの市民利用につ
いてお答えをいたします。高齢者の冬の健康維持に
関して対応の要望をいただきましたが、高齢者に
おける各駐屯地の一般市民への情報公開の考え方、
施設開放した場合、事故等に対する責任のあり方
を含めまして要望にお応えすることは非常に厳し
い状況であると考えております。

以上、私からの答弁です。

○議長（黒井 徹議員） 中村総務部長。

○総務部長（中村勝己君） 私からは、大項目2、
地域経済活性化に向けての小項目2、公契約条例
制定に向けた今後の取り組みについて申し上げます。

公契約条例については、公契約の適正な履行、
公契約に係る業務に従事する労働者の適正な労働
環境及び事業者の健全で安心した経営環境を確保
するとともに、公共サービスの品質の確保、地域
経済の発展に寄与するものとして認識しておりま
す。本市においては、名寄市公契約に関する指針
をもとに公契約の運用をしておりますが、公契約
条例の制定状況を見ますと道内での自治体は1市、
全国ではおよそ30の自治体が制定をしている状

況となっております。条例制定に向けては、各
業界の団体に対しまして運用に際しての御理解と
御協力が必要であり、関係者との御意見等を伺う
機会も必要であると考えておりましたが、現在は
至っておりませんので、今後も引き続き指針をも
とに適正な労働環境の確立に向け関係法令の遵守、
地域活性化、良質な公共サービス、安心して働け
る労働環境の確保について努めながら、条例化へ
の取り組みについて庁内組織で研究を重ねた上で
意見交換の場を設定するなど取り組みを検討して
まいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 天野建設水道部長。

○建設水道部長（天野信二君） 私からは、大項
目3、市民の声から、小項目2、弥生公園の維持
管理についてを申し上げます。

弥生公園は、桜が数多く自生していた民有地を
当時の農協が引き継ぎ、その後本市が寄附を受け、
昭和31年5月に弥生公園として開設した本市の
由緒ある公園の一つであります。都市計画公園と
してはおりませんが、約200本の桜が満開を迎
える5月ごろには多くの市民や観光客が訪れ、名
所として認知されているところでございます。現在
は、本公園は本市において維持管理されており、
本年度は名寄三信環境整備事業協同組合に業務委
託し、主に芝刈りや追肥、園内清掃を初め安全点
検を実施する巡視を行っております。また、毎年
度とはなりませんでしたが、若干の桜の植樹を実
施しているところでもあり、全体の公園維持管理
の中で予算の範囲内におきまして維持管理をして
いるところでございます。

しかし、近年は桜の木の間からシラカバなどの
木が目立つようになり、地域の方々から桜の木の
保全、間伐を求められているほか、数多くの桜の
木を植樹することへの期待がございまして。こうし
た中で、本市といたしましても桜の名所として地
域から愛された本公園を何とかよい形で維持した
いと考えておりますが、一方で予算上の都合もあ

りますが、本市の数多い公園整備事業全体を考慮すると一度に園内の数多くの雑木の間伐や植樹等を行うことは難しいものと考えているところでございます。今後の方針といたしましては、少しずつではございますが、地域と連携を図りながら限られる予算の範囲内で可能なものから善処できるよう努めてまいります。あわせて、間伐の業務委託や道路センター職員による直営で間伐作業が可能なのかについても研究してまいりますので、御理解いただきますようお願いを申し上げます。

私からは以上でございます。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） 最初に、平和行政の中の名寄駐屯地創立65周年記念事業の関係について、市長は今会長さんですね、記念行事協賛会の。まだですか。5年前のことを思い出しますが、先ほどの答弁では後援会から要請を受けて、その方向で駐屯地にも要請をしようかというお答えでしたけれども、それに間違いはないかということと、それに時期的なことも準備作業等の中で5年前のことの日程を考えるともう既に内定しているのかというふうに考えていますけれども、お答えをいただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 総合的に判断をして要請に応える準備であるということで間違いございません。時期について正確にまだ掌握はしておりませんが、例年創立記念行事というのは6月ないしは7月に行われると認識をしておりますので、そのあたりに行われる可能性が高いのではないかと認識しております。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） 私の印象、地域の調査活動の中で聞き得た範囲ですけれども、市民の中にはもう既に決まって準備をされているのではないかというような声もいただきます。そして、形上は後援会からの要請で市長は協賛会、広域的な責任者も務めておりますけれども、むしろ加藤

市長自身が積極的にこれにかかわっているという状況のようにも聞きますけれども、間違いであればお答えいただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 先ほど答弁したとおりでございます。関係6団体から要請をいただいて、それに基づいて市としてこれまでいろんな形で駐屯地の関係性だとか、情報公開の場になるということも含めて総合的に勘案をさせていただいて、要請を受ける準備をしようかと、こういうことでございます。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） その事実がわかったら、できるだけ早くしっかり情報公開をしていただきたいと思いますが、5年前に名寄市では初めて同様のパレードが武装、兵器だとか戦車だとか持ちながらということで、駐屯地の存在はほぼ名寄市民であれば災害だとか、あるいは地域の行事だとか、さまざまな面、専守防衛はもちろん、今の憲法の範囲の中でということの理解をしているのではないかと思います。5年前と随分情勢が違うなというふうには思っておられるかどうかわかりませんが、今の安倍政権の中で9条絡みで加憲をしたいというような話が出ておまして、名寄市民である自衛隊員が専守防衛の範囲を超えて、集団自衛権の法律違反の法律が既にできていますけれども、全国で今係争中でもございます。違反だということです。やっぱり一旦日本の外へ出てというのは、いわゆる戦争になるわけなのですが、なれば名寄の駐屯地からも出かけていかなければならぬ。派兵をされるという可能性が非常に高いので、自衛隊員の命にかかわることを私は認識をしておりますので、できるだけそういう行為というのは認められないなという感じがしております。ただ単に65周年のお祭りとは感覚とはちょっと違うのかなというふうに思っております。本来今までやってきた駐屯地の皆さんの頑張りには期待をいたしますけれども、やっぱり武装

行進というのは違和感を持つ市民が多いし、5年前と情勢がすごく変わってきているということで、非常に心配をされていますけれども、そういう共通認識は持てませんか。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 繰り返しになりますけれども、関係団体から要請をいただいて、今後協賛会を設立をしていくという方向で聞いておりました、本市といたしましてはこれまでの地域への多岐にわたり御貢献いただいている名寄駐屯地がより地域への情報公開の場に広がると。あるいは、今まで築き上げてきた地域住民と駐屯地の信頼関係をより深めていくという意味で総合的に判断をし、要請に応える準備をさせていただこうというふうに考えておりました、御理解をいただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） 時間の関係があるので、また別な機会にもお話しする機会もあろうかと思えますけれども、心配しているのはやっぱり国の政治が5年前とすごく状況が変わってきている、国際関係も含めて。ゆえに隊員の命の問題、あるいは家族の心配などについて、私どもも公式、非公式にそういう声は耳に入りますから、恐らく5年前以上に市民の不安を象徴するような、またやってもらいたくないという行為、行動というのは市民の段階からも出てくるのではないかと思いますから、十分その辺については認識を改めてしっかり慎重な対応を求めておきたいと思えます。

2つ目には、オスプレイの話、1月4日の道新にトップ記事で引き続き北海道広大なので、演習もしやすいのでということで、防衛省からそういう話があって、もうこれ以上、オスプレイに限らず、去年の第3定に私質問させていただいていますが、市長の答弁、先ほどお答えの中でちょっと話がありましたけれども、オスプレイの事故率についてもう一回復唱させていただきたいのですが、御認識。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 事故率についてのお話をということで、ちょっと今ここにはないので、記憶が確かであればそんなに事故率は高くないというお話で認識をしているという答弁させていただいたというふうに記憶しています。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） そのようにお答えをしているのです。その後沖縄はもちろんですけれども、大分県の空港だとか、オーストラリアだとかというようなことで、連続して何が落ちてきた、そのまま死人も出ておりますけれども、オーストラリアで。市長が答えたのは、防衛省情報だと思えますけれども、2.62、海兵隊全体が2.63なので、余り変わらないと。あるいは、北海道の去年の演習の後に防衛局が情報をしっかり提供したので、安全にやっているのではないかとこのお答えだったのです。実際は、Aクラスの事故というのは1月4日の道新でも3.27という正確な数字が出ていまして、菅官房長官も意図的に隠したわけではないと、数字だけが安全性を語るものではないということで、極めて無責任な記者会見をしているのです。もう一回防衛局なり直接国に聞いていただいて、別途の機会に事故率についてしっかり私どもに伝えていただきたいと思えます。名寄に来るか来ないかというよりも、北海道全体がこれから恒常化するような話になりかねないことを言っていますので、ぜひ別な機会にお答えをいただきたいと思えますので、調査をしていただきたいと思えます。

それで次に、2期目の加藤市政を振り返ってということで、平和行政以外の3点についてまとめて御質問させていただきますが、部・次長会議というのは言葉かえれば経営会議ですよ。これについてお答えいただきたいのと営業戦略は随分名前が売れて陰に陽に活躍をされていますけれども、一番私ども注目するのはこの部・次長会議、経営会議という認識を私もしているのですが、非常

に市長も大事なことを各部長、副市長に言っていますよね。自分のところだけではなくて、横断的にいろいろ意見があったらそれを意見交換したり、議論をするというのは大切だと、しっかりやってくれという話なので、市長自身が何か政策的にこうしたいとか、これをもっと詰めてくれとかというトップとしての指示したり、課題を与えたことはございますか。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 庁議と部・次長会議というのがあって、庁議というのは週1回やってきて、ここは閣議的なところですよ。重要な、例えば予算とか、あるいは条例だとか、あるいはパブリックコメントにかける分に関してここで最終決定するというものだけれども、ここで判断し切れないというか、より政策を深めていくものに対して月1回の部・次長会議で付議して、部・次長会議で広くいろんな政策を議論しているというふうに理解をしているというか、そういう運用をしていると思います。その中で当然私の意見も言う場面もありましょうし、これを調べてくれという話もあるでしょうし、かんかんがくがくの議論をなされているというふうに理解をしています。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） 具体的にこういうことを言って指示したぞと。それで、それをしっかり議論をして全体で判断をしようかということは今の答弁では余り伝わってこないのですが、今私どもも議会を通して市長提案の予算とか事業等についてはいろいろ、よろ一なは大分前ですが、病院だとか、あるいはEN-RAYだとか、大学だとか、いろんな意味で議会の役割も全員が果たしてきたのではないかと考えています。そして、今日いろいろハード物については連続して合併等の特例債だとか、あるいは起債だとか、補助金だとかというようなことで、形は残りましたが、だけれども、今2期目4年、それからその前の1期目4年、8年間、確かに目に見えるものは

これから本格的にどうそれを有効に財産として価値を高めていくかという課題は残りますけれども、もっと現状の名寄市の地域の経済だとか、子供や子育て、あるいは名寄の冬のこと、山崎議員が、あるいは佐藤議員が、奥村議員が、高野議員が、佐久間議員がそれぞれ今回は市長にお答えを求めていますけれども、本当に今身近な生活にかかわることなどについて具体的に戦略会議、部・次長会議の中でお互いに意見交換をして政策的に反映をするようなことというのは実際にあったのかどうか、もう一度お聞きしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 月1回部・次長会議もやっておりますけれども、そのほかにも議会前に議員の皆さんからさまざまな御質問をいただく中で、それについて部次長の皆さん集まって、改めてその政策について深掘りをするような議論もかなり集中的に、結構中身の濃い議論をやっています。その中で当然その根拠となるような市民の皆さんの声だとか、それに基づくいろんなデータ、それは我々の地域だけでなくほかの自治体と比べてどうなのだというようなことだとかも広く突き合わせていただいて、どうなのだというをそこでみんなで共通認識を持ってこういう答弁をしよう。それは、答弁していくということはこの政策をつくっていくということにつながっていると思いますし、そうしたことでかなり深い議論の中でそういう意思決定が行われているというふうに思います。一方で、当然この議会議論や我々の中だけでなく、市民の皆さんの意見を吸い上げて総合計画等で反映をしていく議論もありまして、そこは全てが全てここで決まっている問題ではなくて、そこをうまくバランスとりながら意思決定というか、政策を立案していているものだというふうに理解をしています。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） 確かに名寄市民も2万8,000弱、生まれたばかりの子供もいれば、

若い人、小学校、中学校、高校生、大学生、あるいは高齢者も本当に100歳を超える人たち、あるいは家族環境の状況だとか、所得の状況だとか、職場の状況、さまざまなニーズは幅広く、千差万別であるのは私も承知をしておりますけれども、きょうも各私どもの会派の議員が具体的なものをいろいろ市民ニーズを伝えるために、きょうばかりではなくて、今回ばかりではなくて随分やってきたつもりですけれども、余り形になったものは正直言ってないのです。例えば子育てでも部分的には、個々のそれぞれ議会がありますから、全議員がいろんな意見を反映しますけれども、やれない理由とか、やらない理由はよく市の職員の中でも、本当にいろんな条件の中で市職員たくさん頑張っているなというふうに思います。これ以上本当に建設水道部の天野部長以下に負荷かけていいのかどうかという違う心配も奥村議員も一緒に一生懸命やるので、していますけれども、やらない、やれない理由を市長も言っているのです。子育てでなくて子供医療費の無料化の関係では、市立総合病院の話だとかあるけれども、無料にしたら何と言ったのですか。一斉にお母さんたちが子供を連れて、お父さんたちが子供を連れて病院も混んでわやでないかと。お医者さん大変になるのではないかというような、これはやれない、やらないという理由の一つかなというふうに思っています。これを財政的、予算的にどう段階を踏まえて具体的な形にするかというのはもちろん時間との関係、予算の関係ありますけれども、そういう感じにしか、答弁した例を挙げればですよ。除雪、排雪の関係もやらない、やれない理由を先に述べてという。だけれども、職員の中には条例や規則や要綱をしっかり見て、勉強してと言うけれども、中にはこういう方法もあるのではないですか、こういう解決、苦しいなら、あるいは大変だったらといういい職員もたくさんいます。そういうことは、市長先頭にやっぱりこれをやらない、やれない理由を並べるのは民間では余り通用しないので

ないかと思うのですけれども、改めてお聞きをしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 何か全くやっていないみたいな、そういう言い方に聞こえますが、先ほど田邊部長も天野部長も一生懸命熱く答弁をさせていただいたと思うのですけれども、少しずつやっているのです。その中で、しかし一気にやるというのはなかなかこれまでの歴史的な積み重ねも含めてできない部分もあるので、少しずつにはなってしまうかという、そういったちょっとやっぱり言いわけ的な答弁にもなってしまいます。私もだめだなと思いますけれども、しかし少しずつでもよくしようと思っていろんな改善もしているというふうに思っています。言いわけのような発言が多いようでしたらちょっと反省をしなければならぬというふうに思いますけれども、さきのレンタル&ゴーの事業なんかもなかなか厳しいから、では地域の皆さんにどうやって一緒にやってもらえることなのだろうということで職員の中から上がってきた提案事業でありまして、こうした努力もお酌み取りいただいて、少しずつですけれども、我々は市民の皆さんの幸せのため、改善のために日夜知恵を出しているということもぜひ理解をいただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） レンタル&ゴーのお話も今あえてしたようすけれども、私も十何年前ぐらいにそのような視察へ行って、一つの地域で農山村のみんなで力を合わせて、市から何ぼか金もらって、そして地域の環境を守るとか、まちづくり、人間関係をどう維持していくのかというようなことを言った記憶がございましてけれども、それそのものは間違いないので、だけれどももう8年なり10年たって、年齢60の人が70、70の人も80、恐らく20年前とかぐらいの前だったら各町内にそういう人がたくさんいて、みずからの除雪機をそれぞれ今も継続してやっている

町内会もありますけれども、そのことがだんだんできなくなっている。高齢者がみずから準備して敬老会やらなければならぬとか、あるいは町内会の雪の問題も一人でもうどうしようもないという女の方だとか、高齢者の関係に手を差し伸べるという、まさに地域のコミュニケーション抜きでは考えられないのですけれども、それがやっぱり言わざるを得ない高齢化の問題。だから、少子高齢化の問題で市長、端的に聞きますけれども、何今名寄市に一番重要なことというか、よくこれから10年、20年の話ししますけれども、どういうふうに考えていますか。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 高齢化の問題の話でしょうか。

（「10年もたっているんで、今10年、昔の10年前と今の10年後の、これからの10年、20年のこと考えたときに名寄市に今一番優先的に考えなきゃならんことは何かということです」と呼ぶ者あり）

○市長（加藤剛士君） よく2つの話しさせてもらいますけれども、まず人口減少というのがやっぱり大きく地域の持続可能なまちづくりに影を落としているのではないかと。ここを一定の、全く食いとめることはできないかもしれないけれども、人口減少を少しでも歯どめをかける施策を打っていくべきだろうと。そして、人口はそうはいっても減少していくので、やはり地域のつながりをどう担保していくのか。それは、いわゆる最近では地域包括ケアみたいな言い方がよく取り沙汰されておりますけれども、あらゆる地域のさまざまな資源を有機的に結びつけていくことで地域の皆さんが一人一人生き生きとここで自分らしく、そして最後まで暮らし続けていける環境を整えていくことが何よりも大事だということに思っています。その中で、名寄は幸いにして本当に中核的な病院があって、それに付随する医療、福祉機関があるので、ほかの同じ同規模の自治体と比べたら非常

に恵まれているというふうに私は思います。この恵まれている環境をさらにいかにどう有機的に結びつけて生かしていくのかというのがこれからのきめ細かな福祉政策を推進していく大きなテーマなのかなというふうに考えています。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） 具体的なことを聞きましたけれども、今名寄市で一番重要なことは人口に起因をしますけれども、少子高齢化に起因するのですけれども、医療や福祉や建設現場、あるいは商店含めて全ての分野で人がいない、足りない。これは、まちへ私もこの議会のために随分歩きましたけれども、共通項なのです。これは、名寄市が続いていかないということの前兆なわけで、きのう、きょう始まったのではなくて、やっぱり10年前ぐらいから顕著にあらわれてきて、それは小手先とは言わぬけれども、特養の資格者なしでも支援して資格を取ってもらう。あるいは、きょう議論のあった保育士の関係、国もやっと動き出して、少し家賃の補助をするかなんていうことで、遅まきながらやっぱり深刻だということについて認識をされてきているのですけれども、最優先は医療費、子供の医療費の無料化、ちょっと私ここに一回ポケットにしまってもこれが名寄市の最大の課題でないかというふうに思いますから、部・次長会議の経営会議の中で最優先にしたのをプロジェクトチームか何かつくってお互いにけんけんごうごう効果の出ること、スピード感を伴った政策、事業についてしっかり私どもに伝わってこなければならぬのでないかというふうに思っていますけれども、どうですか。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 人材確保という角度からの切り口も大きなテーマだというふうに思いますけれども、それも全てひっくるめて、これまちづくりそのものだというふうに思っているので、今それぞれの部署がさまざまな施策を打ってやっています。また、この後もやっていくということも

30年度予算の中でもありますけれども、それらも全てそうしたことに結びついていくというふうに思います。それがまだなかなか伝わりにくいということであれば、我々のまだまだ政策の進化をしていかなければならないところなのかもしれないし、発信をしていかなければならない部分なのかというふうにも思いますけれども、人材不足のことについては我々も共通に非常に危機感を持っているのは認識として持っておりますので、さらにそこを進化をさせていくということも、また議員の皆さんの御指導もいただきながら進めていきたいというふうに思っています。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） 話題かえますけれども、公平公正にも関連しますけれども、昨年末の第4定で、あえて議会側も質疑はしませんでしたけれども、非常勤職員の公募問題だとか、あるいは条例違反に関する議論がありましたけれども、結果的には市民に見えない結論だし、私も随分怒られました、あれは何の意味なのだと。これに起因するのは、やっぱり職員、現場の職員はもちろん120%公募で試験を受けて面接やって、非常勤で名寄で余りなかった公募をしない職員ができるということについては、あくまでも公募をやった上で人材がいなるときには市長にも奔走してもらわなければならぬし、そういう努力をしっかりと、公平公正の原則から欠けて、総務部長から答弁はいただきましたけれども、これはやっぱり改善してもらわなければならぬ。市長自身の考え方をお知らせください。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 御意見として受けとめさせていただきますが、非常勤の中でも運用の中でどうしても特殊性があってというようなことだとか、あと期間が短いことだとかということ、そうしたことで公募によらない募集も認められているということでもありますので、そうした運用の中でやらせていただいたというふうに理解をしてい

ますが、そういう御意見もあるということは受けとめさせていただきます、今後の採用等に反映させていくことを検討させていただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） 市長の答弁の中に公募、これからも公募によらない採用はあるのだということをあえて答えましたけれども、それ間違いないですか、そういう対応でこれからも続けるということ。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 御意見は受けとめさせていただきますということをまず言いました。しかし、これから恐らく自治体の中でも、先ほどの話にも通じてくると思うのですけれども、人材をいかに獲得していくかという競争になっていくと思います。それは、いろんな政策を打っていく中で、やっぱり特色のある政策も打っていかないと生き残っていけないと。あるいは、そうしたことを推進していくということも場合によって必要になってくる。そのときによりそういったこの職種でなければならぬ、専門性、この人材というか、そういったこともあり得る可能性はあるのではないかと。というふうに思っています……よろしいですか。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） 民間の社長だったら当然あるでしょう。やっぱりいい人材をどんどん探して採用すると。ここは名寄市役所。条例や法律や規則、要綱、さまざまところをクリアをしながら税金で運営して、それをどう市民に公平公正に、あるいは情報公開をしっかりとしながら、わかるように、伝わらなければだめなところなのです。これは、民間のやり方ではだめなのです。欲しい人材がいなるときには、もう今市長がやったようなことと、当然だと思います。採るためには必要、競争ですから。きのうか、高野議員の常勤、非常勤の労働条件、あるいはきょう川村議員とのやりとりがあって、平成26年ぐらいから国も法令改正されて、平成32年からは条例という、や

っぱり非常勤の働き方、働かせ方、あるいは地公法や自治法関連、あるいは労働条件の問題というのを議論がありました。改善されていく方向にはあるやに見えますけれども、もう既に26年から国は動き出していますから、26年に、これ平成の年度ですけれども、研究会の報告書を出しているのです、総務省絡みで。この中身もこれは大阪の例ですけれども、具体的な選考に当たってはハローワーク等を通じた公募を行った上で面接等による能力実証を行うことが大原則だと。私はそういう認識をずっと持っていましたから、仕事しづらくなるのかもしれないけれども、これは本当に当該職員にとってもやっぱりしっかり位置づけ、立場、役割を認識した上で一生懸命今も頑張ってもらって、余り独自の話は一切しませんけれども、そういう状況なのですが、改めて答弁求めたいと思いますけれども。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 可能な限りそれは公平公正な公募という形をとらせていただきたいというふうに思いますけれども、例外的な場合というのはちょっと今想定できませんけれども、そういったこともあり得るのではないかというふうに思っているのです、今の法令がそういった形に、たてつけになっているということなのだと思います。しかし、議員がおっしゃることもそれは重々受けとめさせていただいて、できる限り公正公平な公募という形をとらせていただくということを大原則にこれからは進めさせていただきたいと思えます。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） 総務部長、そういう答弁で市長答弁していますけれども、私の先ほど言った研究会の報告書、これがベースになって、今国がいろいろマニュアルを各自治体に出してくるし、早いところはもう既にやっているのです、これらについて。市長の答弁これでいいのか、ちょっと再検証お願いしたいのですけれども、総務

部長に。

○議長（黒井 徹議員） 中村総務部長。

○総務部長（中村勝己君） 市長からもありましたとおり、昨日の2020年にかかわっての会計年度任用職員のところでもお話をさせていただきましたけれども、あくまでも職員なりの任用については原則公募という形ということでございます。原則ということで、市長が先ほど言いましたように、これは当然面接なり一般試験というのが原則ですけれども、そのほかに任用の仕方というのもう一つございますので、2通りの任用の仕方がございますし、またあわせて臨時職員等については必ずしもハローワークを通さないで、緊急の場合については例えば2カ月以内であれば面接は不要でというようなこともございます。その辺は、いろんな状況の中で職場のほうでどうしても必要だという職員に対応するということについてはぜひ御理解をいただきたいというふうに思っております。原則としては、あくまでも面接ということになるかというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） 時間が足りなかったら、改めて調べ直してもらっても結構ですけれども、今総務部長が言った原則というのはほかに例外というのはめったにない。それは、例えで出したのは2カ月か3カ月の緊急臨時的な話は私も十分知っています。しかし、今想定をされている、実際に頑張らせていただいている人は1年とか、1年ですね、第2種の関係は。そして、毎年更新をしていくというケースがあらうかと思えますけれども、少なくとも一生懸命また何年も働いて頑張ってほしいと、成果を出すまで。そういう意味合いだというふうに思いますので、改めて市長、認識をちょっとし直していただいて、総務部長の続きの話は予算委員会、あるいはその後も意見交換、市長がここに帰ってこなかったら別ですけれども、戻ってきたときにまたさせていただきたいというふうに思っていますので、お願いします。

さらに、同じようなケースで大学の、4月1日から新棟使われて、新しく売店とか食堂ができます。私も市民の方に言われて、もう決まっているのでしょうかという話もされたけれども、そんなことはありません。しっかり公募をして、プロポーザル方式ですから、いなくて今既存の業者という話で聞いておりましたよと。やましいことはなかったと思いますという話はしました。しかし、それだけではなかなか理解できないという部分があって、あえてこの場でやり切れない部分もありますけれども、大学の局長にも資料いただいて、私の手元に今当時の公募、5月ですね、去年の。公募だとか、あるいは仕様書、契約関係はまだ見ていません。契約は終わったのですか。ちょっとお願いします。そのことだけで結構です。

○議長（黒井 徹議員） 松島大学事務局長。

○市立大学事務局長（松島佳寿夫君） かいつまんで経過を説明してよろしいですか。かいつまんで、この間の経緯を……

（「いいです、いいです。契約はしたかどうか」と呼ぶ者あり）

○市立大学事務局長（松島佳寿夫君） プロポーザルの学内に学生部長を委員長とする選考委員会をつくりまして、そこで延べ6回議論をして、公募の手続をして、1社から応募がありまして、ヒアリングをして、プロポーザルをやりましたその後詳細を詰めて契約をしております。

○13番（熊谷吉正議員） 詳しくは、また必要であれば予算委員会、あるいはその後にも議論をしたいと思いますが、これ無償ですよね、福利厚生という意味合いも含めて。それとあと、あわせて病院で、今いろんな病院施設で事業所はいろいろ入っていると思いますけれども、これは今の2カ所の関係のもし有料で正規に計算したらお幾らになりますか。

それと、病院の現状についてお話をお願いします。

○議長（黒井 徹議員） 松島大学事務局長。

○市立大学事務局長（松島佳寿夫君） まず、大

学の食堂、売店というのは、基本的に学生をメインにして、教職員のいわゆる福利厚生施設ということで位置づけておまして、患者さんとか不特定多数が来る病院とは違っていて、基本的には無償で、光熱水費を実費でいただくということで、プロポーザルの中にもその旨を記しておまして、では仮に取ったら幾らというのはそういう事例がないので、そういう部分は積算はしておりません。あくまでも光熱水費をいただくということでございます。

○議長（黒井 徹議員） 岡村病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（岡村弘重君） 病院のほうの使用料に関しましては、名寄市立総合病院食堂等使用料徴収条例に定めた金額で徴収をしておりますが、これはいろいろな地価であったりですとか、場所的なもの、それから今の本館を建てたときと最近の部分でいけば新館ができたとき、これ余りにも条件が違っておりますので、平米単価が均一ということにはなってございません。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） 詳しくは、後から聞かせてもらいますけれども、大学の今の設置者から大学のほうに委任しているのは規則ございまして、福利厚生施設として認めているのは大学の寮だけです。大学の寮だけだというふうに思いますが、新棟全体の中の一つの部屋という認識ですから、そういう規則の手続の変更までしなくてもよろしいのかもしれませんが、市民の皆さんの中にはやっぱりそういうふうに素直に見ている方もいますし、福利厚生ということになると当然売店も購買も近隣の皆さんも恐らく喜んでいるのではないかと思いますし、たしか1割ぐらい割安で業者さんをお願いをしたりという仕様書になっていたような気がするのです。そのお答えは結構なのですが、しっかりそういう面では、これ市長に聞いても出てこないかもしれないけれども、このとき名寄の指名業者というか、この食堂をやっている方だとかというのはどのぐらいあ

るという認識のもとに公募をされたのかどうかお聞かせください。

○議長（黒井 徹議員） 松島大学事務局長。

○市立大学事務局長（松島佳寿夫君） まず、学生寮については寮の設置条例を持っておりまして、明確にその基準がありまして、それ以外の部分については条例を制定して使用料等を取っているものはございませんで、基本的には福利厚生施設ということで、公募に当たりまして基本的には食堂収入、売店も一体的に担っていただくということで、本件については売店は再委託ということで申請があり、了承をしたところでございます。基本的に食堂を市内で、いわゆる一定年数の経験がある者など、市内業者あるいは準市内業者など6項目の規定を、あと税金の滞納がないことですか、そういう部分で公募の手続を行ったところでございます。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） ぜひ4月1日からですから、福利厚生上、しっかり学生あるいは教員の皆さん、あるいは近隣の住民の皆さんも有効活用して、よかったと。特に北斗団地、新北斗にはお店を探したけれども、いないという状況もあったりして、少しほっとはしていますけれども、運営だとか契約、あるいはそういう関係についてはできるだけ秘密のものはないというふうに思っていますので、そのようにお伝えはしますけれども、さらに質問等、御意見が別に出てくればまた予算委員会で聞くかもしれませんので、いろんなことは特に慎重に、あるいは公開できるものはしっかり公開をして対応をお願いをしたいというふうに思います。

あと2分しかありませんが、自衛隊の温水プール、もうぜひ有効活用したいなということで、私も二、三年前から高齢者の皆さん、土別のプールがなくなってからずっと引きずって、夏は一生懸命通って、スポーツセンター、指定管理者にもお願いして教室やっていたりということでも

効に、本当に喜んでいるのですけれども、冬は本当にどうしようもないと。プール以外に何かすることないのかいと私ざつくばらんに言うけれども、一定の年齢になって体を動かすことの重要性については物すごくやっぱり大切ですし、多分市長、さっきのお答えは駐屯地と折衝した上での答えなのですか、それとも想定の話なのかをもう一度お聞かせください。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） これ議員から2年前でしたか、3年前でしたか、要請がありまして、たしかそのときにそういった要請が来ますよという話を当時の、今はかわりましたけれども、自衛隊の内部の方にお話をした経過もあります。その中で、私が要請したわけではないけれども、非公式になかなかやっぱり不特定多数の市民の皆さんが利用するという施設の運用上のたてつけになっていないので、安全性を確保できないということで、大変申しわけないという話を内々にいただいたところでありまして、ぜひ御理解いただきたいと。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） あのときは市の担当職員に御案内いただいて、段取りしていただいて、当時の司令、それから業務隊長、本当に30分ぐらい時間とっていただいて、対応いただきました。結果はだめだったのですけれども、私でだめでも市長なら身近だからきっと可能性が高いのではないかというふうに思っていますので、これは正式に当たって正式にお答えをいただきたいというふうに思います。もう答弁は求めませんけれども、要請を求めておきたいと思いますので、記憶しておいてください。

今回退職迎える、先ほども田邊部長からいろんな思いを奥村議員の質問にお答えをいただいています、本当に御苦労さまです。そして、この場では田邊部長しかいませんけれども、監査関係で私も私的には山崎事務局長、あるいは農業委員会では今事務局長、そして風連庁舎では江尻次長、

本当に、ほかに漏れていたら大変申しわけございません。長い間のお勤めに敬意を表して感謝を申し上げますと思っています。できるものならまた後輩の指導に、多分役所に訪れる人もいないかと思っておりますので、期待をしております。ありがとうございます。

○議長（黒井 徹議員） 以上で熊谷吉正議員の質問を終わります。

これもちまして一般質問を終了いたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第3 議案第29号 平成29年度名寄市一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第29号 平成29年度名寄市一般会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、平年より積雪の多い市道の除雪、排雪事業に係る対策に伴い必要な経費を補正をしようとするものでありまして、歳入歳出にそれぞれ1,200万円を追加し、予算総額を218億6,834万8,000円にしようとするものでございます。

まず、歳出について申し上げます。8款土木費におきまして市道除雪・排雪対策事業費1,200万円の追加は、市道の積み込み運搬排雪や排雪ダンプ助成に係る経費を追加をするものでございます。

次に、歳入について申し上げます。19款繰入金におきまして財政調整基金を1,200万円繰り入れをし、収支の調整を図ろうとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

熊谷吉正議員。

○13番（熊谷吉正議員） 奥村議員あるいは山崎議員から十分やりとりされていますけれども、私はこの地域に住んで、この1,200万円は安かったなという感じがして、随分頑張っていたのではないかとこのように思っていますが、そして少しずつこれだけ雪多い中においても苦情の数も比較をするとそうでもなかったのかという感じがやっぱり議会の取り組み、常任委員会の取り組みなんかも非常にあったのではないかと考えています。ただ、市長、首を縦に振っていただいていますけれども、抜本的にやっぱり間口の改善、それと交通安全だとか、子供のスクールゾーンだとか、さまざまありますけれども、抜本的にはここなのです。それは、回数は排雪をふやして改善できるものなのか、あるいは違う方法があるのか、これはもう本当に私の町内、私も大橋なのですけれども、3人ほど冬にはいない高齢者がいて、春になったら帰ってくると、畑つくるのです、住宅街で。こういう人がどんどんそのまま、このままでいくと多分もうこれで最後ですというふうに話もあるかもしれない。そういう人私の町内でもそんなにいるということは、八十幾つの町内もあるのですから、本当にこの数はでかい。イベントとか、いろんな大会だとかというのもそれぞれ交流人口についての取り組みについては関係している皆さんには敬意もするし、感謝もするのですけれども、冬の抜本的な対策は市長を先頭に部・次長会議でけんかになってぐらい予算を譲り合うか、決まったものを先送りするか、今まではハードの問題だから途中でということはなかなかありませんでしたけれども、そういうような議論を展開をしながら、できるだけスピード感を持って対応していただきたいというふうに思っていますので、特に建設水道部の関係職員については電話したら本当に次の日来てくれると。そして、下手な仲介を私どもがする必要はなくて、しっかり説明をして理解をする。改善できるならしたいということで、本当に頭が下がります。いい職員

がたくさんいて、期待をしておりますけれども、
1,200万円結構だと思います。

○議長（黒井 徹議員） ほかの質疑はございませんか。

議 長 黒 井 徹

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

署名議員 佐久間 誠

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第29号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

署名議員 大 石 健 二

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） お諮りいたします。

議事の都合により、明日3月16日から3月26日までの11日間を休会といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、明日3月16日から3月26日までの11日間を休会とすることに決定をいたしました。

○議長（黒井 徹議員） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれをもちまして散会といたします。

お疲れさまでした。

散会 午後 3時08分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

平成30年第1回名寄市議会定例会会議録
開議 平成30年3月27日（火曜日）午後1時00分

1. 議事日程

- | | | | |
|------|---|-------|--|
| 日程第1 | 会議録署名議員指名 | | 道事業会計予算（予算審査特別委員長報告） |
| 日程第2 | 議案第3号 名寄市介護保険条例の一部改正について（市民福祉常任委員長報告） | 日程第4 | 議案第9号 名寄市第7期高齢者保健医療福祉計画・介護保険事業計画を定めることについて |
| 日程第3 | 議案第18号 平成30年度名寄市一般会計予算（予算審査特別委員長報告） | 日程第5 | 議案第30号 名寄市国民健康保険条例の一部改正について |
| | 議案第19号 平成30年度名寄市国民健康保険特別会計予算（予算審査特別委員長報告） | 日程第6 | 議案第31号 名寄市立大学条例及び名寄市立大学の授業料等徴収条例の一部改正について |
| | 議案第20号 平成30年度名寄市介護保険特別会計予算（予算審査特別委員長報告） | 日程第7 | 議案第32号 名寄市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について |
| | 議案第21号 平成30年度名寄市下水道事業特別会計予算（予算審査特別委員長報告） | 日程第8 | 議案第33号 名寄市国民健康保険条例の一部改正について |
| | 議案第22号 平成30年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計予算（予算審査特別委員長報告） | 日程第9 | 議案第34号 名寄市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について |
| | 議案第23号 平成30年度名寄市食肉センター事業特別会計予算（予算審査特別委員長報告） | 日程第10 | 議案第35号 平成29年度名寄市一般会計補正予算（第8号） |
| | 議案第24号 平成30年度名寄市後期高齢者医療特別会計予算（予算審査特別委員長報告） | 日程第11 | 議案第36号 平成29年度名寄市食肉センター事業特別会計補正予算（第2号） |
| | 議案第25号 平成30年度名寄市立大学特別会計予算（予算審査特別委員長報告） | 日程第12 | 意見書案第1号 地方公務員法及び地方自治法の一部改正における新たな一般職非常勤職員の処遇改善と雇用安定に関する意見書 |
| | 議案第26号 平成30年度名寄市病院事業会計予算（予算審査特別委員長報告） | | 意見書案第2号 生活保護世帯の子どもたちの大学等への進学に関する意見書 |
| | 議案第27号 平成30年度名寄市水 | | 意見書案第3号 「TPP11」に係る十分な情報公開と国内農業対策を求める意見書 |
| | | | 意見書案第4号 洪水回避等を目的とした流量確保のための中小河川の河道 |

掘削の予算の確保を求める意見書
意見書案第5号 地方路線問題調査特別委員会での徹底した審議を求める意見書

- 日程第13 報告第3号 例月現金出納検査報告、定期監査報告について
日程第14 議会改革調査特別委員会報告について
日程第15 閉会中継続審査（調査）の申し出について

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 議案第3号 名寄市介護保険条例の一部改正について（市民福祉常任委員長報告）
日程第3 議案第18号 平成30年度名寄市一般会計予算（予算審査特別委員長報告）
議案第19号 平成30年度名寄市国民健康保険特別会計予算（予算審査特別委員長報告）
議案第20号 平成30年度名寄市介護保険特別会計予算（予算審査特別委員長報告）
議案第21号 平成30年度名寄市下水道事業特別会計予算（予算審査特別委員長報告）
議案第22号 平成30年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計予算（予算審査特別委員長報告）
議案第23号 平成30年度名寄市食肉センター事業特別会計予算（予算審査特別委員長報告）
議案第24号 平成30年度名寄市後期高齢者医療特別会計予算（予算審査特別委員長報告）
議案第25号 平成30年度名寄市立大学特別会計予算（予算審査特別委員

長報告）
議案第26号 平成30年度名寄市病院事業会計予算（予算審査特別委員長報告）

- 議案第27号 平成30年度名寄市水道事業会計予算（予算審査特別委員長報告）
日程第4 議案第9号 名寄市第7期高齢者保健医療福祉計画・介護保険事業計画を定めることについて
日程第5 議案第30号 名寄市国民健康保険条例の一部改正について
日程第6 議案第31号 名寄市立大学条例及び名寄市立大学の授業料等徴収条例の一部改正について
日程第7 議案第32号 名寄市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
日程第8 議案第33号 名寄市国民健康保険条例の一部改正について
日程第9 議案第34号 名寄市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について
日程第10 議案第35号 平成29年度名寄市一般会計補正予算（第8号）
日程第11 議案第36号 平成29年度名寄市食肉センター事業特別会計補正予算（第2号）
日程第12 意見書案第1号 地方公務員法及び地方自治法の一部改正における新たな一般職非常勤職員の処遇改善と雇用安定に関する意見書
意見書案第2号 生活保護世帯の子どもたちの大学等への進学に関する意見書
意見書案第3号 「TPP11」に係る十分な情報公開と国内農業対策を求める意見書
意見書案第4号 洪水回避等を目的とした流量確保のための中小河川の河道

掘削の予算の確保を求める意見書

意見書案第5号 地方路線問題調査特別委員会での徹底した審議を求める意見書

日程第13 報告第3号 例月現金出納検査報告、定期監査報告について

日程第14 議会改革調査特別委員会報告について

日程第15 閉会中継続審査（調査）の申し出について

1. 出席議員（17名）

議長	17番	黒井	徹	議員
副議長	14番	佐藤	靖	議員
	2番	山崎	真由美	議員
	3番	野田	三樹也	議員
	4番	川口	京二	議員
	5番	川村	幸栄	議員
	6番	奥村	英俊	議員
	7番	高野	美枝子	議員
	8番	佐久間	誠	議員
	9番	東川	孝義	議員
	10番	塩田	昌彦	議員
	11番	山田	典幸	議員
	12番	大石	健二	議員
	13番	熊谷	吉正	議員
	15番	高橋	伸典	議員
	16番	佐々木	寿	議員
	18番	東	千春	議員

1. 欠席議員（1名）

1番 浜田 康子 議員

1. 事務局出席職員

事務局長	久保	敏
書記	倉澤	富美子
書記	開発	恵美
書記	長正路	慶

1. 説明員

市長	加藤	剛士	君
副市長	橋本	正道	君
副市長	久保	和幸	君
教育長	小野	浩一	君
総務部長	中村	勝己	君
参事	監	松岡	将君
市民部長	三島	裕二	君
健康福祉部長	田邊	俊昭	君
経済部長	白田	進	君
建設水道部長	天野	信二	君
教育部長	小川	勇人	君
市立総合病院院長	和泉	裕一	君
市立総合病院事務部長	岡村	弘重	君
市立大局学長	松島	佳寿夫	君
こども・高齢者支援室長	廣嶋	淳一	君
営業戦略室長	水間	剛	君
上下水道室長	粕谷	茂	君
会計室長	常本	史之	君
監査委員	上田	盛一	君

○議長（黒井 徹議員） 本日の会議に1番、浜田康子議員から欠席の届け出がありました。

ただいまの出席議員数は17名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（黒井 徹議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第87条の規定により、

5番 川 村 幸 栄 議員

10番 塩 田 昌 彦 議員

を指名いたします。

○議長（黒井 徹議員） ここで、3月15日に行った熊谷吉正議員の一般質問での答弁の訂正について大学事務局長より発言を求められておりますので、これを許します。

松島大学事務局長。

○市立大学事務局長（松島佳寿夫君） 3月15日の熊谷議員の一般質問、大学の食堂、売店の運営を担う事業者と既に契約は締結したのかとの質問に対しまして、私はいはいと答弁をいたしました。正しくは年度内に締結を行う予定ということでございます。おわびをして訂正を申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） 日程第2 議案第3号 名寄市介護保険条例の一部改正についてを議題といたします。

付託いたしました委員会の審査の経過及び結果の報告を求めます。

市民福祉常任委員会、熊谷吉正委員長。

○市民福祉常任委員長（熊谷吉正議員） 御報告をいたします。

平成30年第1回定例会において市民福祉常任委員会に付託されました議案第3号 名寄市介護保険条例の一部改正についての審議経過と結果を報告いたします。

委員会は、3月5日及び3月16日に田邊健康福祉部長を初め担当職員の出席を求め、開催をいたしました。

最初に、担当部から議案の提案目的、趣旨について、本案は介護保険法第117条第1項の規定に基づき名寄市第7期介護保険事業計画を定め、同法第129条の規定に基づき平成30年度から平成32年度までの第1号被保険者の介護保険料額を定めるとともに、関連法の制定による文言を整理するため条例の一部を改正することが主な内容となっているとの説明がありました。

名寄市の第7期の月額基準額は5,225円となり、現行第6期に比べ率にして10.5%、498円上昇することとなる。保険料上昇の理由としては、1つ、保険料負担率が22%から23%に上昇すること、2つ、第7期計画において予定している認知症グループホームの新設や定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護など新たな居宅サービスの開始に係る費用が増加することなどを要因としています。道北の各市及び札幌市との比較では、旭川市6,173円、札幌市5,800円、士別市5,475円、富良野市4,950円、紋別市4,650円、稚内市5,250円で、この中では名寄市は下から3番目に位置しています。

保険料の段階についての説明では、現行の第6期計画と同様の第10段階とし、所得の高いほうに負担していただくことで負担の公平化を図っている。第5段階が基準額となり、年額6万2,700円、12で除した額が基準額月額の5,225円となる。介護保険条例においては、保険料額は年額で規定されているため、条例上変更し、また介護保険法施行規則の改正により所得段階を規定する基準所得金額についても国の規則に合わせることで条例も改正することとしているほか、法改正に伴う条項のずれの修正や文言修正を含む名寄市介護保険条例の一部改正として提案したとの説明がありました。

1 回目の委員会での委員からの主な質疑では、保険料収納必要額及び基準額の算定根拠はとの質問に、保険料収納必要額については総給付費の77億2,430万5,000円に第1号被保険者に係る保険料負担率23%を掛けた17億7,659万円が保険料収納必要額となる。名寄市の予定保険料収納率は99%としており、介護保険の特別徴収で年金から引かれる方が95%であり、実際の収納率も99%以上維持している。保険料収納必要額から調整交付金、介護保険準備基金を差し引き予定収納率を掛けて第1号被保険者数で割り返すと基準月額5,225円となる。

2 つ目、10段階にした理由及び保険料軽減で第1段階、第2段階、第4段階の軽減案と第3段階の軽減案がないのはなぜかとの質問に、第6期計画の時点で国はそれまでは6段階だったものを9段階とした。名寄市では2段階と第2、第4段階の方が値上がり率が高く、第3段階の方は第5期と変わらなかった。第2段階と第4段階の率を市独自で下げるために名寄市では10段階の設定とし、10段階に該当する方に負担していただくことで理解を得た。第7期は国の基準の9段階が変わらず、名寄市の10段階の設定を国の基準の9段階に戻すと第2段階と第4段階の方の負担が多くなり、第10段階の方が9段階に戻すことで保険料が安くなり、不均衡が生じるので、名寄市は第7期も第10段階の設定とする。消費税引き下げに伴って社会保障充実分ということで、国は消費税財源を介護保険料に投入し、国の負担する公費のほか、外枠として第1から3段階まで引き下げると約束したが、消費税引き上げが延期されたので、第7期も第1段階0.05%しか軽減できないとなっている。来年の10月1日に消費税が上がるということなので、その後国がどのような施策を打ち出すのか注目していきたい。

3、第5期から第6期の上げ幅及び第7期の上げ幅の要因についてとの質問に、第5期と第6期の上がり幅は117.1%、第5期の基準月額が

4,036円、第6期の基準月額が4,727円、額にして690円上がっている。第7期は4,727円から5,225円、上がり幅が10.5%、額にして498円上がっている。保険料の上げ幅の要因は、給付の内容や高齢化率等いろいろ要因があると思うが、第1号被保険者の負担率が22%から23%に上がった。この1%は大きいということと見込んでいるサービスの部分ではニーズのある施設の設置による給付費の増がある。給付費で見込むと17%ぐらい上がるということなので、それを10.5%にとどめるために基金を予定の半分くらいを投入した。全体的に高齢者がふえており、給付も伸びている。給付の見込みは、全国一律の国の見える化システムによりこれまでの実績、今年度の給付の実績などをもとにして計算されたものを使っており、実績に基づいた推計をしているので、過度の給付費は持っていない。その中で適正な給付を見込んでいると思う。

4、基金の取り崩しの根拠と考え方についての質問に、介護給付費準備基金残高は暫定で2億2,000万円、その半分を取り崩して保険料に充てている。最初に保険料を算出したときには17%程度の伸びということで、第6期と同様の伸び率になり、皆さんの負担感が大きいということで、基金の取り崩しにより10.5%まで下げた。基金全額を繰り出してしまうと、単年度で給付費が足りなくなった場合補填ができなくなると判断をした。赤字になると国からお金を借りることになり、第8期以降に負の遺産を残す形になるので、見える化システムの想定の中で算定しているので、何か大きなことが起きたときや給付費が伸びたときは幾らかの基金がないと介護保険財政が運営できないので、基金の半分を残している。

5、最終原案になった庁内論議経過や執行者の判断はとの質問に、計画をつくる上で第6期など過去の計画も参考にスタートした。5月に名寄市保健医療福祉推進協議会に諮問し、7回にわたって合同部会で議論していただいた。たたき台、素

案の案として示しながら意見を聞き、アンケート調査を実施し、今の名寄市の状況を含めてニーズなどを反映し、高齢者支援課、市立病院や保健センター、社会福祉事業団等も入り、内容の精査をし、国の見える化システムを使い、最終的には保険料の算定も含めて理事者と内容を協議し、案としてつくり上げた。

6、3年後の第8期に向けた不安や医療と介護の地域包括ケアシステムとの関連もあるが、一番心配なのは介護認定、介護給付を抑制した自治体にはインセンティブをつける、あるいは事業所にも評価を与えたりとか、そのようなことを通じて認定する側の認定委員会やケアマネージャーへの影響、利用抑制が心配されるとの質問に、国への働きかけについて国の制度は全てそうだが、年度末交付されて年度内にとということが非常に多い。作業的には、国が示した段階ですぐに取りかかっている。従来から制度改正などは住民にマイナスになることを含めて早目に示してほしいと全国市長会、市議会など要請活動をし、名寄市としても要望してきた。インセンティブの関係については、もともと審議されている中では国からの調整交付金5%は優劣をつけるというような考え方を持っていたが、議会等いろいろな団体から意見をいただきたくということで、別に交付金を市町村に190億円、都道府県に10億円と示されているが、第8期以降どうなるかは危惧されている。第7期では、被保険者、自治体に負担を強いることがないと思う。昨年の介護保険法の改正の中では、持続的な制度にしていくという国の考え方の中では今後給付費を抑えなさいという流れになるかと思う。名寄市としてもサービスのニーズがあるのに給付が受けられないということがないように計画を含めて事業を進めていきたい。国に対しても声を上げていきたいと答弁がありました。

2回目の委員会においても質疑を継続しました。現在の要介護認定率と介護認定率が高いと国からの制約はないかとの質問に、名寄市の要介護認定

率は18.33%、全道平均19.5%、国の平均は18.1%、当初は要介護度が高くなることで調整交付金に影響があると言われていたが、別の交付金にインセンティブを持たせることになり、要介護度による影響はないと思う。

第7期介護保険料の算定により名寄市第7期高齢者保健医療福祉計画・介護保険事業計画案の第6章、高齢者施策の将来ビジョンを具現化すると思うが、その見通しについてはとの質問に、介護保険料は介護保険事業の推進のための保険料であり、介護保険給付、地域支援事業等についてはこの財源で、それ以外の部分は名寄市の単独費用、予算、国からの補助金等で高齢者福祉を推進していく。

3、条例改正を柱に重度化の予防が入り、特別養護老人ホーム等の入所困難や介護従事者への負担、雇用形態等の不安、保険料値上げに伴う年金生活者等の生活不安、介護医療院の具体化で医療から介護保険財政への影響等を問うとの質問に、第7期も保険料については軒並みどの自治体も上昇している。据え置きしている自治体のほうが少ない。国の制度で1号被保険者の負担率が1%上がり、介護報酬も0.5%上がる。今後も自治体で何かできるかという部分ではなくて、制度的なもので新たな負担がふえることも想定をされる。施設的なニーズも変化があり、計画の中でも居住系の関係、地域密着型サービスの部分も含めて介護予防も一体的に進めながら適正な給付に努めていかなければならないと考えている。介護保険を含めて全体的な高齢者福祉施策を皆さんのニーズ、現状に合わせた中で適正に反映をしていきたいと考えている。国への保険料の軽減の関係も含めて今後も継続的に要望していかなければならない。国が言う持続的な介護保険制度をどのようにしていくかという点では、全国的な自治体間の比較ということがされていく中で、第8期以降も新たな考え方が示される可能性も想定される。総体的な介護保険の給付も適正に勘案しながら皆さんの負

担とならないよう介護保険財政を運営していくためには、この制度についてしっかり周知して御理解をいただきながら運営していきたい。介護医療院については、本年4月からということで制度改正が法律で決まったが、名寄市内は介護医療院に転換する医療機関がないということで計画にはのせていない。介護保険の3施設については、上川北部圏域でベッドが制限されている介護医療院については国の方針のもと暫定的にその枠を外すことになっているが、いずれは枠がかかってくるものと思われる。これから3年間の部分で圏域に介護医療院ができていない、できて入所される方がいる場合等について保険給付等がふえた場合も現残高の半分程度の基金は備えている。その部分を活用しながら極力次期も保険料が上がらないような形で対応したいとの答弁がありました。

上記の審査経過と委員間討論を経て採決を行い、平成30年第1回定例会付託議案第3号 名寄市介護保険条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員会の審査経過と結果の報告といたします。

○議長（黒井 徹議員） これより、委員長報告に対する質疑に入ります。御発言ございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

正副委員長は自席にお戻りください。

これより採決を行います。

本件は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議がありますので、起立により採決を行います。

議案第3号を委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（黒井 徹議員） 起立多数であります。

よって、議案第3号は委員長報告のとおり可決

されました。

暫時休憩をいたします。

休憩 午後 1時17分

再開 午後 1時18分

○議長（黒井 徹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第3 議案第18号 平成30年度名寄市一般会計予算、議案第19号 平成30年度名寄市国民健康保険特別会計予算、議案第20号 平成30年度名寄市介護保険特別会計予算、議案第21号 平成30年度名寄市下水道事業特別会計予算、議案第22号 平成30年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計予算、議案第23号 平成30年度名寄市食肉センター事業特別会計予算、議案第24号 平成30年度名寄市後期高齢者医療特別会計予算、議案第25号 平成30年度名寄市立大学特別会計予算、議案第26号 平成30年度名寄市病院事業会計予算、議案第27号 平成30年度名寄市水道事業会計予算、以上10件を一括議題といたします。

付託いたしました委員会の審査の経過及び結果の報告を求めます。

予算審査特別委員会、塩田昌彦委員長。

○予算審査特別委員長（塩田昌彦議員） 議長より御指名をいただきましたので、今定例会において予算審査特別委員会に付託されました議案第18号 平成30年度名寄市一般会計予算及び議案第19号から議案第27号までの各特別会計予算並びに各企業会計予算の10件につきまして、委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

第1回委員会は、2月26日に開会し、直ちに正副委員長互選を行い、委員長に私塩田が、副委員長に佐久間誠委員がそれぞれ選任されました。

第2回委員会は、3月22日に開会し、審査日程を3月22日、23日、26日、27日の4日間と定め、実質審議に入りました。

審査期間中は、加藤市長を初めとする関係する職員の出席を求め、それぞれ説明並びに答弁をいただき、慎重に審査を行いました。

その経過につきましては、詳細に報告を申し上げるところではございますけれども、当委員会は全議員をもって構成された委員会でございますので、これを省略させていただき、審査の結果のみを御報告申し上げるところでございます。

議案第18号 平成30年度名寄市一般会計予算及び議案第19号 平成30年度名寄市国民健康保険特別会計予算につきましては、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

また、議案第20号から議案第27号までの平成30年度各特別会計予算並びに各企業会計予算8件につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上申し上げまして、簡単ではございますが、委員会の審査結果の報告とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時22分

再開 午後 1時23分

○議長（黒井 徹議員） 再開をいたします。

○予算審査特別委員長（塩田昌彦議員） 先ほどの報告の中で訂正をさせていただきます。

議案第18号から19号までという、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと報告をいたしました。20号の平成30年度名寄市介護保険特別会計予算につきまして同じく採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定をしたことに訂正をさせていただきます。

また、議案第20号から27号までと報告をさせていただきましたが、議案第21号から議案第27号までの全会一致で原案のとおり可決決定をしたということで訂正をさせていただきます。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） ただいま予算審査特別

委員会委員長より報告のありました議案第18号外9件については、全議員をもって構成されました特別委員会でありますので、この際質疑を省略し、直ちに採決を行います。

議案第18号 平成30年度名寄市一般会計予算について委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（黒井 徹議員） 起立多数であります。

よって、議案第18号は委員長報告のとおり可決されました。

お諮りいたします。議案第19号 平成30年度名寄市国民健康保険特別会計予算について委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（黒井 徹議員） 起立多数であります。

よって、議案第19号は委員長報告のとおり可決されました。

お諮りいたします。議案第20号 平成30年度名寄市介護保険特別会計予算について委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（黒井 徹議員） 起立多数であります。

よって、議案第20号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号 平成30年度名寄市下水道事業特別会計予算から議案第27号 平成30年度名寄市水道事業会計予算までの7件について委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第21号から議案第27号までの7件は委員長報告のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第4 議案第9号

名寄市第7期高齢者保健医療福祉計画・介護保険事業計画を定めることについてを議題といたします。

2月26日の議事を継続いたします。

これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

佐久間誠議員。

○8番（佐久間 誠議員） 第7期の高齢者保健医療福祉計画・介護保険事業計画案について、先般議論したところでありますが、特に私は心配しているのは、この計画案に示されております107ページ、108ページのところです。特に介護給付適正化事業の推進、さらにはケアプランの点検のところで心配されるのは、生活援助サービスを受ける方が制限がされるのではないかと。特にこのケアプランについては、ケアマネージャーが個別、個別の、いわゆる生活援助サービスを受ける方の状態に応じてこのサービスは受けることになるというふうに思うのですが、そのケアマネージャーの計画したプランについて、市町村、自治体がそれを適正かどうかという尺度について、これはどういうふうになるのか、この点についてお知らせいただきたいと思います。

あわせて、例えば認知症の方だとか、そういう方については食事の回数に応じて1日3回というのはこれ考えられることなのですよ。そうすると、1カ月90回とか、多ければ100回とかいうことも普通に考えられるというふうに思うのですが、このことが問題にされているようなのですけれども、本市において生活援助サービス、この最大の回数というのはどの程度の利用があるのか、この点についてお伺いしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 廣嶋こども・高齢者支援室長。

○こども・高齢者支援室長（廣嶋淳一君） 今佐久間議員のほうから御質問があった1番目の件でございますけれども、国のほうから生活援助の関係ということで、一定程度回数の制限といえます

か、について是正をなささいというようなことが言われておりましたけれども、具体的な回数についてはまだ細かい分については示されておられません。生活援助の中でいきますと、今議員言われたように100回を超えるだとか、極端な例もあるかと思えますけれども、最高の回数についてはちょっと今手持ちの資料でございませんけれども、そこまで利用されている方については今のところいないというふうには押さえております。

以上です。

（何事か呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 廣嶋こども・高齢者支援室長。

○こども・高齢者支援室長（廣嶋淳一君） 通常今議員言われた部分につきましては、その方の状態によって必要と認められれば適正ということで判断する形になろうかと思えますけれども、具体的に回数の基準が示されるかどうか、ちょっと今の段階ではつきりわからないものですから、ただ状態を見ましてそれが適正ということであればそういう形で判断する形になろうかというふうに考えています。

（「本市における生活サービスを受けている最大の回数の回数みたいなところは今わからないですか」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時32分

再開 午後 1時35分

○議長（黒井 徹議員） 再開をいたします。

田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） 申しわけございません。お答えします。

先ほど佐久間議員がお尋ねになりました食事介護は、身体介護のほうでございまして、生活援助ではありません。生活援助というのは、例えば買い物に行ったり、掃除をしたり、また食事をつくらしたりというところでございますので、1日3回

食事の支度をする場合は先ほどおっしゃったような最大限大体100回というふうになるかとは思いますが、それ以上の部分は当市には今のところないということでございます。

また、この制度を国が始めましたのは、訪問サービスの一部の業者が過度なサービスの提供を行って給付費が不当に請求されていたというような事例が出てきたということで、その部分については保険者としてしっかりそこはチェックをなさいたいという趣旨でありまして、先ほど室長から申し上げましたが、介護といいますが、身体介護並びに生活援助が必要な方にとって必要な量のサービスを制限するというものではございませんので、よろしく申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） 佐久間議員。

○8番（佐久間 誠議員） 今の御説明を聞いて少し安心したのですが、そうすると例えば認知症の方々が身の回りのいわゆるサービスを受けるときに制限をすることではないということについて、改めて名寄市、本市では十分な介護サービスを提供できるということで理解してよろしいのでしょうか、それとも事例としては名寄市ではそういう過度にわたる、先ほど田邊部長がおっしゃったような、そういう事例というのは本市では見当たらないということで理解して、今後も介護を受けている皆さんが通常のこれまで同様の介護を受けられるという認識でよろしいでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） 今議員おっしゃったとおり、当市ではそのような不正な介護の受給ということにはございませんし、また定期的にサービス調整会議なども行いながら適正な給付に努めているところでございます。

○議長（黒井 徹議員） 佐久間議員。

○8番（佐久間 誠議員） ただいまお答えいただきましたので、本市においてはそういう適正な介護を今後も進めていくということで、どうも介護保険、生活援助の利用制限がやっぱり先にあっ

て今回の7期の先ほどお示ししました107ページ、108ページのところにわざわざ書いてあるのかなど。ケアマネージャーが生活介護等々を受ける人にとっては、これは個別の事情があると思いますので、その人、その人でやっぱり事情は異なると思うので、ぜひそこらの先ほど答弁あったような形で適正な介護に努めていただきたいということをお願いしまして、私の質問を終わります。

○議長（黒井 徹議員） 川村幸栄議員。

○5番（川村幸栄議員） 72ページ、73ページにかかわって、一般介護予防事業にかかわってなのですが、リハビリ、ここにも書かれているようにますます需要が増加するという事柄なのですが、事業が総合事業等に移行しながら変化していくのだと思うのですが、その変化がなかなか住民の皆さんに伝わっていかないのではないかなというふうに思います。ちょっと不安なところも出てきているのかなというふうに思っているのですが、その点について少し詳しくお知らせいただきたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 廣嶋こども・高齢者支援室長。

○こども・高齢者支援室長（廣嶋淳一君） 今総合事業の関係、一般介護予防事業の関係で御質問いただきました。今議員おっしゃられたとおり、地域でのリハビリということがかなり重要視されていまして、介護報酬の改定の中でも手厚くといえますか、反映されておりますし、それから地域ケア会議の中でもリハ職の方を含めた形でのそういった会議をしていった中で、地域の課題だとか、その地域の高齢者のニーズに応じていくということで、ますます重要性が出てきているということ、介護保険の制度のPRにつきましては今までいろんな形で行ってきておりますけれども、それと総合事業の関係につきましても29年から新制度に移行してきているという中では、一定程度スタートの際には以前からサービスを受けられてい

る方についてはそれぞれ個別にPRをさせていただいておりますし、それから介護保険料のチラシ等だとか、そういったものの配布の際にも制度の関係についてはお知らせ版ということでも送付をさせていただいておりますし、制度が少しずつ変わっていく中でどういったことがあるのかということでもわからないという方というか、なかなかPRしても伝わらない部分もございますので、今まで以上にPR、広報等に努めていきたいというように考えております。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○5番（川村幸栄議員） 今変化して、総合事業、名寄市は従来どおり急に変えないのだということでした。しかし、あと2年たったら3年になって、本格的にここに移行していくのですよね。全く移行しないのですか、総合事業に。今のままずっと続けていくということでもいいのでしょうか。でも、この計画ができて、これにまた沿った中身で、今現在行われている、例えばハビリのサービスなのですけれども、これがそのまま同じようにずっと続いていけるのかどうか、変化していくのではないかということなのですが、その点についてもう一度お聞かせください。

○議長（黒井 徹議員） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時43分

再開 午後 1時43分

○議長（黒井 徹議員） 再開をいたします。

廣嶋こども・高齢者支援室長。

○こども・高齢者支援室長（廣嶋淳一君） 大変失礼いたしました。今質問ありましたとおり、一応この7期計画の中では変わらないで続けていくということで考えております。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○5番（川村幸栄議員） 今受けているサービスは、そのまま続けてサービスを受けられるということでもいいのですね。では、一部には市民の皆さんの中にはちょっと不安も抱えている方がいらっ

しゃるのですけれども、変わりはないのですよというふうに伝えていいのですね。わかりました。ありがとうございます。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷吉正議員。

○13番（熊谷吉正議員） 個々の具体的な計画等については割愛をいたしますけれども、審議会あるいは協議会の中でアンケートをやったり、専門家の皆さん、福祉団体やら、障がい者団体やら、さまざまな人の意見を集約をしたものですから、個々の問題については触れませんが、今川村議員もおっしゃっていたとおり、先ほど介護保険条例の改正をしましたけれども、所管の委員会の中でも17%で計算したものは基金を入れて10.5%という議論ももちろん当面のあした、あさっての話では大事な話でしたけれども、そのほかに私ども委員も所管で、あるいは説明員の皆さんももう既に第8期の心配をされているというところはほぼ共通的なことで認識一致をして、これ以上負担が多く、サービスがもし落ちることがあれば大変なことになるのではないかということの議論も関連の関係で随分皆さん共通認識に立ったのです。それは、私の先ほどの報告でその内容も含めてしておりますから理解をいただいておりますが、それだけに市長やら、あるいは副市長含めて担当のほうでも苦悩されて、名寄的な10.5%の介護保険料をおおむね決めたのですけれども、もう本当に3年後ではなくて、一般的には事務仕事は国の動きがまた変わらない限り先走ってももうということですが、ほぼ実態の中では負担がふえてサービスが落ちると、利用しづらいという、佐久間議員あるいは川村議員もその辺の心配もあってしたと思うのですけれども、この3年間私はむしろ最後の1年ではなくて、もう4月1日からこの話は全国共通の話なので、改めて基本的な構えについて特別職の皆さんにはまずここをお聞かせいただきたいと思っています。

もう一つは、この3年間の計画の中のかかなり大きなウエートで期待をされるのは地域包括ケアシ

システムがどう構築をされるかと。これから8年までということですが、これは8年まで順繰り順繰りやるという代物ではなくて、ステップアップを毎年毎年していかなければならぬということの積み重ねになって、2025年問題だというふうに思っているのです。だから、むしろ8年ですけれども、介護計画、保健医療福祉計画それぞれ3年なのですけれども、3年間の中で地域包括ケアシステムをどう、3年、3年の残す2年になるかどうか分かりませんが、その期数ごとに地域包括ケアシステムの具体的な進捗予定をどう管理をするのかというのは非常に重要なことではないかというふうに思っていますので、基本的なこと2つについてお聞かせをいただきたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 廣嶋こども・高齢者支援室長。

○こども・高齢者支援室長（廣嶋淳一君） 2点について御質問いただきました。議員言われたとおり、委員会の中でも保険料も今後ますます上がっていくと。給付費もふえていく中で、今後の心配ということでは皆さんからもそういった不安が出されているのかなというふうに考えております。ますます高齢化が進行になりまして、要介護高齢者もどんどんふえていく中で、今まで介護保険の中で社会全体で支え合うという仕組みをつくってまいりましたけれども、年を追うごとにその部分もなかなか実現も難しくなっているということで、昨年の介護保険法の改正でも自己負担の引き上げがあったり、それから介護納付金の総報酬制の導入だとか、いろんな重点、保険者機能の強化ですとか、そういった取り組みが重点目標として挙げられまして、ますますこの制度自体の運営も厳しくなっているところで、自治体で取り組める対策というのは限られておまして、やはり国の制度についても国の支援も含めてそういったものがようになってくると思いますので、特に7期については地域包括ケアシステムの深化とい

うことで、前期からも地域包括ケアシステムの推進ということでは言われておまして、しっかり計画の中にも掲げておりますけれども、その目指す姿ということで、高齢者を中心にして医療ですとか介護、それから介護予防というところを含めて、そこをきちんとシステムづくりをしていかないと、さらにまた8期、9期以降に大幅な負担もふえてくるということで、議員言われたように7期の後半に考えるということではなくて、今後も7期計画がスタートした中でそれぞれ検証していかなければならないというふうに考えておりますし、国からもそういうふうに求められているということで対応していきたいというふうに考えております。

それと、地域包括ケアシステムの関係につきましては、進行管理ということでは7期計画の58ページのほうに7期計画中の工程表ということで掲載させていただいております。それぞれ住まいの関係であれば生活支援ハウスですとか、それから介護予防の地域ケア会議の開始ですとか、ここに載っておりますけれども、今後8期、9期に向けて工程表をきちんと作成していきながら、中長期的にこの地域包括ケアシステムをより推進を強化していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） 後段言われた地域包括ケアシステムの57ページのは私も見ていますけれども、絵写真としては計画、スケジュール工程みたいのはそんな感じで進んでいくでしょうし、あるいはハード物について、必要なものについては当然交付税絡みも含めた国の責任ということも出てくるのでしようけれども、私が言ったのは終期が2025年を目標に立てなさいという法律で決められて、そこに向かってはいるのですけれども、人材確保、専門性だとか、さまざまな分野の方たちが集まる、あるいはアンケートをとるとかということで、地域であと何かできるのかということあたりで、町内会とか老人クラブもその中

にもう既に54ページ、55ページ、認知症の関係では56、57と極めて理想的な絵が描かれているのですけれども、ここに人を配置をしていかなければならぬということは本当にこれは容易なことではないのではないかと、それは地域の今の状態はコミュニケーションをどう維持するのかということもふえてきて、ぜひ地域でも考えてやってくださいと、協力してくださいというレベルの問題の想定には立たないような気がするのです。見回りだとか、食事だとか、いろんなこと、声かけだとかという、あるいは買い物だとか、身近なことがたくさんやろうと思えば今からでももう既にやっているところもあるし、気にしているところもあるけれども、困難な課題がたくさんあるので、ここを本当にどう、日程表はこう決めているけれども、そのとおりにまっけていくかどうかというのはソフトの話がかなり大きいのです。そこは、単なる皆さんが事務方で進捗をして、3年はこれを予定していますよ、これをやっていますよということではなくて、かなり精力を注いで、役所体制も含めて現体制でいいかどうかということはもちろんあるでしょうけれども、そういうイメージを市長あるいは副市長も含めて当然認識をされて、これは橋本さんがつくったものだというふうに思いますけれども、全国からいろんな、厚労省の例題を見ながら、その辺についてのやっぱり国保の問題もそうですけれども、もう少し私どもや市民に伝わるように、今自分の介護保険料を何ぼ払っているかというのはほとんどしっかり言える人はいない、全部引かれるから。多分私自身だって何十円の範囲まで言えないかもしれない、四千七百何ぼとかと思っていますけれども。やっぱり相当の危機感を持って受けとめて、国には物を言うという、私は単なる要望という代物、手をなでいうような代物ではないような気がするのです、改めてこれは市長なり副市長から決意のほどを、どう国と向き合うのかという、あるいは地方六団体がどうやって連携をして市民や利用者や保

険料を払う人に安心感を伝えるかというのは、これは容易なことではないような気がするのです、改めて聞きたいなと思います。

それからあと、もう一つ、田邊部長に退職が決まって申しわけないのですけれども、先般の常任委員会で法律的には基金は取り込んで軽減を図ることができるけれども、単費をここに入れることはできないのだということをおっしゃっていましたが、ちょっと訂正していただきたいなど。それは、調整交付金の関係も含めてしっかりこの場でもお伝えいただいて、私も今回の対応はいいと思うのです、原案の。10.5%、所管の人は全員がやむなしと、積極的にこれはいいぞということではないし、それは共通認識には立ったのですけれども、少し間違いがあるような気がするのです、訂正をいただきながら、今回名寄市的には一般単費を入れることはできるのだという認識を私は持っていますから、ただ今回は入れないで基金でとりあえず、この後介護医療院の関係だとか、計画よりオーバーする場合もあるでしょう。ちょっとその辺についてお答えいただきたい。

○議長（黒井 徹議員） 橋本副市長。

○副市長（橋本正道君） 前段の介護保険事業、それから一部国保等にもかかわるということでもありますけれども、特に話題になったのが地域包括ケアシステムの構築を中心としてどういうふうに今後組み立てていくかというお話だと理解しております。前の答弁で廣嶋室長のほうから国の制度にのっとりながらというお話させていただきました。現状地域包括ケアシステムという絵そのものは、国のほうで今示されておりますが、果たしてこれが名寄市にそのまますんなりと適用できるかどうか。これは大いに議論のあるところだと思っております。議員御指摘のとおり、人材も不足しているというような状況もあります。名寄市に合った地域包括ケアシステムをつくり上げるというのはこれ一番肝要なことでありまして、またこれはなかなか容易なことではないという認識も

しております。その中で短期間の中でつくり上げていかなければならないということが今目前に迫っているという認識でありますが、一番ここでもう一步踏み込みたいというのが介護計画あるいは地域包括ケアシステムの中でそれぞれ市民の皆さんが我が事として、自分のこととして考えていただく、こういうような場をつくる、あるいは空気と言ったら変でしょうけれども、そういう状況をつくらなければならないと思っております。それらを私どもの情報提供も必要ですし、なぜ今これが大切なのか、いろんなエビデンスといいますか、今データはこうなっているのだよというのを持ちながら、丁寧にこれは説明していかなければならない課題だと思っております。こういうことを通じて、今の御議論の中でもそれぞれ市民の皆さんはこれからどうなっていくのだろうという不安があるというのが一番大きな課題でありますし、それも解消も含めてここはさらに一生懸命頑張っていかなければならないなと思っております。まず、この計画を通じましていろんな情報の提供、そしてこれからどうなっていくのが一番ベターなのか、それも含めまして綿密に、あるいは庁内体制もまた含めて考えていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 暫時休憩いたします。
休憩 午後 1時58分

再開 午後 1時58分

○議長（黒井 徹議員） 再開いたします。

田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） 済みません。介護保険料の独自減免の部分での御質問いただきましたけれども、議員にも資料を御提示していると思いますけれども、国においては軽減の3原則というものを決めておまして、その中の一つが介護保険料の全額免除はだめですよ、それから収入のみに着目した一律の減免はだめですよ、最後に保険料減免分に対する一般財源の投入はだめです

よということにはなっておりますが、ただ一部市町村においては一般財源を投入して軽減をされているところもあるということは認識はしておりますが、それらの市町村については調整交付金等の部分で頼らない裕福な市町村でありまして、本市においては5%の定額の調整交付金、約7%ぐらいいただいているという状況ではそこを削減されてしまいますと成り立ちませんので、なかなか難しいということでございます。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） どういう選択をして最終、先ほど決めたような結論になったかというのは判断、私どもも皆さんも合せて、共通認識に立った上で先ほど10.5%を決めたと思うのです。ただ、それと法律上投入できないのかと、一般財源。できるかできないかといったらできるのです。ただ、国の指導が標準的に5%の調整交付金を名寄の場合は7%くらいいただいているから、トータルとして考えたら今回の提案は悪くなかったと私は思っているのです。ただ、そのことについては部長も十分頭に入れておきながら、国の指導を余り優先をし過ぎたのかなという感じがしているので、最後なので、しっかり気合いを合わせておきたいと思っておりますので、よろしく願いをしたいと思います。

それで、橋本副市長答弁いただいた関係で、53ページの中ほどの地域包括ケアシステムの姿ということで、2に「我が事・丸ごと」、地域共生社会の推進と。いい言葉だと思います。部長、先ほどあれした4ページ物の地図、いい内容だと思うので、これを具体的な形につくり上げていくということについて、本当に大変なエネルギーを注がないと、特に地域のコミュニティーが少し崩壊をしつつあるという状況がありますので、名寄市の重要課題として当然認識をしていただいていると思うのですけれども、政府や国にどのような形にしっかり進言をしていくのか、やっぱり地域社会壊れるということに直結するものですから、改

めてこれは市長にぜひ再認識は十分されていると思うのですけれども、どういう決意を持ってこの介護保険の8期に向けた、もちろん7期はこれで決まって担当のほうでは着実に進捗を図っていくと思うのですけれども、仮にまたそこにお座りになるようなことがあるのであれば、どういう決意を持たれていくのかお知らせをいただきたいと思えます。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議員も御出席をいただいていたと思うのですけれども、3月9日に厚生労働省委託で名寄の市立大学で地域包括ケアのシンポジウムが開催をされました。これは、全国で3カ所のうち名寄が選ばれたということで、何で選ばれたのかというやはり今地域のケア会議だとか、あるいは見える化会議だとかということで、包括ケアの議論がかなり現場レベルで進んでいるということと何ととっても名寄は市立総合病院というこの人口規模でいうと特異な非常に大きな病院があって、そしてまた大学があると。こうした豊富な医療あるいは人材資源があって、これからの可能性も含めて非常に注目をされているということとお聞きをしております。その中で昨今も高齢者の専用の、あるいは介護保険の居宅施設が今民間レベルで非常にふえてきていると。これは、名寄の病院がしっかりと安定的にあって、ここは安心、安全で住みやすいのだというようなことがやっぱりあらわれている証左なのかなというふうにも思っています。この地域包括ケアは、もう本当に全般的なまちづくりそのものにかかわるので、いろんな角度から見られると思うのですけれども、そうした住まいの確保という部分に関しても今回の計画においては、民間の皆さんでなかなか手の届かない、少し所得の低い方でも住めるような生活支援ハウスの建設だとかというのも盛り込ませていただいていますし、今後戸建ての住宅で住みにくい方たちのそうした住みかえをしっかりと進めていくような施策も必要になっていくのだとい

うふうに思います。

また、コミュニティーのお話もありましたけれども、町内会も一生懸命いろんなネットワーク事業や見守りサービスをやっていただいておりますけれども、なかなか町内会によっては強弱ができていくという中で、今町内会の枠を超えるような仕組みを構築するための地域連絡協議会をさらに活性化するような取り組みだとか、あるいは小学校区単位でさまざまなコミュニティーを構築していこうというような動きも出ているやに思います。地域全体で医療、福祉をしっかりと支えていく、住まいを支えていく、さらには何ととっても大事なことは高齢者の皆さんがいつまでも元気で安心して過ごしていける。そうした生きがいを持ってこれからもずっと生活していただけるようないろんなサービスの提供とかも必要となってくるのかなというふうに思います。本当にあらゆる面でまちづくり全般にかかわっていく問題だろうというふうに思います。いつまでも高齢者の皆さんが、市民一人一人が安心してここで最後まで住みたい、住み続けたいと思えるまちづくりを進めるためにしっかりと汗をかいていく決意でありますので、また御指導いただければと思います。よろしくお願いたします。

○議長（黒井 徹議員） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第9号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第5 議案第30号 名寄市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第30号 名寄市国民健康保険税条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律が公布をされ、地方税法の国民健康保険税に関する部分において財政運営の責任主体が市町村から都道府県になることに伴い、国民健康保険税の課税目的が改正されたことから、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。これより採決を行います。

議案第30号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第6 議案第31号 名寄市立大学条例及び名寄市立大学の授業料等徴収条例の一部改正についてを議題といたしま

す。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第31号 名寄市立大学条例及び名寄市立大学の授業料等徴収条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本件は、平成27年度入学生を最後に学生募集を停止をした短期大学の在籍学生が卒業することから、平成29年度をもって名寄市立大学短期大学部を廃止をするため関係条例の一部を改正しようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第31号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第7 議案第32号 名寄市後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第32号 名寄市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

高齢者の医療の確保に関する法律の一部が改正

をされ、国民健康保険法の住所地特例の適用を受けた被保険者の取り扱いが変更されたことから、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第32号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第8 議案第33号 名寄市国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第33号 名寄市国民健康保険条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

国民健康保険法及び同法施行令の一部が改正をされ、運営協議会の名称や委員の任期が変更となり、また北海道の国民健康保険運営方針により葬祭費の支給額が統一されたことから、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。

御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第33号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第9 議案第34号 名寄市病院事業の設置等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第34号 名寄市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本件は、本議会において名寄市個人情報保護条例の一部を改正する条例が議決をされ、同日に公布したことに伴い、個人情報の定義の追加があり、条項ずれが生じたことから、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第34号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第10 議案第35号 平成29年度名寄市一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第35号 平成29年度名寄市一般会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、繰越明許費について追加しようとするもので、年度内に完了しない食肉センター事業特別会計繰出金及び担い手確保・経営強化支援事業費について繰り越しをするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第35号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第11 議案第36号 平成29年度名寄市食肉センター事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第36号 平成29年度名寄市食肉センター事業特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、繰越明許費を設定しようとするもので、年度内に完了しない食肉センター施設現況調査・設計業務委託料について繰り越ししようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第36号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第12 意見書案第1号 地方公務員法及び地方自治法の一部改正における新たな一般職非常勤職員の処遇改善と雇用安定に関する意見書、意見書案第2号 生活保護世帯の子どもたちの大学等への進学に関する意見書、意見書案第3号 「TPP11」に係る十分な情報公開と国内農業対策を求める意見書、意

見書案第4号 洪水回避等を目的とした流量確保のための中小河川の河道掘削の予算の確保を求める意見書、意見書案第5号 地方路線問題調査特別委員会での徹底した審議を求める意見書、以上5件を一括議題といたします。

お諮りいたします。意見書案第1号外4件は、質疑、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

意見書案第1号外4件を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号外4件は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第13 報告第3号 例月現金出納検査報告、定期監査報告についてを議題といたします。

本件については、報告書がお手元に配付されておりますので、これをもって御了承をお願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第14 議会改革調査特別委員会報告を行います。

委員会の報告を求めます。

議会改革調査特別委員会、山田典幸委員長。

○議会改革調査特別委員長（山田典幸議員） ただいま議長より御指名をいただきましたので、議会改革調査特別委員会の調査検討事項の審査経過と結果を御報告いたします。

本委員会は、改選後の平成27年第3回定例会において市民の負託に応え、市民の目線を基本にスピード感を持って議会改革を進めることを目的に8名の委員構成で設置され、市民に信頼される議会を目指してを基本姿勢として掲げ、議論を開

始いたしました。

委員会では、まず各会派及び議員から改革事項の提案を求め、提案された事項、行政への監視機能と政策提言能力の強化、議会審議の活性化、市民に開かれた議会運営と情報公開の大きな3つの項目に振り分けて整理を行い、項目ごとに優先順位をつけ検討していくことといたしました。

まず初めに、行政への監視機能と政策提言能力の強化についての審査結果について申し上げます。この項目においては、予算及び決算審査のあり方と常任委員会の機能強化の2つの検討事項について協議を行いました。

予算及び決算審査のあり方については、予算審査特別委員会及び決算審査特別委員会の常設化の導入について協議がなされましたが、現状においての必要性や導入によるメリット、デメリットを明らかにした上で慎重に判断すべき等の理由から、当面は現行のままとすることといたしました。

常任委員会の機能強化については、付託議案と理事者側からの提案だけを取り上げる委員会から脱却し、市民に見える結果を出す取り組みを創造することを目的に各委員会において現状の市政課題などに基づく年間のテーマを設定し、活動することとし、テーマに基づく情報収集や調査活動を行い、調査結果の集約、評価を政策提言に結びつける委員会活動を行うことで共通認識が図られました。このことについては、既に具体的な実践例として、平成29年第2回定例会において経済建設常任委員会が年間テーマとして調査活動を行った除排雪についての事務調査報告を行っており、現在も3常任委員会それぞれがテーマに基づく調査活動を実践しているところであり、今後また新たな委員会活動の成果があらわれてくるものと思います。

各常任委員会の行政視察については、これまで任期中道内1回、道外2回の計3回実施し、任期最終年は実施しない旨の申し合わせをしていましたが、任期中は与えられた役割を全うすべきとの

考えから、現行の予算の範囲内で道内、道外の区分は問わず、毎年実施することといたしました。また、実施した行政視察の市民説明の方法については、従来から行っている本会議での委員の派遣報告のみにとどまらず、議会報告会で内容を詳しく掲載し、説明することとあわせて、議会だよりにおいてページ数をふやし、掲載することといたしました。

次に、議会審議の活性化についての審査結果について申し上げます。予算及び決算審査特別委員会における総括質疑の方法について、従来は最初に一括して総体質疑を行い、その後一問一答方式で行うとしていましたが、平成27年度決算審査特別委員会より従来の方法に加え、冒頭から一問一答方式で行う方法とを選択できるようにし、発言者が論点をより明確にした上で中身の濃い議論が展開されるよう幅を持たせて取り組むこととしました。

意見書案、決議案の協議調整のため、従前は各会派幹事長会議を設けるとしていましたが、新たに一人会派を含む調整会議を設置して協議をすることに改正をいたしました。

名寄市議会会議規則第161条に定められている協議または調整を行うための場に新たに委員長会議を設けることといたしました。目的は、委員会運営及びその他委員会の活動等の基本的事項に関し、必要に応じて委員会間における協議または調整を行うためと定め、構成員は正副議長、議会運営委員長、常任委員長及び特別委員長とし、平成29年第2回定例会において名寄市議会会議規則の一部改正を議決いたしました。

次に、市民に開かれた議会運営と情報公開についての審査結果について申し上げます。この項目においては、議会報告会のあり方や情報公開の手法、議会基本条例の評価と検証などの事項について協議を行いました。

議会報告会については、従来年1回の開催であったものを年2回以上の開催とすることとしまし

た。開催時期は、第1回及び第3回定例会終了後おおむね1カ月から2カ月以内に実施することとし、開催方法は全体的なもの町内会単位での開催をあわせた形で行うこととしました。班編成については、全体的なものは公共施設等を使用し、2班体制、町内会単位のもの可能な限り町内会館等を使用し、4班体制を基本とし、開催ごとに協議し、決定することとしました。内容については、議会側からの報告はできる限り簡潔に行い、参加者との意見交換が主体となるよう努めることとし、意見交換の内容やテーマについては報告事項において重要と思われるもの、または開催時における市政課題や市民の関心が高いと思われるもの等そのときの状況を考慮し、設定することといたしました。また、各種団体等との意見交換会や青少年に向けた情報発信、若年層との意見交換会等の開催を今後積極的に検討していくことで共通認識が図られました。

情報公開については、従前は予算及び決算審査特別委員会など議場で行う委員会についてはインターネット同時中継のみ行っていたものをインターネット同時中継、録画中継とも行うこととするよう改正を行い、平成28年度予算審査特別委員会から実施をいたしました。また、各委員会における行政視察報告のホームページ上での公開を実施することとし、記載する項目を統一した上で委員長報告の内容に写真を添付し、ホームページに掲載し、公開することとしました。政務活動費の収支報告書及び活動報告書等についてもホームページ上での公開を行うこととし、今後掲載内容の様式や領収証等の張りつけ方法等の整理を行い、平成30年度分から公開することを確認しました。

議会基本条例の評価と検証については、まず具体的な協議に入る前に広く市民から議会に対する考え方や意見を聴取し、議論の参考とするため、平成29年6月に名寄市議会に関する市民アンケート調査を実施いたしました。特別委員会として小委員会を設置し、アンケート内容を協議の上、

無作為抽出した18歳以上の市民2,000人を対象に発送、616人の方から回答をいただき、調査結果については議会だより増刊号の発行とホームページ上で公開をするとともに、議会基本条例の内容の検証を含めた今後の議会改革議論に有効に活用していくことを確認いたしました。

議会基本条例の検証、見直しに当たって、1つ、先進市が制定している議会基本条例を参考にしながら名寄市議会基本条例の改正が必要な条項について検討を行う、2つ、これまでの名寄市議会基本条例に基づく議会運営について検証を行い、改正が必要な事項について検討を行う、3つ、市民アンケート調査結果を受けて名寄市議会基本条例に反映すべき内容等について整理する、4つ、議会基本条例に基づき新たに条例、規則の制定が必要と思われる項目について検討する、以上の内容について論点整理を行い、改正案を提示の上、協議をすることとしました。具体的な検証内容として、条項の構成について新たに追加が必要と思われる事項として、基本理念、基本方針、災害時の議会対応、議員政治倫理などが挙げられ、改正が必要と思われる事項として第10条、議決事項の定め、第12条、政務活動費の執行及び公開、また次期改選期に向けて協議が必要な事項として議員定数及び議員報酬についてそれぞれ協議事項として整理し、議論を進めることといたしました。

基本理念と基本方針については、議会としてあるべき根本の考え及び議会及び議員の目指す方向の明確な規定として必要との共通認識が図られました。

災害時の議会対応については、災害時の議会としての行動方針を定めるという方向性については一致しており、（仮称）名寄市議会における災害時の行動等に関する規程として、今後議会運営委員会において内容の精査、確定をしていくこととしています。

議員政治倫理については、名寄市議会議員政治倫理条例案を提示の上、協議を進めてまいりまし

たが、条例で制定するのか、規程で制定するのかの入り口での議論でとどまっていることから、今後議会運営委員会に引き継ぎ、逐条ごとに内容を十分協議した上で対応について決定することといたしました。

議決事項の定めについては、現行の第10条を改正し、改正案第15条、議会は、第4条第1項に規定する議決機関としての機能を最大限に発揮するため、法96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を積極的に拡大するよう努めるものとする。2、前項の規定に基づく議決すべき事件については、総合計画の基本構想及び基本計画、定住自立圏形成の締結、変更または廃止を求める旨の通告等、名寄市の将来を大きく決定する計画について議会運営委員会において十分協議の上決定すると改正することといたしました。

政務活動費の執行及び公開については、会派の規定に基づき支出対象を会派及び議員と改めることといたしました。

なお、一人会派の議会運営上での取り扱いについては、次期の改選に向けて先例及び申し合わせ事項の中で議論することを確認いたしました。

次期改選時の議員定数については、当市議会は平成18年3月の旧名寄市と旧風連町の合併により1年間の在任特例を適用し36名とし、平成19年4月の選挙では選挙区制度を取り入れ、定数を地方自治法で定める上限の26名としました。平成23年4月の選挙においては6名減の20名、そして前回、平成27年4月の選挙においては2名削減の18名としたものの、市政史上初の無投票となりました。こうした経過を踏まえると同時に、議会基本条例第17条では議員定数の改正に当たっては行財政改革の視点だけではなく、市政の現状と課題、将来の予測と展望及び市民の意見を十分考慮すること、定数に関する基準については市の人口、面積、財政力及び事業課題並びに類似市の議員定数と比較検討することと定めています。したがって、基本条例に基づき類似市な

どとの比較資料などを収集し、参考にしながら議論を進めてまいりました。具体的な定数議論では、1名減の17名、現状維持の18名、1名増の19名とそれぞれ意見が出されましたが、意見が分かれた中においても現行の3常任委員会6名の体制を維持すべきとの考えは委員会においてはおおむね共通していたところでございます。委員会としては、各委員の意見をもとに人口減少、少子高齢化が加速し、都市部への人口流出に拍車がかかっている現状や今後地域経済の活性化や福祉施策の充実、多様化する市民ニーズへの対応など山積する市政課題の解決に二元代表制の一翼を担う議会としての役割がより強く求められていること、人口、財政規模が類似する自治体との比較に基づく検証、市民アンケート調査の結果における現行の定数を支持する回答の割合が54.71%あったこと、現行の各常任委員会6名体制を維持し、継続して常任委員会の機能が発揮できること、以上の事項を判断基準として、次期改選期の議員定数は現行の18名とすることと決定をいたしました。

また、議員報酬については、現状維持との意見が複数出された一方で、平成12年の改正から一定の期間が経過していることを踏まえると、改めて検討すべき時期に来ているとの意見も複数出されました。報酬に関しては、現職議員の状況での視点だけではなく、次の世代が議員として活躍できる環境をどのように作り出すかという視点こそが重要であり、したがって現段階では現状維持としつつも現在の報酬が適正であるかどうかをさまざまな要素から検証する必要性は共通認識とすることといたしました。

平成27年9月の特別委員会設置から約2年半、計26回の委員会を開催し、議会改革議論を進めてまいりましたが、我々現職の任期も残り約1年となったことに加え、次期改選期に向けての方向性も一定程度決定されたことにより、当委員会の果たすべき役割は終了したものと、今定例会をもって議会改革調査特別委員会は解散となります。

しかしながら、議会改革はこれで終わったわけではありません。常に市民の目線に立ち、市民の負託に応えるべく、議会改革に対するの不断の努力と議員個々の意識改革が常に求められております。今後も議会改革の歩みをとめることなく、名寄市議会が真に市民に信頼される議会となるよう引き続き各議員の御努力と御協力を切にお願い申し上げます。

終わりになりますが、今日まで熱心に御議論いただき、至らない委員長を支えていただきました奥村副委員長初め各委員の皆様から心から感謝を申し上げますとともに、情報収集や資料作成に御尽力をいただきました議会事務局の皆様にお礼を申し上げ、議会改革調査特別委員会の報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（黒井 徹議員） 以上で議会改革調査特別委員会報告を終わります。

○議長（黒井 徹議員） 日程第15 閉会中継続審査（調査）の申し出についてを議題といたします。

お諮りいたします。お手元に配付いたしました各委員長からの申し出のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。よって、申し出のとおり決定をいたしました。ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午後 2時35分

再開 午後 2時35分

○議長（黒井 徹議員） 再開をいたします。

以上で今期定例会に付議されました案件は全て議了いたしました。

ここで、和泉市立総合病院院長より発言を求められておりますので、これを許します。

和泉市立総合病院院長。

○市立総合病院院長（和泉裕一君） このたび平

成30年4月から名寄市病院事業が公営企業法の全部適用への移行に伴い、病院事業管理者として選任されました。重責で身の引き締まる思いでございます。

皆様も御承知のとおり、我が国はこれまで経験したことのない人口減少、高齢化、少子化社会へ向かっており、これに伴う社会の人口構成の変化から医療、介護を含めた社会保障制度のあり方に大きな変革が求められております。私たちが住む名寄市を含めた上川北部圏域、さらに北北海道においても同様であるばかりでなく、地方における医療、介護を取り巻く環境は、財源のみならず人材確保においても大変厳しい状況であると言わざるを得ません。このような社会変化が地方医療へ大きく影響し、地方医療が衰退していく可能性がある、このような状況のもとで、名寄市立総合病院は名寄市並びに上川北部圏域のみならず、道北3次医療圏の地方センター病院としてこの地方の医療を支えていく使命を持っております。これからは、人口減少、高齢少子化に進むというこの現状と医療需要のバランスを考慮しつつ、センター病院として質を担保した医療提供体制を構築していかなければならないという課題がございます。またさらに、この地域に適する理想的な地域包括ケアシステムを構築していくために、医療と介護のスムーズな連携体制を整備していく必要性もあります。今まで以上により幅広い視点に立った医療、介護の体制づくりが必須であると考えております。関連医育大学、周辺医療機関、介護施設並びに名寄市と密な連携を保ちながら、社会の変化を素早く情報分析した上で迅速に対応し、より効率的、弾力的な病院運営に努めてまいりたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） これをもちまして、平成30年第1回定例会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

閉会 午後 2時39分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 黒 井 徹

署名議員 川 村 幸 栄

署名議員 塩 田 昌 彦

質問文書表（一般質問）

平成30年第1回定例会

発言 順序	氏 名	発 言 要 旨
1	東 川 孝 義 (P 38)	1. 職員の教育研修について (1) 職員の採用実績と勤続年数の推移について (2) 職員の研修実績について (3) 研修成果の具体的運用について 2. 工事施行成績の評価について (1) 現状の評価方法について (2) 平成29年度工事発注状況について (3) 改修・解体等施工後の評価について 3. 行財政運営の評価方法について (1) 現状の評価方法について (2) PDCAサイクルが回る体制づくりについて (3) 現状の課題と今後の取り組みについて
2	山 崎 真由美 (P 48)	1. 「住み続けられる名寄市」を目指した取り組みについて (1) 除排雪への対応について (2) 子どもの医療費助成の拡充について (3) 公共交通の確保について 2. 道の駅を活用したまちづくりについて (1) 南の玄関口としての役割りを意識した取り組みについて (2) 物流の拠点としての取り組みについて (3) 観光資源としての取り組みについて (4) 市民生活に密着した取り組みについて
3	川 口 京 二 (P 60)	1. ピヤシリスキー場について (1) 利用状況について (2) 集客増に向けた取り組みについて (3) リフト等の点検整備について 2. 名寄・土別剣淵間高規格道路について (1) 進捗状況について

		<p>(2) 今後の計画について</p> <p>(3) 完成時期について</p> <p>(4) 開通後の効果と影響について</p> <p>3. 市道の排水整備について</p> <p>(1) 整備の現状について</p> <p>(2) 今後の計画について</p>
4	佐久間 誠 (P 69)	<p>1. 公共施設等の整備に関して</p> <p>(1) 長寿命化計画に基づく橋梁点検の実施状況について</p> <p>(2) 橋梁の架け替え・修繕に関して</p> <p>(3) 公共施設13%削減目標の考え方について</p> <p>2. 持続可能な地域介護システムのあり方について</p> <p>(1) 増える高齢者に対応するサポーター（ボランティア）の現状と育成について</p> <p>(2) 買い物支援の取り組みについて</p> <p>(3) 高齢者の運転免許自主返納の促進について</p> <p>ア 免許返納の環境整備について</p> <p>イ 自動運転など技術の進歩を取り入れた事故防止策について</p> <p>3. 新年度（骨格予算）の重点施策に関して</p> <p>(1) 重点施策と予算編成について</p> <p>(2) 産業育成の視点からの予算編成の検証について</p>
5	佐々木 寿 (P 80)	<p>1. まち・ひと・しごと創生総合戦略について</p> <p>(1) しごとの創生について</p> <p>(2) 新しい「ひと」の流れの創生における現状と今後について</p> <p>(3) 観光業を強化するDMO設立の考え方について</p> <p>(4) 公共交通網の再構築について</p> <p>2. 自殺対策の推進について</p> <p>(1) 自殺防止対策について</p> <p>3. 子どもの困難解決について</p> <p>(1) 子どもや家庭を支援するスクールソーシャルワーカー（SSW）の実情と今後の考え方について</p> <p>(2) 「北海道いじめ防止基本方針」の改定に伴う本市の対応について</p> <p>4. 介護職員の援助について</p> <p>(1) 介護助手・介護補助の実態と今後の考え方について</p>

6	高野 美枝子 (P 92)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 豊かな自然を活かしたまちづくりについて <ol style="list-style-type: none"> (1) 市有林整備の今後の考え方について (2) 健康の森における木育の推進について (3) 道立林業大学校誘致に向けた取り組みについて 2. 高齢者が活動しやすい文化活動について <ol style="list-style-type: none"> (1) 高齢者大学の活動と連携について (2) 文化施設への交通手段について 3. 労働者が働きやすい環境づくりについて <ol style="list-style-type: none"> (1) 働き方改革を受けての市としての考え方について (2) 女性が働きやすい職場づくりについて (3) 非正規労働者の今後の考え方について 4. 地方自治体における健全な財政運営について <ol style="list-style-type: none"> (1) 健全な財政運営に向けて取り組んでいることは (2) 今後に向けた考え方について
7	佐藤 靖 (P 103)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 名寄市の定住対策にかかわって <ol style="list-style-type: none"> (1) 各種動向の受け止めについて (2) 働く場の現状と課題について (3) 移住、定住の認識について 2. 立地適正化計画にかかわって <ol style="list-style-type: none"> (1) 目的及び策定スケジュールについて (2) 各種計画との整合性について 3. 名寄市立総合病院及び名寄市立大学の将来像にかかわって <ol style="list-style-type: none"> (1) 名寄市立総合病院の29年度収支見通しについて (2) 平成30年度診療報酬等改正について (3) 地方センター病院としての名寄市立総合病院が目指す名寄地方の地域医療像について (4) 名寄市立大学を核とする小中高大連携の可能性について
8	高橋 伸典 (P 114)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 小中学校での心肺蘇生教育の普及と危機管理体制の整備について <ol style="list-style-type: none"> (1) 小中学校におけるAEDの設置状況について (2) 教職員へのAED講習等の具体的な取り組み状況について (3) AEDに関する教育への普及推進について (4) 小中学校における心肺蘇生教育の現状と今後の方向性について 2. 青少年の「インターネット依存」対策について <ol style="list-style-type: none"> (1) 「ネット依存」の本市の実態について

		<ul style="list-style-type: none"> (2) 保護者や教職員への「ネット依存」の啓発について (3) 「ネット依存」に対する児童向け安全対策について <p>3. 生活困窮者への支援について</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 生活困窮者自立支援制度の現状について (2) 生活困窮者への課題と対策について <p>4. 災害支援協定について</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 災害支援協定の現状について (2) 避難所・医療機関との災害支援協定について
9	野 田 三樹也 (P 1 2 5)	<p>1. 除排雪のあり方について</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 今シーズンにおける除排雪の実施状況について (2) レンタル&ゴー事業について <p>2. 教育行政について</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 2 0 2 0 年度の英語教育導入について (2) 児童生徒に対する情報モラル教育について <p>3. 名寄市における定住促進について</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 人口流出の現状と今後の取り組みについて (2) 若者に対する定住について (3) 名寄市立大学との連携について
1 0	塩 田 昌 彦 (P 1 3 5)	<p>1. 小中学生のスポーツ振興とスポーツ意識の醸成について</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 2 0 2 0 東京五輪・パラリンピックマスコット投票の参加状況及び参加したことによる意識の変化について (2) 中学生の運動部活動のあり方など部活動指導員制度の取り組みについて <p>2. 農業行政の取り組みについて</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 農業支援員制度に係る地域おこし協力隊など農業後継者対策の現状について (2) 道北農業担い手対策に係る農業担い手海外派遣事業について (3) 酪農振興について <p>3. 地域経済の活性化と中小企業の振興について</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) ものづくり補助金等の運用に係る中小企業の設備投資支援について (2) 中小企業振興施策の推進に向けた基本条例の制定について

<p>1 1</p>	<p>奥村英俊 (P150)</p>	<p>1. 名寄市の除排雪について (1) 市民の満足度と名寄市の除排雪の課題について 2. 名寄市総合計画(第2次)の推進について (1) 市民生活に依拠した政策の推進について (2) 重点プロジェクトの推進について</p>
<p>1 2</p>	<p>川村幸栄 (P163)</p>	<p>1. 子どものスマホ依存対策について (1) スマホ依存について (2) 遊び場の確保について 2. ホスピタリティの考え方について (1) 各種大会などでの来名者への歓待について (2) 見やすく、わかりやすい案内標識について 3. 市の臨時・非常勤職員の働き方について (1) 臨時・非常勤職員の待遇改善について (2) 臨時・非常勤職員の正規化について</p>
<p>1 3</p>	<p>山田典幸 (P174)</p>	<p>1. 名寄市の農業振興施策について (1) 平成29年度の地域農業を総括して (2) 新年度の重点農業施策について (3) 農福連携の可能性について 2. 中学校における部活動について (1) 活動の現状と課題について (2) 複数校合同部活動について</p>
<p>1 4</p>	<p>熊谷吉正 (P186)</p>	<p>1. 二期目加藤市政を振り返って (1) 部・次長会議の位置づけと機能について (2) 公平公正な市政運営について (3) 市民ニーズと政策・事業のギャップについて (4) 平和行政の取り組みについて 2. 地域経済活性化にむけて (1) 市内経済の動向と中小企業等の振興について (2) 公契約条例制定に向けた今後の取り組みについて 3. 市民の声から (1) 冬季の陸上自衛隊名寄駐屯地温水プールの市民利用について (2) 弥生公園の維持管理について</p>

平成30年第1回名寄市議会定例会議決結果表

平成30年2月26日～平成30年3月27日 30日間
 本会議時間数 18時間11分

議案番号	議 件 名	委 員 会		本会議
		付託年月日 付託委員会	議決年月日 審 査 結 果	議決年月日 議 決 結 果
第 1 号	名寄市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について	— —	— —	30. 2. 26 原案可決
第 2 号	名寄市個人情報保護条例の一部改正について	— —	— —	30. 2. 26 原案可決
第 3 号	名寄市介護保険条例の一部改正について	30. 2. 26 市民福祉常任委員会	30. 3. 16 原案可決すべき	30. 3. 27 原案可決
第 4 号	名寄市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について	— —	— —	30. 2. 26 原案可決
第 5 号	名寄市営住宅管理条例の一部改正について	— —	— —	30. 2. 26 原案可決
第 6 号	名寄市企業立地促進条例の一部改正について	— —	— —	30. 2. 26 原案可決
第 7 号	名寄市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について	— —	— —	30. 2. 26 原案可決
第 8 号	名寄市肉牛繁殖センター条例の廃止について	— —	— —	30. 2. 26 原案可決
第 9 号	名寄市第7期高齢者保健医療福祉計画・介護保険事業計画を定めることについて	— —	— —	30. 3. 27 原案可決
第 10号	平成29年度名寄市一般会計補正予算(第5号)	— —	— —	30. 2. 26 原案可決
第 11号	平成29年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)	— —	— —	30. 2. 26 原案可決
第 12号	平成29年度名寄市介護保険特別会計補正予算(第2号)	— —	— —	30. 2. 26 原案可決
第 13号	平成29年度名寄市下水道事業特別会計補正予算(第2号)	— —	— —	30. 2. 26 原案可決

議案番号	議 件 名	委 員 会		本会議
		付託年月日	議決年月日	議決年月日
		付託委員会	審 査 結 果	議 決 結 果
第 1 4 号	平成29年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計補正予算(第2号)	—	—	30. 2. 26 原案可決
第 1 5 号	平成29年度名寄市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)	—	—	30. 2. 26 原案可決
第 1 6 号	平成29年度名寄市病院事業会計補正予算(第1号)	—	—	30. 2. 26 原案可決
第 1 7 号	平成29年度名寄市水道事業会計補正予算(第2号)	—	—	30. 2. 26 原案可決
第 1 8 号	平成30年度名寄市一般会計予算	30. 2. 26 予算審査特別委員会	30. 3. 26 原案可決すべき	30. 3. 27 原案可決
第 1 9 号	平成30年度名寄市国民健康保険特別会計予算	30. 2. 26 予算審査特別委員会	30. 3. 26 原案可決すべき	30. 3. 27 原案可決
第 2 0 号	平成30年度名寄市介護保険特別会計予算	30. 2. 26 予算審査特別委員会	30. 3. 26 原案可決すべき	30. 3. 27 原案可決
第 2 1 号	平成30年度名寄市下水道事業特別会計予算	30. 2. 26 予算審査特別委員会	30. 3. 26 原案可決すべき	30. 3. 27 原案可決
第 2 2 号	平成30年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計予算	30. 2. 26 予算審査特別委員会	30. 3. 26 原案可決すべき	30. 3. 27 原案可決
第 2 3 号	平成30年度名寄市食肉センター事業特別会計予算	30. 2. 26 予算審査特別委員会	30. 3. 26 原案可決すべき	30. 3. 27 原案可決
第 2 4 号	平成30年度名寄市後期高齢者医療特別会計予算	30. 2. 26 予算審査特別委員会	30. 3. 26 原案可決すべき	30. 3. 27 原案可決
第 2 5 号	平成30年度名寄市立大学特別会計予算	30. 2. 26 予算審査特別委員会	30. 3. 26 原案可決すべき	30. 3. 27 原案可決
第 2 6 号	平成30年度名寄市病院事業会計予算	30. 2. 26 予算審査特別委員会	30. 3. 27 原案可決すべき	30. 3. 27 原案可決
第 2 7 号	平成30年度名寄市水道事業会計予算	30. 2. 26 予算審査特別委員会	30. 3. 26 原案可決すべき	30. 3. 27 原案可決
第 2 8 号	平成29年度名寄市一般会計補正予算(第6号)	—	—	30. 2. 26 原案可決
第 2 9 号	平成29年度名寄市一般会計補正予算(第7号)	—	—	30. 3. 15 原案可決
第 3 0 号	名寄市国民健康保険税条例の一部改正について	—	—	30. 3. 27 原案可決

議案番号	議 件 名	委 員 会		本会議
		付託年月日 付託委員会	議決年月日 審 査 結 果	議決年月日 議 決 結 果
第 3 1 号	名寄市立大学条例及び名寄市立大学の授業料等徴収条例の一部改正について	— —	— —	30. 3. 27 原案可決
第 3 2 号	名寄市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について	— —	— —	30. 3. 27 原案可決
第 3 3 号	名寄市国民健康保険条例の一部改正について	— —	— —	30. 3. 27 原案可決
第 3 4 号	名寄市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について	— —	— —	30. 3. 27 原案可決
第 3 5 号	平成29年度名寄市一般会計補正予算（第8号）	— —	— —	30. 3. 27 原案可決
第 3 6 号	平成29年度名寄市食肉センター事業特別会計補正予算（第2号）	— —	— —	30. 3. 27 原案可決
報 告 第 1 号	専決処分した事件の報告について	— —	— —	30. 2. 26 報告済
報 告 第 2 号	名寄市国民保護計画の変更について	— —	— —	30. 2. 26 報告済
報 告 第 3 号	例月現金出納検査報告、定期監査報告について	— —	— —	30. 3. 27 報告済
意 見 書 案 第 1 号	地方公務員法及び地方自治法の一部改正における新たな一般職非常勤職員の処遇改善と雇用安定に関する意見書	— —	— —	30. 3. 27 原案可決
意 見 書 案 第 2 号	生活保護世帯の子どもたちの大学等への進学に関する意見書	— —	— —	30. 3. 27 原案可決
意 見 書 案 第 3 号	「TPP11」に係る十分な情報公開と国内農業対策を求める意見書	— —	— —	30. 3. 27 原案可決
意 見 書 案 第 4 号	洪水回避等を目的とした流量確保のための中小河川の河道掘削の予算の確保を求める意見書	— —	— —	30. 3. 27 原案可決
意 見 書 案 第 5 号	地方路線問題調査特別委員会での徹底した審議を求める意見書	— —	— —	30. 3. 27 原案可決
	閉会中継続審査（調査）の申し出について	— —	— —	30. 3. 27 決 定